

營

繕

第一章 政府營繕事業の統一と促進

——日華事変まで——

第一節 政府營繕制度の統一と改善

一 營繕管財局の設置と事業の統一

政府營繕事業を各省別々に行うことは、建築の規格構造を異にする点などから、工事費の上だけでなく、事務費、人件費においてもむだが多く、経費節約の見地からいって、単一の施行機関において統一的に施行するよう
に改めることが多年の懸案であった。

遠く明治三十五年第一次桂内閣時代に、この問題を政務調査会の議題に付し、同会主査、大蔵総務長官阪谷芳
郎の名において、成案を閣議に提出したことがあった。次いで、明治三十九年の第二十三回帝国議会でも、營繕
事業統一に関する建議案が可決されている。

自来、行財政整理の声が強くなるたびにその一策として提案されたが、各省中異議を唱えるものが少なく

なかったことなどのために、実行の域に至らなかった。

たまたま、大正十二年九月関東地方を襲った大震災は、皮肉にもこれを実現する機会を与えた。大正十三年六月成立した加藤(高明)内閣は、統一的營繕司掌機関として、大蔵省に營繕管財局を設置し、各省でやっていた營繕をある程度統一することとなったのである。大正十四年五月官制により設置された同局が、従来の大蔵大臣官房臨時建築課および臨時議院建築局から継承した主要な工事は、次のとおりであった。

議院建築 貴族院及衆議院庁舎其他復旧 印刷局庁舎及工場其他復旧 専売局所属工場其他復旧 神戸税関陸上設備 門司税関陸上設備 税務署庁舎其他復旧

また、各省から移替を受けた工事には、次のものがあつた。

内務省 神奈川県爆揮発物貯庫其他復旧

陸軍省 陸軍各部隊建造物復旧 千住製絨所建造物復旧

海軍省 海軍学校其他建造物復旧

司法省 裁判所復旧

文部省 帝国学士院新営

農林省 生絲検査所新営 水産講習所其他復旧

商工省 絹業試験所庁舎新営

通信省 通信官署其他新営

ほかに小規模の新営、修繕を含めて、移替額四千二百三十三万五千円であつた。

しかしながら、統一とはいっても、かなりの制約と少なからぬ例外があつた。それは以下の諸点であつた。

一、地域的にみて、營繕管財局の司掌する營繕は、大蔵省所管の建造物については、もちろん全国にわたり行うけれども、各省建造物については、東京府下および神奈川県下だけに限られた。

二、右の範囲に属するものであつても、すべて一般会計所屬のものに限り、特別会計所屬のものは、各省が従来どおり行つた。

三、右二つの例外に属する工事においても、大蔵大臣が各省大臣と協議の上、營繕管財局において司掌することができ規定があつたが、この規定により營繕管財局が司掌したものは、事実上ほとんどなかつた。

四、東京府または神奈川県において施行する各省所管建造物の營繕でも、建物の性質上その他の事由から、所管大臣が大蔵大臣と協議の上、各省において施行するものも少なくなかつた。

大蔵省と各省との間に覚書を作成し、各省において施行すべきものと定められたものは、次のとおりである。

一、陸海軍の軍機の秘密に属するもの

二、電信電話に属するもの

三、燈台および艦船に関するもの

- 四、神宮および神社の造営に属するもの
- 五、刑務所の建築に属するもの
- 六、各庁の小修繕で一廉三千円未満のものおよび小新営で一廉五千円未満のもの
- 七、その他特殊の事由により、各省大臣が大蔵大臣と協議して定めたもの
- 八、前記各号に掲げるものであつても、各省大臣が承認するときは、營繕管財局において行うことができる

と
浜口内閣は、財政緊縮の一施策として、現制度に一步を進め、營繕事業の統一範圍を拡張し、各省所管ないしは各特別会計所屬の營繕を、全国の地域にわたって統一的に施行することを企図した。諸外国の制度、特にイギリスの制度なども参考にした上、統一施行の理由としてあげられたのは、次の諸点であつた。

- 一、建物の規模、程度を一定し、建物の種類、階級に応じて適當のものにするから、各庁間における不権衡を改めることができること
- 二、營繕に関する経費（事務費および工事費）の節約ができること
- 三、財政經濟上の事情に応じ、營繕費を調節する場合に利便が多いこと
- 四、失業を防止するため、事業を調節する場合に利便が多いこと
- 五、契約の方式および工事監督の方針を画一して事務を簡略にし、また当業者に対して、広く公平を維持する

ことができ、工事の実績を良好ならしめる利益があること

六、營繕に関する學術技能の研究練磨に資することが多いこと

七、營繕事務を營繕管財局が司掌させることとすれば、同局は国有地の総括事務をつかさどる結果、營繕に密接な関係ある土地の購入、選定などに利便が多いこと

かくて、營繕事業の統一促進案が、昭和五年六月二十日行政刷新委員会の決議を経、次いで七月八日に閣議決定をみるに至つた。

閣議決定の覚書は、次のとおりであつた。¹⁾

營繕事業ノ統一ノ趣旨ヲ徹底セシムル為メ昭和六年度ヨリ左ノ如ク營繕管財局司掌ノ範圍ヲ拡張スルコト

一、營繕統一ノ地域的範圍ヲ東京府及神奈川県ニ止ムルコトナク内地各道府県全体ニ拡張スルコト

二、一般会計所屬ノ營繕ノミナラス原則トシテ特別会計所屬ノ營繕ヲモ統一範圍ニ加フルコト

三、建造物ノ性質其ノ他ノ事由ニ依リ従来各省ニ保留セル營繕ヲモ原則トシテ統一範圍ニ属セシムルコト

右三個ノ原則ニ対シテハ止ムヲ得サルモノニ付例外ヲ認ムル場合ニ於テハ極力最小限度ニ止ムルコト

(1) 大蔵省『昭和財政史資料』(一の六一)による。

しかるに、各省としては統一の例外を維持確保しようとする意見が強く、大蔵省の意見との間にかなり開きがあつて、両者の一致はかなり困難であつた¹⁾。

(1) 個々の營繕事業に対する各省と大蔵省との意見の間には、次のような相違点があった(前掲資料による)。

| 各省において例外を求めざる事業 | 同上に対する大蔵省の見解 |
|---|---|
| <p>外務省</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在外公館の營繕 2 対支文化事業特別会計の營繕中、支那において実施するもの 3 一廉一万五千円未満の小新営・一廉一万円未満の小修繕 | <ol style="list-style-type: none"> 1 全部統一すべきである。 2 全部統一すべきである。 3 統一を希望するも、一廉一万円未満のものは同省に留保してもよい。 4 その他特殊の事情により留保を希望するものについては、大蔵大臣と協議して定める。 |
| <p>内務省</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神宮・神社の造営 2 官舎の營繕 3 道路・港湾の修築、治水事業に属するもの 4 北海道における拓殖事業に属するもの 5 一廉一万五千円未満の小新営、一廉一万円未満の小修繕 6 その他特殊の事由により内務・大蔵両大臣が協議して定めたもの | <ol style="list-style-type: none"> 1 従来どおり省に留保させる。 2 すべて統一する。ただし、5の意見を是認するときは事実上同省に留保させることになる。 3 本項の營繕は一時的仮建造物であるから留保させる。 4 3、5の除外があるから、本項を特に掲げることには同意しがたい。 5 小新営・小修繕ともに一万円未満に限る。 6 本項は内務省の意見どおりとするも支障なし。 |

大蔵省

専売局、印刷局および造幣局等の各特別会計に属する營繕は、新営、修繕ともに一廉一万円未満のものに限り各省の司掌とする。

陸軍省

- 1 軍機の保持および軍事の特殊施設を要するもの、たとえば、要塞、軍隊、病院、戦用軍需品倉庫、火薬庫、特殊の研究(実験、製造)施設、航空に関する特殊施設、軍隊に準ずべき学校、陸軍造兵廠、衛戍監獄および陸軍運輸部ならびに戦時事変の場合における臨時構築物等
- 2 辺僻の地(島嶼とも)または陸軍部隊だけ孤立所在する土地にあるもの、たとえば、軍馬補充部支部の全部、聯隊区司令部、憲兵隊または築城部支部の一部等
- 3 左記の工事実施については、陸軍衛生材料廠工事の実績に顧み、一団の工事を兩所管にて分割実施することは、はなはだしく不経済なるのみならず、その実施を複雑ならしめ不便不利であるから、全部陸軍において実施することにした。

陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸軍衛生材料廠、陸軍兵器廠、要塞司令部

- 1、2については、軍機の秘密に属するものと認められるものおよび特殊の事由により、協議の上、統一から除外しても支障なしと認められるものは同省に留保させる。
- その実際上の区分は付属別表(略)による。
- 3 各本廠または本部に属するものはすべて従来どおりとし、支廠または支部に限り、庁舎、事務所等だけ単独実施の場合は、營繕管財局の司掌とし、他の軍事機密の工事と一団として実施する場合は、陸軍省の司掌とする。

各省において例外を求める事業

同上に対する大蔵省の見解

4 一廉一万五千円未満の小新営、一廉一万円未満の小修繕。

4 小新営、小修繕ともに一万円未満に限る。

海軍省

1 軍港、要港境域内における營繕

1 軍港または要港の境域中、海軍の衛兵または守衛をもつて特に警戒する地域は軍機の秘密に属するものと認め、該地域外における庁舎、官舎、病院、軍法会議、刑務所および普通の学校（兵学校、機関学校、経理学校等）はこれを統一すべきである。
2 軍機の秘密に属するものと認め、海軍省の意見に従う。
3 右に同じ。

2 防備部隊に属する營繕

3 戦時計画および兵器、軍需品の研究、実験、製造に関係ある營繕

4 一廉一万五千円未満の小新営および一廉一万円未満の小修繕

4 ともに一万円未満に限る。
5 特殊の事由により留保を希望するものは、大蔵大臣と協議すること。

司法省

1 刑務所の建築

2 小新営・小修繕ともに二万円未満のもの

1 同省の意見に従う。
2 ともに一万円に限る。
3 特殊の事由により留保を希望するものは、大蔵大臣と協議すること。

文部省

1 大学の營繕

2 震災復旧費に属する營繕、ただし高等商船学校分を除く

3 高等諸学校創設及拡張費に属するもの

4 気象台、緯度観測所等

5 一万五千円以下の小新営および小修繕

6 右により大蔵省移管となるべき營繕事務であつても、その予算は文部省所管に計上すること

1、2 統一すべきものと認める。
3 既定予算に属するものはほとんど終了に近いから留保させるが、将来はすべて統一すべきである。
4 統一すべきである。
5 一万円未満に限る。
6 同意しがたい。
7 特殊の事由により留保を希望するものは、大蔵大臣と協議して定める。

農林省

1 東京府、神奈川県以外の營繕および米穀需給調節特別会計所属の營繕で一廉五万円以下のもの

2 東京府、神奈川県における一廉一万五千円以下の新営および一廉一万円以下の修繕

1 2と同様の限度まで留保を認める。
2 ともに一万円以下に限る。
3 特殊の事由により留保を希望するものは、大蔵大臣と協議して定める。

商工省

1 東京工業試験所第六部（目黒町所在のもの）の營繕

2 一廉一万五千円未満の小新営および一廉一万円未

1 統一すべきである。
2 ともに一万円未満に限る。

| | |
|---|---|
| <p>各省において例外を求める事業</p> <p>満の小修繕</p> | <p>同上に対する大蔵省の見解</p> <p>3 特殊の事由により留保を希望するものは、大蔵大臣と協議して定める。</p> |
| <p>通信省</p> <p>1 通信現業局舎および特殊の設計施工を必要とする建築物の営繕</p> <p>イ 電信、電話ならびに郵便現業局舎の営繕</p> <p>ロ 郵便・電信・電話現業局舎増改築の営繕</p> <p>ハ 電気試験所および船舶試験所の営繕</p> <p>ニ 航空路設置に関する営繕</p> | <p>イ すべて統一すべきである。ただし、中央郵便局は完工に近いから、同省に遂行させる。</p> <p>ロ、ハ 統一すべきである。</p> <p>ニ 留保させる。</p> <p>ホ 統一の範囲内でも、一廉一万円未満の小新営、小修繕は留保を認める。</p> <p>2 特殊の事由により留保を希望するものは、大蔵大臣と協議して定める。</p> |
| <p>拓務省</p> | <p>通信省における1のホ、2に同じ。</p> |

大蔵省は各省との意見の調整に努めた結果、各省に保留するものは、ようやく次のように決まり、昭和五年十月十九日、覚書として閣議決定をみた。

- 一、神宮、神社の造営に属する営繕（内務省）
- 二、道路港湾の修築、治水事業に属する仮建造物の営繕（内務省）
- 三、軍機の秘密に属する陸軍の建造物の営繕（陸軍省）
- 四、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸軍衛生材料廠、陸軍兵器廠、要塞司令部の支廠または支部に属するもので、軍機の秘密に属する工事と一団として実施することを必要とするものの営繕（陸軍省）
- 五、軍港または要港の境域中、海軍の衛兵または守衛をもって特に警戒する地域内における海軍の建造物の営繕と、地域外における庁舎で、軍機の秘密に属するものと一団として実施することを必要とするものの営繕（海軍省）

（海軍省）

- 六、海軍の防備部隊に属する営繕（海軍省）
- 七、海軍の戦時計画および兵器軍需品の研究、実験、製造に関係あるものの営繕（海軍省）
- 八、囚徒を使役して実施する刑務所の営繕（司法省）
- 九、航空路設置に関する営繕（通信省）
- 十、一廉一万円未満の小新営および小修繕（各省共通）
- 十一、特殊の事由により、具体的事項につき、各省大臣が大蔵大臣と協議して定めた営繕（各省共通）

備考

1 現に存する各帝国大学および各官立大学に属する管轄の所管については、昭和六年における行政整理の際に、決定することとし、その時期まで文部省に保留すること。

2 電話交換拡張費、電信拡張及改良費に属する管轄の所管については、電信電話株式会社案に関係があるから、この決定はしばらく保留すること。

政府は、右閣議決定の趣旨に従い、昭和六年度予算から管轄事業統一の範囲拡張を実現し、その司掌機関として管轄財局の管轄関係部課を拡充すべく、官制を改正したのである。¹⁾かくて、政府管轄事業における管轄財局と各省との間の分掌区分は、ようやく実行に移され、終戦近くまで、ほとんど変更されなかった。

(1) 『昭和財政史』第二巻「財政機関」、一一一頁以下参照。

なお、昭和五年六月の閣議決定において、各省所管の特別会計に属する管轄をも、原則として統一範囲に加えることになったが、その法的措置として、第五十九議会に「特別会計ニ於ケル管轄費ニ関スル法律案」が提出され、成立した(昭和六・三 法律第九号)。その提案理由について、井上蔵相は次のとおり説明した。

「各庁の管轄事業に付きましては、行政事務の刷新及び経済化を図る為め特殊の事由あるものを除くの外は、総て管轄財局に於て統一して施行することに致しました。就きましては其統一せられたる範囲の管轄は、管轄財局の司掌に属することとなり、随て其経費は当該特別会計に於ては直接に之を施行し得ないこととなりました。然るに現行法規の下に於きましては、各特別会計所属の管轄に付きましては、概ね当該特別会計の支

第一表 普通管轄費における管轄財局司掌額の比重の推移

(単位 千円)

| 年度別 | 管轄費計(A) | 内普通管轄費(B) | 内大蔵省所管(C) | C |
|-------|---------|-----------|-----------|------|
| | | | | B |
| 昭和1年度 | 76,817 | 13,369 | 5,293 | % 39 |
| 2 | 73,032 | 22,334 | 12,487 | 56 |
| 3 | 71,076 | 23,586 | 14,337 | 61 |
| 4 | 74,111 | 20,751 | 7,258 | 35 |
| 5 | 47,220 | 13,933 | 7,463 | 54 |
| 6 | 28,899 | 11,103 | 7,570 | 69 |
| 7 | 28,910 | 11,882 | 7,624 | 64 |
| 8 | 40,545 | 16,428 | 11,903 | 72 |
| 9 | 48,708 | 17,615 | 13,049 | 74 |
| 10 | 63,953 | 12,987 | 8,261 | 64 |
| 11 | 54,315 | 16,445 | 10,648 | 65 |
| 12 | 60,643 | 24,247 | 17,806 | 73 |
| 13 | 62,042 | 19,876 | 13,519 | 68 |
| 14 | 72,351 | 26,914 | 16,574 | 62 |
| 15 | 90,841 | 47,833 | 30,323 | 63 |
| 16 | 102,341 | 40,904 | 22,697 | 55 |
| 17 | 132,267 | 54,491 | 34,671 | 64 |
| 18 | 158,898 | 58,320 | 39,313 | 67 |
| 19 | 258,585 | 106,127 | 29,109 | 27 |
| 20 | 500,248 | 91,898 | 25,050 | 27 |

備考：各年度決算書により作成。単位未満切捨(以下各表同じ)。なお、巻末統計第14表参照。

弁としまして、一般会計の支弁と為すことが出来ないのであります。仍て特別会計負担の管轄を一般会計に於て施行し得るの途を開く必要があります。当該管轄費の財源は当該特別会計より之を繰入ることとし、且つ

該繰入金は一般会計管轄費の施行に應じまして繰入るべきものでありますから、是が歳出豫算に於ける支出残額は、通次之を翌年度に繰越使用するの途を開く必要がありまして、本案を提出致しました次第でございます。¹⁾

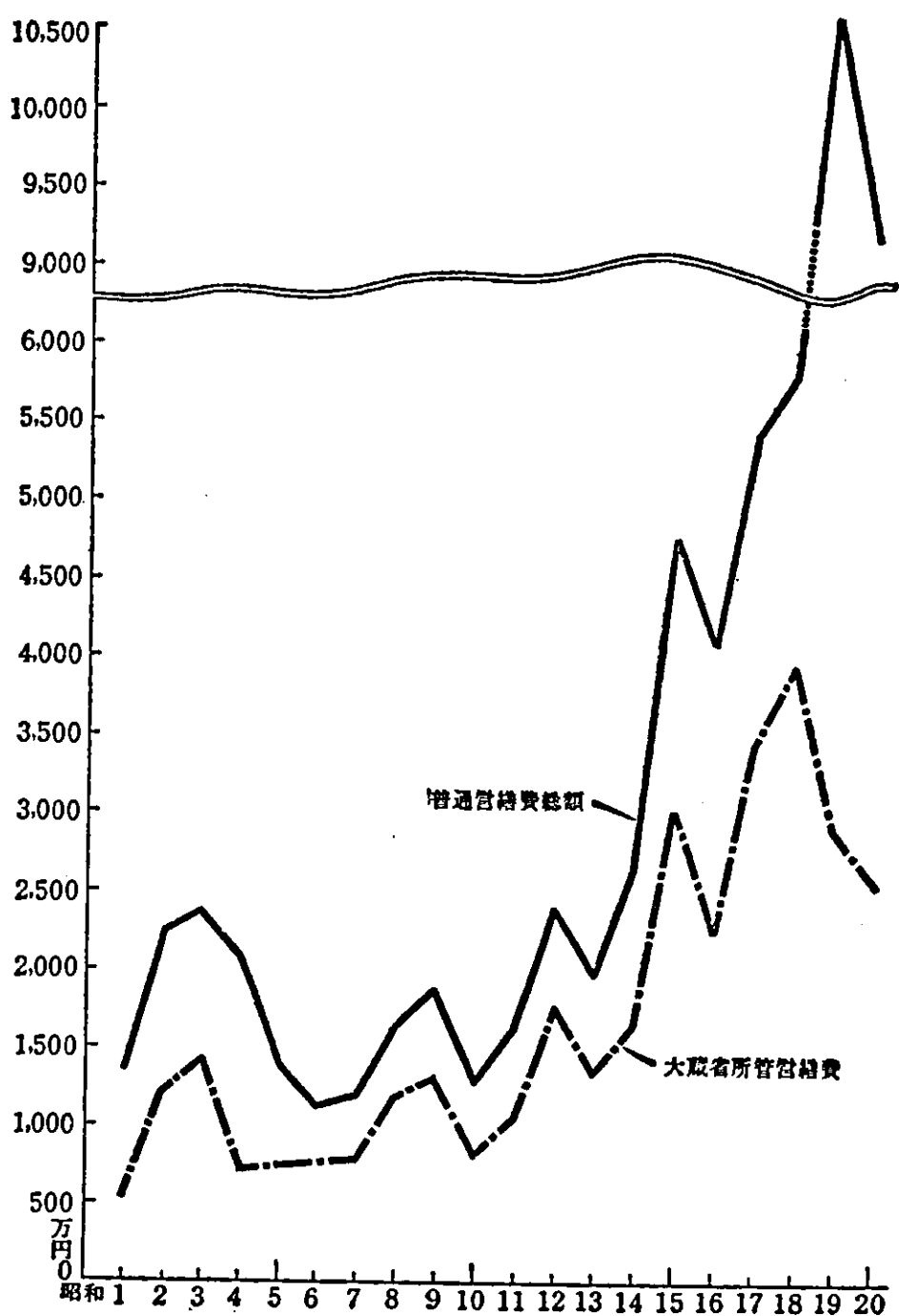
右に關し、津崎尚武議員が、

「管繕事業の統一は之をして行くことは勿論でありますけれども、今日特別会計所屬の管繕に要する経費のみを一般会計に繰入れると云うことを為さることは、管繕を統一して冗費を省くと云ふことのみではなくて、一般会計の缺陷を補填する目的で為されたものではありませんか。(中略)即ち管繕統一を根本的に行ふとするならば、それよりも或は行政整理をするとか、共同購入物件の統一をするとか、もっと重大なるものがある。(中略)一般会計に缺陷があり、其缺陷を補填する為に都合の好いやうな法律を今日出したのではないか。(以下略)」

と質問したのに対し、井上蔵相は次のように答えて、これを否定した。

「特別会計に管繕の豫算がありまして、之を管繕管財局に取りまして、同額の金を取って、それに相当する管繕をするのでありますから、餘計取って少く使って、それで、一般会計の財源の缺陷を補ふと云ふ風に出来て居りませぬ。唯何処に管繕の統一をする必要がある

第一図 普通管繕費（管繕費総額と大蔵省所管管繕費）の推移



かと云ふと、各省に技師を置き、各省に建築の事務官を置くことと云ふことを、管繕管財局と一緒に纏めて見ますと、大体の国の財政に少からざる節約が出来ると云ふ趣旨でありまして、³⁾(以下略) (傍点筆者)

(1)、(2)および(3) 昭和六年一月二十九日『第五十九回帝国国会衆議院議事速記録』、一五三頁、一五四頁および一五六頁七頁。

以上に述べた管繕制度統一の結果を管繕費の上からみると、普通管繕費総額に占める大蔵省所管額の割合は、昭和四年度三四%、昭和五年度五三%にすぎなかったのが、六年度六八%に上り、同年度以降はたいいて六〇%から七〇%となった(第一表)。普通管繕費総額の六、七割は、大蔵省管繕管財局の司掌する管繕事業に充てられることになったのである。同局司掌のうち最も大きな事業は、

議院と中央諸官衙の建築であったが、その他に、自省関係の印刷局、造幣局、税関、専売局などの管繕のほか、各省に属する管繕では、前述の各省に保留した例外を除き、一般的な種類の事業を担当した。すなわち、文部・陸軍・海軍諸省所管の学校、郵便局舎などであった。金額の上での、管繕管財局司掌の事業量は、前述のように六〇%から七〇%を占めたが、工事件数の上では、その統計を入手することは困難であるが、比較的少な

第二表 俸給事務費節減額 (単位 千円)

| 年度別 | 工事費額 (新規予算額) | 節約額 (工事費の1%) |
|-----|-----------------|-----------------|
| 昭和1 | 13,600 | 136 |
| 2 | 7,162 | 71 |
| 3 | 8,348 | 83 |
| 4 | 19,245 | 192 |
| 5 | 464 | 4 |
| 計 | 48,821 | 488 |

備考：工事費中には、その年度において成立した継続費については総額を計上し、敷地建物等の買収費は控除してある。

いものとみられる。また、普通管轄費（狭義の管轄費）、震災復旧関係管轄費、災害関係管轄費を含めた広義の管轄費に対する管轄財局の司掌した管轄費の割合は、はるかに小さい比重であった。

なお、大正十四年五月管轄財局の設置以来、管轄事業のある程度の統一施行の結果による管轄費の節減額は、同局調によれば、少なくとも昭和五年度に至る六カ年間に、千数百万円に上った。昭和五年一月、管轄財局は、節減額を俸給事務費および工事費にわかつて、次のとおり推算した。

第三表 工事費既定予算節約額

(単位 千円)

| 年度 | 項目 | 管轄費 | 震災復旧 及新管費 | 災害費 | 計 |
|--------|----|-------|--------------|-----|--------|
| 大正14年度 | | 14 | 44 | 45 | 104 |
| 昭和2 | | — | 3,009 | — | 3,009 |
| 3 | | 530 | 4,600 | — | 5,130 |
| 4 | | — | 758 | — | 758 |
| 5 | | 605 | 2,014 | — | 2,619 |
| 計 | | 1,149 | 10,426 | 45 | 11,621 |

備考：管轄費は主として神戸・門司両税関の陸上設備費である。

第四表 工事費新規予算節約額

(単位 千円)

| 年度 | 項目 | 中央諸官 建 築 費 | その他 | 計 |
|-------|----|---------------|-----|-------|
| 昭和4年度 | | 594 | — | 594 |
| 5年度予算 | | 2,236 | 75 | 2,411 |
| 計 | | 2,930 | 75 | 3,005 |

備考：その他は門司税関下関出張所、水産試験場庁舎等新管費。

第一に、俸給事務費において、同局設置の際、各省から移管を受けた予算において、工事費に対する俸給事務費の割合は、各省区々であったが、平均して六%強であった。これを五%と定め、一%の節約を図った。その結果、昭和元年度以降五カ年度間において、第二表のごとく、四十八万八千円を節約した計算

となる。

右のほか、予算成立後、中央諸官衙建築費の事務費において、昭和四年度予算で一万円、昭和四年度実行予算ならびに昭和五年度予算で六千円を節約した。

第二に、工事費において、同局設置の際の既定予算を千百六十二万円節約した（第三表）。新規予算の要求にあっても、既往の実績にかんがみ、約三百万円の節約を図った（第四表）。

二 請負契約方式の改善

管轄管財局は、事業統一の主旨に添うように、工事の施行にあたっては監督を厳正にし、管轄費の適正化と効率化に努めたが、なかんずく業者との請負契約締結方式に留意して、その改善を図るところがあった。

議院建築は直営と請負との双方によったが、他の工事はほとんどすべて業者の請負であった。一般に会計法上は、請負契約の場合も一般競争の方法によることを原則としているが、事業の性質上、特に信用ある業者を厳選することの必要から、一般競争を避け、指名競争契約によった。常に詳細な業者のリストの作成に努めて選択に備えたが、請負業者としては、大蔵省の指名に入ることを名誉としたから、指名希望者も非常に多かった。工事の規模を基準とし、大、中、小工事と大体の区分をして、それぞれの区分ごとに業者のリストを準備し、その中から指名者を選んだ。中央諸官衙建築のごとき大工事は、ほとんど一流の大きな業者に請け負わせた。

契約にあたっては、予算のわく内における予定価格以下でなければ締結しない方針であったから、予定価格は絶対秘密にして、事前に業者に漏れることの防止については万全の注意を払った。

契約が成立した後、請負業者の工事施行にあたっては、監督を厳重かつ適正に行うことに努めた。營繕事業統一の主旨からいっても、大蔵省として他省に垂範の要があった。¹⁾

(1) 森本靖男(昭和一一・八―一二・一〇 營繕管財局総務課長)談、大蔵省昭和財政史談会速記録による。

右のような主旨から、營繕管財局は、昭和三年に官庁建築工事請負契約書案の改善を図った。従来の片務的色彩¹⁾をできるだけ改め、業界の要望を考慮して請負人の危険負担を軽減するなどの反面、官庁側の監督を厳正にする規定を入れ、当事者間の権利義務関係を明確化するなど、近代的な契約方式に一步前進させた。この新しい契約方式のモデルは、従来各官庁でまちまちであり、業者にとっても不便の多かった弊害を、ある程度改める一つの基準となった。

(1) この点について、『土建契約請負論』の著者は次のように述べている。

「しかもこの土建業は農村の低賃銀労働力を基盤とする歴大な下請組織をもち、国の直轄工事ですらその多くがその土建業との請負関係に依存していると云えば、わが国各種公共事業のおくれた性格が明らかになって来るであろう。この特質は土建業と官公庁との請負契約にあらわれている。それは従来『片務契約』と云われて、土建業界ではたえずその一方的な性質の是正を要求して来たものであった。官公庁との土建契約は双方に権利義務の関係を伴う近代的契約ではなく、発注者たる官公庁は工事に無限の監督権をもち、しかも工事代金の支払いを時期的に明確に義務づけられてい

ない。また請負人は工事上の危険負担を最大限度に負担しなければならず、工事の変更、中止、契約の解除は一方的になされる。しかも土建業は前述のおくれた性格から、出血工事でも官公庁の工事は名譽として請負い、その損失は工事の手抜きやごまかし、または他の工事のヤミ利得で補うという投機的な行為をくりかえしていた。」(川島武宜・渡辺洋三『土建請負契約論』、昭和二十五年刊)

なお、『日本資本主義講座』V 三 戦後財政の実態 IV 公共事業費(島恭彦執筆)(昭和二十八年刊)二九四頁参照。

従来の工事請負契約方式は各省庁区々であり、全く統一を欠いていた。それを次に見よう。

一、工事受渡前に生じた損害

請負人の負担とし、官の責めに帰すべき事由があるか、または稀有の天災事変等に起因する場合の損害に除外例を認めているもの——鉄道省、復興局、農林省

例(鉄道省) 第三条第二項 工事受渡前ニ生シタル損害ハ乙ノ負担トス但シ甲ノ責ニ帰スヘキ事由アルトキ又ハ稀有ノ天災事変ニ起因スル既済部分ノ損害ニシテ甲カ重大ト認ムルモノハ此限ニ在ラス

いかなる場合にも請負人の負担としているもの——大蔵、外務、海軍、逓信、陸軍、宮内各省

例(大蔵省) 第十四条 前条引渡前ニ生シタル損害ハ総テ請負人ニ於テ之ヲ負担スヘシ其引渡ヲ要セサルモノニシテ検査終了前ニ生シタル損害亦同シ

二、延滞賠償金計算の基準に関する条項

(イ) 工事遅延の場合における延滞賠償金を計算する基準金額を請負金の全額とするものと、(ロ) 請負金額から受

渡しの完了した既済部分を控除した残額を基準として計算するものがあつた。

(イ)——農林、逓信、陸軍、大蔵各省

例(大蔵省) 第十二条第一項 請負人本契約ノ期間内又ハ第十三条第三項ノ期間内ニ工事ヲ完成セサルトキハ遅延賠償トシテ遅延日数ニ応シ一日ニ付請負金高千分ノ二ニ相当スル金額ヲ指定ノ期間内ニ納付スヘシ

(ロ)——鉄道、外務、海軍各省、復興局

例(鉄道省) 第十八条第二項 前項ノ事由ナクシテ期間内ニ竣功セサルトキハ甲カ契約ノ解除ヲ為ス場合ノ外乙ハ検査中ノ日数ヲ除キ延滞日数一日ニ付当初請負金額ノ五百分ノ一ヲ遅滞料トシテ甲ニ支払フヘシ但シ第三条第一項但書及第十六条ニ依リ受渡ヲ為シタル部分竝第十七条ニ依リ契約解除部分ニ対スル金額ハ之ヲ除ク

三、官側の事由によつて工事の全部または一部につき契約の解除を申し渡した場合

損害を補償するもの——鉄道、海軍、陸軍各省、復興局

なんらの規定を設けないもの——大蔵、農林、宮内各省

四、官側の都合により工事を一時中止した場合に生ずる損害負担

中止期間が六カ月以上に及んだ場合補償する——鉄道省、復興局

契約期間の二分の一以上に達したとき契約を解除しうる——大蔵省。その他の省には規定がない。

五、遅延賠償金

一日につき当初請負金額の千分の二——宮内、大蔵、鉄道、内務各省

一日につき請負金額の千分の一——農林、商工、司法、文部、内務(道路工事執行令によるもの)各省

一日につき残工事金高の千分の五——外務省

一日につき請負金額の二百分の一——逓信省

一日につき請負金額に対し次の割合——近衛師団

一万円未満 千分の三、五万円未満 千分の二・五、十万円未満 千分の二、拾万円以上 千分の一・五

一日につき未了数に対する千分の二——陸軍造兵廠

一日につき次の割合の金額を契約代価から減少する——海軍省

契約金額五千円未満のとき 延滞部分に対する代価の 千分の二

同 一万円未満 " 二千分の一

同 五万円未満 " 三千分の一

同 五万円以上 " 四千分の一

六、保証人

要するもの——宮内、大蔵、外務、文部各省、近衛師団

要しないもの——内務、鉄道、逓信、農林、司法、商工各省、復興局、陸軍造兵廠

七、既成部分に対する支払代金

十分の九とするもの——内務、鉄道、通信、大蔵、農林、商工、司法、外務、文部各省、復興局、近衛師団

十分の八とするもの——内務省（道路工事執行令によるもの）

十分の七とするもの——宮内省

指令の範囲内とするもの——陸軍造兵廠

八、工事完成後請負人保証期間

規定のないもの——宮内、通信両省、陸軍造兵廠

規定のあるもの

(イ) 六カ月——内務省

(ロ) 木造のもの一カ年、その他二カ年——鉄道省、復興局

(ハ) 一カ年——大蔵、農林、司法、商工各省

(ニ) 五カ年——外務省

九、入札保証金

入札保証金を徴収しないもの——鉄道、大蔵、陸軍（造兵廠を除く）、宮内、司法、通信各省

入札保証金を徴収するもの 入札金額の百分の五以上——文部、農林、商工、外務、内務（ただし道路法によ

るものは百分の三以上）各省

十、契約保証金

契約保証金を全然免除するもの——鉄道、宮内、陸軍（造兵廠を除く）各省、復興局

契約保証金 請負金額の百分の十以上を徴収するもの——大蔵、内務、文部、外務、農林、商工各省

契約保証金を請負金額に応じて逡減するもの——通信省

このように不統一な契約方式に対し、業界から次のような要望があった。

まず、物件引渡しを了するまでの危険はすべて請負人の負担とする条文があるが、これに対し不可抗力による危険のごとく請負人の不注意怠慢となら関係のない場合の危険の負担と、担任官の都合により通常検査をすべき相当の期間を遷延した場合も、その間の責任を免れないという規定は不合理であり、双務契約の主旨に反するとして、その免除を望む請願があった。民間工事の場合にはすでに除外されている条項であり、民法第五百三十四條第一項の規定に添わないものであるとの理由から、全国土木建築請負業者五千六百余名全員一致の決議によるものとして、次の要綱の請願があった¹⁾。

工事請負危険負担之儀に付請願

一、不可抗力に原因する危険は請負人の負担より免除せられたき事

二、工事竣工届出の日より起算し通常検査を終了し得べかりし期間を経過したるときは凡ての危険を全免せら

れたき事

(要旨略)

大正十四年十月二十一日

日本土木建築請負業者聯合会会長 清水 釘吉

さらに、「各省工事契約申請負人責任負担の条項改正統一の儀に付御願²⁾」として、前述の大正十四年十月の請願の採択を再度願ひ出た。同時に、契約方式が各省区々である点の改正を要望した。すなわち、

(前略)尚現行各省契約か同一政府の下に行はるる契約と思はれざるまでに区々不統一を極め某省の契約は稍双務的に近き御精神を看取し得らるるに拘はらす某省は全く隔世の感ある片務的責任を強ゆる等政府当業者を遇するの道何れに在るやを窺ひ得ざるものあり当業者亦従て其従業員をして契約の各項に通曉訓練せしむるに由なく当惑罷在候切に此不便を一掃して各省同仁の御精神に悦服せんことを希ふものに御座候

公衙竝に民間諸会社等其契約多くは範を政府に採り而して其不合理更に甚しきものあり請負業界の廓清せられざる其因概ね茲に存す(以下略)

昭和二年 月 日

日本土木建築請負業者聯合会会長 大林 義雄

また、土木建築請負工事入札ならびに契約保証金免除に関し、業界代表名をもって次の願ひ出³⁾があった。

政府御施行に係る請負工事の入札竝に契約保証金免除に関し大正十一年一月勅令第一号を以て公布相成候会計規則第百十三条第二項及同則第八十八条の精神を広く適用せられ其御実施の一日も速かならんことを曾て陳情請願仕り御清鑒を仰き候処今に願意御採納の榮に浴する能はざるは洵に遺憾とする所に御座候
凡そ事業経営上の要諦は多岐に亘ると雖も就中事業資金運用の敏活円滑を計るに非らされは決して大成を期する能はず是れ等しく識者の認むる処にして殊に土木建築請負業の如き多額の資金を頻繁に運用すべき性質の事業にありては其消長に直接多大の影響を及ぼすへき最も緊要の事項と存候

然れば既に政府に於ても時勢の進運に順応すべく会計規則の改正を公布せられたる以上其法文を適用し速かに之を実施せらるるは改正規則の精神を如実に發揮せしむる所以にして延いて斯業界の発展を促進し工費の低廉を招き国家経済に資する処尠少なからざるを確信する次第に御座候

元来一般競争入札の場合に於ても当面の工事を完成するに充分の措信を必要条件として当業者の資格を制限し敢て無条件に参加を許さざる現制度の下に在りては資格其のものか業に保証を表示せるものなれば重ねて物的保証の提供は恰かも屋上屋を架するに等しければ速に其改正を切望し別に請願する処あるへしと雖も少なくとも会計法規に指示せられたる条項は其法文に則り切実に之を活用せられ度即ち指名競争入札の際に於けるか如く註文者の自由裁量に依り信頼するに足る請負人を選定し得べき場合に於ても尚且つ保証金を徴収し矛盾せる制肘を加へために事業の発展を阻止せらるるか如きは実に浩歎の至りに御座候

而して注文者の審査詮衡に因り指名せられたる請負人か請負契約を締結するに膺り其信用経歴等は指名の当初に於て注文者の熟知せらるる以上更に契約保証金を徴せらるるか如き理由の毫も存せざるは自明の理に御座候如上の次第に付保証金の徴収は徒らに物質的拘束により非理の圧制を請負人に強ふるものにして合理的双務契約の本旨に悖り矛盾撞着も甚たしく且つ時代の趨勢に逆行し相当資格信用ある請負人の承服し能はざる次第に御座候

要之政府に於て会計規則を改正せられたる以上は旧套を打破し直に以て現行法文の条項を適用せられ保証金免除の緊急御実施あらんことを切望する所以に御座候何卒御清鑒を賜ひ願意御採納の程偏に冀ひ度茲に当聯合總會一致の決議を以て重ねて請願仕候也

尚前回請願書御参考の爲め添付致候

敬具

昭和二年 月 日

日本土木建築請負業者聯合会会長 大林 義雄

(1)、(2)、(3) 大蔵省『昭和財政史資料』(一の六〇)による。

このような要望にこたえて、管轄管財局の試みた建築工事請負契約書改正案のおもな点は、次のとおりであった¹⁾。

(1) 契約書の改正案文(抄録)は巻末資料に掲げた。

一、契約全体を通して片務的色彩を薄めたこと

(イ) 契約条項の用語を、なるべく対等文句を用いるように改めた。たとえば、「何々スヘシ」「何々ヲ命ス」等の命令的文句を避け、「何々スルコトヲ要ス」「何々ヲ請求ス」などと改めた。

(ロ) 従来のような政府の一方的意思表示により、請負人に対して義務を課し、これに対しなんらの異議をも申し立てさせないような規定を避け、原則として双方の同意によるものとした(第十五条)。

(ハ) 政府の過失または怠慢に基く場合には、一定の事故に対し請負人に責任のないことを明示した(第十条第五項、第十一条第三項、第二十二條第二項、第二十八條)。

(ニ) 政府の行為または請求により請負人に不利益を生ぜしめた場合には、一定の事由を限り、請負人に対し損害賠償の請求権を認めた(第三十一条)。

(ホ) 請負代金支払の時期を明文で定めた(第三十二条)。

二、危険負担につき請負人の責任を軽減した。

(イ) 交付品の滅失毀損に対する請負人の責任を、請負人に過失があった場合だけにとどめた(第九条ノ二)。

(ロ) 稀有の天災事変の場合には、これによる損害を政府と請負人とが分担するの道を開いた(第四十一条別案)。

三、当事者間の権利義務関係をできるかぎり明確にした。

- (イ) 請負の目的物の所有権移転時期を明確にした(第十三条)。
 - (ロ) 危険負担の内容を確定した(第四十条、第四十一条)。
 - (ハ) 保証金を政府の所得とすべき場合を明記した(第二十條、第三十四条、第三十八條第二項、第四十一条第二項、第四十二条)。
 - (ニ) 工事関係者の行為を請負人の行為とみなし、責任の帰属を明らかにした(第九条)。
 - (ホ) 現場係員の責任を明らかにするため、その氏名を請負人に通知することとした(第二条)。
 - (ヘ) 既済部分の使用ができることを明記した(第十七条)。
 - (ト) 理論上当然と認められる事項についても、なおこれを明確にするために特に規定を設けた(第三条、第九條ノ二第三項、第十八條、第十九條、第三十條、第三十七條)。
- 四、契約の遂行を完全ならしめるため、監督の厳正化に関する新たな規定を設けた。
- (イ) 就業時間の届出をさせることにした(第五条)。
 - (ロ) 下請負に関する規定を設けた(第七条)。
 - (ハ) 契約不履行の場合に応ずる各種の手段を講じた(第二十條、第二十五條)。
 - (ニ) 瑕疵担保の期間を適当に改正した(第二十七條)。
 - (ホ) 保険に関する条項を設けた(第四十二条)。

- (ハ) 既済部分を第三者に売却し、または担保に供することを禁じた(条外)。
- (ロ) 保証金の填補の規定を設けた(第三十五條)。

五、請負人の負担を適当に軽減した。

- (イ) 指名競争または随意契約の場合には、保証金徴収の原則を緩和する。
- (ロ) 引渡済の完済部分に相当する請負金額を、延滞金算定の基礎から除いた(第二十條第二項)。

しかし、ある種の認定権を政府に留保する規定なども、片務的傾向のある条項であるが、政府としても不当な認定をするようなことのないよう、かつ争いを避けて工事を迅速に進行させる必要のある点を理由として、改正案においても、依然この原則を維持した。

第二節 営繕費の推移

一 営繕費の一般的推移

一般会計歳出総額に占める営繕関係費の割合を算定すると、昭和元年度から四年度までは三・九%から四・八%の間を上下していた。金額において毎年度七千万円台、最も多かったのは、昭和元年度の約七千七百万円であって、同年度の一般会計歳出総額十五億七千九百万円の四・九%を占めたのである(四五三頁の第二十七表参照)。

これは、おそらく、終戦までの日本の政府営繕史上のピークであって、大正末期から昭和初期にかけて、官庁営繕がいかに進行せしめられたかを物語っている。

しかるに、この割合は、昭和五年度の三・三%から急に低下して、六年度一・九%、七年度一・五%へと一%台となった。前に述べたごとく緊縮財政の結果、営繕費の節約が行われたからである。

昭和八年度から上向いて、同年度一・八%、九年度から十一年度に至るまで二%台であった。特に、昭和十年度は六千三百万円に上り、一般会計歳出総額二十二億六百万円に対し三%弱を占めた。これは、風水害対策としての災害費中の営繕費四千三百万円の多額を計上することを余儀なくされたからである。

営繕費の所管省別の推移をみると、大蔵省所管が最も多いが、次いで陸・海軍省所管が多い。くわしくは、巻末統計第十四表について見られたい。

昭和元年度から十一年度に至る間の営繕関係費総額を推算すると、およそ六億千百万円であった。この財源をいかに調達するかは、年々問題であった。一般財源によることは努めて避けた。昭和六年度以降、特別会計所属の営繕を、営繕管財局所属の一般会計歳出として施行するように改めたが、この場合、当該特別会計からの繰入財源によった。特に中央諸官衙建築費は、国有財産整理資金特別会計からの繰入れによってまかなう建前であった。すなわち、国有財産、主として国有土地を整理払下げした代価によって建てる意図であった。しかしながら、それだけではもちろん不足したから、営繕事業のテンポは、常に一般会計の状況に支配されたことは言うまでもない。

1 震災復旧営繕費（昭和四年まで）

前にみたとおり、一般会計における営繕関係諸費は、昭和四年度までは年々七千万円をこえる高額を続けた¹⁾。一般会計歳出総額に占める営繕関係費の割合は、昭和元年度四・九%、二年度四・一%、三年度三・九%、四年度四・三%に上った。

(1) 『昭和財政史』第三卷「歳計」、八九頁参照。

このような高額を続けた理由は、震災復旧営繕費が、昭和元年度五千五百万円近く、二、三、四年度なお四千万円前後に達したからである。すなわち、陸・海軍省関係の諸建物の復旧ならびに新営をはじめとして、郵便局など逓信省関係、学校建物等の復旧ならびに新営費が多額に上ったのである（第五表参照）。

普通営繕費も、二年度二千二百万円、三年度二千三百万円

第五表 震災復旧営繕費 (単位 千円)

| 年度別 | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 計 | 順位 |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|----|
| 省別 | | | | | | |
| 外務省 | 0 | 99 | 0 | 0 | 99 | ⑩ |
| 内務省 | 2,259 | 796 | 745 | 583 | 4,383 | ⑦ |
| 大蔵省 | 6,569 | 5,224 | 7,039 | 9,370 | 16,832 | ⑤ |
| 陸軍省 | 8,005 | 9,951 | 12,932 | 15,273 | 45,662 | ① |
| 海軍省 | 7,454 | 9,900 | 6,785 | 5,179 | 29,318 | ③ |
| 司法省 | 961 | 1,103 | 1,077 | 760 | 3,901 | ⑧ |
| 文部省 | 2,036 | 5,594 | 5,715 | 8,000 | 21,345 | ④ |
| 農林省 | 157 | 120 | 59 | 94 | 430 | ⑨ |
| 商工省 | 460 | 481 | 532 | 255 | 5,728 | ⑥ |
| 逓信省 | 26,629 | 7,370 | 4,532 | 4,002 | 42,533 | ② |
| 計 | 54,534 | 40,543 | 39,045 | 43,521 | 177,653 | |

備考：各年度決算書により作成。

をこえたが、そのおもなものは大蔵省所管、なかんずく管轄管財局が司掌する中央諸官衙建築費ならびに議院建築費であった(第六表)。

しかし、震災復旧管轄費に比べれば、普通管轄費はその二分の一ないし三分の一にすぎなかった。また、災害関係管轄費はいっそう少なかった(第七表)。

第六表 普通管轄費中大蔵省所管の占める割合
(単位 千円)

| 区 分 | 年度別 | | | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 総 計(A) | 13,369 | 22,334 | 23,586 | 20,751 | 13,933 |
| 内 大蔵省所管(B) | 5,293 | 12,225 | 14,377 | 7,258 | 7,463 |
| 内 { 中央諸官衙建築費 | 827 | 6,958 | 8,502 | 1,435 | 3,253 |
| 議院建築費 | 1,443 | 1,716 | 1,977 | 1,802 | 2,597 |
| 計 (C) | 2,271 | 7,674 | 10,479 | 3,237 | 5,850 |
| B/A | 39% | 54% | 61% | 34% | 53% |
| C/B | 43% | 57% | 72% | 44% | 78% |

備考：前表に同じ。

第七表 管轄費種類別推移
(単位 千円)

| 種類別 | 年度別 | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 |
| 普通管轄費(A) | 13,369 | 22,334 | 23,586 | 20,751 |
| A/D | 17.4 | 30.6 | 33.2 | 28.0 |
| 災害管轄費(B) | 8,813 | 10,154 | 8,444 | 9,838 |
| B/D | 11.6 | 13.9 | 11.9 | 13.3 |
| 震災復旧管轄費(C) | 54,534 | 40,543 | 39,045 | 43,521 |
| C/D | 71.0 | 55.5 | 54.9 | 58.7 |
| 計 (D) | 76,817 | 73,032 | 71,076 | 74,111 |
| % | 100 | 100 | 100 | 100 |

備考：前表に同じ。

2 管轄費の節約(昭和五・七年度)

しかるに、昭和五年度には、管轄関係諸費は四千七百万円と半減し、さらに六年度、七年度とも二千八百万円に減少した。その一般会計歳出総額に占める割合は、五年度の三・三%から、六年度二・〇%、七年度一・五%と低下した。財政困難のために、毎年度のように、ことに浜口内閣以後には、震災復旧計画は繰延べ、繰越しが行われ、普通管轄費中には計画の中止となる件も少なくなかったからである¹⁾。

(1) 前掲書七二頁以下参照。

最も切詰めの大きかったのは震災復旧管轄費で、昭和五年度二千四百万円、六年度一千万円、七年度八百万円と逡減した。

普通管轄費は、五年度の千四百万円近くから、六、七年度千百万円と、事業の性質上、逡減の度は前者ほどには著しくない。

また、災害関係管轄費は五年度八百万円台、六年度七百万円近くに減少したが、七年度は九百万円近くに、かえって増加せざるを得なかった。

要するに、政府の緊縮財政方針に従って、管轄費は、震災復旧関係費の節減を中心として、五、六、七年度における低下が著しかった。

3 災害関係管轄費の著増(昭和八・十年度)

營繕関係諸費は、八年度になると、四千万円に復し、九年度四千九百万円近く、十年度には六千七百万円と急増した。しかし、一般会計歳出に占める割合は一・八%、二・二%、三・〇%と、實際額の増加よりは若干少ないとみられる。

満州事変突発、金輸出再禁止以後の財政インフレ政策への転換に伴なう歳計の膨張は、營繕関係諸費においては、さほど顕著でなかったわけである。

この時期の營繕費の増加は、災害関係營繕費の著増に基く。昭和八年度には七百万円台で済んだが、九年度千九百万円、十年度四千三百万円と激増した。これは、各地に起った風水害のために被害を受けた建物の復旧費を計上したからである。

また普通營繕費も、八年度千六百万円、九年度千七百万円と増加した。ただし、十年度は千三百万円近くに減ったのは、もっぱら災害関係費に多くをさかねばならなかったためである。

なお、震災復旧関係費は、八年度の千六百万円を頂点として、九年度以降は漸減し、十一年度には、その使命をほとんど終ったものとみられる。

二 營繕管財局司掌予算の経過

以上において、各省所管の營繕費の歳計中に占める比重とその種類内容の変遷について、一般的な考察をして

きたが、本項では、その中で、營繕管財局司掌の營繕費の内容について、予算面から、年度を追うて述べることにする。

昭和元年度の營繕管財局司掌の營繕事業は、議院および中央諸官衙の建築工事ならびに神戸・門司兩税関の陸上設備その他大震災火災の被害建造物の復旧工事等であつて、災害復旧工事を除き、その他はおおむね数年度にわたる継続工事であつた。

新規事業中おもなものをあげると、造幣局工場その他改築、専売局工場その他新営、横浜税関棧橋上屋新営、農事試験場建物その他新営であつた。

これら新規事業を含む昭和元年度營繕予算は、議院および中央諸官衙建築、神戸・門司兩税関陸上設備工事その他を内容とする營繕費七百四十三万五千余円、横浜税関上屋復旧工事およびその他多数の工事を包含する震災復旧費六百四十三万四千余円、絹業試験所庁舎および通信官署その他の復旧および新営工事を内容とする震災復旧及新営費二百三十五万七千余円、災害費十四万千余円、合計千六百三十六万九千余円であつた。そのうち震災関係營繕費は八百七十九万二千円に上り、營繕費総額の五五%を占めた。

翌二年度は、前年度からの継続施行ならびに税関および税務署等所屬の火災、風水害等による被害建造物の復旧工事のほか、新規の事業中おもなものは、諸官衙仮庁舎その他整備、海軍軍法会議および学校その他新営、印刷局工場その他新営などであつた。

予算額は、營繕費二千九十七万余円、震災復旧及新営費九百九十六万三千余円、災害費五十万二千余円、計三千百四十三万余円で、普通營繕費が最も多く、全体の三分の二近く計上された。

昭和三年度は、議会解散の結果、予算不成立となり、実行予算の編成をみたが、なお第五十五回帝国議会において議院建築費、中央諸官衙建築費ならびに災害費に対し追加予算として協賛を経たので、実行予算総額は、營繕費千百四十四万五千余円、震災復旧及新営費六百万円、災害費十九万二千余円、計千七百六十三万七千余円であった。

昭和四年度は、前年度からの継続施行のほか、陸軍砲工学校その他の災害による被害建物の復旧工事が主であった。新規工事のおもなものととして、憲兵司令部その他の新営、水産試験所庁舎その他の新営があった。

予算額は、營繕費千七百四十四千余円、震災復旧及新営費八百九十万九千余円、災害費四十五万余円、その他一万五千余円、計千九百六十六万余円であった。なお本年度は、財政上の都合により実行予算を編成し、実行予算額七百五十二万八千余円にすぎなかった。

昭和五年度は、前年度からの継続施行のほか、災害による被害建造物の復旧工事を司掌した。

五年度予算は、議会解散のため不成立となり、実行予算の編成をみたが、その額は營繕費五百二十七万二千余円、震災復旧及新営費三百三十九万八千余円、災害費七万三千余円、計八百七十四万四千余円であった。

昭和六年度營繕管財局司掌予算は、營繕費七百二十二万九千余円、震災復旧及新営費百九十六万余円、災害費

二万六千余円、計九百二十一万五千余円であった。そのうち、新規事業費としては、神戸税関和田岬検疫所新営費（二カ年度）、福岡簡易保険支局新営費（二カ年度）の二件であった。継続費以外の新規計上費は、煙草販売所新営費、中央気象台附属測候所改築費の二項であった。

神戸税関和田岬検疫所の新営は、神戸港と密接な関係を有する中華民国沿岸各地の伝染病に備え、防疫施設の充実を図るため、福岡簡易保険局の新営は、簡易保険業務の迅速な処理を期するため、熊本通信局区内福岡に支局を設置する必要に基くものであった。

昭和七年度からは、従来、臨時部における国有財産整理費および各種の營繕費中から支出されていた營繕管財局の経費を、營繕統一の充実に伴ない、經常部に移し替え、ここに同局の基本的組織が確定した。

本年度は、行政および財政の整理に伴ない、既定経費に節減を加え、既定計画事業の繰延べを行ったため、新規營繕費の計上はなく、中央諸官衙建築費をはじめ營繕費百四十三万余円を減少し、成立予算額は營繕費千五百八十四千円、震災復旧及新営費百九十三万三千円、計千二百五十一万七千円であった。

昭和八年度營繕予算は、營繕費千二百五十万五千余円、震災復旧及新営費二百八十一万八千余円、災害費八万余円、計千五百四十万四千余円と増加した。

八年度の新規継続費は次のとおりであった。

造幣局における鎔解・圧延工場および勲章工場新営の経費として総額百二十万円（本年度年割額四十万円）、燐

酸コデインの需要増加に伴ない、薬用アヘンの栽培のため衛生試験所の分場新営の必要に基く経費三十八万四千余円（本年度年割額十一万八千余円）、憲兵司令部、東京憲兵隊本部および麴町憲兵分隊庁舎新営の必要経費百一十一万九千余円（本年度年割額三十八万五千円）、簡易生命保険仙台支局設置新営経費百九十五万五千余円（本年度年割額五十万円）であった。

なお、継続費以外の経費としては、次のものが計上された。

煙草再乾燥場新営費八十四万三千余円、煙草販売所庁舎・倉庫等の新営または買収に要する経費二十九万八千余円、税務署新営費二十一万千余円、区裁判所新営費三十五万七千余円、警視庁に新たに常置される特別警備隊を収容する特別警備室の増築に要する経費十万円、盛岡地方裁判所庁舎焼失のため新営に要する経費十二万二千余円、少年法中保護処分に関する規定の施行地域の拡張に伴ない名古屋に設置される少年審判所および矯正院出張所ならびに矯正院の新営に要する経費二十三万九千余円、下関貯金支局庁舎の改築に要する経費十万六千余円、その他百二十四万四千余円、合計三百五十二万四千余円であった。

昭和九年度は、営繕費千二百一十二万一千円、震災復旧及営繕費二百三十二万二千円、災害費百三十八万二千円、計千五百五十二万六千円であった。営繕費中、新規継続費計上のおもなものは、専売局淀橋工場移転新営費（三カ年度）、大阪貯金支局新営費（三カ年度）、郵便局舎新営費（三カ年度）であつて、継続費以外の新規営繕費は、煙草販売所新営費、煙草再乾燥場新営費、専売用建造物補修費、税務署庁舎其他新営費、傷兵院新営費、区裁判所庁舎其他新営費であった。

口付煙草製造工場である東京地方専売局淀橋工場は震災で大破したが、両切工場として復旧の必要があり、その上、現在敷地は市街地のため、工場諸建物の新築、増築等が制限されているので、移転改築の経費として総費額八百十万円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額五十万円）。

大阪貯金局は事業の増進に伴ない局舎が窮屈になり、かつ建物が腐朽荒廃し、事務遂行上支障が少なくないため新築の必要があり、総費額三十八万六千余円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額七万三百余円）。既設郵便局中、局舎が腐朽しかつ窮屈になり、あるいは都市計画事業に伴ないその一部を切り取られる等のため改築の急に迫られた渋谷、熱田および淀橋郵便局新営の必要があり、このため総費額百十三万五千余円を本年度以降二カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額五十五万九千余円）。

継続費以外、営繕に関する経費の増加のうち、おもなものは煙草再乾燥場新営に要する経費四十二万千余円、煙草販売所のうち庁舎および倉庫等の新営ならびに敷地の買収に要する経費十三万四千余円、傷病院の移転改築に要する経費四十五万二千余円、千葉高等園芸学校農場建物の改築経費二十万余円、その他の新営および修繕に要する経費を含め、合計二百六十九万五千余円であった。

昭和十年度営繕管財局司掌予算は千百余万円であった。営繕費のうち新規継続費は、貴族院及衆議院議員専用飯庁舎其他新営費（三カ年度）、造幣局庁舎其他新営費（三カ年度）、専売局所属工場新営費（三カ年度）、簡易保険健

康相談所新営費（二カ年度）などであった。継続費以外の新規計上は、専売用建造物補修費、海軍航空本部庁舎新営費などであった。また、災害費の新規計上には、函館税務署庁舎ならびに函館地方裁判所、同区裁判所庁舎その他の火災復旧及新営費があった。

新規継続費計上のおもな理由は、次のとおりであった。

議院本館建設工事の完成に従い、貴族院および衆議院議員専用庁舎、図書閲覧室および新聞記者事務所等所要の仮建物新営費として、総額五十七万円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額十万円）。造幣局庁舎および工場のうち未改築部分の改築、特に地下室金庫の拡張設備のため、総費額二百十三万千余円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額十三万千余円）。年々「口付及刻煙草の嗜好は漸次両切煙草に転ずるの傾向著しく」既設煙草製造工場だけでは供給不足をきたすおそれがあるため、新たに両切煙草工場新営費として、総費額二百八十万円を本年度以降五カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額七十五万円）。簡易保険健康相談所借入庁舎中、窮屈な上採光換気が不十分で、執務上不利不便が著しいものの新営費として、総費額十六万三千余円を本年度以降二カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額十二万五千余円）。函館地方裁判所、同区裁判所庁舎その他の火災のための焼失による復旧及新営費として、総費額三十五万四千余円を本年度以降三カ年にわたる継続費とした（本年度年割額八万円）。

前記継続費以外、営繕に関する経費の増加は、海軍航空本部庁舎の新営に要する経費三十万円、獣毛輸入の需要増加により、名古屋港において検疫を開始するための検疫所新営に要する経費四万五千円、海軍経理学校の教室、講堂の不足、手狭のため、増築、新営に必要な経費五万円、国民体位の向上、堅実な国民精神の育成のための中央国民体育館の新営に要する経費十五万円、東北地方凶作防止の対策としての農事試験場に実験室その他を新営する経費八万五千余円、原蚕種管理実施計画に基づく蚕室その他新営に要する経費二十七万千余円、馬政計画による種牡馬増繁計画の繰上げに伴なう四国地方の種馬所新設に基づく庁舎その他の新営に要する経費八万二千余円、熊本通信局工務課鹿児島出張所庁舎は手狭で執務上の不便が多いため、庁舎および機械修繕室もあわせて新営するための経費五万円、長崎港内西泊南岸における通信省所属海底電線貯線池から海底電線布設船に対し電線の出納をするため、海中に綱索繫托設備を施す必要があり、これに要する経費八万五千余円、その他新営および修繕に要する経費百万二千余円、合計二百二十万千余円であった。

第三節 営繕事業の促進

一 議院建築

1 着工に至る経緯

議院建築は、当初、大正七年度から同十六年度に至る十年の継続事業として計画されたが、完工したのは昭

和十一年秋で、前後十九カ年を費した。かつてない大規模の工事であり、資材の調整に二カ年を要したことなども、完成の遅れた理由であるが、なかならず、関東大震災に際会して計画に支障をきたしたことから、緊縮財政の都合上しばしば年度割工事費の繰延べ、繰越しが行われ、工事の進行を妨げたことが、その大きな原因である。諸外国の事例をみても（第十三表）、此の種建築は、一般に長年月を費していることがわかる。

議院建築の準備調査に着手したのは、明治憲法発布数年前のことであった。明治十九年二月、外務大臣井上馨を総裁として臨時建築局が設けられ、計画を立てたが、明治二十一年六月、議會開設の直前、とりあえず仮議院の建築に着手し、同二十三年十一月、日比谷の一角に落成した。第一回帝國議會開会五日前のことであった。

この仮議院は、翌二十四年一月議會開会中に失火し、完工後数旬にして焼失したが、急ぎ再築し、同年十一月落成した。自来三十有余年を経過し、震災にはからくも災禍を免れたが、大正十四年九月、ふたたび失火、全焼した。あたかも第五十一議會開会直前のことでもあり、直ちに再築、同年十二月落成した。これが、本建築完工まで使用していた仮議院である。明治二十一年來三度建て直した木造建築であった。

本建築の準備については、すでに憲法定定当時、ドイツから専門家を迎え、また係官をドイツに派遣して技術的調査を進める一方、敷地としては、すでに現在の永田町一帯が候補地とされておいた。当時、欧米各国の議院を視察して帰朝した金子堅太郎（貴族院書記官長）は、「議院建築意見」なる一文を発表して、よろしく百年の大計を立て、日本独得の壮麗優美なものを建築すべきであるとした。

明治三十年に内務省に議院建築計画調査委員会が、同三十二年には内閣に議院建築調査会が、同四十三年には大蔵省に議院建築準備委員会が、さらに大正六年に、同じく大蔵省に議院建築調査会（会長 市来乙彦次官）が設けられた。このうち、明治四十三年の議院建築準備委員会で、議院建築の具体的根本方針が確立された。

(1) 委員長は大蔵大臣桂太郎、副委員長は徳川家達（貴族院議長）、長谷場純孝（衆議院議長）であった。大蔵省からの委員は、次官若槻禮次郎、主計局長橋本圭三郎、臨時建築課長妻木頼黄であった。

準備委員会で問題となったのは、第一に、技術上、建物重量一尺平方当り二トン半ないし二トン七分として、永田町一帯の地質がこれに耐えうるかということであった。井戸掘試験の結果、五階建は無理で、結局四階建ならよからうという結論を得た。

第二は、玉座の位置であった。貴族院と衆議院との中間に式場を設けて、ここに玉座をおくことが、衆議院側の希望であったが、経費の関係から、式場を特設することは中止し、結局、玉座は貴族院におくことに落ち着いた。

第三には、設計図の懸賞募集の問題があった。これは、伊東忠太委員の発案であったが、当初、大蔵省側として、若槻次官は強く反対を唱えて、この案は一応消滅した形であった。その後、大正六年の議院建築調査会で、世論の要望も強かったため、懸賞で募集することに決定した。

(1) 反対の理由は、委員会にたくさん専門家がおり、一流の建築家が応募できなくなるといふにあった。伊東委員らは、

老練の建築家必ずしも一流のデザイナーではないと主張した。

大正七年六月臨時議院建築局が設置されて、着工準備がいよいよ具体化の運びに至った。同年度予算に七百五十万円、十カ年の継続事業として計上された。同時に意匠設計の懸賞募集を発表した。応募数二十であったが、期待に添うものが出なかった。そこで第二次募集を行って、その締切を大正八年九月十五日とした。今度はなかなかよい図案も出たが、必ずしも委員会の構想に一致しなかった。結局、委員会で設計し直したが、懸賞募集が民間における斯業の奨励に与えた効果は、少なからぬものがあった。

2 工事の施行

旧幕時代、旗本永田一族が住んでいた伝えられる永田町の予定敷地¹⁾は、東京市内の中枢に位する最適の場所と目されたが、現存建物の移転その他の整地に二年近くの日数を費して、大正九年一月三十日に地鎮祭を行った。昭和十一年十一月の竣工式まで、実に十六年十カ月の歳月を要した。地鎮祭には総理大臣原敬以下千余名が出席し、臨時議院建築局長官(大蔵次官兼任)神野勝之助が鎮物埋奠の仮儀を行い、のち、大正十二年七月十八日、西野元長官のとき、その正儀を行った。

(1) 本敷地は、古図によると、慶長時代は単に士衆住居とあり、寛永年間に旗本永田某一族および浅野但馬守の下屋敷などがあった。その後、多少の変遷はあったが、永田、浅野の両家のみは永住し、明治に及んだ。永田町なる町名は、永田氏の居住によるものである。明治四年ころには、永田氏の屋敷跡は一時桑園、茶園となっていたが、浅野家の旧宅地

などとともに政府の所有に帰し、西寄上段の地は、わが民法の起草者、フランス人ポアソナードの住所となり、東寄下段には三条太政大臣の官舎があったが、まもなく前者はメキシコ公使館となり、さらに馬政局庁舎に変じ、後者は枢密院事務局および官舎として使用されていた(營繕管財局『帝國議会議事堂建築報告書』による)。

昭和二年四月に上棟式が行われた。若槻総理大臣、各大臣以下数百名が列席した。当時の營繕管財局長官は田昌大蔵次官の兼任であった。

大正十三年六月から昭和十年七月にかけて、鉄骨、鉄筋の本体が造られたが、施行経過の詳細は省略する。竣工式は昭和十一年十一月四日から七日間にわたって行われた。四日の修祓式には、馬場大蔵大臣、近衛貴族院議長、富田衆議院議長以下出席した。營繕管財局長官は川越文雄であった。翌五日には天皇陛下の行幸が、六日には各皇族、外国使臣の参観が、七日には祝賀式があり、三千余名が列席した。

この年の冬、二・二六事件が起って、陸軍の反乱部隊が議事堂を占領し、一部ガラスを破壊するなどのことがあったが、大事には至らなかった。議会政治の決定的衰勢の年に、その殿堂は、皮肉な運命を象徴するかのよう

に完成したのである。

3 議院建築構造の概要

まず敷地は、麴町区(現千代田区)永田町の高台をなす三角地帯であって、東南に向かって緩傾斜した場所である。すでにドイツ人技師によって、議院建築候補地として一応内定された土地であった。総面積二万九百四十六

第九表 議院建築費

| 年度 | 総費額 | 支出 | | | | | | | |
|-------------|------------------------------------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 大正7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 大正7 | 7,500 | 310 | 350 | 950 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 900 |
| 9 | 7,533 | 310 | 350 | 983 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 900 |
| 10 | 7,583 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 900 |
| 11 | 8,883 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,000 | 1,000 | 900 |
| 12 | 20,000 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 2,000 |
| 14 | 21,905 △ 1,905 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 大正15 昭和1 | 21,905 △ 1,905 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 昭和2 | 21,905 △ 1,905 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 3 | 29,905 △ 1,905 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 6 | 28,407 △ 1,905 × 3 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 7 | 28,407 △ 1,905 × 140 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 8 | 27,873 △ 1,905 × 140 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |
| 11 | 27,873 △ 1,905 × 140 ○ 35 | 310 | 350 | 983 | 1,050 | 2,300 | 1,044 | 2,000 | 880 |

備考：前掲書による。

総費額欄内における { △印は実行予算上の繰延額にして決算上の不
×印は実行予算上の節減額にして決算上の不
○印は昭和11年度計画変更による減額にして

改定支出年度割

(単位 千円)

| 年 | 度 割 | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | 大正15 昭和1 | 昭和2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 600 | 390 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 600 | 390 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 600 | 390 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 600 | 390 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1,961 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 500 | 500 | 620 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1,367 | 0 | 0 |
| 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 2,000 | 2,500 | 2,487 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,500 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1,487 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,500 | 2,000 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 1,487 | 0 | 0 |
| 1,500 | 2,000 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 1,750 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,300 | 1,239 | 0 |
| 1,500 | 2,000 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 1,750 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,300 | 1,239 | 0 |
| 1,500 | 2,000 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 1,750 | 1,400 | 1,260 | 1,260 | 1,170 | 1,115 | 0 |
| 1,500 | 2,000 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 1,750 | 1,400 | 1,260 | 1,260 | 1,170 | 1,115 | 0 |

用額 } を内書とする。
用額 }
決算上の不用額 }

予算総費額ならびに実行予算額 (単位 千円)

| 延額に 用額 | 同上節減額 | | | 昭和11年度計 画変更による 減額 | 不用額計 | 差引実行 予算総額 |
|-----------|-------|-----------|-----------|-------------------------|-------|--------------|
| | 計 | 昭和 6年度 | 昭和 7年度 | | | |
| 1,905 | 3 | 136 | 140 | 35 | 2,080 | 25,792 |
| 0 | * | 4 | 5 | 0 | 5 | 106 |
| 0 | 2 | 5 | 7 | 0 | 7 | 434 |
| 0 | * | 4 | 5 | 0 | 5 | 545 |
| 3 | 0 | 11 | 11 | 0 | 14 | 988 |
| 1,902 | 0 | 110 | 110 | 35 | 2,047 | 23,717 |

示す。

多年の懸案であった議事堂建築の議は、第四十回帝国議会において、大正七年度から同十六年度に至る十カ年度の継続費として、総費額七百五十万円の建築費予算が第八表に示した支出年度割額により認められ、実現の緒に着いた。

しかしながら、こうして成立した本費予算は、物価騰貴、建築意匠募集の結果および財政上の都合等により、しばしば改定が加えられた。予算改定の経過を略説すると、次のとおりである。

まず、大正九年度において増俸増給に要する経費（追加予算として八カ月分）三万四千円弱を追加し、総費額七百五十三万三千余円とした。同十年度においても、前年度と同一の理由により約五万円を追加し、総費額を七百五十八万三千余円とした。同十一年度においては、物価騰貴による不足額ならびに建築意匠募集の結果、坪数増加に要する経費として百三十万円を追加し、総費額を八百八十三万四千円弱とした。

同十二年度においては、物価騰貴のため、さらに十二年度以降の年割額に千百一十一万六千余円を追加して、総費額を二千万円とし、また事業

第十表 議院建築

| 項 目 | 総費額 | 実行予算上の繰 上して決算上の不 | |
|-------|--------|---------------------|------------|
| | | 大正 12年度 | 大正 13年度 |
| 議院建築費 | 27,873 | 905 | 1,000 |
| 勅任俸給 | 111 | 0 | 0 |
| 奏任俸給 | 442 | 0 | 0 |
| 判任俸給 | 550 | 0 | 0 |
| 事務費 | 1,003 | 0 | 3 |
| 工事費 | 25,765 | 905 | 996 |

備考：前掲書による。*印は千円未満のものを

二十一年度まで十五カ年度にわたる継続費とした。

かくて昭和時代に入り、昭和二年度に既定年割額工事費を繰り上げて五十万円を増加し、同三年度には、工事費不足額八百万円を追加し、総費額二千九百九十九万九千九百九十九円（実行予算額二千八百九十九万九千九百九十九円）とし、昭和十年度までの十八カ年にわたる継続費とした。

しかし、昭和六年度には、緊縮財政の方針により、約百五十万円の予算節約をなし、六年度以降四カ年度にお

を繰り延べ、継続年限を三カ年延長し、同十九年度まで十三カ年度にわたる継続費とした。同十三年度予算は成立せず、同十四年度において、十二年度分九十万五千余円、十三年度分百万円、計百九十万五千円を、十三年度予算実行上不用額とするとともに、これに相当する金額を後年度に追加し、かつ事業を繰り延べ、継続年限を四カ年延長して、同二十三年度まで十七カ年度にわたる継続費とした。続く大正十五（昭和元）年度においては、第五十回帝国議会における本工事速成に関する衆議院建築の趣旨により、工事の実況をも考慮し、同十八年度既定年割額のうち五十万円および同二十二年、二十三年度の既定年割額（二十二年二百万円、二十三年度百三十六万七千余円）を繰り上げ、継続年限二カ年を短縮し、同

第十二表 議院建築工事費支出額 (単位 千円)

| 科 目 | 予算額 | 流用増 △減額 | 予算現額 | 支出額 | 不用額 |
|------------------------|--------|------------|--------|--------|-----|
| 營 繕 費 (款) | | | | | |
| 議 院 建 築 費 (項) | | | | | |
| 工 事 費 (目) | 23,717 | △ 382 | 23,334 | 23,278 | 56 |
| 議院本館建築費 | 17,673 | △ 699 | 16,973 | 16,918 | 55 |
| 附属家建築費 | 316 | 50 | 367 | 367 | 0 |
| 門, 囲障其他構内設備費 | 347 | 63 | 410 | 410 | 0 |
| 暖房, 電燈, 其他諸設備費 | 2,700 | 277 | 2,977 | 2,977 | 0 |
| 工事用機械器具及仮設物 其他雜工事雜費 | 1,674 | 141 | 1,816 | 1,814 | 1 |
| 貴衆両院書記官長官舎新 築費 | 89 | 25 | 114 | 114 | 0 |
| 構外道路附替及舗装費 | 208 | △ 206 | 2 | 2 | 0 |
| 枢密院事務局其他移築費 | 708 | △ 35 | 672 | 672 | 0 |

備考：前掲書による。

このように、議院建築費予算は難航し、数回の改定が加えられた結果、大正七年度から昭和十一年度に至る十九カ年度の継続費として、予算総額二千七百八十七万三千余円となり、その実行予算総額は二千五百七十九万二千余円とな

たり、各年度既定額の一割五分を繰り延べ、継続年限を一年延長し、昭和十一年度までの十九カ年度にわたる継続費とした。さらに同七年度には、物価低落の傾向により、実行予算編成にあたり十四万円近くを、八年度約五十三万四千円を節減し、二千五百八十二万八千円となったが、同十年度において一部減額し、実行予算額は二千五百七十九万二千余円となった。予算改定支出年度割額を示せば、第九表のとおりである。

第十一表 議院建築費決算 (単位 千円)

| 科 目 区 分 | 項 目 | | | | | | | |
|--------------------|--------------|------------|------------|------------|-------|--------|----------------|-----|
| | 議 院 建 築 費 | 勅 任 俸 給 | 奏 任 俸 給 | 判 任 俸 給 | 事 務 費 | 工 事 費 | 東 京 市 交 付 金 | 賞 与 |
| 実行予算額 | 25,792 | 106 | 434 | 545 | 899 | 23,717 | 0 | 0 |
| 流用増△減額 | 0 | △ 2 | △ 80 | △ 104 | 158 | △ 382 | 221 | 190 |
| 昭和11年度末 予 算 現 額 | 25,792 | 103 | 353 | 440 | 1,146 | 23,334 | 221 | 190 |
| 大正7年度 | 122 | 5 | 4 | 7 | 41 | 57 | 0 | 5 |
| 8 | 337 | 7 | 8 | 12 | 96 | 201 | 0 | 11 |
| 9 | 541 | 9 | 14 | 21 | 46 | 439 | 0 | 10 |
| 10 | 997 | 11 | 18 | 26 | 54 | 872 | 0 | 13 |
| 支 11 | 1,229 | 11 | 19 | 34 | 62 | 1,078 | 0 | 23 |
| 12 | 930 | 11 | 23 | 24 | 65 | 789 | 0 | 17 |
| 13 | 1,768 | 10 | 26 | 28 | 75 | 1,606 | 0 | 21 |
| 14 | 985 | 6 | 21 | 19 | 51 | 871 | 0 | 17 |
| 大正15年度 昭和1年度 | 1,443 | 5 | 15 | 16 | 53 | 1,340 | 0 | 11 |
| 昭和2年度 | 1,716 | 4 | 17 | 17 | 54 | 1,598 | 0 | 23 |
| 出 3 | 1,977 | 4 | 22 | 23 | 64 | 1,848 | 0 | 13 |
| 4 | 1,802 | 5 | 19 | 33 | 46 | 1,593 | 91 | 12 |
| 5 | 2,597 | 5 | 24 | 41 | 59 | 2,335 | 129 | 1 |
| 6 | 2,602 | 4 | 24 | 33 | 57 | 2,480 | 0 | 2 |
| 7 | 1,708 | * | 15 | 23 | 42 | 1,626 | 0 | * |
| 8 | 1,118 | 0 | 17 | 16 | 28 | 1,051 | 0 | 4 |
| 9 | 1,408 | 0 | 19 | 18 | 26 | 1,343 | 0 | 0 |
| 10 | 1,113 | 0 | 17 | 17 | 18 | 1,059 | 0 | 0 |
| 11 | 1,089 | 0 | 21 | 26 | 187 | 853 | 0 | * |
| 12 | 343 | 0 | 0 | 0 | 13 | 230 | 0 | 0 |
| 計 | 25,735 | 103 | 353 | 440 | 1,146 | 23,278 | 221 | 190 |
| 不 用 額 | 56 | 0 | 0 | * | 0 | 56 | 0 | 0 |

備考：前掲書による。

*印は千円に満たないものを示す。

なお、「年功加俸及特別俸加給」「退職手当」の2項目は、両者を合しても千円に満たないので、紙面の都合上削除した。

第十三表 各 国 議

| 国 名 | 敷地坪数 | 建 坪 数 | 階 数 | 建 築 費 |
|--------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|--|
| 日：貴族院 本：衆議院 | 21,936.58 | 3,750 | 3 (一部4階 外に地階) | 円 25,735,977.36 |
| 英：上院 国：下院 | 12,055.0 | 5,268.0 内官舎 880.0 | 5 | 19,513,090.0 |
| 米：上院 国：下院 | 56,000.0 | 4,253.0 | 5 | 新 18,000,000.0 旧 4,865,690.0 新旧修繕庭園費とも 30,865,690.0 |
| ドイツ連邦議院 | 5,809.0 | 3,500.0 | 5 | 15,000,000.0 |
| ドイ イツ セン ン ブ | 9,612.0 | 3,675.0 外官舎 486.4 | 4 | 6,000,000.0 |
| 上院 下院 | | | 5 | 7,000,000.0 |
| 埃 国 | 6,860.7 | 3,996.3 | 5 | 約 9,000,000.0 |
| 上院 下院 | | | | |
| 匈 国 | 22,155.0 | 4,685.0 | 4 | 16,240,500.0 |
| 上院 下院 | | | | |
| 瑞 国 | 1,780.0 | 1,090.0 | 5 | 2,861,400.0 |
| 上院 下院 | | | | |
| 伊 国 下 院 | 3,920.0 | 2,620.0 | 5 | 予定増築費 4,400,000.0 |
| 仏 国 | (公園とも) 113,899.0 | 2,300.0 | 3 | 議案中のもの40,000.0 |
| | 15,197.0 | 2,640.0 | 3 | 改造費 2,973,500.0 |

備考：1. 仏国上院はルクサンプール宮を上院としたもの、同国下院はブル
2. 表は明治43年5月調のもの。ただし日本議院は現在の議院で、そ
おいて算出し、室の坪数は内法で算出した。面積、工費はすべて

院 比 較 表

| 工 事 期 間 | 様 式 | 議場 坪数 | 議 席 数 | 傍聴席数 |
|---|---------------------------|----------|------------------|------------------|
| 1918~1936 | 近 世 式 | 坪 225 | 460(最大635) | 770(内記者席 92) |
| | | 225 | 466(最大635) | 922(内記者席 90) |
| 1837~1856 | ゴ シ ッ ク 式 (パーベンディキュラー) | 108.5 | | 270 |
| | | 93.8 | | 283 |
| 新 1856~1891 旧 1793~1802 | ル ネ ッ サ ン ス 式 | 119.0 | | 92 |
| | | 214.0 | | 400 |
| 1884~1894 | ドイツ風を加味せる 伊国ルネッサンス式 | 179.0 | | 402 |
| 上院 1899~1904 中央部 1883~1898 下院 1883~1898 | 伊国ルネッサンス式 | 117.0 | | 266 |
| | | 222.0 | | 442 |
| 1874~1883 | ク ラ シ ッ ク 式 | 119.1 | | 上層 212 下層 477 |
| | | 156.9 | | 348 外記者席 200 |
| 1882~1902 | ルネッサンス式外観 を有せるゴシック式 | 209.3 | | 232 |
| | | 209.3 | | 430 |
| 1894~1902 | 伊国ルネッサンス式 | 62.1 | | 40 |
| | | 130.3 | | 162 |
| 旧 1650~1658 新1913年完成見込 | 近世式を加味せる伊 国ルネッサンス式 | 210.0 | (旧 398) 新 508 | 430 |
| 上院の分1615年建築 1862年議場落成 下院の分1826~1832 | 仏国ルネッサンス式 | 114.0 | | 320 |
| | | 149.0 | | 584 |

ボン宮を下院としたもの。伊国下院は宮殿を下院とし、これに増築中。
の数値は、營繕管財局『帝国議会議事堂建築報告書』による。建坪数は壁真に
本邦の単位に換算した。なお、階数は主要階数のみをかぞえた。

った(第十表)。財源のうち、昭和六年度以降の七百七十七万九千余円は国有財産整理資金特別会計から繰り入れられた。

かくて、議院建築費決算総額二千五百七十二万六千円弱、うち工事費二千三百二十七万八千円、事務費約百五十万円、人件費約百四十万円であった(第十一表)。工事費二千三百二十七万八千円のうち、議院本館の建築費は約千六百九十二万円であった(第十二表)。

二 中央諸官衙の建築

1 中央諸官衙建築の沿革

中央諸官衙の建築は、議院建築と並んで、營繕管財局が管掌した大規模な事業であった。

内閣庁舎をはじめとする政府諸官庁の建築は、大正十五年度着工以来、昭和十六年ころまでに、一部を残し、大体の計画を完了した。それは、大正十二年の震災後の復興計画、都市計画との関連のもとに、諸官庁を集中的に建設することをねらいとするものであった。中央諸官衙が隣接地域に集中している状態は、行政の能率化の上から、政府としても、また民間としても望ましいことである。したがって、この計画は明治以来の懸案であった。以下、その沿革をたどってみよう。

明治新政府は、さしあたり市内に散在する諸大名の屋敷跡を利用したが、中央諸官衙を集中的に新しく建築することは、明治六年以来の計画であった。明治時代に、司法省と裁判所と海軍省の三庁舎は新築されたが、その他の木造庁舎は、いずれも明治七年ないし明治二十四年の建築で、はなはだしく腐朽し、本建築の要に迫られていた。

そこで、大蔵省が主体となって、関係各庁との間にしばしば本建築に着手する折衝をなし、大正九年一月十五日、大蔵省に第一回中央諸官衙建築協議会を開催し、その実行計画について協議する運びとなった。協議の結果、第一期に会計検査院、第二期に内務、大蔵、陸軍、文部の各省、第三期に農商務省着工の順序で、五省一院の庁舎を整備する準備に着手した。

まず、大正十一年度に会計検査院の新築工事に着手し、在来の敷地、麴町区大手町二丁目の一部に仮庁舎を建築して、一時これに移転するとともに、在来の建物を取りこわして整地を行い、大正十三年度に本建築に着手の予定であったところ、はからずも関東震災に遭遇して、既存の中央諸官衙の大半をはじめ、この仮庁舎も旧庁舎も全焼してしまった。

そこで、とりあえずバラック建の仮建築をもって、大蔵省、内務省、文部省、農林省、逓信省等を、大体大手町付近に収容して、応急の措置を講じたのであった。

しかし、バラックでは、執務上支障が多いばかりか、中央諸官衙の本建築に関する具体的方針決定の遅速は、帝都復興計画の進行上影響するところが大きかったので、大正十四年十月、大蔵大臣を会長とし、関係各省係官、

(警視庁庁舎および外務大臣官舎建築費)を一年繰り延べ、昭和四年度までの継続費とした。さらに、本年度追加予算にソヴィエト聯邦大使館敷地取得費、東京府立第一中学校敷地其他買収費を計上し、総額千九百五十七万七千円に増加した。

(ハ) 昭和三年度

内務省および特許局の庁舎新営費、文部省庁舎および海軍大臣官舎の敷地(埃匈国大使館敷地)買収費等を追加し、二カ年延長して昭和六年度までの継続費とした。総額千九十五万八千円を要求したが、議会解散の結果、不成立に帰した。本年度追加予算において、文部省庁舎および海軍大臣官舎の敷地買収費として二百十三万円を追加し、総額二千百七十七万七千円となった。

(ニ) 昭和四年度

既定総額中六十万八千円を節減するとともに、内務省および文部省の庁舎新営費、海軍・農林両大臣官舎その他ならびに警視庁官舎の新営費を追加し、総額を三千三百九十九万九千円に増加し、三カ年延長して、昭和七年度までの継続費とした。

同年度追加予算において、伊国大使館移転用土地買収費其他として百三十一万三千円を計上し、総経費三千五百三十一万二千円に増額した。

しかし、本年度実行予算編成に際し、年割額中七十九万三千円を節約するほか、外務大臣官舎の新営工事を打

ち切ることにより、百八万七千円、内閣総理大臣官舎新営費残額十九万千円を節約することにした。

(ホ) 昭和五年度

本年度以降、既定総経費のうち二百六十五万六千円(内務省および文部省の庁舎新営費ならびに警視庁官舎新営費の一部、海軍・農林両大臣官舎新営費等)を節減し、総経費を三千二百六十五万六千円に減額するとともに、既定年割額の一部(内務省および文部省の庁舎新営費)を繰り延べる要求をしたが、議会解散の結果、不成立に帰した。

本年度実行予算において、年割額のうち二百六十二万七千円を節減し、百七十二万三千円を繰り延べることにした。さらに実行額を更訂し、年割額のうち四十二万円を繰り延べることにした。

(ヘ) 昭和六年度

本年度以降、既定総経費のうち百十五万八千円を節減し、特許局新営費等三百八十六万六千円を追加し、総経費を三千八百二十万千円に増額した。同時に、既定年割額の一部(内務省・文部省の庁舎新営費)を一カ年繰り延べて、昭和八年度までの継続費とした。

本年度実行額を更訂し、年割額のうち三十三万円を節減し、二十九万九千円を繰り延べた。

(ト) 昭和七年度

節減額五十五万四千円、追加額百十八万六千円(会計検査院庁舎、東京地方裁判所民事部庁舎等の新営費ほか)、総経費を四千十二万三千円に増加したが、議会解散のため成立しなかった。実行予算編成により、三十一万九千円を

節減し、十五万円を繰り延べた。

同年度第六十二臨時議会において、会計検査院庁舎新営費百十七万円、東京地方裁判所民事部其他庁舎新営費百十八万六千円、計二百三十五万七千円を追加した。

(イ) 昭和八年度

前年度(不成立)計画に基き、既定費のうち二十二万六千円を節減し、外務省及大蔵省庁舎建築準備費十五万円、外務省移転先仮庁舎補修竣移転費七万円、その他六十六万九千円を追加し、総費額を四千八十二万千円に増加した。

(ロ) 昭和九年度

内閣庁舎新営費二百二十四万円、大蔵省庁舎新営費六百四十万円、内閣並会計検査院庁舎敷地買収費百二十三万九千円、計九百八十八万円を追加し、総費額を五千七十七万千円とした。

(ハ) 昭和十年度

内務省警保局長官舎其他新営費十四万三千円、麹町区三年町所在民有地買収費二十七万二千円、計四十二万六千円を追加し、総経費を五千百一十一万八千円とした。

(ニ) 昭和十一年度

内閣庁舎新営費追加七十三万四千円、通信省庁舎新営費九百二十八万四千円、計千一万九千円を追加し、総費

額を六千百十三万七千円とするともに、継続年限を二カ年延長し、昭和十五年度までの継続事業として要求し、議会解散の結果、不成立に帰したが、同年度第六十九特別議会において成立した。

(ホ) 昭和十二年度

農林大臣官舎及附属官舎新営費二十八万円、同上敷地(麹町区永田町所在民有地)買収費五十三万円、計八十一万円を追加し、総費額を六千九百九十四万五千円とした。

3 各庁舎別の概要

次に、各庁舎別に沿革、工事経過、所要経費についてみよう。

一、内閣総理大臣官舎ならびに付属官舎

この敷地には、麹町区永田町二丁目の旧鍋島侯爵邸跡地¹⁾が適当として選定された。昭和二年十二月、本官舎の建築に着手し、同三年十一月末、その大部分を完成した。残部(主として日本館)も同四年三月末に完工した。付属官舎たる内閣書記官長以下の各官舎は、昭和三年四月以降順次起工し、昭和四年十二月に全部完工した。

(1) これらの官舎は、大正十五年一月の中央諸官衙建築準備委員会の議を経て、麹町区永田町二丁目一番地の旧鍋島邸の跡地の一部、一万二千四百七十三坪の地に新築されることになった。

この敷地は、寛永八年ごろに越後村上藩主内藤豊前守の邸地となって、明治維新に及んだが、明治初年に上地して官有地に編入され、明治五年に、日比谷練兵場の一部にあった鍋島侯の桜田屋敷と交換してから同侯の邸地となった。大

正十二年の震災により焼失後、大正十三年十二月、復興局は、潰地充当用として、この地一万六千九百二十五坪余を買収したが、昭和二年三月、京橋区木挽町八丁目の逓信省用地である九千七百七十三坪余と管理換して、大蔵省所管雜種財産に属していた。

完工した官舎は、鉄筋コンクリート建、一部鉄骨鉄筋コンクリート造りの二階ないし三階建、延坪千五百六十八坪余である。

内部は閣議室、総理大臣室、書記官長室、法制局長官室、秘書官室、大食堂などから成る。建築費百五十三万三千円であった。なお、書記官長官舎は延面積百八十八坪であった。

二、警視庁庁舎新営

警視庁の旧庁舎は大正十二年の大震災により焼失したので、急ぎ宮城前広場に仮庁舎を建築し、急場をしのいだ。しかし、執務上不便が少なくない上、帝都の警衛上にもさしつかえるので、中央諸官衙建築準備委員会は、中央諸官衙建築の手始めとして、麹町区外桜田町の桜田門寄り角地に、大正十五年度から、本庁舎の新営に着工することにしたのである。総経費五百六十九万六千円は、大正十五(昭和元)年度から昭和三年度に至る継続費として、第五十一回帝国議会において承認された。

(1) 敷地の沿革をみるに、慶長十年五月、浅野長政がこの地に邸を定めてから、万延元年桜田門外の変のころには、野田藩戸田淡路守と杵築藩松平市正の邸地があった。このうち、一部が内務省庁舎の敷地、一部が警視庁庁舎の敷地となったのである。明治初年官収後、翌二年の諸藩居屋敷取調のとき、侯爵浅野長勲へ下賜されたが、明治四年九月、兵部省

がこれを買上げ、陸軍教導団歩兵屯営、同砲兵屯営とした。その後、教導団が鴻ノ台に移転するまで、兵営であったが、大正十一年四月用途廃止、同年十一月大蔵省に引き継がれて、震災後は、一時逓信省の材料置場や市営バス車庫などがあった。

なお、警視庁の旧庁舎は、日比谷公園前の外濠に面した街角、後の第一生命保険相互会社の場所にあった。震災後は、宮城前広場に延長百五十間という長廊下の仮庁舎が建てられていた。

新庁舎は延九千二十四坪、高さ八十二尺、正面に百三十四尺の塔を備える。この塔は、当初の設計では宮城を見おろすようになるというので、原案よりも低くされた。また、警視庁庁舎の性質上、容疑人調室に容疑人に見えない特製のガラスを装置するなど、日本でははじめての工夫が施された。庁舎建築費四百一十一万八千余円であった。

警視庁官舎は、もと麹町区八重洲町一丁目にあったが、震災で焼失した。新敷地は、麹町区隼町一番地東京衛戍病院跡地二万四千四十八坪のうち、五千三百九十四坪の引継を受け、昭和五年十月着工、同六年に完工した。延四千八百十九坪で、総監官舎と奏任官官舎は木造二階建、判任官官舎は鉄筋コンクリート造り、アパート式であった。

三、文部省庁舎

敷地は麹町区三年町宮内省御料地東寄りの地域で、昭和六年七月上旬建築工事を請負に付し、同年十月地鎮祭、七年三月上棟式を行い、昭和八年七月完工した。

沿革をたどるに、明治十四年三月、麴町区竹平町に建てられた洋風二階建木造が、文部省の旧庁舎であった。震災で全焼後、昭和二年八月二十四日の委員会で新営が決定された。翌三年十二月、三年町の御料地四千九百十二坪の払下げを受け、内務省からの管理換地その他を加え、合計五千二百四十二坪を敷地とした。

右敷地は、寛永九年以来、延岡藩主内藤氏の邸地であった。維新後、官収し、明治四年、この邸宅を工部省に新設の工学寮庁舎とした。同六年、ここに工学校を新設し、次いで工部大学校と改称して本建築とした。明治八年十二月、工部省が廃止されて以来、文部省の所管地となった。翌十九年三月帝国大学が設置され、工部大学校はこれに合併された。その前月、神田区錦町三丁目所在の宮内省所管の学習院が焼失したので、文部省は宮内省と協議の上、同年七月両地を交換したため、宮内省の所管に移った。学習院は、工部大学校校舎を改築して使用したが、手狭なので、四谷区尾張町の御料地に校舎を新築して、明治二十三年に移転した。その跡は、東京女学館が借用し、一部は宮内省図書寮と維新資料編纂事務局が使用していた。震災後、東京女学館は渋谷に移転し、維新資料編纂事務局は隣接地に移転した。図書寮は不用なので、これを取りこわして、文教関係のゆかり深いこの地に、文部省が建てられることになったのである。

昭和四年十一月敷地の地ならし、同六年一月、マルチペデスタル式コンクリート基礎工事に着手し、同年七月完了後、庁舎の新築に着手した。

庁舎は、建坪千七百七十六坪、延六千六百二十九坪、鉄骨鉄筋コンクリート造り、地階とも六階、高さは八十四尺で、内部の構造設備は内務省とほぼ同様である。

四、内務省庁舎

麴町区外桜田町の南東角地に、昭和六年二月請負契約締結、同年十二月上棟式、昭和八年九月に完工した。

沿革をたどるに、内務省は明治六年に設置されたが、その庁舎は、大蔵省と近接して建てたほうが事務連絡上便なりとして、明治六年十二月、大蔵省構内の空地に着工し、明治九年に完工した。震災のため焼失後、大手町十二坪余に、昭和三年三月、敷地の地ならし工事に着手、次いで試験くい打、基礎工事を完了して、同六年二月、庁舎新営工事に着手、昭和八年九月落成したのである。

建坪は千八百五十八坪、六階建て、その延面積一万九百六十六坪余、高さは地盤面から五階屋上の上端まで八十一尺余である。建築費三百八十六万四千円を要した。

五、特許局庁舎

昭和二年度中に、麴町区三年町一番地高松宮邸付属用地、同番地宮内省御料地等の払下げを受け、引続き同地域内の下水道付帯工事を完了した。第五十九議会において新営費予算が成立し、昭和七年八月建築請負人が決定、昭和九年八月完工した。鉄筋コンクリート五階建、建坪千二百七坪、延五千八十坪、付属建物四十八坪、総工費三百八十六万四千円であった。

六、会計検査院庁舎

会計検査院の旧庁舎は、明治十六年に麹町区大手町に落成した木造建築であった。腐朽がはなはだしく、すでに、震災前に改築計画が立てられ、一部仮庁舎ができたが、震災で焼失した。焼け跡にまた仮庁舎を設けてきたが、ようやく、昭和八年七月本建築に着工し、十年三月に完工した。

敷地は麹町区三年町、新營の文部省庁舎の北西に隣接し、御料地のうち二千三百坪の払下げを受けた。その構造は、基礎にマルチペデスタル式コンクリートくいを使用した、鉄筋コンクリート造りの五階建である。建坪八百三十五坪、総延坪四千二百二十六坪である。

室内構造や付帯設備は、他の中央官庁と大体同じであるが、特徴は、倉庫を多くかつ広くしたことである。すなわち、建物の両翼全部を倉庫に充当し、四階建の軒高を、倉庫の部分は六階に区画して、収容面積の増大を図った。倉庫総面積千九百坪、総延坪の約四分の一に相当する。保存書類の多いことが、倉庫を大きくした理由である。所要経費百一十五万五千余円であった。

七、東京都地方裁判所民事部庁舎

司法省は、陪審法の実施に伴なって民事事務が増加したので、東京地方裁判所に民事法廷の庁舎を増築することになった。

敷地は、日比谷公園に面した東京府立第一中学校跡地で、拓務省仮庁舎の南側、東京府から買収した地積四千

百六十七坪のうち、西南にあたる部分千九百六十七坪をあてた。

昭和八年七月に起工、十年二月に完工した。

構造は、前者と同じく、マルチペデスタル式コンクリートのくいを使用した基礎の上に建てられた鉄筋コンクリート造りである。四階建であった。建坪九百六十一坪、延三千八百八十九坪であった。

内部の法廷の腰回りは、木製の腰羽目の上にワニスを塗り、その上部にコルク粒を吹きつけるなど、塗装に気を配って、重々しさを避け、明るい清潔な感じを持たせるように努めた点が特色であった。

総経費百一十四万四千余円であった。

八、内務省官舎

麹町区隼町、東京第一衛戍病院跡地の一部に、警視庁の官舎と隣接して、警保局長以下保安課長、警務課長、図書課長、事務官その他理事官、傭人官舎に至るまで建築した。

警保局長官舎は、割栗地形の普通コンクリート造りの基礎で木造二階建、延百五十一坪であった。保安課長官舎は延八十坪、警務、図書両課長官舎はいずれも六十七坪であった。

昭和十年十月に着工し、十一年三月に完成した。

九、内閣庁舎

麹町区三年町四番地の、もと島津公爵邸地の東南部と、これに隣接する同町三番地の、もとベルギー大使館跡

地の東南部を敷地とした。北に議事堂、西に道路を隔てて、内閣総理大臣官舎に隣接する。

昭和九年十一月、敷地の地ならし工事に着手し、十一年三月、基礎工事を完了した。庁舎の設計には、新たに設置された対満事務局と内閣調査局が追加された。

設計の概要は東館と西館に分れ、前者は地階とも七階建、後者は地階とも六階建て、延面積七千二百二十六坪であった。

昭和十三年度に完工の予定であった。

十、大蔵省庁舎

大蔵省の旧庁舎は、明治十年に、徳川幕府の権臣酒井雅楽頭の大手の旧邸地に新築された木造二階建の西洋館であった。大蔵省および記録、国債両局用として使われていた。爾来、敷地内に数次の改増築が施されたが、大正十二年の震災で焼失した。

当時の庁舎敷地には、正門左側に大きなヒョウタン池があり、ほとりに平将門の髻塚と伝えられるものがあった。池は、神田明神の御手洗池であったと伝えられ、神田明神の祭礼日には、みこしが大蔵省の敷地の中までかつき込まれるのが、昔からの年中行事になっていた。

震災で焼失した後、跡地に、内務省と廊下続きの大バラックを建てて、仮庁舎とした。池は埋められ、玄関右側に残された大きな千鳥岩のみが、昔をしのぶよすがとなった。

第十四表 大蔵省庁舎新営工事費予算額調 (単位 千円)

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|--------------|-------|---|
| 当初成立予算額 | 6,140 | { 予算成立額 6,095 他の費目より流用 44 |
| 工事中止までの支出済額 | 4,150 | |
| 差 引 残 額 | 1,889 | |
| 工事再開当時予定額 | 1,889 | { 14年度内閣庁舎新営より流用 1,271 14年度予算額 10 15年度予算計上額 607 |
| 第二予備金支出額 | 125 | |
| 今後所要見込額 | 1,482 | |
| 昭和16年度予算計上額 | 677 | 廊下、階段および広間床張りの分 |
| 将来所要分 | 804 | |
| 工事再開後所要額計 | 3,496 | |
| 差引工事打切による増差額 | 1,607 | |

備考：營繕管財局『第七十六回帝国議会に於ける想定質問応答資料』による。

このバラック建は、トタン屋根が飛んだり雨漏りがしたりであったが、いよいよ、昭和九年度から十三年度まで五年の継続事業として、当初予算六百万円で着工されることになった。

敷地は麹町区裏霞ヶ関、虎ノ門の一角に新装成った文部省と、外務省との間、前には、道路を隔てて仮議事堂があった。

この敷地の近傍は、従来から、裏霞ヶ関または虎ノ門内と呼ばれていた。寛永時代(三百余年前)からの武家屋敷であったが、維新当時は、丹南藩高木氏の邸があっただけで、それ以外は宮津藩本荘氏の邸地ならびに所有地であった。ともに官収されて、本荘邸跡は外務省用地となり、高木邸跡とその所有地は、明治四年にイタリア公使館用地となった。同五年に裏霞ヶ関の町名をおき、同六年十月八日に、右の外務省用地は、ロシア公使館敷地として、期間を定め

第十五表 大蔵省庁舎建築費財源繰入区分
(単位 千円)

| 年度割 | 国有財産整理 資金特別会計 | 大蔵省預金 部特別会計 | 計 |
|-------|------------------|----------------|-------|
| 昭和9年度 | 34 | 50 | 84 |
| 10 | 1,182 | 100 | 1,282 |
| 11 | 1,212 | 150 | 1,362 |
| 12 | 596 | 150 | 746 |
| 13 | 851 | 100 | 951 |
| 14 | 40 | 0 | 40 |
| 15 | 647 | 0 | 647 |
| 16 | 677 | 0 | 677 |
| 計 | 5,240 | 550 | 5,790 |

備考：營繕管財局『昭和十六年度(第七十六回)予算説明参考書』による。

ず、ロシア政府に貸し付けられた。
ソヴィエト大使館ならびにイタリア公使館の移転跡地に、岩倉邸跡地の一部を合わせた六千七百二十五坪が、大蔵省庁舎敷地となったのである。
ソヴィエト大使館を取りこわしたときに、その床下から、清滝水と刻まれた風雅な石の井戸わくが出てきた。本荘邸の井戸に用いたものであったろうといわれる。

昭和九年八月、工事の第一歩として、敷地の地ならしと、地盤調査のための試験くい打を行った。庁舎の設計も成ったので、昭和十一年十月三十日、庁舎新営工事を大倉土木株式会社に四千五十余万円で請け負わせた。同年十一月三十日、馬場大蔵大臣以下列席のもとに地鎮祭が挙行された。

庁舎設計の概要をみると、耐震、耐火の鉄骨鉄筋コンクリート造りであるが、左右の道路が坂道であるため、敷地は高低の二段となっており、建物も、前面は地階ともに六階、背面は五階となっている。前面六階建の部分の中庭をかなり大きくとり、電車道に面する中央のアーチ道を通して、中庭正面が中央玄関となっている点が特徴である。

建坪一万六千三百九十三坪、付属建物を合わせると、一万六千五百六十一坪に達し、中央諸官衙の中でも最大の規模であり、最も堅牢の構造であった。

昭和十三年度中に完成の予定であったが、日華事変突発により、臨時資金調整法と鉄鋼工作物築造許可規則などの趣旨から、工事を中止した。しかし、まだ鉄骨組立中であって、そのまま中止するときは、鉄材が雨ざらし

になり、腐食するおそれがあるので、コンクリート打上げまで工事を続行することにした。昭和十四年九月、工事を再開したが、物価の騰貴はなほ大きく、経費に不足をきたしたので、十六年度予算に六十七万円を追加計上した(第十四表)。

大蔵省庁舎の建築財源は、大部分を国有財産整理資金特別会計に依存したほか、一部は預金部資金を充當した(第十五表)。

十一、逓信省庁舎

昭和十一年度から十五年度に至る継続事業として、

第十六表 逓信省庁舎建築費財源繰入区分
(単位 千円)

| 財源区分 年度割 | 国有財産整理 資金特別会計 | 通信事業 特別会計 | 計 |
|-------------|------------------|--------------|-------|
| 昭和11 | 5 | 23 | 28 |
| 12 | 13 | 56 | 70 |
| 13 | 27 | 0 | 27 |
| 14 | 0 | 0 | 0 |
| 15 | 0 | 0 | 0 |
| 16 | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 478 | 2,057 | 2,535 |
| 18 | 396 | 1,706 | 2,102 |
| 19 | 347 | 1,494 | 1,842 |
| 20 | 504 | 2,171 | 2,676 |
| 計 | 773 | 7,509 | 9,283 |

備考：前表に同じ。

予算額八百八十四万二千五百円の協賛を経ていた。敷地は、仮議事堂跡地の予定であったが、年々工事を繰り延べ、昭和十六年度において、昭和二十年度までの継続工事として再開した。

通信省庁舎の建築財源は、一部、国有財産整理資金によるほか、大半は通信事業特別会計資金によった（第十六表）。

十二、外務大臣官舎

外務大臣官舎は外務省敷地内にあったが、この敷地は、将来整理の上、中央諸官衙の建築敷地にあてる計画であったから、新営敷地として、麹町区裏霞ヶ関の、もと岩倉邸跡地をあてることに決定した。その後、この土地は、将来他の官庁敷地にあてることが適当であるとの理由で、麹町区三年町五番地の、内閣総理大臣官舎と道路を隔てて向かい側にある高松宮邸地の払下げを受けて、敷地にあてることに変更され、同宮家から土地と建物の一部たる洋館の払下げを受けた。そして、官舎として必要な設備を施して仮官舎とし、一方、官舎の本建築は、設計を完了して入札準備中であつたところ、昭和四年度の実行予算編成に際し、繰延べとなり、中止せざるを得なくなったが、昭和十二年度予算に改めて要求した。

十三、海軍大臣官舎

麹町区紀尾井町の塊匂国大使館跡地に新築する計画で、新営費五十四万円を、昭和四、五両年度の継続費として予算に計上し、議会の協賛を経て設計を進めていたが、これも繰延べとなった。昭和十二年度予算に改めて要

求した。

十四、農林大臣官舎

麹町区富士見町一丁目一番地、現官舎敷地内に新築する計画で、付属官舎とも工事費予算五十四万円の協賛を得ていたが、これも繰延べとなり、昭和十二年度予算に改めて要求した。

昭和十二年四月現在で、中央諸官衙計画上残されたものは、外務省、陸軍省、農林省、商工省、拓務省、中央会議所、中央図書館、中央試験場、中央官衙用郵便局と他の各省大臣官舎等であつた。

以上を概括するに、中央諸官衙建築工事は、大正十五年度着手以来、昭和十年度末までに大半を完了した。すなわち、その経過は次のとおりである。

| | 着工年月 | 完工年月 |
|----------------------|---------|------|
| 1 内閣総理大臣官舎ならびにその付属官舎 | 昭和 二・一二 | 四・一二 |
| 2 警視庁庁舎 | 二・四 | 六・八 |
| 警視庁官舎 | 二・〇 | 六・六 |
| 3 文部省庁舎 | 六・一〇 | 八・七 |
| 4 内務省庁舎 | 六・一二 | 八・九 |
| 5 特許局庁舎 | 七・八 | 九・八 |

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 6 | 会計検査院庁舎 | 八・八——一〇・三 |
| 7 | 東京地方裁判所民事部その他庁舎 | 八・三——一〇・二 |
| 8 | 内務省警保局長官舎その他 | 一〇・一〇——一一・五 |

このほか、内閣庁舎は昭和十年八月以来着手中であり、大蔵省庁舎は、同十一年十月に建築請負契約が締結されて施行中、外務大臣官舎は新営を延期し、海軍大臣官舎、同付属官舎ならびに農林大臣官舎、同付属官舎は、昭和十二年度予算にそれぞれ要求中であつた。

なお、中央諸官衙の敷地買収ならびにその周辺道路の整備経過を付記しておこう。まず、桜田門外と虎ノ門の間の延長八百七十六メートルの街路を幅員四十四メートルに拡張することになり、桜田門外から海軍省までの街路の位置を約十五メートル、司法省側へ移動させた。この費用は、国庫から東京市へ交付された。

葵橋からドイツ大使館に至る延長四百九十五メートルの道路の位置を、もとの内閣総理大臣官舎側に移動させ、幅員二十二メートルに拡張した。これは、東京都市計画事業として、国費で東京市長に施行させた。現在、議事堂裏を一直線に通ずる道路である。

麹町区霞ヶ関二丁目の私立海城学校を、大正十五年十二月に買収した。

裏霞ヶ関一番地のうち三千七百七十八坪の国有地は、明治六年以来、ロシア公使館用地として、同国に貸し付けたものである。その借地権と地上物件を、昭和二年十二月買収し、ソヴェト大使館を麻布区飯倉町の鍋島子

爵邸と都築男爵邸の跡地に移転させた。大蔵省庁舎新営敷地にあてゐるためである。

麹町区三年町三番地の国有地二千九百五十二坪は、明治三十八年十月から向こう二十九年の地上権で、ベルギー国公使館敷地として貸し付けてあつたが、昭和二年三月、借地権と地上物件を買収し、同大使館は、麹町区二番町の加藤伯爵邸敷地と隣地石原助熊の所有地に移転した。内閣庁舎敷地予定地であつた。

麹町区永田町二丁目七番地の国有地三千二百七十一坪は、明治十一年十月以来、支那公使館敷地として無期限で貸し付けてあつた。昭和三年六月、麻布区飯倉町六丁目の徳川頼貞所有地二千八百坪を買収し、これを同国に貸し付けて、公使館を移転させた。

麹町区西日比谷町の東京府立第一中学校敷地四千六百六十八坪を、司法省と拓務省との用地として、昭和四年三月、東京府から買収した。

裏霞ヶ関のイタリヤ大使館敷地三千三百七十四坪は、明治四年十二月以来、無期限で同国に貸し付けてあつたのを、昭和五年四月、借地権と地上物件を買収し、芝区三田一丁目の旧松方邸跡地に移転させた。

大体、大公使館の敷地は国有地を貸したもので、期限は九十九カ年という明治初年からの契約に基いていたもので、地代も坪一錢何厘と、きわめて低かつた。形式上は地上権であつたが、事実上は所有権に近い性質であつた。

したがって、これを移転させるためには、移転先のめんどろをみてやらねばならなかつたわけであるが、せっかく移転先を物色して示しても、容易に応じないので、少なからず難渋したのである。

第四節 その他の營繕事業（營繕管財局司掌）の進行

一 概 況

1 昭和五年度までの主要工事概況

營繕管財局が司掌した議院建築、中央諸官衙建築以外の主要工事について、昭和元年度から昭和五年度までにおける進行概況をみると、次のとおりであった。

一、大蔵省関係

(イ) 横浜税関上屋その他の復旧

大震災により壊滅した陸上設備復旧工事として、大正十三年度から昭和四年度に至る六カ年度継続事業として施工された。昭和五年度までに、上屋、倉庫、道路、構内舗装、鉄道、起重機工事などの全事業を完成した。

(ロ) 神戸税関陸上設備の新営

内務省所管による神戸港修築事業に対応し、同修築によって完成した埋立地に、外国貿易に必要な設備の施行工事として、大正十年度から昭和十年度に至る十五カ年度の長期継続事業であった。

大正十四年度までに、メリケン波止場における監視部庁舎ならびに木造上屋二むねの増築を、昭和五年度まで

に、税関庁舎、旅具検査場、第二十一号上屋、起重機二台および道路、鉄道、下水工事の一部を完成した。

(ハ) 門司税関陸上設備の新営

内務省施行の港湾修築工事と相まち、第二期改良工事として、大正十年度から昭和八年度に至る十三カ年度の長期継続事業であった。

昭和五年度までに、門司税関、陸軍運輸部門司出張所、熊本通信局海事部、長崎地方海員審判所、門司郵便局外国郵便課等の各官庁の合併庁舎および第一号上屋を完成し、道路に板石敷の大半を完了し、残余の工事は、なお進行中であった。

(ニ) 専売局所属工場その他の復旧

多数の工事のうち完工したものは、専売局秦野試験場庁舎、東京地方専売局横浜出張所庁舎、仙台地方専売局盛岡出張所工場および庁舎、広島地方専売局工場（増設）および庁舎、福岡地方専売局工場（増設）であった。

東京地方専売局第一工場新営工事は、昭和五年一月着工、同六年七月完工の予定であった。東京地方専売局第二工場新営敷地として、昭和三年度に、東京府南足立郡千住町所在土地一万五百九十九坪を買収した。

(ホ) 印刷局庁舎および工場その他の復旧

震災復旧工事に属し、大正十三年度から昭和七年度に至る九カ年度の継続事業であって、大正十四年度までに抄紙部汽罐室、蘆断場の新築工事を実施したが、その後、抄紙部移転説が起ったため、この工事は中止された。

抄紙部は、大正十五年、新たに埼玉県北足立郡膝折村に二万坪の敷地を買収し、敷地の測量、地質試験工事を完了し、倉庫および汽罐室の柱下基礎くい打工事を施行した。次いで昭和三年五月、倉庫と汽罐室新築工事を起し、同年十一月完工予定のところ、同年七月豪雨水害のため、同年十二月、この工事を打ち切った。

印刷局本局庁舎および活版課工場の新営敷地として、赤坂区葵町二番地所在御料地五千五百九十五坪を、昭和二年三月買収した。

また、印刷部は、東京府北豊島郡滝野川町所在農事試験場本場敷地の一部の管理換を受け、昭和二年二月庁舎敷地開削工事を、同年九月庁舎および工場その他のくい打工事を終え、同三年八月新営工事着工、同五年十月完工した。なお、材料課工場は、昭和五年十二月基礎工事を終り、同六年度完工の予定であった。

二、陸軍省関係

陸軍各部隊建造物の復旧

震災復旧工事として、大正十三年度から昭和八年度までの十カ年度継続事業であった。

大正十四年度までに完成したおもな工事は、陸軍工科学校板橋分校鞍工場新築であって、以後、昭和五年度に至る間に、陸軍省庁舎その他修繕、参謀本部陸地測量部自動車車庫その他復旧、築城部本部庁舎その他復旧、陸軍砲工学校文庫新築、糧秣本廠第三標本庫および作業場新築、陸軍経理学校標本室その他復旧、衛生材料廠作業場新築・同管理所その他新築の各工事を完成した。昭和五年七月、衛生材料廠第一工場新築工事に着手し、同六

年四月完工の予定であった。なお、昭和二年一月から同五年七月にわたり、衛生材料廠敷地として二万五千余坪を買収した。

三、農林省関係

生絲検査所の新営

大正十三年度から同十四年度にわたる二カ年度継続事業として、同十五年度に付属設備および長官官舎等を繰越施行し、完成した。

四、逓信省関係

(イ) 東京市内二等局その他郵便局所の新営

大正十三年度から昭和八年度に至る十カ年度の震災復旧継続事業であった。昭和元年度以降五カ年度間に完工したものは、次のとおりであった(カッコ内は完工の年月を示す)。

赤坂郵便局(昭和三年五月)、麹町郵便局(同年七月)、横浜郵便局郵便見張所および局員詰所(同年八月)、本所郵便局(同年九月)、芝郵便局(同年十一月)、東京鉄道郵便局上野駅派出所ならびに九段郵便局(四年三月)、京橋郵便局ならびに日本橋郵便局(同年十一月)、小田原郵便局(五年三月)、横須賀郵便局(同月)、深川郵便局(同月)、小石川郵便局(五年四月)、下谷郵便局(同年十一月)、新橋郵便局(同年十二月)。

(ロ) 貯金局の新営

大正十三年度から昭和五年度に至る七カ年度の震災復旧継続事業であった。大正十四年度および昭和二年度において麻布区飯倉町六丁目に敷地買収、昭和三年七月新営工事着工、同五年十二月付帯設備を繰越し完工した。

(イ) 燈台局その他の新営

大正十三年度から昭和八年度に至る十カ年度の震災復旧継続事業として完工したものは、東京通信局海事部横浜出張所庁舎、同局海事部庁舎、同局工務課庁舎、燈台局新山下町貯油庫および番舎であった。なお、東京通信講習所建物に充当のため、麻布区広尾町所在の元東京通信局庁舎および敷地を買収した。¹⁾

(1) 以上の概況は、『管轄管財局管轄事業年報(自大正十一年度至昭和五年度)』第二輯上・下巻(昭和十一年十月刊)によつた。なお、年報の第一輯は、大正十四年度年報として刊行されたが、六年度以降の年報は発行されなかった。

2 昭和十一年末の概況

次いで、昭和十一年末における管轄管財局司掌の、議院建築ならびに中央諸官衙建築以外の主要事業進行概況を簡単にみると、次のとおりであった。¹⁾

(1) 管轄管財局『昭和十二年度(第七十回帝国議会)予算説明参考書』による。

一 大蔵省関係

(イ) 神戸税関陸上設備新営工事の継続

大正十年度からの継続事業として、道路、鉄道、上屋、庁舎、起重機、曳船等の工事を続行中であつた。昭和

十一年十一月末において、総予算高六百三十七万余円に対し、契約済高五百七十六万余円(九〇%)であつた。

(ロ) 門司税関陸上設備新営工事は、大正十年度からの継続事業で、すでに基礎工事を完了し、なお続行中であつた。

(ハ) 造幣局庁舎その他新営費所属工事として、昭和十一年五月、新たに契約を締結した。

(ニ) 専売局淀橋工場移転新営ならびに専売局所属工場新営の両工事を一体化し、東京市品川区東品川五丁目に二万四千坪の敷地を買収し、工事施行中であつた。

昭和十一年末において管轄管財局が司掌中の、他省関係の普通管轄費(新営費)による工事には、次のとおり、通信省関係のものがあった。

(イ) 大阪貯金支局新営費所属工事

現在敷地(大阪市東区石町および京橋)に新築の計画で、昭和九年八月着工、十一年七月第一期工事を終つた。

(ロ) 郵便局舎新営費所属工事

1 渋谷郵便局 昭和十年着工、十一年三月完工した。

2 熱田 " 昭和十年着工、十一年六月完工した。

3 大森 " 昭和十年十一月着工した。

4 牛込 " 昭和十一年九月敷地を買収し、設計中であつた。

第四節 その他の管轄事業(管轄管財局司掌)の進行

淀橋郵便局

5 昭和十一年十一月現在敷地選定中であつた。
本郷 "

(イ) 簡易保険健康相談所新営費所屬工事

新宿、長崎（長崎市）、仙台、宇都宮、津、小倉、本所、鹿児島、新潟、函館、下関、尾道、以上の各地に、昭和十一年中に着工した。

營繕管財局が司掌した他省関係の、普通營繕費（新営費）以外の營繕事業は、昭和十一年末において次のとおりで、すべて震災復旧及新営費所屬工事であつた。¹⁾

(1) 前掲書による。

一、内務省関係

揮発物貯庫（横浜市中区新山下町）四むね（八一〇坪）と、同事務所その他の復旧工事は、昭和六年三月完工した。残余の工事は、予算節約のため、昭和十三、十六兩年度に繰延べとなつた。

二、陸軍省関係

(イ) 陸軍衛生材料廠（東京市世田谷区玉川用賀町）

移転新營の敷地買収後、仮工場の建築を終え、引続き危険薬品取扱工場の建築を終えた。なお、昭和十一年六月、第二工場その他の工事契約を締結し、同十二年四月完工の予定であつた。

(ロ) 浅草憲兵分遣隊（浅草区猿若町一丁目）昭和七年十二月完工。

(ハ) 陸軍大学校（赤坂区青山北町一丁目）

本部新営工事を昭和八年九月着手、同九年十月に完工し、次いで講堂の新築に移り、同十年六月完工した。

(ニ) 陸軍糧秣廠（深川区越中島町）

各工場その他を従前の敷地に復旧する計画であつたが、そのうち、携帯口糧および副食物工場は、昭和十年三月起工、同十一月完工した。なお、その他の新築を入札手続中であつた。

(ホ) 千住製絨所建造物復旧 大正十三年十二月着工、昭和六年三月完工した。

三、海軍省関係

(イ) 海軍大学校（東京市品川区上大崎長者丸）復旧工事を昭和七年八月に完了した。

(ロ) 海軍經理学校（京橋区南小田原町）昭和七年八月大半を終え、付属工事も昭和八年二月完了した。

(ハ) 海軍軍医学校（京橋区築地四丁目）主要部分を昭和四年十二月に完工し、付属工事も昭和八年六月完了した。

(ニ) 海軍軍楽隊派遣所（京橋区南小田原町）昭和三年十二月完了した。

(ホ) 海軍軍法会議公判廷等（海軍省構内）昭和四年十一月完了した。

四、文部省関係

(イ) 東京高等商船学校（東京市深川区越中島）一部を昭和七年十月、全工事を十一年末完了した。

- (ロ) 東京女子高等師範学校附属小学校（小石川区大塚町）昭和八年八月起工、同九年三月完成した。
- (ハ) 同上附属高等女学校および第六臨時教員養成所（小石川区大塚町）昭和九年六月着工、十年三月完成した。
- (ニ) 東京高等蚕糸学校（東京府北多摩郡小金井村）昭和八年十二月着工し、十二年三月完工の見込であった。

五、司法省関係

- (イ) 横浜地方裁判所・同区裁判所（横浜市中区本町二丁目）昭和四年十一月完工、引続き旧建物の補修などを、昭和五年九月に終えた。

- (ロ) 東京区裁判所富士見町その他の出張所工事施行中。

六、農林省関係

水産講習所（東京市深川区越中島）

予算の繰延べその他の理由で一時施工を見合わせていたが、主要工事を昭和七年五月に着手、八年三月に完了した。なお、付属工事も十一年三月完工した。

七、商工省関係

- (イ) 東京鋁山監督局（東京市麴町区永田町）昭和四年十一月完工した。

その他の工事の完工は、次のとおりであった。

- (ロ) 商工大臣秘書官官舎 昭和元年度中。

- (ハ) 商工大臣官舎修繕 昭和元年度中。

- (ニ) 東京工業試験所附属工場 昭和三年六月。同所開放研究室 昭和三年三月（新営）。

- (ホ) 商工省仮庁舎増築 昭和五年度中。

- (ヘ) 絹業試験所庁舎新営工事（横浜市神奈川区青木町）昭和三年三月着手、五年十一月完成。

八、通信省関係

- (イ) 東京市内二等局その他の郵便局所新営工事の完工したものは、次のとおりであった。

| 郵便局名 | 完工年月 |
|---------------|--------|
| 神田 | 昭和九・三 |
| 浅草 | " 九・三 |
| 東京鉄道郵便局上野駅派出所 | " 九・四 |
| 同 局新宿駅派出所 | " 九・五 |
| 横浜 | " 九・一〇 |
| 横浜駅前 | " 一〇・一 |
| 雷門 | " 一一・五 |
| 横浜吉田 | " 一一・八 |

第四節 その他の營繕事業（營繕管財局司掌）の進行

その他、施行中のものは、東神奈川、横浜磯子、鎌倉の各郵便局であった。

(ロ) 貯金局新営（東京市麻布区飯倉町六丁目）

昭和五年十二月完工、付属工事も、六年三月完了した。

(ハ) 燈台局その他の新営

燈台局新山下町貯油庫ならびに番舎（横浜市中区新山下町） 昭和五年二月完工した。

東京通信講習所（東京市麻布区広尾町）すでに買収した東京通信局用旧建物（通信協会所有）の模様替工事は昭和五年三月完工した。

東京通信局巴町分室 予算の都合上、施行を昭和十六、十七兩年度に繰延べとした。

同局工務課（赤坂区葵町） 昭和四年十一月完工した。

同局海事部（京橋区明石町） 昭和四年八月完工した。

同部横浜出張所（横浜市中区海岸通） 昭和三年八月完工した。

東京通信局飯田町倉庫（東京市麹町区飯田町） 予算の関係上、昭和十八年度に繰延べとなった。

二 大蔵省所管建造物

以上において、營繕管財局が司掌した事業の一般的進行の概況をみてきたが、その中で、特に大蔵省所管の建

造物の事業過程を、造幣局、税関、専売局などの所属別に、やや詳しく述べることにする。

1 造幣局 所属

造幣局工場改築

造幣局鑄造工場は、明治初年造幣局創設当時の石造およびれんが造りであったが、耐震性がないため、すでに一部に沈下、ひび割れを生じた。その改築は懸案となっていたが、ようやく、昭和元年度から三カ年度継続事業として、予算額百十二万余円をもって、大阪市北区新川崎町に着工されることになった。

昭和四年度に繰り越し、完成したが、工場延面積二千三百八十六坪、所要経費百二万五千余円であった。本費の財源は、造幣局資金を繰り入れ充当した（大正一五・三 法律第三〇号「造幣局工場其他改築費ニ関スル件」）。

2 専売局 所属

(イ) 専売局工場その他の新営

本事業は、郡山地方専売局須賀川出張所工場その他の新営（昭和二年十月完了）、広島地方専売局塩倉庫の新営（昭和元年九月完了）および福岡地方専売局門司出張所塩倉庫敷地の買収をその内容とし、所要経費を昭和元年度に要求し、第五十一議会の協賛を経て工事を施行した。予算額三十二万五千円、決算額三十万六千円であった。

(ロ) 郡山地方専売局常葉出張所敷地の買収

民有地約九百坪を、昭和元年度に三千百余円で買収した。

(ハ) 広島地方専売局本郷葉煙草再乾燥場の新営

米国種葉煙草の再乾燥は、従来、大阪地方専売局神戸出張所鷹取倉庫でやっていたが、その生産量の急増に伴ない、設備が不足となった。そこで、米国種葉煙草の主産地たる広島局管内において適地を買収し、再乾燥場を新設することになり、昭和二年度以降二カ年度継続費として、四十七万八千円の予算が成立、所要決算額三十九万六千円をもって完成した。

(ニ) 専売用倉庫の新営

専売品貯蔵用倉庫は常に不足を告げ、借庫、保管寄託の方法により、かろうじて貯蔵力を維持する状態にあった。一定の場所におけるそれらの方法には限度があり、経済界の変遷により、その能力が不安定であったので、最も必要と認められる箇所に倉庫を新営するため、その経費を昭和二、三、四各年度予算に計上した。

その箇所と完工年月は、次のとおりであった。

| | |
|-------------------|-------|
| 鹿児島地方専売局指宿出張所煙草倉庫 | 昭和三・二 |
| 広島地方専売局下松出張所塩倉庫 | 昭和三・二 |
| 同 局瀬戸田出張所塩倉庫 | 昭和四・三 |
| 坂出地方専売局塩倉庫敷地買収 | 昭和五・三 |
| 同 局詫間出張所塩倉庫敷地買収 | 昭和四年度 |

仙台地方専売局酒田出張所塩倉庫敷地買収 同 年度

(ホ) 専売用収授所その他の新営

坂出地方専売局詫間・土庄両出張所では、大正十五年度から米葉煙草の試作を開始した。その成績良好で、將來生産量の増加が確実であったので、収納用建物を、昭和二年度に四万七千円で完成した。

(ヘ) 専売用庁舎その他の新営 東京地方専売局佐原出張所庁舎その他の新営を、昭和三年度に実施した。

(ト) 鹿児島地方専売局帖佐煙草取扱所敷地の買収 昭和三年度に、従来賃借に係る民有地千四百余坪を二千五百余円で買収した。

(チ) 専売局水戸試験場の新営

神奈川県秦野にある試験場だけでは、元來地味気候の影響を受けることの多い煙草の栽培方法、各種肥料の効果、病虫害の関係、その他耕作に関する研究上、支障があったので、他の主産地にも試験場設置の必要が認められ、昭和四年度に水戸試験場の新営が実現した。敷地千五百坪は、茨城県の寄付を受けた。

(リ) 専売用建物その他の買収ならびに新営

三田尻試験場製塩工場の新営 製塩燃料費の節約試験のため、簡易な改良燃焼製塩工場を新営することとした。

工事は専売局に委任し、昭和五年一月完了した。

宇都宮地方専売局田沼出張所庁舎その他の新営 昭和四年度に完了した。

坂出地方専売局詫間出張所葉煙草収納用建物敷地の買収 昭和四年度に完了した。

(x) 専売用庁舎の新営

函館地方専売局釧路出張所 昭和五年十月完了した。

福岡地方専売局佐賀出張所 同年十二月完了した。

(ii) 広島地方専売局下松葉煙草再乾燥場の新営

米葉煙草の再乾燥は、従来、大阪地方専売局管内鷹取・広島地方専売局管内本郷の二箇所で行っていたが、設備の不足をきたしたので、一箇所増設することとなり、昭和六年三月完了した。

(v) 専売局所属工場その他の復旧（震災復旧予算関係）

秦野試験場庁舎その他の新営 昭和四年九月完了。

東京地方専売局第一工場その他の新営 東京市浅草区南元町所在旧工場の震災焼失後、その敷地は区画整理施行地域に編入されたので、第一工場敷地たる大蔵省所管土地本所区押上町、中ノ郷業平町の一万余坪に移転、昭和五年一月、工事に着手した。

東京地方専売局第二工場敷地の買収その他 東京地方専売局直轄の分工場は、千住、根津、日暮里および船橋に存在したが、いずれも、大正八、九年の経済界好況期にあたり、口付煙草の需要激増に対する応急策として取り急ぎ借入したもので、腐朽損壊がはなはだしかった。それに、各所に工場の分散することは経営上不利である

から、これを統一する必要があった。震災後、これらの分工場を廃し、かつ震災による煙草製造能力の低下を補うため、第二工場を設置することに決定をみた。

敷地として、すでに大正十四年度に買収済の六千九十坪に加えて、新たに東京府南足立郡千住町に、大正十五年六月、昭和三年四月の二回にわたって、四千五百九坪を三十九万三千円で買収した。

東京地方専売局淀橋工場の復旧 震災による大破後、従来の敷地は商業地域および住宅地域に指定されたのと、地元からの移転ならびに敷地払下げの陳情、請願がしきりだったので、その復旧を見合わせ、復旧予算の範囲内で、第一工場および第二工場の復旧計画を拡張するとともに、広島地方局に両切工場を増設することにした。

東京地方専売局横浜出張所庁舎その他の新営 昭和五年七月復旧新営した。

仙台地方専売局盛岡出張所その他の新営 東京地方専売局赤羽分工場は、都市計画の関係上、早晚移転の要があった。一方、盛岡出張所の在来建物は民有に係り、腐朽がはなはだしかったので、この機に移転復旧することになり、盛岡市から寄付された五千二百余坪の敷地に、大正十四年着工し、昭和二年五月完工した。

広島地方専売局工場その他の新営 煙草需要の急増に応じ、両切煙草工場増設のため、工場を昭和五年十一月、庁舎を同六年三月新営した。

福岡地方専売局工場その他の新営 同上の理由により、昭和二年十二月、同局構内に工場その他を新営した。

3 税関所 属

(イ) 横浜税関上屋その他の復旧

横浜港の港湾設備は、大正十二年九月一日の大震災により、ほとんど壊滅したので、その復旧は、対外貿易上緊急の要務であった。そこで、政府は大正十三年度からその復旧計画を立てたが、たまたま議院解散のため、予算が不成立となったので、さしあたり国庫剰余金から六十万円を責任支出し、内務省施行の岸壁その地の復旧工事と相まって、上屋、倉庫、税関諸設備等の応急工事を施行した。次いで大正十三年七月、第四十九回帝国議会において、大正十三年度以降同十六年度までの継続事業として、総工費五百二十八万五千円の協賛を経た。大蔵大臣官房臨時建築課横浜出張所が直接工事施行の任に当った。

大正十四年五月、営繕管財局官制が実施されるとともに、同局横浜出張所が工事を引き継ぎ、施行の任に当った。中途、政府財政上の都合でしばしば予算が改定され、事業年度も当初計画より延長したが、昭和四年度までに上屋、倉庫、道路、鉄道、起重機等大部分の工事を終り、同五年度に、構内雑設備とも、全工事を完了した。

工事の施行は、倉庫補修および上屋その他の建設工事ならびに起重機、船舶等の工事を大半請負としたが、倉庫補修の一部、道路、鉄道、地下埋蔵物建造工事等は、必要に基き直営とした。請負人は、株式会社安藤組、同大林組ほか多数であった。

所要経費は、当初予算総額五百二十八万五千円が、編成替ならびに繰延べ、節減等の事由により、しばしば改定を加えられたが、昭和六年四月一日、営繕管財局横浜出張所が廃止されるまでの支出済決算額は、四百六十七

万二千余円であった。

(ロ) 横浜税関棧橋上屋の新営

旧横浜税関棧橋上屋は第一号および第二号の二むねで、いずれも木造二階建であったが、震災で全部焼失した。新営所要経費を、大正十三年度において税関陸上諸設備の復旧予算とともに要求すべきであったが、内務省所管に属する棧橋復旧の方針が未確定のため、見合わせた。その後、内務省における復旧方針が確定し、工事もはかどったので、大正十五年度に総額約三十四万六千円を要求し、三十二万九千余円の予算が成立した。総経費三十二万七千余円をもって、昭和三年三月、付帯工事とも、全部完成を告げた。おもな工事請負人は大倉土木株式会社、浅野同族株式会社であった。

(ハ) 横浜税関輸移出植物検査場の新営

横浜市山下町および新港町所在の植物検査用建物（元農商務省所管植物検査所建物）は震災により焼失したため、仮建物を応急施設として建設し、輸移出植物の検査消毒を施行してきたが、昭和四年十一月、同市中区山手町に六百余坪の敷地（単価四十五円）を横浜市から買収し、昭和五年四月、震災復旧新営工事を完了した。所要経費四万六千余円であった。

(ニ) 神奈川県港務部敷地その他の復旧

神奈川県港務部敷地その他の復旧事業は、当初、内務省所管として、神奈川県において大正十三年度から施行

してきたが、同十三年十二月、官制改正の結果、神奈川県港務部は横浜税関に移管されたため、同十四年度から営繕管財局の所管となった。

この事業は、同局に移管後、経費その他の関係で当初計画の一部を変更し、主として、震災のため崩壊した港務部長浜検疫所防波堤の復旧および波浪の影響により水深を減じた同防波堤内のしゅんせつ等を施行したもので、昭和二年度に完成した。

所要経費は六万千余円、大正十四年度以前（営繕管財局へ移管前）支出済額六万千余円を合すると、十二万三千余円であった。

(六) 神戸税関陸上設備

内務省所管の神戸港修築工事と併行して、埋立地上に上屋、鉄道、道路、起重機、税関庁舎等、外国貿易上必要な陸上設備を、大正十年度から昭和十年度に至る継続事業として施行した。大正十年四月着手以来同十四年度までに、米利堅波止場における監視部庁舎と木造上屋二むねの増築を終え、昭和五年度までに税関庁舎その他の主要工事を完了した。

庁舎は八階建てで、延面積二千九百余坪、予算総費額千百七十余円、昭和五年度までの支出済額三百二十三万余円であった。工事の施行は、工種により直営または請負に付し、おもな請負人は森田福市であった。

なお、神戸税関和田岬検疫所建物の新営は、予算額四十万円による昭和四年度から五年度にわたる二カ年継続

事業として、第五十六議会の協賛を経たが、五年度において財政上の都合で中止となった。

(七) 長崎税関庁舎その他の新営

大正十四年度から昭和二年度に至る継続費三十万円が第五十議会の協賛を経たが、大正十三年十二月の税関官制改正により、長崎県港務部および農商務省所管の植物検査事務が税関に移管されることになったので、当初計画を変更せざるを得ないことになり、昭和三年度実行予算に三十三万余円が編入された。

本庁舎その他の新営敷地（長崎市羽衣町二丁目の海面埋立地）は長崎市の寄付により、昭和二年四月着工、同三年三月完工した。敷地七百六十余坪、庁舎の延面積八百二十余坪、経費決算額三十一万余円、すべて大林組その他による請負施工であった。

(八) 門司税関陸上設備

内務省施行の港湾修築工事と相まち、大正九年度に本工事に着手して以来、昭和二年五月門司税関其他合併庁舎の、同四年六月第一号上屋棧橋の各新営工事を完了した。

この新庁舎には、熊本通信局海事部、門司海員審判所、陸軍運輸部門司出張所、門司郵便局分室、ならびに営繕管財局門司出張所等、港湾行政の出先機関をすべて収容した。本館は五階建（一部六階建）、別館は三階建て、建坪七百九十二坪、延面積二千九百八十坪であった。

また、門司税関下関出張所庁舎その他の新営工事は、下関市大字中ノ町所在の元庁舎が、内務省施行の下関港

修築工事の進行に伴ない、移転の必要を生じたために施行されたもので、昭和六年三月完工した。

なお、門司港修築工事は、大正六年から八年にかけて工費六十二万円を投じた第一期工事に続いて、第一次大戦後の北九州地方工業の興隆に伴なう内外貿易の進展に即応すべく、第二期修築計画が立てられた。大正八年度から、内務省が工費五百八十九万円をもって施行中の修築工事と相まって、営繕管財局の司掌で陸上設備を施すことになり、前述の税関庁舎をはじめ、鉄道、起重機、道路、下水、水道、浮棧橋、旅具検査場、雑品倉庫、変電所等を、工費約三百三十万円をもって昭和九年度までに完成した。

門司税関の陸上設備を行うかどうかについては、昭和四年、黒田長官当時、賛否両論があつて紛糾した。関門海峡は潮流が強いので、岸壁に船舶が横づけできないとの説に対し、結局、民間の意見をも入れて、横づけできるとの結論に達して、着工したのである。

満洲国の独立以来、対滿貿易が急激に発展したため、門司本港は、従来の陸上設備では狭小を感じるようになった。そこで、昭和十一年度から二カ年の継続事業、総経費三十八万円で、道路、鉄道、起重機、電気設備を拡張または新設するに至つたのである。

(チ) その他、税関所屬であつて、昭和元年度から同五年度までに完成または続行中の工事は、次のとおりであつた。

新潟税関支署および同出張所庁舎その他の新営

東京税関支署庁舎その他の新営

横浜税関附屬官舎の移築、同仮庁舎その他の風水害復旧、同日本館構内物揚場ならびに護岸の復旧、同滝頭

家畜検疫所荷揚護岸その他の震災復旧、同長浜検疫所仮停留場の新営

夷港税関支署官舎その他の新営

尾道糸崎税関支署尾道出張所庁舎その他の新営

神戸税関刈藻島家畜検疫所消毒汽罐室その他の新営、同敷地の買収

宇野税関支署庁舎その他の新営

大阪税関監吏合宿所の新営、同富島出張所護岸の改築

那覇税関支署庁舎その他の新営

長崎税関女神検疫所浴室の新営

門司税関福浦獸類焼却場の新営、同福浦輸入獸類検疫所建物その他の新営、同附屬官舎その他の新営、同所

属汽船神風丸の引揚げおよび修繕

萩税関支署庁舎その他の新営

安別税関監視署ならびに内路税関監視署庁舎の新営

函館税関獸類検疫所の新営

第四節 その他の營繕事業(営繕管財局司掌)の進行

船川税関支署庁舎その他の新営

釧路税関支署庁舎その他の新営

なお、特に付け加えるならば、大阪税関庁舎は、昭和九年九月に関西地方を襲った暴風雨のため、監視部庁舎が半壊し、天保山監所、南旅具検査所が流失した。そこで、昭和十年十二月に新営工事に着手し、十一年中に完工した。工費は約二十万円で、敷地は、市有地約五百二十五坪を借用した。

4 税務監督局所属

税務署庁舎その他の新営（營繕費支弁）

昭和元年度初において、税務署庁舎は総数三百四十五を数え、その約半数は民家を借り入れており、国有庁舎でも、腐朽がはなはだしいか、狭すぎるものが多かった。

順次新営工事を行ったが、昭和五年度までに完成したものをみると、次のとおりであった。

昭和元年度

福井、倉吉、宮津、半田各税務署庁舎

昭和二年度

東京税務監督局、神田橋、太田、鶴岡、住道（布施と改称）各税務署庁舎

昭和三年度

松本、福岡、小田原、滝川、一宮、豊岡各税務署庁舎その他
昭和四年度

小樽、松戸、古川、高松、津山各税務署庁舎その他

昭和五年度

唐津、淀川各税務署庁舎その他

昭和元々五年度において右に要した経費は、総額約百四十三万四千円であった。

5 醸造試験所所属

酒類醸造用汽罐は、明治三十七年の新設で、損傷個所が多く、危険になったので、昭和元年度に改設した。

同所庁舎は、大正十五年四月類焼の厄に会ったため、昭和元年度に第二予備金支出で復旧工事を施行した。また、大正十五年九月の風水害による被害復旧のため、昭和二年二月に工事を行った。

なお、同所附属第二工場は、大正十五年四月の火災で焼失したので、昭二々三年度に、東京府北豊島郡滝野川町に鉄筋コンクリート造りとして新営した。

6 内閣所属

印刷局庁舎および工場その他の復旧

抄紙部敷地として、大正十五年七月、埼玉県北足立郡膝折村に二万坪（坪当り五円五十銭）の土地を買収すること

とを決定し、東京府下王子町から移転することになった。

本局庁舎および活版課工場敷地として、中央諸官衙集中計画に基き、赤坂区葵町の御料地（旧東伏見宮邸跡地五千六百坪）を、昭和二年三月、宮内省から払下げを受けた。

また、印刷部敷地として、東京府北豊島郡滝野川町の元農事試験場敷地九千八百余坪を、昭和二年三月に管理換した。

これらの経費は、大正十三年度から同二十年度に至る継続費であった。

7 その他

大蔵省所管の建造物工事（昭和五年度まで）は、次のとおりであった。

行政裁判所所属災害復旧工事 昭和元々四年度

会計検査院所属仮庁舎附属倉庫の増築および仮庁舎換気装置の新設工事 昭和四年度

貴族院および衆議院所属両議院庁舎の修繕 大正十三年度々昭和二年度

枢密院所属庁舎の修繕 昭和二年度

第二章 戦時下の政府営繕事業

——昭和十二年から終戦まで——

第一節 戦時営繕事業対策

一 軍工事優先主義への移行

昭和十二年七月、日華事変の突発以来、官庁事務は激増し、そのため諸官庁庁舎の新增築、なかならず官営工場の増設拡張や、近代戦に直接間接必要な技術的要請に基く各種試験研究施設の改良拡張の重要性が痛感されるに至った。

さらに、昭和十六年十二月、太平洋戦争に突入以後は、重要官庁建造物に対し、緊急に防空施設を施すことなどが、営繕管財局司掌業務の重点になっていった。戦時営繕事業は、応急的に非常事態に対処すべき必要に迫られていったのである。

しかしながら、各種営繕資材はしだいに供給不足を告げ、取得困難の状態に陥った。昭和十七年度になると、

重要物資につき、物資動員計画に適合するように営繕予算を計上することに努めたが、それでもなお物資供給力に変調をきたし、予定工事の繰延べをしなければならぬものがふえてきた。物資配給時期等の関係で、着手中の工事でも、続行を延期せねばならないものも生ずるに至った。

第十七表 戦時営繕予算単価の増加 (単位 円)

| 種類別 | 年度別 | | | |
|-------------|------|-----|-----|-----|
| | 昭和15 | 16 | 17 | 18 |
| 庁舎 | | | | |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 310 | 530 | 555 | 745 |
| 鉄筋コンクリート造 | 240 | 360 | 425 | 585 |
| 木造 | 155 | 210 | 220 | 310 |
| 仮庁舎 | 130 | 165 | 190 | 275 |
| 工場 | | | | |
| 鉄筋コンクリート造 | 210 | 310 | 350 | 480 |
| 木造 | 150 | 190 | 200 | 285 |
| 倉庫 | | | | |
| 鉄筋コンクリート造 | 340 | 335 | 350 | 480 |
| 木造 | 100 | 130 | 155 | 220 |
| 官舎 | | | | |
| 奏任官 | 170 | 190 | 250 | 350 |
| 判任官 | 145 | 170 | 220 | 310 |
| 雇傭人 | 130 | 130 | 190 | 270 |

備考：営繕管財局、第76、77、および81回『帝国議会想定質問応答資料』により作成。

営繕管財局としては、軍関係工事を優先し、急を要するものから着手して、工事全般にわたり重点主義により実施計画を定め、あるいは工事の緩急に応じてその先後を決めるなど、工事の調整を行った。

さりとて、戦時行政の上に必要な建造物の建設を中止するならば、いきおい、民間における既存建造物を借り上げ、または民間に建造させて借り上げることになって、当然、民間施設を圧迫することになる。しかし、物資労力ともに不足する時であったから、政府営繕工事といえども、できるかぎり圧縮せねば

ならなかった。

かくて、昭和十八年度の営繕管財局予算の計上にあたっては、

第十八表 戦時下建築費(木造)の推移指数

| | 木造建築費指数 | 東京卸売物価指数 |
|-------|---------|----------|
| 昭和13年 | 100 | 100 |
| 14 | 119 | 105 |
| 15 | 162 | 124 |
| 16 | 222 | 129 |
| 17 | 318 | 143 |
| 18 | 441 | 149 |
| 19 | 646 | 165 |
| 20 | 1,189 | 202 |
| 21 | 2,414 | 900 |

備考：1. 日本勧業銀行『鑑定諸規定資料』(昭和28年刊)による。
2. 各年3月調である。
3. 木造建築費指数は都道府県庁所在の都市の指数の平均である。
4. 物価指数は日本銀行調指数を昭和13年3月基準で換算したものである。

- (イ) 営繕管財局の機構を改正して、その能率化を図る
- (ロ) 建造物の標準規格を案出し、施行上の能率化を図る
- (ハ) 建築技術上に新工夫をこらし、限られた資材をもって目的の達成を図る

(二) 工事施行方式の改革により、物資・労力の需給不円滑の打開を図るなどの方針をとるに至るのである。

ここで、営繕予算単価の高騰ならびに民間建築費の騰貴率をみると(第十七表、第十八表)、一般物価の騰貴率に比して、建築費の騰貴率は、昭和二十年にはその五倍強に達した。これによって、営繕予算の遂行がいかに困難となったかを知ることができるのである。

営繕管財局は、昭和十七年十一月の官制改正により、これまでの大蔵省の外局から内局となり、十八年十一月

には、戦時行政簡素化により、大臣官房営繕課となった。戦局の激化に伴ない、二十年五月には、大阪、広島に支部を設けて、地方疎開の態勢をとった。なお、資材不足による資材統制下において、必要な民間工事の委託をも受けうるように官制を改めたが、その実績には、ほとんど見るべきものがなかった。

二 防空・防火・戦災対策

太平洋戦争に突入以後は、空襲に備えて、中央諸官衙をはじめ各省庁建造物に防空施設を講ずる要に迫られた。

しかるに、鉄骨鉄筋コンクリート造りの庁舎は内務省、警視庁、文部省および大蔵省だけであり、鉄筋コンクリート造りの庁舎も会計検査院、特許局、簡易保険局および貯金局にとどまって、農林、商工、逓信、陸軍、海軍、司法諸省庁舎の全部および厚生省庁舎の大部分は木造か、れんが造りであった。しかも、鉄骨鉄筋コンクリート造りのものも、耐弾層、防護室等、防空上特殊の施設はない。これら全部に完全な防空性能を保有させるためには、相当の改修費を要する。もちろん、木造庁舎を全部、鉄骨鉄筋コンクリート造りに緊急に改めることは不可能である。

政府としては、さしあたり、もっぱら既存の諸官衙建造物に対する応急の防空施設の整備に力を注ぐほかはなかった。空襲時における中央諸官衙の機能を維持する方針のもとに、次のような防空対策を立てた。

一、既設の鉄骨鉄筋コンクリート造りの庁舎に対しては、耐弾層、防護室などを付置することとし、所要経費

を昭和十六年度第二予備金から支出し、大部分の工事を完成した。

二、既設の鉄筋コンクリート造りの庁舎に対しては、その構造上、耐弾施設をすることができないから、現状のままとするほかはない。

三、既設の木造庁舎については、昭和十五年度において逓信省庁舎に、同十六年度において農林省庁舎その他に防火処理を施し、防火の点から防空に資すべく、いずれも工事を終えた。

四、比較的耐爆性構造を有する他の官庁、学校などの建物を、有事の際に臨時に使用する計画を定めておいて、木造庁舎が空襲により破壊された場合の避難先に充当する計画を用意した。

昭和十八年に入ると、戦況の悪化に伴なう官庁建造物の被害対策として、資材労力の供給不足のため、民間建造物の復旧対策とあわせた総合計画の樹立が要請されるに至った。国有建造物の一元的管理、各庁舎の割当、やむを得ない場合は、民間の土地、建物および資材・労力を徴用する戦時態勢の整備と、そのための機関の設置が講ぜられなければならないかった。しかし、当面の措置としては、大蔵省営繕管財局が原則としてこの機関にあたり、次の諸方針で対処することになった。

一、官庁建造物（地方官庁を含む）などの戦時被害の修理復旧に関する営繕は、原則として大蔵省営繕管財局が所掌する。

二、地方公共団体および国の事務の一部を担当している重要機関——日本銀行、国策会社などの建造物につい

でも、必要がある場合、それらの委託に応じて、管轄管財局において修理復旧に当る。

三、前二項の管轄は、さしあたり被害個所の修理、仮建築などの応急措置の範囲にとどめる。

四、右の応急措置に必要な物資は、一応特定の機関にあらかじめ準備させ、現物を確保しておく。なお、必要ある場合は、政府において所要物資を使用または収用しうる道を開く。総動員物資使用収用令(昭和一四・一二勅令第八三八号)第二条により、閣令をもって、「官庁建造物ノ戦争ニ依ル被害ノ修理復旧ニ必要ナル物資」を使用または収用しうる総動員物資に指定する。

五、右工事は、急速に行う必要上、あらかじめ建築業者らと協議し、工事ごとに請負人を大体指定しておく。単純な修理にすぎない場合、また請負人を得られないか、または請負に付することが不適当な場合は、直営の方法による。

直営工事の実施に必要な労務者の調達については、あらかじめ労力供給業者らと協議して、その準備をする。やむを得ない場合は徴用しうる道を開くため、国家総動員法第三条第九号により、「国家総動員上必要ナル官庁建造物ノ管轄ニ関スル業務」を総動員業務に指定する。

六、必要な物資の調達および運送ならびに工事等の契約は、会計規則第一百四十四条第一項第二号を適用し、随意契約の方法による。

この契約代金の支払いに関しては、必要に応じ前金払または概算払をする(会計法戦時特例による)。

第十九表 官庁防空に関する経費調(管轄管財局司掌)
(単位 千円)

| 区分 | 年度別 | 昭和15 | 16 | 17 | 18 | 計 |
|-----------|-----|------|-------|-----|-----|-------|
| 官庁防空施設費 | | 43 | 441 | 731 | 609 | 1,825 |
| 官庁防空緊急施設費 | | 0 | 1,974 | 0 | 0 | 1,974 |
| 木造庁舎防火処理費 | | 754 | 768 | 90 | 0 | 1,612 |
| 計 | | 797 | 3,184 | 821 | 609 | 5,412 |

備考：1. 大蔵省管轄管財局『第八十一回帝国議会に於ける想定質問応答資料』による。
2. 上掲のほか、元農林省所管米穀倉庫2,978千円を元農林省から委任を受けて施行し、元軍事保護院地下室62千円、元農林大臣官舎地下室50千円を、既定経費を差し繰り施行済であった。

七、修理または復旧の完了に至るまでの間、またはその他の場合において、官庁の庁舎に充てるため、建造物の全部または一部を使用もしくは収用しうる道を開くため、国家総動員法第三条第九号により、「国家総動員上必要ナル官庁建造物ノ調達ニ関スル業務」を総動員業務に指定する。

また、建物以外の防空施設ならびに備品等としては、従前から鑿井、貯水槽、遮蔽幕、防毒資材等を漸次整備した。

なお、議事堂には耐弾層を設けることを考究したが、建物の強度の関係上、荷重に耐えないことがわかり、他の施設を案ずることとした。管轄管財局所掌の防空関係経費の推移をみると、第九表のとおりであった。

中央諸官衙の建築は、大正末年以来、霞ヶ関一帯に集中する計画のもとに行われてきたが、防空的見地から、分散主義を採用すべしとの議論も盛んになって、集中化プランは再検討されねばならなかった。

防火対策上からは、従来からの木造建築、特に中央諸官衙の内閣、農林省、商工省、逓信省、拓務省等は、行

政事務の増加に伴ない、増築に増築を重ねて、ほとんど空地が乏しくなり、万一の場合が憂慮されたので、昭和十五年度に、第二予備金支出および予算節約額の復活などにより、約七十五万円の防火処理費を計上して対策を講じた。

大手町官庁街（旧大蔵省仮庁舎および、それと道路を隔てた企画院、航空局、厚生省など一帯の地域）は、昭和十五年六月、失火焼失した。資材不足と急速な復旧の必要から木造建築とし、可及的に防火的考慮をめぐらし、ただ、同地帯内の東京税務監督局、神田税務署等は、宮城への顧慮から鉄筋コンクリート造り本建築にした。

なお、営繕管財局は、昭和十二年度予算において、建築試験所の設置に関する経費を要求したが、認められるに至らなかった¹⁾。

(1) 本経費の要求理由は、「我国土国情に適合する独創的にして且つ経済的建築方策を確立する」ためであった。

なお、昭和十九年度には、「建築工事用資材節約の為にか代用品の試作及実験、労務節約の為木工具の機械化竝建具各部材の大量生産化に必要な設備の考案試作、防空施設上未研究の事項に数する調査竝研究調及木構造の一般的改良、杭の耐力増進に関する研究等をなすは時局下緊急を要する」ことを理由として、建築に関する試験研究等に要する経費を要求したが、認められなかった。

三 営繕用品資金特別会計の設置

既述のように、日華事変の拡大に伴ない、営繕工事に使用する物資は、その大部分が統制物資に指定され、入手困難となるに至った。したがって、営繕事業の遂行上、適時に適当な規格のものを取りそろえるのに支障を生じ、事業の円滑な遂行をしばしば妨げる状況となった。そこで、営繕管財局では、営繕用品を請負人に現物をもつて支給するなど、工事の促進についていろいろの手段を講じてきたのであるが、なお、営繕用物資の入手をいっそう迅速確実にして、工事の促進に資するために、昭和十八年三月に営繕用品資金特別会計法（法律第十二号）を制定するに至った。立法の目的は、営繕事業の用品をあらかじめ適宜の時期に購入しておき、かつこれを貯蔵加工して、随時適切に事業の需要に応じうるように一定の資金を積んでおいて、特別に経理しようとするにあった。「営繕事業ノ用品ヲ購入貯蔵及加工シ大蔵省営繕管財局司掌ノ営繕事業ノ需要ニ応ズル為」（同法第一条）であった。

第一章に述べたように、政府の営繕事業は、営繕管財局司掌のもの以外は、工事金額一万円以下のもの、さらに、神宮・神社の造営、軍機に属する建造物など特殊のものは、例外として各省において司掌することになっていた。また、建物の特異性、現在執務との関連その他の関係上、各省に留保されていたものも少なくない。したがって、これら各省において司掌する営繕事業についても、同様の施設が要望された。

そこで、「本会計ニ属スル営繕用品ハ必要ニ依リ他ノ官庁ノ需要ニ応ジ之ヲ使用スルコトヲ得」しめることにした（第一条第二項）。あるいは、当初から営繕管財局司掌のものに限ることなく、政府の営繕事業の全部について、その用品を購入かつ貯蔵加工するための資金としてはとの意見も出た。しかし、営繕事業の統一が、前述の

ように、まだ完全な域に達していないのみならず、各省における営繕用品の統一購買のごときも、またその時期でないと認められる事情もあり、いたずらに利用範囲を大にしても、実効がこれに伴わないうらみもなしなかつたので、一応、同局司掌のものを原則とし、例外的に、必要により各省の需要に応じて、用品を使用させることとしたのである。

当初、営繕用品資金の額は五百万円を計上し、漸次、国有財産整理資金特別会計から繰り入れることとし（第二条）、昭和十八年度においては、とりあえず三百万円を繰り入れた。昭和十八年度の用品の購入額を大体千二百万円程度と見込み、資金の回転を年四回と予見したのである。資金を国有財産整理資金特別会計から繰り入れることにしたのは、「国有財産」編で述べたように、「国有財産整理資金ハ国有財産ノ整理ニ関シ必要ナル事務費、営繕費其ノ他ノ諸費ニ之ヲ使用ス」（国有財産整理資金特別会計法第三条）るほか、「一般ノ歳計上必要アル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ」これを右の「費途以外ノ営繕費ニ使用スルコトヲ得」（同法第六条）る建前となっており、戦時下の営繕事業の円滑な遂行を図るための営繕用品資金に充てることは、当を得たものと考えられたからであった。

なお、営繕用品資金を使用するときは、大蔵省営繕管財局司掌の営繕事業所属の経費または当該省所属の営繕に関する経費をもってこれを購入する（営繕用品資金特別会計法第三条）。そして、本会計は、その購入原価、運賃、保管料等の直接経費を割り掛けた価額でこれを売却し、その結果、直接収益を見込むわけではないが、受払決算を

した上で過剰金を生じた場合には、これをその年度の一般会計歳入に繰り入れることとしたのである（同第五条）。

営繕用品資金特別会計の収支状況は、次のとおりであった。

まず、昭和十八年度においては、歳入予算額千二百余万円（用品売払代千余万円ほか）に対し、収入済額は、わずかに十九万余円であった。歳出済額は五十三万余円（用品購買費ほか加工費、運賃および保管費）であった。

昭和十九年度営繕用品資金歳入の収入済額は九十六万九千余円で、これに本年度における収入未済額、前年度から繰り越した支出未済額で、本年度において支出済となった額および翌年度へ繰り越した物品の価額を加算すれば、収入の合計は三百三十八万千余円となり、差引百二十二万六千円の不足を生じた。

昭和二十年度においては、歳入の収入済額二百七十七万二千円で、これに前年度から繰り越した支出未済額のうち、本年度において支出済となった金額および一般会計へ保管換した物品の価額を加えると、収入の合計は三百九十三万千円となった。歳出支出済額は二百九十三万七千円で、これに前年度から繰り越した物品の価額を加算すると、支出の合計は四百一十一万七

第二十表 営繕用品資金特別会計
歳入歳出調

| | (単位 千円) | | |
|--------|------------|-------|-------|
| | 昭和 18年度 | 19 | 20 |
| 歳入予算額 | 12,389 | 7,000 | 7,000 |
| 歳入収入済額 | 196 | 969 | 2,172 |
| 歳出予算額 | 12,389 | 7,000 | 7,000 |
| 歳出支出済額 | 532 | 2,804 | 2,937 |
| 翌年度繰越額 | 346 | 3,403 | 0 |

備考：各年度決算書により作成。

千円となり、差引十八万七千円の不足を生じた。

ちなみに、本会計は、昭和二十一年法律第二十一号（政府出資特別会計外二十一法令の廃止等に関する法律）によって、昭和二十年度限り廃止されたので、この不足金は、同法附則第十三条によって、翌年度の一般会計に帰属させて、本年度の決算を結了した。

なお、同特別会計において、営繕事業上必要な器具、機械および材料等、購買に日数を要するものを予約しておくために、予算外国庫負担契約百万円が昭和十九年度に認められた。

第二節 戦時営繕費の推移

一 営繕予算（営繕管財局司掌）の経過と主要営繕事業

まず、昭和十二年度以降の営繕管財局司掌の営繕予算の経過について、年度を追って、おもな新規継続費の計上および継続費以外の経費増加の経過をたどってみよう。¹⁾

(1) 各年度とも、すべて予算書によった。

一、昭和十二年度

昭和十二年度において、普通営繕費のうち、百万円以上の件を主要工事としてみると、いうまでもなく、中央

諸官衙建築費が六千二百万円近くで、ちょうど五〇%を占めている（第二十一表）。営繕管財局の仕事のうち、中央諸官衙の整備がいかに大きかったかを知らうであろう。これと並んで大きな仕事であった議院建築費は、前年度に完工したゆえに、第二十一表にはあらわれない。

本年度から予算措置をみた新規工事のおもなものは、貴衆両院議員専用庁舎その他の新営、専売局酒精製造工場の新営、名古屋税関、機械・繊維・航空の各試験所の新営であった。

軍関係では、陸軍大学の建物新增築工事が、本年度以降六カ年継続費として計上されたのが目につく。

また、神戸税関陸上設備は、昭和十一年度までに予定工事を九〇%終了し（十二年度完工）、前にみた各地の郵便局舎の新営も、七割以上工事を終了したことを知るのである。

本年度の新規継続費を列举すると、次のとおりであった。

名古屋税関設置に伴う税関庁舎その他の新営 総費額五十五万四千余円を本年度以降二カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額十万円、ただし当初予算額、以下同じ）。

陸軍の兵備改善に伴う陸軍大学校その他の拡充新営 総費額三百五十三万九千余円を本年度以降六カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額六十六万八千余円）。

海軍航空本部製図工場の新営 従来、海軍省構内建物の一部を使用しており、仮設物で腐朽し、かつ手狭であり、従業員の収容が不可能となったので、その新営費総額八十五万円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした

第二十一表 昭和十二年度管轄財局司掌

| 項 別 | 総費額 | 支 出 | | | |
|-----------------|---------|---------------------|----------------------|-----------------------|--------|
| | | 昭和11年 度以前 支出済 | 昭和12年 度以降 支出予定 | うち、昭 和12年度 支出予定 | 13 |
| (普通) 管 轄 費 (款) | 122,909 | 64,009 | 58,899 | 30,911 | 17,324 |
| 中 央 諸 官 衙 | 61,945 | 46,677 | 15,267 | 3,881 | 5,871 |
| 貴族院及衆議院議員専用庁舎其他 | 2,500 | 0 | 2,500 | 650 | 650 |
| 造幣局庁舎其他 | 2,131 | 1,131 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 専売局所属工場 | 2,800 | 2,150 | 650 | 650 | 0 |
| 専売局酒精製造工場 | 4,830 | 0 | 4,830 | 4,830 | 0 |
| 神戸税関陸上設備 | 9,947 | 9,128 | 818 | 702 | 116 |
| 名古屋税関庁舎其他 | 1,000 | 0 | 1,000 | 500 | 500 |
| 陸軍大学校建物其他 | 3,539 | 0 | 3,539 | 912 | 1,309 |
| 機械試験所庁舎其他 | 1,214 | 0 | 1,214 | 500 | 714 |
| 繊維工業試験所庁舎其他 | 1,208 | 0 | 1,208 | 200 | 658 |
| 大阪貯金支局 | 1,044 | 485 | 558 | 350 | 208 |
| 郵便局舎 | 4,711 | 3,052 | 1,658 | 1,006 | 651 |
| 逓信省航空試験所其他 | 3,500 | 0 | 3,500 | 800 | 1,500 |
| 新 営 費 | 6,556 | 0 | 6,556 | 6,556 | 0 |

備考：管轄財局『昭和十二年度(第七十回帝国議会)豫算説明参考書』に

もに同一庁舎内で執務し
ており、逐年取扱事件の
増加に伴ない、手狭とな
ったので、その新営費総
額四十二万二千余円を本
年度以後二カ年度にわた
る継続費とした(本年度
年割額七万九千余円)。

第三高等学校本館の改

築 年数を経たため、腐
朽がはなはだしかったの
で、その改築費総額約二
十一万五千円を本年度以
降二カ年度にわたる継続
費とした(本年度年割額五

(普通) 管轄費中主要新営費支出表

(単位 千円)

| 年 度 割 | | | | 昭 和 12 年 度 財 源 | |
|-------|-------|----|-----|----------------|---------|
| 14 | 15 | 16 | 17 | 一 般 計 | 特 別 会 計 |
| 7,143 | 3,100 | 78 | 342 | 22,358 | 8,553 |
| 3,620 | 1,894 | 0 | 0 | 0 | 3,230 |
| 600 | 600 | 0 | 0 | 2,500 | 150 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 501 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 650 | 1,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 4,830 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 702 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 500 | 0 |
| 291 | 605 | 78 | 342 | 912 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 714 | 0 |
| 350 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 350 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 898 |
| 1,200 | 0 | 0 | 0 | 800 | 108 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 5,883 | 0 |
| | | | | | 249 |
| | | | | | 359 |
| | | | | | 63 |

より作成。総費額 100 万円以上のものを掲げた。

(本年度年割額二十七万円)。
海軍経理学校生徒館そ
他の新営 生徒の収容
人員を増加したため、現
在の建物では窮屈となっ
たので、その新営費総額
四十五万円を本年度以降
二カ年度にわたる継続費
とした(本年度年割額十五
万円)。
東京刑事地方裁判所検
事局庁舎その他の新営
従来、大審院、同検事局、
東京控訴院、同検事局、
東京刑事地方裁判所と

万円)。

東京高等歯科医学校附属医院の新営 建物は仮建物で、腐朽がはなはだしく、しかもきわめて手狭のため、臨床実習はもとより、病院経営上にも支障があったので、その新営費総額九十一万円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額十万円)。

工芸指導所設置に伴なう庁舎その他の新営 東京および関西地方に設置するため、総費額七十三万余円を本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額十五万円)。

機械試験所設置に伴なう庁舎その他の新営 総費額百二十一万四千余円を本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額五十万円)。

繊維工業試験所庁舎その他の新営 絹業試験所を繊維工業試験所と改称して拡充し、天然絹糸のほか、人造繊維全般にわたり試験研究を行うため、庁舎その他の新営費総額百二十万八千円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額二十万円)。

船舶試験所試験室その他の拡張 船舶の高速試験に要する諸施設ならびに機械器具類等を新、増設する必要と、船舶の性能その他に関する研究ならびに船舶用計測器具の研究試験検定等を行うため、船舶試験所試験室その他の拡張費総額四十七万七千余円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額十万円)。

通信省航空試験所設置に伴なう試験場その他の新営 総費額三百五十万円を本年度以降三カ年度にわたる継続

費とした(本年度年割額六十万円)。

なお、継続費以外の管繕に関する経費の増加は、次のとおりであった。

両切煙草の主要原料たる米国種内地産葉煙草の生産数量の増加に伴ない、その収納葉煙草の再乾燥をするため、再乾燥場の新営費として六十万円

昭和十二年度から燃料用高度アルコールの製造専売を実施するため、その製造工場の新営費として四百八十三万円

煙草販売所は、民有の土地建物を賃借したものが全国にわたり多数に上っていたが、そのうち構造不相当と認められるもの等に対し、庁舎および倉庫等の新営費として五万円

税務署庁舎中には、民家を借り入れ庁舎に充当しているため、構造が不備の上、採光、換気も不十分で、署員の健康を害し、かつ手狭で執務上支障あるものがあった。国有庁舎でも、年数を経て腐朽がはなはだしく、かつ定員の増加等により手狭のものが多数あった。また、庁舎中倉庫がないかまたは不備のため、土地台帳その他簿書収蔵上危険少なからざるものが多数あった。これらのうち急を要するものに対する新営費二十万円

区裁判所庁舎および倉庫等で改築期の迫ったものうち、急を要するもの新営費十五万円
輸移入植物検査施設の充実に伴なう植物検査場その他の新営費七万六千余円

大阪衛生試験所庁舎は、腐朽がはなはだしく、かつ取扱事務の激増により著しく、手狭となり、将来ますます

事務増加の情勢にあつたので、庁舎その他移転新営の必要経費三十万余円

栄養研究所附属療院の新営費八万五千円

健康保険療養所設置に伴なう療養所病舎その他の新営費十七万九千余円

警備および防空任務達成上東京警備司令部庁舎付近に司令官その他の官舎新営の必要経費十二万二千余円

裁判所職員の増加に伴なう仮庁舎の新営費五万五千円

羊毛自給施設に伴ない種牡種羊育成所ならびに畜産試験所支所を新設するとともに、獣疫調査所を拡張するた

め、庁舎その他の新営経費三十万円

畑作改善のため農事試験場畑作試験地・研究室その他の新営費十万円

獣疫調査所支所設置に伴なう支所庁舎その他の新営費十三万八千余円

農村工業指導所設置に伴なう事務室その他の新営費七万円

国有種牡馬増繫に関連し種馬育成所の設備拡充に伴なう事務室その他の新営費二十一万円

液体燃料自給促進に関連し燃料研究所工場ならびに工業試験所工場その他の新営費八万六千余円

商工省の現在仮庁舎は、逐年事務激増により人員増加のため手狭となつたので、その増築費として二十一万千

余円

超高電圧送電技術に関する研究に伴なう電気試験所超高電圧送電技術研究室その他の新営費二十五万円

横浜税関所属曳船中、性能が低下したものの代船建造等に要する経費三十三万円

その他、さしおきがたい新営および修繕を要するものなどの諸経費百九十八万七千余円

以上合計して千四十三万三千余円が予算に計上された。

二、昭和十三年度

本年度管轄管財局司掌予算における新規継続費の計上は、次のとおりであつた。

貴族院および衆議院議員専用仮庁舎その他の新営費総額三十万円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額十万円)。

液体燃料自給促進のため、燃料研究所において従来試験研究した人造石油の総合的製造方法の工業化試験を行い、その完成に努めるとともに斯業の発達に資するため、試験設備を拡張する必要がある、総費額百二十五万円を本年度以降三カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額五十七万円)。

継続費以外の管轄に関する経費の増加は、次のとおりであつた。

両切煙草の主要原料たる黄色種葉煙草の生産数量増加に伴なう収納葉煙草の再乾燥場新営費六十六万円

アルコールの製造専売に伴なう製造工場の新営費八百七十七万八千余円

造幣局東京出張所庁舎は元復興事務局庁舎の一部を使用してきたが、この建物は震災直後応急の設備として建築されたもので、腐朽、破損しかつ手狭で、改築の要があつた。産金法の実施に伴ない、金銀地金の精製

および品位証明を行うための諸設備の新設等、庁舎その他新営の必要経費三十五万円

燃料研究所において燃料に関する新規研究、代用重油製造の中間工業試験ならびに炭粉ディーゼル機関の実用

化試験を行うための実験室その他の新営費二十万三千元

工業試験所において高圧合成法による膠質燃料製造の中間工業試験をするための実験室その他の新営費七万円

健康保険療養所増設に伴ない療養所病舎その他の新営費十二万円

その他の新営および修繕を要するものの経費六十六万八千余円

以上合計して千八十四万九千余円が予算に計上された。

三、昭和十四年度

新規継続費の計上は次のとおりであった。

海軍経理学校学生、生徒および練習生の増加に伴なう教室その他の増築または新営、横須賀海兵団軍楽隊東京

派遣所練習生の増加に伴なう設備の増加の要があったとともに、他に移転新設するための経費総額九十万円を、

本年度以降三カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額二十万円)。

名古屋帝国大学の創設に伴なう教室および実験室その他の新営費総額五百万円を、本年度以降六カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額十万円)。

また、統継費以外の管轄に関する経費の増加をみるに、

小額紙幣の急激な製造増加に伴なう印刷局工場の新営費九十一万千余円

両切煙草の主要原料たる黄色種葉煙草の生産数量増加に伴なう収納葉煙草再乾燥場の新営費三十万円

アルコールの製造専売に伴なう製造工場の新営費九百十四万三千余円

羊毛自給施設に伴なう種牡綿羊育成所新設のため庁舎その他の新営費二十三万六千余円

小家畜の改良増殖施設に伴なう畜産試験場豚舎その他の新営費五万円

生産力拡充計画の進行に伴ない機械工の需要が増加したので、その補給のため、機械工養成所庁舎その他の新

増築費三十四万七千余円

大阪工業試験所において標準規格分析用試薬の製造設備を充実し、その供給を潤沢ならしめるため、実験室その他の新営費六万円

健康保険療養所の増設に伴なう療養所病舎その他の新営費六万円

その他新営および修繕を要するものの諸経費百二十万五千余円

以上、合計千二百二十三万四千余円が予算に計上された。

四、昭和十五年 度

新規継続費の計上は次のとおりであった。

補助貨幣の需要増加に伴ない、造幣局東京出張所に貨幣製造工場その他を新営拡張する必要が生じた。総額三百万円を本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額百五十万円)。

兌換銀行券類の製造高増加に伴なう印刷局工場の新営費総額五百一十六千余円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額三百万円)。

アルコール製造専売に伴なう製造工場の新営費総額五百八十五万八千余円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額百五十万円)。

陸軍の内地航空防空兵力充備に伴なう陸軍航空本部その他の拡充新営費五百三十万円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額三百九十四万八千円)。

簡易生命保険事業の進展に伴なう大阪簡易保険支局庁舎その他の新営費総額三百万円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額百五十万円)。

継続費以外の営繕に関する経費の増加は、次のとおりであった。

両切煙草の主要原料たる黄色種葉煙草の生産数量増加に伴なう収納葉煙草再乾燥場新営費六十万円、経済犯罪防遏施設の充実等に伴ない判事検事その他の職員増加のため裁判所仮庁舎の増築費二十万円、候補種牡馬育成施設および馬糧自給施設の拡充に伴なう国有種馬所の拡張費十八万円、穀物検査の国営実施のため農産物検査所庁舎その他の新営費十萬七千余円、健康保険療養所の増設に伴なう療養所病舎その他の新営費四十五万円、軍事保

護院庁舎新営費五十万円、その他二百十六万二千余円、合計四百十九万九千余円であった。

五、昭和十六年度

新規営繕継続費は次のとおりであった。

外務省庁舎の一部および重要書庫改増築費総額九十万円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額四十五万円)。

海軍軍医学校の学生数増加のため、学生舎、軍陣医学研究室その他の新営費総額三十七万円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額三十万円)。

獣医専門学校の創設に伴なう教室その他の新営費総額百八十万円を、本年度以降三カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額六十万円)。

電気の基本的研究を画期的に振興して恒久的研究を積むとともに、電力および電気通信に関する応用研究を常時積極的に行うため、電気試験所庁舎その他新営の必要経費総額六百万円を、本年度以降七カ年度にわたる継続費とした(本年度年割額四十五万円)。

継続費以外、営繕に関する経費の増加は、次のとおりであった。

中央諸官衙木造庁舎の防火処理費七十六万八千余円、両切煙草ならびに刻煙草製造力増進のため地方専売工場その他の整備拡充費六十万円、区裁判所庁舎のうち腐朽のはなはだしいものの新営費四十万円、防空要員の養

成、防空用資材検定の進行を図る等のため防空研究所研究室その他の新営費二十万円、海軍省副官官舎その他の移転改築費十二万円、奈良女子高等師範学校附属高等女学校建物の改築費十万円、学徒修練所設置に伴なう用地買収費十二万円、候補種牡馬育成施設の拡充に伴なう国有種馬所厩舎その他の新営費二十七万円、種牡綿羊育成所白河・駿河両支場の羊舎その他の完成に要する経費二十万円、対南方策の実施ならびに満洲開拓民関係事務の増加に伴なう拓務省庁舎その他の増築費十万円、厚生省仮庁舎の増築費二十五万円、健康保険療養所増設に伴なう療養所病舎その他の新営費五十四万円、その他の諸経費百四十一万二千元、合計五百八万余円であった。

六、昭和十七年度

本年度営繕予算中、費額百万円以上のものだけをあげると、次のとおりであった。

| | |
|----------------|------------------------|
| 印刷局工場新営費 | 一七、五〇〇千円（昭和一五～二〇年度継続費） |
| 海軍経理学校其他移転新営費 | 五、五〇〇〃（昭和一四～一八〃） |
| 名古屋帝国大学創設費 | 一、一六三〃（昭和一四～一九〃） |
| アルコール製造工場其他整備費 | 二、〇〇〇〃（昭和一五～二〇〃） |
| 高等商船学校建物新営費 | 七、〇〇〇〃（昭和一七～一九〃） |
| 災害費 | 一、一三二〃 |

このうち新規継続費として計上されたのは、高等商船学校建物新営費だけである。これは、船舶戦時輸送力増

強要員の緊急養成の必要に基くものである。

七、昭和十八年度

本年度の営繕関係新規継続費は、次のとおりであった。

大阪控訴院庁舎其他増築費 大阪控訴院その他の合同庁舎は、戦時経済犯罪その他各種事件の増加に伴ない、手狭となったので、その増築の必要経費七十九万円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額三十六万円）。

航空技術向上施設費 航空技術の飛躍的進歩発達を図るため、指導者ならびに技能者を養成する経費百六十三万三千余円を、本年度以降二カ年度にわたる継続費とした（本年度年割額百三万二千元）。

また、継続費以外の営繕に関する経費の増加は、次のとおりであった。
衆議院議長官舎の新営に要する経費四十万円、高等学校建物の新営に要する経費百九十七万九千余円、東京工業試験所実験室その他の新営に要する経費四十万円、船舶試験所庁舎の増築に要する経費十五万三千円、海員養成所建物その他の新営に要する経費四百六十万五千余円、その他九十一万三千余円、合計八百四十五万五千余円を計上した。

他面、既定継続費中打ち切ったものに、中央諸官衙建築費があった。

中央諸官衙建築費に計上された事業のうち、昭和十八年度以後に実施すべきものは、内閣と逓信省の庁舎の新

営であった。その予算総額は、昭和九年度に成立した内閣庁舎新営の分二百六十一万五千円、昭和十一年度に成立した通信省庁舎新営の分九百三十四万千円であった。しかし、資材の不足から、鉄骨鉄筋コンクリート造りの建築は不可能となったばかりでなく、両官庁の機構の改廃、新規増加等のため、人員が増加したのと、物価騰貴のため、この予算額では、予定規模の建築は困難となったので、当分の間打ち切ることになったのである。

また、震災復旧及新営費は、大正十三年度から昭和二十二年度にわたる継続費であって、総額九千四百四十三万千余円、昭和十八年度以降の予定総額は八百五十八万六千余円であった。今後実施すべき工事として、京橋・藤沢両税務署の復旧、印刷局庁舎および工場の一部復旧、東京地方専売局第二工場その他復旧の一部、陸軍糧秣廠および衛生材料廠建造物復旧の一部、東京外国語学校その他復旧および新営の一部、東京市内二等局その他郵便局新営の一部を残していた。しかしながら、本計画の大部分はすでに完成しており、今後実施すべきものは、おおむね予算成立後における事情の変化により、既定計画をもってしては施行が困難となり、また急施を要しないものが多いとの理由により、東京外国語学校の分を除き、その他を打ち切った。

八、昭和十九年度

大蔵省所管営繕費の新規増加額中、主要なものは次のとおりであった。

営繕継続事業費(昭和十八年度予算以降、造幣局建物其他新営費ほか二十一項の既定継続費を合併改称した)の増加として、印刷局工場新営費の追加四百七十万円(昭和十九年度以降三カ年継続費)、高等商船学校建物其他新営費の追加

千二百万円(昭和十九年度以降二カ年継続費)、その他二百万円、計千八百七十万円を計上した。

営繕継続事業費は、既定総額二億七千六百八十七万七千余円に対し、前年度までの支出額一億二千八百八十七万七千余円であった。

本年度において、経費節減のため、右の既定額から百七十七万七千余円を減少するとともに、前記の千八百七十万円を追加して、差引二億八千九百三十一万七千余円とし、事業の繰延べ、繰上げその他の理由により、昭和十九年度以降の総額、年限および年度割額を第二十二表のとおり改定した。

本年度における諸新営および修繕費の増加は、次のとおりであった。

専売局製塩工場の新営費四百八十万円、専売局苦汁収納施設の新営費百七十四万四千円、東京工業試験所工場その他の新営費三十万円、その他の諸経費百二十五万九千円、合計八百十三万三千余円であった。

以上、昭和十二年度以降累年の新規継続営繕費の計上、既定継続費の増加額ならびに継続費以外の営繕費予算の増加状況を、営繕管財局司掌の分について述べてきたが、これを一覧表にすると、第二十三表のとおりである。この表を通覧することによって、日華事変期、さらに太平洋戦争期を通じて、どんな種類の建物が、どんな必要に応じて造られたかを知ることができよう。

営繕費(営繕管財局司掌、一般会計臨時部計上)予算は、昭和十二年度の二千二百万円から、十三年度千九百万円、十四年度二千万円、十五年度二千八百万円、十六年度三千二百万円、十七年度四千八百万円、十八年度五千七百

第二十二表 昭和十九年度 営繕予算

| 項 目 | 総 額 | 年 | |
|---------------------------|---------|----------------------|-----------------------|
| | | 昭和18年 度まで 支出済額 | 昭和19年 度以降支 出予定額 |
| 営繕継続事業費(項) | 289,310 | 121,807 | 167,502 |
| 造幣局建物其他新営費 | 85,457 | 16,774 | 68,683 |
| 印刷局工場新営費 | 116,878 | 51,628 | 65,250 |
| 陸軍大学校建物其他新営費 | 9,740 | 9,079 | 661 |
| 東京高等歯科医学校附属病院新 営費 | 1,200 | 1,000 | 100 |
| 名古屋帝国大学創設費 | 5,005 | 3,113 | 1,892 |
| 高等工業学校建物新営費 | 4,196 | 3,696 | 400 |
| 獣医専門学校創設費 | 2,598 | 1,248 | 1,350 |
| 神宮皇学館大学創設費 | 1,477 | 878 | 598 |
| 厚生省庁舎分室其他新営費 | 1,198 | 505 | 693 |
| 燃料研究所人造石油総合的試験 工場其他新営費 | 1,649 | 1,480 | 169 |
| アルコール製造工場其他整備費 | 9,309 | 4,155 | 5,154 |
| 郵便局舎新営費 | 4,161 | 4,000 | 160 |
| 航空試験所其他新営費 | 4,049 | 3,855 | 194 |
| 電気試験所庁舎其他新営費 | 5,986 | 910 | 5,076 |
| 京都簡易保険支局新営費 | 4,290 | 3,100 | 1,190 |
| 高等商船学校建物其他新営費 | 27,974 | 13,487 | 14,487 |

備考：大蔵大臣官房営繕課『昭和十九年度(第八十四回)豫算説明参考書』に

越額が多かった。災害費は、その性質上、繰越しはほとんどなかったといつてよいが、営繕費予算では、事故による翌年度繰越額が、昭和十一年度においては約九百万円、十三年度約八百万円、十四年度九百余万円に上り、十五年以降は減少の傾向が認められ、日華事変が起った当初の営繕予算施行の困難を示している。

次に、印刷局工場、造幣局建物など主要な営繕事業の進行状況を、主として経費支出の経過の面から、資料の許す範囲内で記述しておく。

一、印刷局工場の新增設

戦時財政の進展は、銀行券その他政

継続事業費中主要目一覧

(単位 千円)

| 19 | 20 | 21 | 割 | | |
|--------|--------|--------|-----|-------|-----|
| | | | 22 | 23 | 24 |
| 48,268 | 72,330 | 44,010 | 927 | 1,365 | 600 |
| 18,000 | 25,100 | 25,583 | 0 | 0 | 0 |
| 13,250 | 35,000 | 17,000 | 0 | 0 | 0 |
| 661 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,542 | 350 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 300 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 450 | 400 | 500 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 593 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 693 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 | 159 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5,154 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 194 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 327 | 927 | 927 | 927 | 1,365 | 600 |
| 100 | 1,090 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6,287 | 8,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |

よる。

万円と、逐年増加した。これを項目別に予算額の大きなものから列挙すると、印刷局工場新営費、造幣局建物其他新営費、専売局酒精製造工場新営費、高等商船学校建物其他新営費、海軍経理学校其他移転新営費、陸軍大学校建物其他新営費、その他の順であった。

各年度の予算消化状況をみると、第二十四表のとおり、各年度とも、翌年度繰越額が増加し、予定計画と実施との開きが増大したことを示している。繰越しの理由は、経費節約その他の予定によるものよりも、資材不足に基づく事業の繰延べ、すなわち事故による繰

第二十三表 營繕管財局司掌營繕予算の推移

| 項目別 | 年度別 | |
|-----------------------|--------|--------|
| | 昭和12 | 13 |
| 総 費 額 | 22,502 | 19,343 |
| 中央諸官衙建築費 | 3,281 | 1,100 |
| 貴族院及衆議院議員専用仮庁舎其他新営費 | — | 100 |
| 印刷局建造物補修費 | 80 | 110 |
| 専売用建造物補修費 | 511 | 240 |
| 煙草再乾燥場新営費 | 600 | 660 |
| 専売局酒精製造工場新営費 | 4,830 | 8,778 |
| 神戸税関陸上設備費 | 702 | 116 |
| 神戸税関上屋其他移転改築費 | 300 | 50 |
| 陸軍幼年学校新営費 | 192 | 93 |
| 陸軍大学校建物其他新営費 | 668 | 1,113 |
| 海軍航空本部製図工場其他新営費 | 270 | 420 |
| 海軍経理学校第二生徒館其他新営費 | 150 | 300 |
| 東京刑事地方裁判所検事局庁舎其他新営費 | 79 | 50 |
| 第三高等学校本館改築費 | 50 | 50 |
| 東京高等齒科医学校附属医院新営費 | 100 | 100 |
| 獣疫調査所新営費 | 50 | 50 |
| 工芸指導所庁舎其他新営費 | 150 | 50 |
| 機械試験所庁舎其他新営費 | 500 | 100 |
| 繊維工業試験所庁舎其他新営費 | 200 | 100 |
| 燃料研究所人造石油綜合的試験工場其他新営費 | — | 570 |
| 大阪貯金支局新営費 | 350 | 50 |
| 郵便局舎新営費 | 611 | 200 |
| 簡易保険健康相談所新営費 | 117 | 25 |
| 船舶試験所試験室其他拡張費 | 100 | 100 |
| 通信省航空試験所其他新営費 | 600 | 700 |
| 新 営 費 | 4,778 | 2,394 |
| 修 繕 費 | 342 | 254 |
| 造幣局庁舎其他新営費 | 1,000 | — |
| 専売局所属工場新営費 | 650 | — |
| 蚕絲試験場庁舎其他新営費 | 355 | — |
| 印刷局工場新営費 | — | 1,467 |
| 大阪工業試験所第六部庁舎其他新営費 | — | — |

第二節 戦時營繕費の推移

四四五

(昭和12~18年度)

(単位 千円)

| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 計 |
|--------|--------|--------|----------|--------|---------|
| 20,645 | 27,959 | 32,470 | 47,935 | 56,928 | 227,782 |
| 50 | 647 | 677 | 70 | (打切り) | 5,825 |
| 50 | 50 | 12 | 10 | 236 | 458 |
| 150 | 78 | — | — | — | 418 |
| — | — | — | — | — | 751 |
| 300 | 600 | — | — | — | 2,160 |
| 9,143 | 1,500 | 改称 300 | 改称 2,000 | 355 | 26,906 |
| 150 | 50 | 62 | 62 | 80 | 1,222 |
| — | — | — | — | — | 350 |
| — | — | — | — | — | 285 |
| 3,540 | 2,336 | 1,074 | 342 | 5 | 9,078 |
| 130 | 250 | 243 | — | — | 1,313 |
| — | — | — | — | — | 450 |
| 50 | 30 | 20 | 5 | 128 | 362 |
| 50 | 10 | 50 | 51 | 49 | 310 |
| 50 | 50 | 300 | 240 | 160 | 1,000 |
| 100 | 150 | 100 | 10 | 5 | 465 |
| 187 | 244 | 292 | — | — | 923 |
| 200 | 452 | 210 | — | — | 1,462 |
| 200 | 200 | 30 | 5 | 110 | 845 |
| 200 | 480 | 200 | 20 | 10 | 1,480 |
| 150 | 304 | 100 | — | — | 954 |
| 50 | 50 | 25 | 5 | 5 | 946 |
| 49 | 57 | 280 | 50 | 10 | 588 |
| 157 | 169 | — | — | — | 526 |
| 633 | 1,281 | 270 | 270 | 99 | 3,853 |
| 2,321 | 2,684 | 3,387 | 7,004 | — | 22,568 |
| 284 | 1,062 | 736 | 640 | — | 3,318 |
| — | — | — | — | — | 1,000 |
| — | — | — | — | — | 650 |
| — | — | — | — | — | 355 |
| 911 | 4,600 | 12,016 | 17,500 | 17,511 | 54,005 |
| 616 | 72 | — | 50 | 5 | 743 |

第二章 戦時下の政府營繕事業

四四四

第二十三表 営繕管財局司掌営繕予算の推移

第二節 戦時営繕費の推移

| 項目別 | 年度別 | |
|-----------------|------|----|
| | 昭和12 | 13 |
| 海軍軍医学校学生舎其他新営費 | — | — |
| 名古屋帝国大学創設費 | — | — |
| 高等工業学校建物新営費 | — | — |
| 獣医専門学校創設費 | — | — |
| 国民錬成所建物其他新営費 | — | — |
| 電気試験所庁舎其他新営費 | — | — |
| 京都簡易保険支局新営費 | — | — |
| 造幣局東京出張所庁舎其他拡張費 | — | — |
| (改称)造幣局建物其他新営費 | — | — |
| 陸軍航空本部建物其他新営費 | — | — |
| 海軍経理学校其他移転新営費 | — | — |
| 大阪簡易保険支局新営費 | — | — |
| 区裁判所庁舎其他新営費 | — | — |
| 外務省庁舎其他改増築費 | — | — |
| 地方専売局工場其他整備費 | — | — |
| 中央諸官衙木造庁舎防火処理費 | — | — |
| 神官皇学館大学創設費 | — | — |
| 大阪工業試験所試験室其他新営費 | — | — |
| 高等商船学校建物其他新営費 | — | — |
| 厚生省庁舎分室其他新営費 | — | — |
| 震災復旧及新営費 | — | — |
| 大阪控訴院庁舎其他増築費 | — | — |

備考：各年度予算書により作成。一般会計歳出臨時部営繕費だけを掲げたまれている。

された。しかし、これだけでは、とうてい需要の充足の困難なことが後に明らかとなり、同年度追加予算に百六十万円が計上された。翌十六年度には、応急工場その他の新営ならびに諸機械増設費として二千百万円を追加し、十八年度までの継続費とした。十七年度にはさらに二千百万円を追加し、四千八百六十一万六千余円の継続

四四七

(昭和12~18年度) (つづき)

(単位 千円)

| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| — | — | 300 | 580 | — | 880 |
| 100 | 200 | 650 | 1,163 | 1,000 | 3,113 |
| 330 | 1,000 | 1,200 | 768 | 498 | 3,796 |
| — | — | 600 | 500 | 148 | 1,248 |
| — | — | 50 | 150 | 149 | 349 |
| — | — | 450 | 450 | 10 | 910 |
| — | — | 1,324 | 175 | 100 | 1,599 |
| — | 1,500 | — | — | — | 1,500 |
| — | — | 1,000 | 1,600 | 12,674 | 15,274 |
| — | 3,948 | 1,352 | — | — | 5,300 |
| 200 | 2,400 | 2,300 | 5,500 | — | 10,400 |
| — | 1,500 | — | — | — | 1,500 |
| — | — | 400 | — | — | 400 |
| — | — | 450 | — | — | 450 |
| — | — | 600 | — | — | 600 |
| — | — | 768 | — | — | 768 |
| — | — | — | 400 | 478 | 878 |
| — | — | — | 535 | — | 535 |
| — | — | — | 7,000 | 6,487 | 13,487 |
| — | — | — | 500 | 5 | 505 |
| — | — | — | 275 | 100 | 375 |
| — | — | — | — | 360 | 360 |

が、総費額には經常部に属する営繕管財局の人件費、事務費など若干が含ま

府証券類の製造高の激増をもたらした。内地のみならず、満州、支那、タイ等の銀行券その他、占領地域の特殊証券を急いで印刷せねばならなかった¹⁾。

(1) 『昭和財政史』第九卷「通貨」一六九頁参照。

既述のように、昭和十五年度予算において、工場新営費五百一十六千円が翌年度にわたる継続費として計上

第二章 戦時下の政府営繕事業

四四六

第二十四表 管轄管財局司掌管轄予算繰越額の状況（昭和10～17年度）
（単位 千円）

| | 昭和10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 管 轄 | 予 算 額 | 11,194 | 16,570 | 22,502 | 19,343 | 20,645 | 27,959 | 32,320 | 47,935 |
| | 前年度繰越額 | 2,359 | 5,260 | 8,966 | 8,642 | 10,966 | 15,052 | 13,237 | 23,467 |
| 計 | 13,553 | 21,830 | 31,469 | 27,986 | 31,611 | 43,012 | 45,558 | 71,402 | |
| 費 | 翌年度繰越額 | 5,260 | 8,966 | 8,642 | 10,966 | 15,052 | 13,237 | 22,793 | 34,624 |
| | 内訳 { 予定の分 | 0 | 0 | 4,178 | 3,086 | 5,472 | 8,656 | 18,902 | 17,900 |
| 内訳 { 事故の分 | 5,260 | 8,966 | 4,464 | 7,880 | 9,380 | 4,581 | 3,891 | 16,724 | |
| 震 災 | 予 算 額 | 1,297 | 1,603 | 2,334 | 600 | 542 | 300 | 300 | 0 |
| | 前年度繰越額 | 1,204 | 927 | 1,085 | 919 | 496 | 477 | 504 | 0 |
| 計 | 2,501 | 2,530 | 3,420 | 1,519 | 1,039 | 777 | 804 | 0 | |
| 害 | 翌年度繰越額 | 927 | 1,085 | 919 | 496 | 477 | 504 | 673 | 0 |
| | 内訳 { 予定の分 | 0 | 0 | 245 | 282 | 282 | 310 | 492 | 0 |
| 内訳 { 事故の分 | 927 | 1,085 | 673 | 214 | 195 | 193 | 180 | 0 | |
| 費 | 予 算 額 | 1,663 | 1,769 | 123 | 57 | 40 | 60 | 1,480 | 1,132 |
| | 前年度繰越額 | 322 | 853 | 111 | 0 | 3 | 21 | 195 | 1,341 |
| 計 | 1,986 | 2,622 | 234 | 57 | 43 | 81 | 1,675 | 2,474 | |
| 合 | 翌年度繰越額 | 853 | 111 | 0 | 3 | 21 | 195 | 1,341 | 982 |
| | 内訳 { 予定の分 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 509 | 0 |
| 内訳 { 事故の分 | 583 | 111 | 0 | 3 | 21 | 195 | 832 | 982 | |
| 計 | 予 算 額 | 14,155 | 19,943 | 24,960 | 20,001 | 21,228 | 28,319 | 34,100 | 49,067 |
| | 前年度繰越額 | 3,886 | 7,040 | 10,163 | 9,561 | 11,466 | 15,552 | 13,937 | 24,808 |
| 計 | 18,042 | 26,983 | 35,123 | 29,563 | 32,695 | 43,871 | 48,037 | 73,876 | |
| 計 | 翌年度繰越額 | 7,040 | 10,163 | 9,561 | 11,466 | 15,552 | 13,937 | 24,808 | 35,606 |
| | 内訳 { 予定の分 | 0 | 0 | 4,423 | 3,368 | 5,755 | 8,967 | 19,904 | 17,900 |
| 内訳 { 事故の分 | 7,040 | 10,163 | 5,138 | 8,098 | 9,797 | 4,969 | 4,904 | 17,706 | |

備考：管轄管財局，第76，84回『帝国議会想定質問応答資料』による。

費とした。十八年度には、これに六千三百六十万円を追加、十九年度には、郵便切手および郵便はがきの使用区域拡大に伴なう需要増加のため、その設備の充実および工員宿舎の新営費として七十万円を追加し、総額一億千六百八十七万八千余円とした。
昭和十八年度までの工場別支出額は、

第二十五表 印刷局工場別管轄費（昭和18年度末）

| | 千円 |
|-----------|---------|
| 酒 匂 工 場 | 22,361 |
| 静 岡 工 場 | 16,281 |
| 新 営 工 場 | 1,500 |
| 岡 本 工 場 | (546) |
| 大 手 町 工 場 | 7,485 |
| 大 王 合 計 | 47,628 |
| | 外 4,000 |

備考：カッコ内は予定額。
大蔵大臣官房管轄課
『昭和十九年（第八十四回帝国議会）予算説明参考書』による。

第二十五表のとおりであった。
そのうち、酒匂工場は昭和十六年度以降三カ年継続事業として計画され、敷地を神奈川県足柄下郡酒匂町に選定した。十六、十七年度にわたり八万九千余坪を買収し、抄紙工場、印刷工場、印刷仕上工場、検査工場、倉庫、庁舎、寄宿舎、官舎、病院等、合計二万二千余坪の建築を請負に

付した。

抄紙、印刷工場ならびに官舎等急施を要する主要建物の大部分は、完工の都度、直ちに印刷局に引き継いだ。が、残余の工事は容易でなかったけれども、十八年度末までには全工事を完了する予定であった。
また静岡工場は、昭和十七年度以降二カ年継続事業として、十六年十二月中に、静岡市国吉田に十六万千坪の敷地を買収し、引続き印刷工場、官舎、付属施設とも七千余坪の建築請負契約を締結し、施工した。

二、造幣局建物の増設

日華事変以後、補助貨幣の需要が激増するに至ったので、造幣局の既存の設備をもってしては、それに応じかねるようになった。

昭和十五年度に、同局東京出張所に貨幣製造工場の新営、庁舎その他の拡張をすることになり、翌年度までの

継続費として、総額三百万円の子算が成立した。

同十六年度において、事業の繰延べをするとともに、汽罐室および変電室の新営と特殊設備の一部に変更を要するものがあつたため、百十五万円の子算を追加した。

太平洋戦争開始後、十七年度には、さらに事業量の増大をきたしたので、千八百五十万円を追加し、総額二千二百九十万八千余円とし、継続年限を昭和十九年度までとした。

同十八年度には三万五千余円の節減を行ったが、従前の新営計画で、拡大された戦域における補助貨幣の需要に応ずるためには、三千九百万円を追加計上せねばならなかった。また、昭和十七年度追加予算において計画された広島工場は、当初アルミ貨の製造が目的であつたのを、アルミ材不足のため錫貨に変更したが、錫貨製造は、製造工程において作業量が著増するので、さらに二千五十万円を追加した。同時に、大東亜戦争の行賞用勲

第二十六表
造幣局工場別営繕費
(単位 千円)

| 区 分 | 18年度まで 支出額 |
|-------|-------------------|
| 広島工場 | 8,183 外 2,000 |
| 九州工場 | 1,100 |
| 勲章工場 | 1,085 |
| 東京出張所 | 4,148 外 258 |
| 合 計 | 14,516 外 2,258 |

備考：前掲書による。

章を製造するための工場新営費として百八万五千円を計上したので、追加合計六千五十八万五千円、総額八千三百四十五万七千余円が昭和二十年度までの継続費となつた。

昭和十八年度までの各工場別営繕費の支出状況は第二十六表のとおりで、広島工場が最も大きな額を占めた。

なお、本費の財源は、造幣局特別会計からの繰入れであつた。

昭和十九年に、勲章、記章類の増産のため、大阪府北河内郡四条畷町に一万三千五百余坪の敷地を購入し、総工費百八万円をもって分工場の建築に着手したが、終戦とともに、工事は中止された¹⁾。

(1) 大蔵省造幣局『造幣局八十年史』(昭和二十八年刊)二〇二頁による。

三、計画造船実施に伴う要員養成施設の新営

戦時輸送力補強のための造船計画とあわせて、船員の養成が急務となつた。この需要に応ずるため、昭和十七年度予算で、三カ年継続費として、高等商船学校一、短期高等海員養成所二、普通海員養成所二の新営費を計上した。うち、高等商船学校は、昭和十七年十二月中に静岡県清水市折戸に二十六万千余坪の敷地を買収し、最も急ぐ寄宿舎の大半、その他の付属建物七千余坪の建築請負契約を締結し、工事を進行させた。

短期高等海員養成所は、東京、神戸両高等商船学校に併設し、普通海員養成所は、七尾、宮崎両市に予定し、東京市に二千坪、神戸市に五百余坪、七尾市に約一万坪を管理換または買収し、宮崎市では、県からの寄付一万五千余坪を受納し、昭和十八年当初において、大体予定どおり工事を完成する見通しであつた。

十八年度には、さらに、普通海員養成所二カ所の新営その他の計画に基づく予算を計上した。

四、専売局酒精製造工場の新営

昭和十二年四月一日アルコール専売法(法律第三三三号)が施行されたが、その目的は、直接には「燃料国策」確立の見地から液体燃料を確保し、間接には、製造原料としての甘藷、馬鈴薯等の農産物を使用することによって、

農村の救済に資するにあつた。¹⁾

(1) 通商産業省『アルコール専売事業』(昭和三十二年刊)による。

生産量の増大を目ざして、昭和十三年度から、全国主要原料生産地域に、続々と工場の新増設が行われた。昭和十三年度において新増設されたものは、次のとおりである。¹⁾

アルコール工場蒸餾室増設
 千葉(稲毛)、石岡、肥後、大津、高鍋、出水
 アルコール製造工場新築
 中泉、島原、相知、鹿屋、小林

(1) 『管轄管財局業務資料』第二巻第三号(昭和十五年)、第二技術課第三建築掛主管工事業績報告(三九頁)による。

十四年度には盤田、帯広両工場の新築、さらに十六年度には北見、近永両工場の新設ならびに出水工場の増設が行われた。また、同年度に臼杵に工場新設が計画され、約二万坪の敷地を買収したが、水便不適のため中止した。

ちなみに、アルコール専売事業は、昭和十七年四月一日、大蔵省(専売局)から商工省(燃料局酒精度設置)に移管された。

二 戦時管轄費の一般的推移

第二十七表 官庁管轄費の推移(歳出総額に対する比重)

(単位 千円)

| 区分 年度別 | A 普通管轄費 | B 災害管轄費 | C 震復管轄費 | 災旧 + C | D 一般会計 歳出総額 | A D | A+B+C D |
|-----------|---------|---------|---------|-----------|----------------|--------|------------|
| | | | | | | 百分比 | 百分比 |
| 昭和 1 | 13,369 | 8,913 | 54,534 | 76,817 | 1,578,826 | 0.84 | 4.86 |
| 2 | 22,334 | 10,154 | 40,543 | 73,032 | 1,765,723 | 1.26 | 4.13 |
| 3 | 23,586 | 8,444 | 39,045 | 71,076 | 1,814,855 | 1.29 | 3.91 |
| 4 | 20,751 | 9,838 | 43,521 | 74,115 | 1,736,317 | 1.19 | 4.26 |
| 5 | 13,933 | 8,727 | 24,558 | 47,220 | 1,557,863 | 0.89 | 3.03 |
| 6 | 11,103 | 6,902 | 10,892 | 28,899 | 1,476,875 | 0.75 | 1.95 |
| 7 | 11,882 | 8,866 | 8,161 | 28,910 | 1,950,140 | 0.60 | 1.48 |
| 8 | 16,428 | 7,801 | 16,315 | 40,545 | 2,254,662 | 0.72 | 1.79 |
| 9 | 17,615 | 19,503 | 11,589 | 48,708 | 2,163,003 | 0.81 | 2.25 |
| 10 | 12,987 | 43,153 | 7,812 | 63,953 | 2,206,477 | 0.58 | 2.89 |
| 11 | 16,445 | 31,060 | 6,809 | 54,315 | 2,282,175 | 0.72 | 2.37 |
| 12 | 24,247 | 30,688 | 5,707 | 60,643 | 2,709,157 | 0.89 | 2.23 |
| 13 | 19,876 | 38,626 | 3,539 | 62,042 | 3,288,029 | 0.60 | 1.88 |
| 14 | 26,914 | 41,819 | 3,617 | 72,351 | 4,493,833 | 0.59 | 1.61 |
| 15 | 47,833 | 40,753 | 2,254 | 90,841 | 5,860,213 | 0.81 | 1.54 |
| 16 | 40,904 | 59,951 | 1,839 | 102,695 | 8,133,891 | 0.50 | 1.26 |
| 17 | 54,491 | 77,775 | — | 132,267 | 8,276,475 | 0.65 | 1.59 |
| 18 | 58,320 | 100,578 | — | 158,898 | 12,551,813 | 0.46 | 1.26 |
| 19 | 106,127 | 152,457 | — | 258,585 | 19,871,947 | 0.41 | 1.30 |
| 20 | 91,898 | 408,349 | — | 500,248 | 21,496,189 | 0.42 | 2.32 |

備考：各年度決算書により作成。

1 管轄費の相対的低下 と災害管轄費の増加

以上において管轄管財局司掌の管轄事業の推移をみてきたが、各省所管の管轄費全体について、戦時下の一般的傾向を概述しよう。

いま、一般会計における各省所管管轄費を推算すると(第二十七表)、昭和十一年度の五千四百万円から、十二年度六千万円、十三年度六千二百万円、十四年度七千二百万円、十五年度九千万円と逐増した。しかし、

その一般会計歳出総額に占める割合は、昭和十一年度の二・四％から、逐年度二・二％、一・九％、一・五％、一・三％弱と、逆に低下している。この傾向は、太平洋戦争の末期になるほど著しい。

昭和十三年度予算編成の方針において、賀屋大蔵大臣は、新規要求を抑え、既定経費の節約を要望するなどの諸項のなかに、「営繕工事ノ如キ特ニ物資ノ需要ヲ増加スル性質ノモノハ忍ビ得ル限り之ヲ差控フルコト」の一項を設けた¹⁾。

(1) 昭和十二年六月二十九日閣議決定「昭和十三年度豫算編成ニ関スル件」。

昭和十三年度の営繕関係費が二百万円増加にとどまったのは、この方針に基くものであった。

翌十四年度予算編成方針においても、「土木、営繕等物資、資金、労力等ヲ要スルコト多キ事業ニ付テハ新規経費ノ計上ヲ抑制スルト共ニ既定経費ニ付テモ徹底的節約ヲ図ルコト」の一項が掲げられた¹⁾。

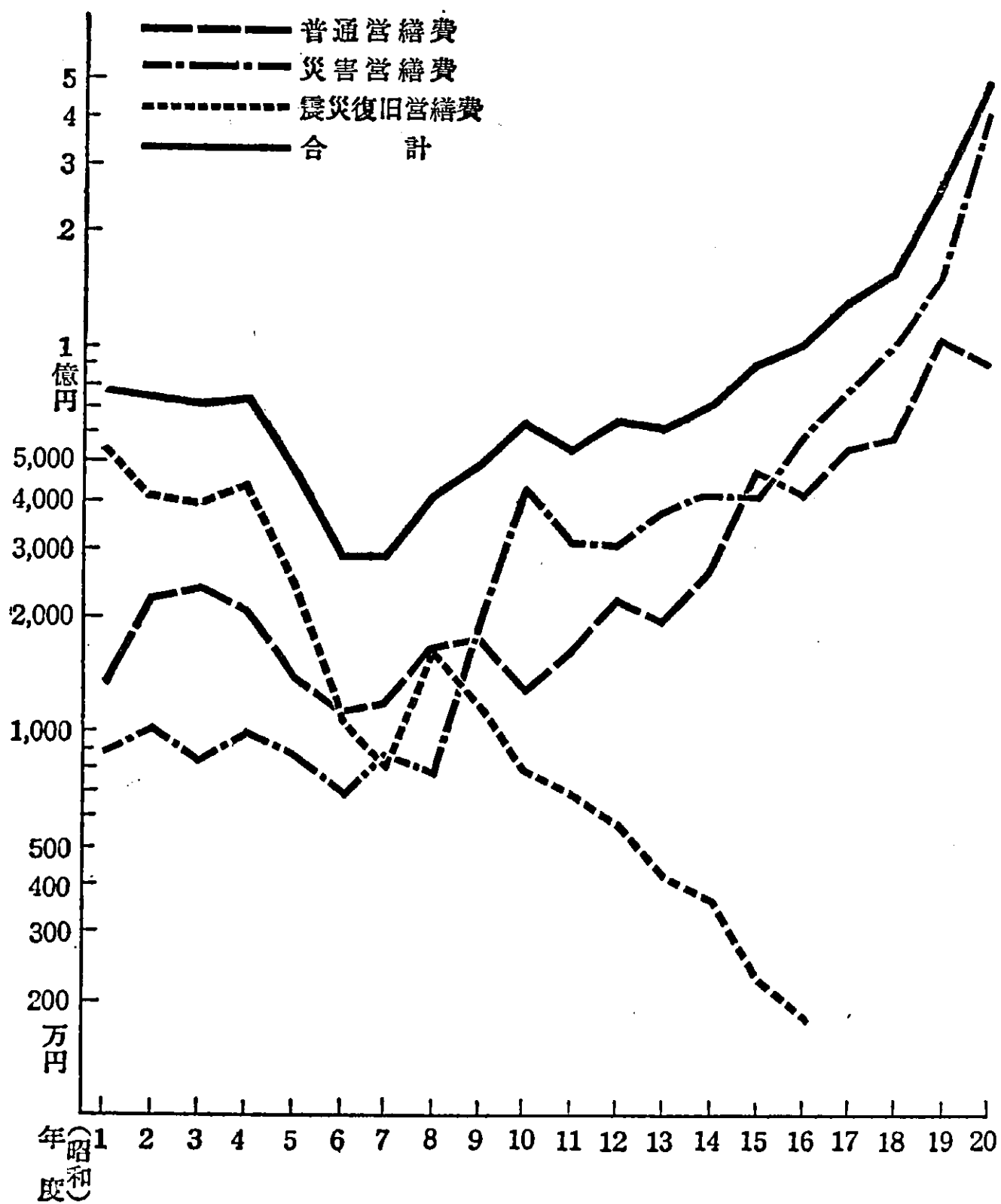
(1) 昭和十三年七月八日閣議決定「昭和十四年度豫算編成ニ関スル件」。

さきにも述べたように、日華事変以後の営繕費の節約は、営繕事業は当然に鋼材、セメントなどの戦時重要資材を必要とするが、これらの物資需給のアンバランスが拡大するに伴ない、不用不急の営繕をできるだけ抑制したことにあり、昭和五、六、七年における節減とは、その事由を異にしたのである。

次に、営繕費の種類別の推移を見よう。

さて、震災復旧費は、昭和十二年度の四百万円から、十三年度三百万円、十四年度二百万円と逐年低下して、

第三図 官庁営繕費の種類別推移図



十六年度からは予算から姿を消し、十八年度からは打切りとなった(第二十七表)。昭和十年度から昭和十四年度までは、災害営繕費が圧倒的に多いことを知る。前述したように、昭和十年度に、災害営繕費が四千三百万円に

はね上らねばならなかっただけに、普通営繕費は千二百万円に抑えられたのであったが、災害営繕費が普通営繕費を上回る傾向は、戦時営繕費の推移の全過程を通じて見られる。というのは、戦時下不要不急の新築はできるだけ抑えられたが、風水害・震災などの災害に伴なう営繕費はやむを得なかったからである。この傾向は、昭和十五年度だけを例外として、昭和十六年

第二十八表 大蔵省所管管轄費の種類別変遷

(単位 千円)

| 年度別 | 普通 | 災 害 | 震災復旧 新 営 | A 合 計 | B 管 轄 費 総 額 | A/B % |
|------|--------|--------|----------------|--------|-------------|----------|
| 昭和 1 | 5,293 | 357 | 6,569 | 12,220 | 76,817 | 16 |
| 2 | 12,487 | 787 | 5,224 | 18,499 | 73,032 | 25 |
| 3 | 14,337 | 231 | 7,039 | 21,607 | 71,076 | 30 |
| 4 | 7,258 | 399 | 9,370 | 17,028 | 74,111 | 23 |
| 5 | 7,463 | 85 | 6,525 | 14,074 | 47,220 | 30 |
| 6 | 7,570 | 26 | 2,031 | 9,682 | 28,899 | 33 |
| 7 | 7,624 | 109 | 1,987 | 9,720 | 28,910 | 34 |
| 8 | 11,903 | 80 | 1,823 | 13,807 | 40,545 | 34 |
| 9 | 13,049 | 1,058 | 2,245 | 16,352 | 48,708 | 34 |
| 10 | 8,261 | 1,425 | 1,574 | 11,261 | 63,953 | 18 |
| 11 | 10,648 | 1,273 | 1,444 | 13,367 | 54,315 | 25 |
| 12 | 17,806 | 295 | 795 | 18,897 | 60,643 | 31 |
| 13 | 13,519 | 339 | 682 | 14,541 | 62,042 | 25 |
| 14 | 16,574 | 28 | 553 | 17,156 | 72,351 | 24 |
| 15 | 30,323 | 6,074 | 273 | 36,670 | 90,841 | 40 |
| 16 | 22,697 | 513 | 129 | 23,340 | 102,695 | 23 |
| 17 | 34,671 | 1,678 | (費に組替 普通管轄) | 36,349 | 132,267 | 27 |
| 18 | 39,313 | 4,604 | | 43,918 | 158,898 | 28 |
| 19 | 29,109 | 7,054 | | 36,163 | 258,585 | 14 |
| 20 | 25,050 | 31,190 | | 56,240 | 500,248 | 11 |

備考：各年度決算書により作成。

度以降は、日華事変期よりもいっそう著しい。昭和十六年度には管轄関係諸費は一億円台に上り、十八年度に至ると一億八千万円に達したが、一般会計歳出に占める割合は逆に、一・三%から一・二%に低下しているのであるが、種類別に見ると、災害関係費が普通管轄費を約二千万円上回っていたのが、十八年度には、さらに四千二百万円の開きになっているのを知るのである。

このように、各省所管管轄費全体を通じて、災害復旧のための管轄費が主であった。このうち、大蔵省所管管轄費では、普通管轄費（新管費）が大きな比重を占めている（第二十八表）ことは、管轄管財局の職掌上当然の結果と首肯されよう。

2 軍関係管轄費の支配的比重

昭和十二年度以降終戦年度までの管轄関係費が、一般会計歳出総額に占める割合を算定すると、前にも述べたとおり、十二年度二・二%強であったのが、十三年度以降は一%台に低下し、一・二%から一・九%の間を上下した。太平洋戦争末期になると、十九年度は、一般会計歳出総額百九十八億七千万円に対する八千三百万円、〇・四%、二十年度は〇・三%に著減した。昭和元々四年度間における四%台と比較して、著しい低下をみる。その理由としては、前にも触れたが、戦時管轄対策に基き、平時的な不急の建築は、資材、労力不足のために抑制され、普通管轄費の繰越し、節減が行われるとともに、防空施設や軍事技術養成施設、陸海軍病院、傷痍軍人療養所など、もっぱら軍事目的の広急施設に集中されたからである。

一般会計における管轄関係費も、軍事目的の管轄費が少なからぬ額に上ったのであるが、陸・海軍省所管の管轄費のウェイトは意外に少なく、十八年度以降は、陸・海軍省所管とも、管轄関係費はほとんど計上がない。これは一見意外の感を与えるが、臨時軍事費特別会計における巨大な管轄関係費を忘れてはならない。

『昭和財政史』第四卷「臨時軍事費」編の統計資料によって、管轄関係費をみると、科目別臨時軍事費勅裁済

第二十九表 臨時軍事費(昭和12~20年)中営繕関係費調
(単位 千円)

| 所管別 | 科目別 | 金額 |
|-----|--------------|------------|
| 陸軍省 | 築造費(陸軍臨時軍事費) | 764,521 |
| | 築造費(臨時軍事費) | 15,640,869 |
| | 計 | 16,405,390 |
| 海軍省 | 営繕費(海軍臨時軍事費) | 240,074 |
| | 営繕費(臨時軍事費) | 11,551,486 |
| | 計 | 11,791,560 |
| 合 | 計 | 28,196,950 |

備考：『昭和財政史』第4巻「臨時軍事費」巻末資料による。

額中支出済額において、まず、陸軍省所管では、物件費中の築造費、海軍省所管では、営繕費という科目が営繕関係費に該当する。その額は、第二十九表のとおり、陸軍省所管百六十四億五百余万円、海軍省所管百十七億九千余万円、合計実に二百八十一億九千七百万円に達している。

しかし、この兩科目、なかんずく築造費には、飛行場、築城、軍用道路等、建築工事以外の軍事土木的経費が多額に含まれている。いま、この内訳を知りえないが、かりに、築造費中営繕費をその三分の一と推定しても、五十五億円に近い。海軍

省の百十八億円は、飛行場、兵舎、要塞、築港等の土工事を含む諸施設の建築修理費等(直轄および請負を含む)

第三十表
一般会計における
営繕関係費調
(単位 千円)

| 年度 | 金額 |
|------|---------|
| 昭和12 | 60,644 |
| 13 | 62,022 |
| 14 | 72,351 |
| 15 | 90,692 |
| 16 | 102,164 |
| 17 | 131,757 |
| 18 | 156,903 |
| 19 | 83,279 |
| 20 | 68,410 |
| 計 | 828,222 |

備考：本巻巻末統計により算出。

であって、この大半は営繕費とみなしてよいであろう。そこで、実質的に営繕費と推定される臨時軍事費特別会計中の額は、およそ百七十億円に達したといえる。

一般会計における昭和十二~二十年の営繕関係

費を通計すると八億二千八百万円(第三十表)であって、臨時軍事費特別会計中の営繕費は、実にこの二十倍以上と推算されるのである。

かくて、昭和十二年以降の戦時営繕財政史においては、軍関係営繕費の占める比率が支配的であったことを知るのである。ただ注意すべきことは、この巨額の軍関係営繕費は、戦地において使用された割合がきわめて大きいことである。したがって、戦地のインフレが内地以上であったこと、また、国内建築業者に与えた影響は少なかつたことなども考慮すべきであろう。

さらに、一般会計以外において、臨時軍事費特別会計のほかに、鉄道事業関係特別会計において、営繕関係費が比較的大きな額を占めることをも留意すべきである。なお、中央諸官衙の建築計画においても、営繕管財局の統一的施行に反対して、鉄道省だけは自省の司掌で本庁舎を建築した。

最後に、全国建築費中において、民間工事費と比較して、官庁営繕費がどれだけのウェイトを占めたかを調べてみたい。

しかし、戦前の全国の工事費に関する統計は、その必要が要望されながら、ついに作成されなかった¹⁾。

(1) 高橋是清は、建築費統計の必要性を次のように語っている。

高橋「(前略) 唯もう一つ私が参考にする材料の足りないのは、家屋の新築が何の位殖えてゐるか云ふ事だ。世の中で、家の建築ほど総ての生産に広く関係を持つものはない。それでその状態が知りたいのだが、日本には此の統計が

第三十二表 全国推定建築工事費と
国の建築施設費

(単位 百万円)

| 年 度 | A | | B | | C | |
|------|-------------|-------------|-----|------------|------|---|
| | 全国民間 工事費 | 非軍用 純施設費 | A | 軍用 純施設費 | A | % |
| 昭和 2 | 707 | 42 | 5.9 | 28 | 4.0 | % |
| 3 | 752 | 49 | 6.5 | 25 | 3.3 | % |
| 4 | 827 | 48 | 5.8 | 29 | 3.5 | % |
| 5 | 550 | 32 | 4.3 | 16 | 2.9 | % |
| 6 | 509 | 22 | 3.2 | 9 | 1.8 | % |
| 7 | 591 | 19 | 3.7 | 16 | 2.7 | % |
| 8 | 683 | 25 | 3.2 | 39 | 5.7 | % |
| 9 | 845 | 27 | 2.6 | 54 | 6.4 | % |
| 10 | 930 | 24 | 3.1 | 60 | 6.5 | % |
| 11 | 1,028 | 32 | 2.5 | 78 | 7.6 | % |
| 12 | 1,490 | 38 | 3.7 | 95 | 6.4 | % |
| 13 | 1,087 | 40 | 3.1 | 124 | 11.4 | % |
| 14 | 1,234 | 38 | 3.1 | 179 | 14.5 | % |
| 15 | 1,378 | 43 | 3.1 | 599 | 43.1 | % |
| 16 | 1,627 | 61 | 3.7 | 803 | 49.3 | % |
| 17 | 1,952 | 71 | 3.6 | 10 | — | % |
| 18 | 2,654 | 88 | 3.3 | 4 | — | % |

- 備考：1. 前掲資料による。
2. 全国民間工事費には地方公共団体の建築工事費を含む。
3. 非軍用純施設費は一般会計と特別会計の合計である。
4. 軍用純施設費は一般会計の国内分のみである。しかし昭和10年ごろから以降は国外工事費も含まれている。

戦前唯一の全国的な建築統計として、旧内務報告令に基づく市街地建築物法適用区域内における竣工統計があるが、これも市街地区域に限られたもので、全

第三十一表 用途別(軍用・非軍用)純施設費調
(工事費+補助費等)

(単位 百万円)

| 年 度 | 非軍用施設費 | | | 軍用施設費 | | | 合 計 |
|-------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|--------|--------|
| | 一 会 計 | 特 会 計 | 別 計 | 一 会 計 | 特 会 計 | 別 計 | |
| 大正 10 | 26 | 3 | 29 | 64 | — | 64 | 93 |
| 11 | 27 | 6 | 33 | 41 | — | 41 | 74 |
| 12 | 56 | 7 | 63 | 40 | — | 40 | 103 |
| 13 | 45 | 7 | 52 | 23 | — | 23 | 75 |
| 14 | 26 | 5 | 31 | 16 | — | 16 | 47 |
| 昭和 1 | 30 | 5 | 35 | 19 | — | 19 | 54 |
| 2 | 36 | 6 | 42 | 30 | — | 30 | 72 |
| 3 | 40 | 9 | 49 | 28 | — | 28 | 77 |
| 4 | 40 | 8 | 48 | 30 | — | 30 | 78 |
| 5 | 28 | 4 | 32 | 17 | — | 17 | 49 |
| 6 | 19 | 3 | 22 | 11 | — | 11 | 33 |
| 7 | 16 | 3 | 19 | 36 | — | 36 | 55 |
| 8 | 21 | 4 | 25 | 67 | — | 67 | 92 |
| 9 | 21 | 6 | 27 | 78 | — | 78 | 105 |
| 10 | 16 | 8 | 24 | 84 | — | 84 | 108 |
| 11 | 18 | 14 | 32 | 109 | — | 109 | 141 |
| 12 | 24 | 14 | 38 | 150 | 214 | 364 | 402 |
| 13 | 29 | 11 | 40 | 181 | 225 | 406 | 446 |
| 14 | 31 | 7 | 38 | 330 | 369 | 699 | 737 |
| 15 | 36 | 7 | 43 | 652 | 338 | 990 | 1,033 |
| 16 | 34 | 27 | 61 | 807 | 1,807 | 2,614 | 2,675 |
| 17 | 49 | 32 | 71 | 10 | 1,838 | 1,848 | 1,919 |
| 18 | 56 | 32 | 88 | 4 | 5,263 | 5,267 | 5,355 |
| 19 | 45 | 36 | 81 | 2 | 14,305 | 14,307 | 14,388 |
| 20 | 105 | 41 | 146 | 4 | 5,062 | 5,066 | 5,212 |

- 備考：1. 日本建築学会資料(昭和27年3月)による。
2. 軍用施設費には国外工事費を含むが、非軍用施設費には国外費を含まない。

ない。この事を、いつか内田君(鉄相)に話したところ、警視庁の調を取って呉れた。見ると大体鉄道輸送高の殖える跡を追って殖えてるるやうだ。けれども此の調べには一番肝腎の建築費がない」
(問)「建築高の統計は是非必要ですが、之はとも民間の手では出来ません」
高橋「私は内務省で調べるのが善くはないかと思ふ。各府県の都市だけでも……。坪数などはどうでも宜いから、請負の金高——建築費の統計が欲しい。日本には鉄道の運輸統計があって、之が大変我々の役に立つ。もう一つ建築統計があればよい」(昭和十年四月、石橋湛山の間答えた一節——高橋是清『随想録』、昭和十一年刊による)

国的統計ではない。資料としては、昭和八年について、北沢五郎・伊東五郎の共同作成したものが、また、戦後、内山諫が昭和五〇九年について推定したものなどがあるが、いずれも推計にとどまる。

したがって、正確な資料に基づく全国建築工事費に対する官庁建築費の割合を見ることは不可能である。ここでは、日本建築学会において戦後行った推計に基いて、国家経費中における建築関係費のウェイトをみて、その大勢をうかがうことにする。

日本建築学会の資料では、国の建築施設費を軍用と非軍用別に、一般・特別両会計を通じて算出している(第三十一表)。そして、軍用、非軍用別の純施設費の全国民間工事費に対する比重の推移を出している(第三十二表)。

これによって簡単に推移を説明すると、昭和初期においては、非軍用施設費が全国民間工事費の六・五%、四・三%を占めていたのが、昭和六年度以降は引続き三%台に低下している。

全国民間工事費の実額は、昭和初期には、年間七、八億円から、五、六億円台を上下している。昭和十一年度以降は十億円台に上っているけれども、物価騰貴の割合ほどには上昇していない。戦時下、民間の建築活動は極度に制限されたからである。それに反して、国の建築費のうち、軍用施設費が圧倒的にふえていったことが知られるのである。

資料 I

法令その他

一 国有財産・営繕に関する法令

(その番号および改正の年月)

昭和元年から昭和二十年の間に施行されていた関係法令の昭和二十年までの改廃を集録した。
○印は後段に条文を掲載してある法令。

(一) 国有財産

(1) 通 則

○国有財産法(大一〇・四法四三)

沿革 改正Ⅱ昭一八・一〇法一〇二

○国有財産法施行令(大一一・一勅一五)

沿革 改正Ⅱ昭二・三勅四二、九・三勅七七、一

七・二勅九〇、一九・六勅四〇八、一

九・九勅五六三

○国有財産法施行規則(大一一・二大蔵省令一四)

一 国有財産・営繕に関する法令

沿革 改正Ⅱ大一一・一二大省六一、昭二・三大

省五、七・八大省一七、九・三大省一

一、一七・二大省九、一七・七大省五

五、一八・一二大省二二〇

○国有財産整理資金特別会計法(大一一・三法六)

沿革 改正Ⅱ昭一六・三法七九

廃止Ⅱ昭一九・二法一五

○国有財産整理資金特別会計法の特例に関する件(昭二・三法一五)

沿革 改正Ⅱ昭四・三法三七

廃止Ⅱ昭一九・二法一五

外国官庁の用地として貸付する国有財産に関する件(昭二・

二法一)

沿革 改廃なし

国有財産調査会官制(大一一・三勅一三九)

沿革 廃止Ⅱ昭一六・四勅四六〇

国有財産評価委員会規則(大一一・五大蔵省決定)

沿革 改廃なし

(2) 公共用財産

八五五

道路法(大八・四法五八)

沿革 改正Ⅱ六一・三法三

道路法施行令(大八・一一勅四六〇)

沿革 改正Ⅱ六一・五・六勅二四一

道路法戦時特例(昭一八・一二勅九四四)

沿革 改廃なし

河川法(明二九・四法七一)

沿革 改正Ⅱ大四・六法四、昭二・三法三、九・

三法二〇

河川法施行規程(明二九・六勅二三六)

沿革 改正Ⅱ明三二・六勅二八六、昭九・一〇勅

二九九、一八・一二勅九四五

公有水面埋立法(大一一・四法五七)

沿革 改廃なし

公有水面埋立法施行令(大一一・四勅一九四)

沿革 改正Ⅱ六一・五・九勅三〇八、昭一六・九勅

国立公園法(昭六・四法三六)

沿革 改正Ⅱ昭一六・三法三五

国立公園法施行令(昭六・九勅二四二)

沿革 改正Ⅱ昭一三・一勅二〇

国立公園委員会官制(昭六・九勅二四三)

沿革 改正Ⅱ昭一三・一勅二〇

(3) 公用財産

神社財産に関する件(明四一・三法二三)

沿革 改廃なし

神社財産の登録に関する件(明四一・七勅一七七)

沿革 改廃なし

官舎貸渡規程(明九・五太政官達五三)

沿革 改正Ⅱ明一〇・三太達三七、明一〇・一一

太達八七

(4) 営林財産

○国有林野法(明三二・三法八五)

沿革 改正Ⅱ明四一・三法七

国有林野法施行規則(大一一・一二農商務省令二四)

沿革 改廃なし

国有林野産物売払に関する特例(昭一四・一一農林省令六

一)

沿革 改廃なし

国有林野の立木の売払に関する臨時特例(昭一四・一二農

林省令七三)

沿革 改正Ⅱ昭一八・七農省七三

国有林野事業規程(大一一・四農林省訓令二)

沿革 改正Ⅱ昭七・一〇農訓三、一〇・五農訓二

社寺保管林規則(明三二・八勅三六一)

沿革 改正Ⅱ大六・六勅六七

国有林野部分林規則(明三二・八勅三六二)

沿革 改正Ⅱ六一・〇・五勅一九一

国有林野委託規則(明三二・八勅三六四)

沿革 改廃なし

一 国有財産・営繕に関する法令

公有林野官行造林法(大九・七法七)

沿革 改廃なし

公有林野官行造林法施行令(大九・九勅四二六)

沿革 改廃なし

牧野法(昭六・四法三七)

沿革 改正Ⅱ昭一四・四法六七、一五・四法九四、

一八・三法四六

国有林野所在市町村交付金交付規則(昭四・五農林省令一

〇)

沿革 改正Ⅱ昭七・二農省二、一六・九農省七五、

一八・一一農商省一、農商省二

国有林野産物売払規則(大四・七農商務省令一三)

沿革 改正Ⅱ大七・七農商省二二、農商省二七、

七・一一農商省四五、八・一一農商省

三三、一〇・五農商省一三、一〇・九

農商省二九、一三・三農商省一、一五・

一一農林省二三、昭一〇・五農省一〇、

一四・一農省一〇

四六七

○北海道国有林野及産物処分令(明四一・一一勅二八六)

沿革 改正Ⅱ昭三・一〇勅二三七、一三・六勅四一四

北海道国有林野貸付及使用規則(昭四・五北海道庁令四七)

沿革 改正Ⅱ昭九・四北庁四九、一九・三北庁四七

北海道国有林野売払規則(明四二・一北海道庁令四)

沿革 改正Ⅱ明四五・六北庁六四、昭四・五北庁五〇

北海道国有林野産物売払規則(大一四・三北海道庁令二九)

沿革 改正Ⅱ昭二・四北庁五五、三・一一北庁八三、九・四北庁四八

(5) 雑種財産

宗教団体法(昭一四・四法七七)

沿革 改正Ⅱ昭一五・三法二五

○寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する件(昭一四・四法七八)

沿革 改廃なし

○寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律施行に関する件(昭一四・一二勅八九二)

沿革 改廃なし

寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律施行規則(昭一五・一大蔵省令二)

沿革 改廃なし

寺院境内地譲与審査会官制(大一四・九勅二八五)

沿革 廃止Ⅱ昭七・一二勅三九六

寺院境内地処分審査会官制(昭一六・二勅二二〇)

沿革 改廃なし

○北海道国有未開地処分法(明四一・四法五七)

沿革 改廃なし

北海道国有未開地処分法施行規則(昭二・八勅二六三)

沿革 改正Ⅱ昭八・六勅一五八

北海道旧土人保護法(明三二・三法二七)

沿革 改正Ⅱ大八・三法六、昭一二・三法二一

旭川市旧土人保護地処分法(昭九・三法九)

沿革 改正Ⅱ昭二二・三法二一

不用存置国有林野整理処分規則(大四・七農商務省令一四)

沿革 改正Ⅱ大七・七農商省二一、九・一二農商省四二、一〇・五農商省二二、一〇・

七農商省三二、一〇・九農商省三〇、

一一・四農商省七、一四・一農省一〇、

昭一八・一一農商省一

政府出資特別会計法(昭一五・三法一〇)

沿革 改正Ⅱ昭一六・三法四二

政府出資特別会計規則(昭一五・六勅四三三)

沿革 改正Ⅱ昭一七・一一勅七七七、一九・八勅四九六

〔備考〕 政府出資関係法令は「国家投資」編参照のこと

雑種財産取扱規程(昭一七・七大蔵省訓令二二)

沿革 改廃なし

(6) 外地国有財産

○国有財産法を朝鮮に施行するの件(昭一一・八勅二六六)

一 国有財産・營繕に関する法令

沿革 改廃なし

○寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律施行に関する件(昭一四・一二勅八九二)

沿革 改廃なし

寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律施行規則(昭一五・一大蔵省令二)

沿革 改廃なし

寺院境内地譲与審査会官制(大一四・九勅二八五)

沿革 廃止Ⅱ昭七・一二勅三九六

寺院境内地処分審査会官制(昭一六・二勅二二〇)

沿革 改廃なし

○北海道国有未開地処分法(明四一・四法五七)

沿革 改廃なし

北海道国有未開地処分法施行規則(昭二・八勅二六三)

沿革 改正Ⅱ昭八・六勅一五八

北海道旧土人保護法(明三二・三法二七)

沿革 改正Ⅱ大八・三法六、昭一二・三法二一

旭川市旧土人保護地処分法(昭九・三法九)

沿革 改正Ⅱ昭一五・三勅八三、一七・一一勅七二四、一七・一二勅八二九、一八・三勅二二九

国有財産法施行規則(昭一二・三朝鮮総督府令二六)

沿革 改正Ⅱ昭一五・四府九二

国有林野法を朝鮮に施行するの件(昭一八・九勅七二六)

沿革 改廃なし

朝鮮国有森林未墾地及森林産物特別処分令(大正元・八勅六)

沿革 改正Ⅱ大六・一〇勅一九八、八・八勅四一五

朝鮮国有林野部分林令(昭一八・九勅七二七)

沿革 改廃なし

○国有財産法を台湾に施行するの件(昭一二・三勅三六)

沿革 改正Ⅱ昭一七・一一勅七二四

国有財産法施行規則(昭一二・四台湾総督府令二五)

沿革 改正Ⅱ昭一三・八府一〇八、一六・一府三

台湾官有森林原野及産物特別処分令(明二九・九勅三一一)

沿革 改正Ⅱ明三三・六勅二九一、三六・二勅一七、四三・一一勅四三七、大ニ・六勅九六、四・五勅八三
台湾森林令(大八・一一律令一〇)

森林法の一部を樺太に施行するの件(昭一八・三勅三二〇)
沿革 改廃なし
樺太に於ける土地及森林原野の産物の無償貸付又は譲与に
関する件(大四・五勅八六)

○関東州国有財産令(昭一二・三勅四八)

樺太国有未開地特別処分令(明四四・一二勅二九〇)

沿革 改正Ⅱ昭一二・一二勅六八五、一七・一一勅七二四

沿革 改廃なし
樺太国有森林原野産物特別処分令(明四四・一二勅二九七)

関東州国有財産令施行規則(昭一二・三関東局令二八)

沿革 改廃なし

沿革 改正Ⅱ昭一二・一二局一一一

○南洋群島国有財産令(昭一二・四勅一〇二)

関東州土地収用令(大一一・一勅二)

沿革 改正Ⅱ昭一七・一一勅七二四

沿革 改正Ⅱ昭九・一二勅三九五、一二・一二勅六八五、一四・四勅二四七

南洋群島国有財産令施行規則(昭一二・九南洋庁令一六)

六八五、一四・四勅二四七

沿革 改廃なし

○国有財産法を樺太に施行するの件(昭一二・四勅一〇〇)

南洋群島土地調査令(昭八・一〇勅二六三)

沿革 改正Ⅱ昭一七・一一勅七二四、一八・三勅三五一

沿革 改廃なし

森林法の一部を樺太に施行するの件(大一一・三勅六四)

(7) その他

沿革 改正Ⅱ昭一五・九勅五九六

○敵産管理法(昭一六・一二法九九)

沿革 改廃なし

大蔵省所属建築規程(明三三・六大蔵省訓令五三)

特殊財産取扱令(昭一八・三勅二〇二)

沿革 改正Ⅱ明三七・七大訓四一、三八・五大訓三八

沿革 改廃なし

○特殊財産資金特別会計法(昭一八・三法八六)

大蔵省所属工事取扱規程(明三三・八大蔵省訓令五七)

沿革 改廃なし

沿革 改正Ⅱ明三六・二大訓七、明三六・一二大訓四七、三七・七大訓四二、三八・五大訓三九、四三・一二大訓二五

特殊財産資金特別会計規則(昭一八・三勅二〇一)

沿革 改廃なし

(二) 營繕

○特別会計に於ける營繕費に関する件(昭六・三法九)

沿革 改廃なし

○營繕用品資金特別会計法(昭一八・三法一二)

沿革 改正Ⅱ昭一九・二法一五

營繕用品資金特別会計規則(昭一八・五勅四三六)

沿革 改正Ⅱ昭一九・八勅四九六

入札又は契約の保証金に関する件(明四三・九勅三四〇)

沿革 改正Ⅱ大九・一二勅五八一

一 国有財産・營繕に関する法令

二 国有財産・營繕に関する主要法令

(一) 国有財産

(1) 国有財産法

大正一〇年四月八日
法律 第四三号

第一条 本法ニ於テ国有財産ト称スルハ国有ノ不動産並勅令ヲ以テ定ムル国有ノ動産及權利ヲ謂フ

第二条 国有財産ヲ分チテ左ノ四種トス

- 一 公共用財産 国ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ
- 二 公用財産 国ニ於テ神社ノ用又ハ国ノ事務、事業若ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ
- 三 營林財産 国ニ於テ森林經營ノ目的ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ
- 四 雜種財産 前各号ニ屬セサルモノ

第三条 国有財産ニ關スル事務ハ各省大臣之ヲ管理シ国有財産ニ關スル總轄事務ハ大蔵大臣之ヲ管理スヘシ

第四条 国有財産ハ雜種財産ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用又ハ収益ヲ為サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第五条 雜種財産ハ左ニ掲グル場合ニ限り之ヲ讓与スルコトヲ得

- 一 帝室用又ハ公共団体ニ於テ公共用若ハ公用ニ供スル為必要アルトキ
 - 二 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負擔シタル者、其ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル者其ノ他ノ縁故者又ハ關係者ニ讓与スルトキ
 - 三 神社、寺院又ハ仏堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其ノ供用ヲ止メタル国有財産ヲ其ノ合併シタル神社、寺院又ハ仏堂ニ讓与スルトキ
- 第六条 雜種財産ハ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ為シタル場合ニ限

リ之ヲ出資ノ目的ト為スコトヲ得

第七条 雜種財産ハ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ニ限り帝室用又ハ国、公共団体若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ他ノ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ト交換ヲ為スコトヲ得

前項ノ交換ヲ為ス場合ニ於テ其ノ價格均シカラサルトキハ金錢ヲ以テ補足スヘシ

第八条 用途及期間ヲ指定シテ国有財産ノ売払、讓与又ハ交換ヲ為シタル場合ニ於テ指定期間内ニ之ヲ其ノ用途ニ供セス又ハ之ヲ其ノ用途ニ供シタル後指定期間内ニ其ノ用途ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第九条 国有財産ノ売払代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ延納ノ特約ヲ為スコトヲ得

第十条 国有財産ニ付境界査定ヲ施行セムトスルトキハ豫メ期日ヲ定メテ隣接地所有者ニ之ヲ通知シ其ノ立会ヲ求ムヘシ

二 国有財産・營繕に関する主要法令

隣接地所有者期日ニ於テ立会ハサルコトアルモ境界査定ヲ施行スルコトヲ得

第十一条 境界査定ヲ了シタルトキハ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

第十二条 前二条ノ規定ニ依リ通知ヲ受クヘキ者ノ住所所共ニ不明ナルトキハ通知ノ要旨ヲ公告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告シタル場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ起算シ三十日ヲ經過シタルトキハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第十三条 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ對シ不服アル者ハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四条 国有財産ニ付境界査定又ハ測量ヲ為ス為政府ニ於テ他人ノ土地ニ立入り、目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルノ必要アルトキハ当該土地又ハ物件ノ所有者及占有者ハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十五条 国有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 植樹ヲ目的トシテ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ八十年

二 前号ノ場合ヲ除クノ外土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ三十年

三 建物其ノ他ノ物件ヲ貸付スル場合ニ在リテハ十年貸付期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ更新ノ時ヨリ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六条 国有財産ハ帝室用又ハ公共団体若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要アル場合及勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第十七条 国有財産ノ貸付料ハ毎年定期ニ之ヲ納付セシムヘシ但シ数年分ヲ前納セシムルコトヲ妨ケス

第十八条 国有財産ヲ貸付シタル場合ニ於テ其ノ貸付期間中帝室用又ハ国、公共団体若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要ヲ生シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十九条 貸付期間ノ終了又ハ貸付契約ノ解除ニ当リ政府ニ

於テ時価ヲ提供シ其ノ国有財産ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ物件ヲ買取ルヘキ旨通知シタルトキハ其ノ所有者ハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十条 前五条ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ国有財産ノ使用又ハ収益ヲ為サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十一条 雑種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ為サムトスル者アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ対シ事業ノ成功ヲ条件トシテ其ノ財産ノ売却、譲与又ハ貸付ノ豫約ヲ為シ其ノ事業ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ヲ為サシムル契約ヲ為シタル場合ニ於テハ事業ノ成功ニ要スル豫定期間事業者ヲシテ其ノ成功シタル部分ニ付無償ニテ使用又ハ収益ヲ為サシムルコトヲ得

第二十二条 前条第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ為サシムル契約ヲ為シタル場合ニ於テ指定期間内ニ事業者其ノ事業ニ著手セサルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十三条 第二十一条第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ為サシム

ル契約ヲ為シタル場合ニ於テ豫定期間内ニ事業成功セサルトキト雖土地又ハ水面ノ状況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ事業者ニ対シ其ノ成功シタル部分ノ売却、譲与又ハ貸付ヲ為スコトヲ得

第二十四条 従前ヨリ引続キ寺院又ハ仏堂ノ用ニ供スル雑種財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付シタルモノト看做ス

寺院又ハ仏堂ノ上地ニ係ル雑種財産ハ其ノ用ニ供スル為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五条ノ規定ニ拘ラス之ヲ当該寺院又ハ仏堂ニ貸付スルコトヲ得

第二十五条 政府ハ国有財産ノ種類ニ從ヒ其ノ台帳ヲ備フヘシ

台帳ニ記載スヘキ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条 政府ハ毎会計年度間ニ於ケル国有財産増減総計算書及毎五年三月三十一日現在ノ国有財産現在額総計算書ヲ調製シ会計検査院ノ検査ヲ経テ之ヲ帝国議會ニ報告スヘシ

前項ノ国有財産増減総計算書ニハ各省ノ国有財産増減報告

書ヲ、国有財産現在額総計算書ニハ各省ノ国有財産現在額報告書ヲ添附スヘシ

附則

第二十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条 第二十五条及第二十六条ノ規定ハ当分ノ内公共用財産ニ付之ヲ適用セス

第二十九条 第二十六条ノ規定ニ依ル国有財産増減総計算書ハ本法施行ノ日ノ属スル年度分ヨリ、国有財産現在額総計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十条 北海道国有未開地処分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ抵触スルモノト雖当分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

第三十一条 国有林野法第二条、第四条乃至第七条、第九条、第十二条乃至第十四条、第十六条、第二十四条及第二十五条ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ但シ本法施行前ニ係ル国有林野ノ増減異動報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第三十二条 従前ノ法令ニ依リテ為シタル処分、契約其ノ他ノ行為ハ本法中ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ

依リテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第三十三条 本法ヲ朝鮮、台湾又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ為スコトヲ得

〔備考〕

本法は、大正十一年勅令第六十二号により、同年四月一日から施行。

(2) 国有財産法中改正

昭和十八年一月三十一日
法律第一〇二二号

第二十九条ノ二 第二十六条第二項ノ規定ハ大東亞戦争中及其ノ終了後一年間ニ同条第一項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ報告スル国有財産増減總計算書又ハ国有財産現在額總計算書ニ付テハ之ヲ適用セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(3) 国有財産法施行令

大正十一年一月二十八日
勅令 第一一五号

モノ及帝國鐵道會計、大学資金、学校及図書館資金又ハ在外国專管居留地特別會計ニ属スルモノニ付之ヲ適用セス

第三条 各省大臣国有財産ノ管理換ヲ受ケムトスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スヘシ

第四条 左ニ掲クル場合ニ於テハ所管大臣ハ大蔵大臣ニ協議スヘシ

一 公用財産タル土地ノ用途ヲ変更セムトスル場合ニシテ大蔵大臣ノ定ムルモノニ該当スルトキ

二 公用財産ト為スノ目的ヲ以テ土地ノ交換ヲ為シ又ハ寄附ヲ受ケムトスルトキ

三 雜種財産ヲ公用財産又ハ營林財産ト為サムトスルトキ

四 營林財産ノ目的ヲ廢止セムトスルトキ

第五条 各省大臣公用財産ト為スノ目的ヲ以テ土地ノ買入若ハ収用ヲ為シ又ハ地上權ヲ取得シタルトキハ遲滞ナク之ヲ大蔵大臣ニ通知スヘシ

第六条 前二条ノ規定ハ国有財産法施行地外ニ在ル財産及帝國鐵道會計ニ属シ又ハ属スヘキ財産ニ付之ヲ適用セス

第七条 国有財産ニ関スル事務ニ従事スル職員ハ其ノ取扱ニ

二 国有財産・營繕に関する主要法令

第一章 總則

第一条 左ニ掲クル動産及權利ニシテ国有ノモノハ之ヲ国有財産法第一条ノ国有財産トス

一 船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠

二 不動産又ハ前号ニ掲クル動産ノ從物

三 事業所ニ於ケル機械及重要ナル器具

四 地上權、地役權、鋳業權、砂鋳權其ノ他之ニ準スヘキ

權利

五 株式及出資ニ因ル權利

前項第三号ノ事業所ノ範圍ハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二条 各省大臣公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止セムトスルトキハ豫メ大蔵大臣ニ之ヲ通知シ特ニ大蔵大臣ト協定シタルモノヲ除クノ外用途廢止後遲滞ナク之ヲ大蔵大臣ニ引継クヘシ

前項ノ規定ハ用途ノ廢止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ失フモノ、国有林野法第三条第二項ノ規定ニ依リ營林財産ト為スノ必要アルモノ、史蹟名勝天然紀念物ニ指定セラレタ

係ル国有財産ヲ讓受ケ又ハ自己ノ所有物ト交換スルコトヲ得ス

第二章 売却、讓与及交換

第八条 公共団体ニ於テ維持保存ノ費用ヲ負担シタル公共用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ公共団体ニ讓与スルコトヲ得但シ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外費用負担ノ義務ヲ負ヒタル期間カ十年ニ滿タサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九条 公共団体又ハ私人ニ於テ公共財用産ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ為シタル為其ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ施設ヲ為シタル者又ハ其ノ他ノ相続人其ノ包括承継者ニ讓与スルコトヲ得但シ財産ノ見込價格カ其ノ施設ニ要シタル費用ノ額ヲ超過スルトキハ超過額ニ相当スル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十条 公共用財産又ハ公共用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ其ノ財産中寄附ニ係ルモノハ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相続人其ノ他ノ包括承継者ニ讓与スルコトヲ得但シ寄附ノ際特約ヲ為シタル場合ヲ除クノ外寄附ヲ受ケタル後二十

年ヲ経過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一条 国有財産ニ付交換ヲ為サムトスル場合ニ於テハ当該官庁ハ目的物ノ価格ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成スヘシ

評定価格ノ差額カ其ノ高価ナルモノノ価格ノ四分ノ一ヲ超ユルトキハ交換ヲ為スコトヲ得ス

第十二条 前条第一項ノ規定ハ随意契約ニ依リ国有財産ノ売却ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十三条 一定ノ用途ニ供セシムル目的ヲ以テ国有財産ノ売却、譲与又ハ交換ヲ為ス場合ニ於テハ当該官庁ハ其ノ用途並之ヲ其ノ用途ニ供スヘキ始期及期間ヲ指定スヘシ但シ当該官庁ニ於テ特ニ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 境界査定

第十四条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラサルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ施行スヘシ

第十五条 境界査定ヲ施行セムトスルトキハ当該官庁ハ其ノ

日時及場所ヲ定メ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ書面ノ送達ハ期日ニ付豫メ隣接地所有者ノ承諾アリタル場合ヲ除クノ外期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ七日前之ヲ為スヘシ

第十六条 隣接地所有者期日ニ於テ立会ヲ為スコト能ハサル事由ヲ申出テタルトキハ当該官庁ハ其ノ期日ヲ変更スルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第十七条 境界査定ヲ了シタルトキハ当該官庁ハ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

隣接地所有者ハ当該官庁又ハ其ノ指定シタル官公署ニ就キ査定図又ハ其ノ謄本ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第十八条 当該官庁第十五条又ハ前条ノ通知ヲ為シタルトキハ配達証明郵便ニ依リタル場合ヲ除クノ外其ノ受領書ヲ徴スヘシ

第十九条 国有財産法第十二条ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ為シ且關係市区町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ揭示其ノ他ノ

方法ニ依リ之ヲ為サシムヘシ

第四章 貸付及準貸付

第二十条 公共用財産又ハ公用財産ト為スノ目的ヲ以テ寄附ヲ受ケタル国有財産ハ其ノ用途ニ供セサル期間無償ニテ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相続人其ノ他ノ包括承継者ニ貸付スルコトヲ得

第二十一条 随意契約ニ依リ国有財産ヲ貸付セムトスルトキハ当該官庁ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成スヘシ国有財産法第十五条第二項ノ規定ニ依リ貸付期間ヲ更新セムトスルトキ亦同シ

第二十二条 前二条ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ国有財産ノ使用又ハ収益ヲ為サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十三条 雑種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ノ事業ヲ為サシムル契約ヲ為サムトスル場合ニ於テハ当該官庁ハ事業者ヨリ左ノ事項ヲ具シタル事業計画書ヲ提出セシムヘシ

一 土地又ハ水面ノ所在及面積

二 事業ノ目的

二 国有財産・営繕に関する主要法令

三 事業施行ノ方法及順序

四 成功豫定期間

五 収支豫算

六 計画図

事業成功ノ後公共ノ用ニ供スヘキ部分アルトキハ其ノ位置及面積ヲ事業計画書ニ記載セシムヘシ

第二十四条 国有財産法第二十一条第一項ノ規定ニ依リ国有財産ノ売却又ハ有償貸付ノ豫約ヲ為サムトスルトキハ当該官庁ハ売却価格又ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調査ヲ作成スヘシ

前項ノ規定ハ国有財産ノ譲与又ハ無償貸付ノ豫約ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条 事業ノ成功ニ要スル豫定期間ハ契約ノ日ヨリ十年以内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ必要ト認ムルトキハ当該官庁ハ前項ノ規定ニ依リ定メタル期間ノ半ニ相当スル期間以内ニ於テ豫定期間ノ延長ヲ承認スルコトヲ得

第二十六条 当該官庁ハ契約ノ日ヨリ二年以内ノ期間ヲ指定

シ事業者ヲシテ其ノ事業ニ著手セシムヘシ

前条第二項ノ規定ハ前項ノ期間ニ付之ヲ準用ス

第二十七条 国有財産法第二十三条ノ規定ニ依リ事業者ニ対シ成功部分ノ売払、譲与又ハ貸付ヲ為サムトスル場合ニ於テハ当該官庁ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外豫約ニ定メタル条項ニ準シテ其ノ契約ヲ為スヘシ

第二十八条 国有財産法第二十四条第一項ニ規定スル雜種財産ノ使用又ハ収益ニ付テハ寺院又ハ仏堂ニ關スル主務大臣ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二十九条 寺院又ハ仏堂国有財産法第二十四条第二項ノ規定ニ依リ雜種財産ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ地方長官ヲ經由シ主務大臣、其ノ財産ヲ管理スル大臣及大藏大臣ニ願出ツヘシ

前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ貸付シタル雜種財産ニ付之ヲ準用ス

第五章 台帳

第三十条 国有財産ノ台帳ハ所管ノ各省ニ之ヲ備フヘシ但シ部局ノ長ニ於テ国有財産ニ關スル事務ヲ分掌スル場合ニ於

テハ其ノ部局毎ニ之ヲ備ヘ各省ニハ其ノ総括簿ヲ備フルモノトス

第三十一条 国有財産ノ台帳ハ其ノ種類毎ニ之ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ財産ノ性質ニ依リ其ノ記載事項ヲ省略スルコトヲ得

- 一 種目
- 二 所在又ハ所属
- 三 数量
- 四 価格
- 五 得喪変更ノ年月日及事由
- 六 其ノ他必要ナル事項

第三十二条 国有財産ノ台帳ニ登録スヘキ價格ハ購入ニ係ルモノハ購入價格、交換ニ係ルモノハ交換當時ニ於ケル評定價格、収用ニ係ルモノハ補償金額ニ依リ其ノ他ノモノハ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- 一 土地ニ付テハ類地ノ時価ニ比準シテ算定シタル金額
- 二 立木竹ニ付テハ其ノ材積ニ単価ヲ乘シテ算定シタル金額、庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ハ見

込価格

三 建物其ノ他ノ工作物及船舶其ノ他ノ動産ニ付テハ建築費、製造費又ハ見込價格

四 権利ニ付テハ第一条第四号ニ掲クルモノハ見込價格、

第五号ニ掲クルモノハ払込金額又ハ出資金額

第三十三条 土地及立木竹ノ價格ハ国有財産現在額總計算書調製ノ年三月三十一日ノ現況ニ依リ之ヲ改定スヘシ但シ台帳ニ登録シタル後二年ヲ經過セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ土地ノ價格ハ類地ノ時価ニ比準シ、立木竹ノ價格ハ其ノ材積ニ単価ヲ乘シテ之ヲ算定スヘシ但シ庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ニ付テハ見込價格ニ依ル

前二項ノ規定ハ帝国鉄道會計ニ屬スルモノニ付之ヲ適用セ

第三十四条 作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノノ價格ハ前二条ノ規定ニ拘ラス其ノ資本價格ニ依ルヘシ

二 国有財産・營繕に關する主要法令

第六章 計算書及報告書

第三十五条 各省大臣ハ會計検査院ニ証明ノ為ニ国有財産ノ増減計算書ヲ調製シ証憑書類ヲ添ヘ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

前項ノ計算書ハ国有財産ニ關スル事務ヲ分掌スル部局ノ長ヨリ直ニ會計検査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三十六条 各省大臣ハ毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ各省ノ国有財産増減報告書ニ基キ国有財産増減總計算書ヲ調製シ各省ノ国有財産増減報告書ト共ニ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第三十七条 各省大臣ハ每五年三月三十一日現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ各省ノ国有財産現在額報告書ニ基キ国有財産現在額總計算書ヲ調製シ各省ノ国有財産現在額報告書ト共ニ之ヲ會計検査院ニ送付スヘシ

第七章 雜則

第三十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外国有財産ノ台帳ニ
 關シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム
 第三十九條 第三十五條ニ規定スル計算証明書類ノ様式及送
 付期限ニ付テハ會計検査院ノ定ムル所ニ依ルヘシ
 第四十條 前條ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ定ムル諸計算
 書ノ様式ハ大蔵大臣之ヲ定ム
 第四十一條 本令ニ定ムル帳簿及書類ノ様式ニハ国防上祕密
 ヲ要スル国有財産ニ付必要ナル特例ヲ設クヘシ

附則

第四十二條 本令ハ国有財産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第四十三條 左ノ命令ハ之ヲ廢止ス但シ官有財産ノ増減異動
 ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ
 依ル
 明治七年九月二十三日達皇城周圍内外ノ滄塁等修繕政策
 ニ關スル件
 明治八年第四百十六号達
 明治八年第四百九十八号達

明治九年第四十六号達

明治十三年第六号達

明治十三年七月八日達皇城周圍内外ノ滄塁外岸接近ノ官

有地へ家屋等建築ニ關スル件

明治十四年第十号達

明治十六年第四十五号達

官有地特別処分規則

官有財産管理規則

官有地取扱規則

明治二十四年勅令第十五号

明治二十七年勅令第九十二号

明治三十六年勅令第九十六号

明治三十九年勅令第二百二十号

明治四十一年勅令第一百十九号

明治四十二年勅令第七十号

大正六年勅令第二百二十四号

第四十四條 本令施行ノ際ニ於ケル各省所管ノ雜種財産ハ国
 有林野及北海道国有未開地ヲ除クノ外第二条ノ規定ニ準シ

本令施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ大蔵大臣ニ引継クヘシ
 第四十五條 本令施行ノ際国有財産ノ台帳ニ登録スヘキ土地
 及立木竹ノ価格ハ其ノ購入、交換又ハ収用ニ係ルモノト雖
 爾後二年ヲ經過シタルモノニ付テハ帝國鐵道會計ニ屬スル
 モノヲ除クノ外第三十二條第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ
 算定シタル金額ニ依ル

第四十六條 各省大臣ハ本令施行ノ日ノ現在ニ於ケル国有財
 産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年十月三十一日迄ニ之ヲ大蔵
 大臣ニ送付スヘシ
 第四十七條 前三條ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ關
 シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム

(4) 国有財産法施行令中改正

昭和二年三月三〇日 勅令 第四二二号

第二条第二項中「大学資金、学校及図書館資金又ハ在外國專
 管居留地特別會計」ヲ「製鉄所特別會計、大学資金又ハ学校
 及図書館資金」ニ改ム

第三十四條 作業會計若ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬ス

二 国有財産・營繕に關する主要法令

(5) 国有財産法施行令中改正

昭和九年三月三〇日 勅令 第七七号

第二条第二項中「製鉄所特別會計」ヲ「通信事業特別會計、
 簡易生命保險特別會計」ニ改ム

第三十三條第三項中「帝國鐵道會計」ノ下ニ「及通信事業特
 別會計」ヲ加フ

第三十四條 作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬ス
 ルモノノ價格ハ前二條ノ規定ニ拘ラス其ノ資本價格ニ依ル
 ヘシ

附則

本令ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(6) 国有財産法施行令中改正

昭和十七年二月十七日
勅令第九〇号

第三十二条中「補償金額」ノ下ニ「、相続税ノ物納ニ係ルモノハ収納価格」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(7) 国有財産法施行令中改正

〔簡易生命保険及郵便年金特別会計規則制定〕

昭和十九年六月一六日
勅令第四〇八号

〔附則第四項〕

国有財産法施行令中左ノ通改正ス

第二条第二項中「簡易生命保険特別会計」ヲ「簡易生命保険及郵便年金特別会計ノ保険勘定」ニ改ム

(8) 国有財産法施行令中改正

〔学校特別会計規則制定〕

昭和十九年九月二六日
勅令第五六三号

ニ属スルモノニ付テハ所管大臣大蔵大臣ト協議シ別ニ其ノ

様式ヲ定ムルコトヲ得

国有林野ニシテ別ニ台帳ノ設備アルモノニ付テハ之ニ総括ヲ附シテ国有財産ノ台帳ニ代用スルコトヲ得

第三条 台帳ニハ土地、建物及国有財産法施行令第一条第四号ニ掲クル権利ニ関スル図面ヲ附属セシムヘシ但シ本令施行ノ際ニ於ケル雜種財産ニ付テハ其ノ重要ナルモノヲ除クノ外当分ノ内之ヲ省略スルコトヲ得

第四条 国有財産ノ総括簿ヲ備フル場合ニ於テハ第一号様式中総括ニ準シテ之ヲ調製シ尚公用財産ノ分ニ付テハ前条ニ準シテ図面ヲ附属セシムヘシ

第五条 国有財産現在額報告書及国有財産増減報告書ハ第二号及第三号様式ニ依ル

附則

本令ハ国有財産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下様式略〕

(10) 国有財産法施行規則中改正

二 国有財産・營繕に関する主要法令

〔附則第四項〕

国有財産法施行令中左ノ通改正ス

第二条第二項中「大学資金又ハ学校及図書館資金」ヲ「又ハ学校特別会計」ニ改ム

(9) 国有財産法施行規則

〔ただし条文は大正十一年十二月改正後のもの〕

大正十一年二月八日
大蔵省令第一四号

第一条 公用財産タル土地ノ用途ヲ変更セムトスル場合ニシテ之ニ因リ各箇ノ官庁、兵營、病院、監獄、学校、官舎、工場、倉庫、練兵場、作業場、演習場、射撃場、飛行場、牧場、農場、試験場、演習林ノ敷地ニ異動ヲ生スヘキモノニ付テハ国有財産法施行令第四条ノ規定ニ依リ所管大臣大蔵大臣ト協議スヘシ但シ其ノ異動ノ面積カ百坪ヲ超エサル場合及相接統スル兩敷地ノ区域ノ相互変更ニシテ其ノ面積カ各敷地ノ面積ノ一割ヲ超エサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二条 国有財産ノ台帳ハ第一号様式ニ據ル但シ帝國鐵道會計ニ属スルモノ及作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本

昭和二年三月三十一日
大蔵省令第五号

第二条第一項但書中「造幣局特別會計ノ固定資本ニ属スルモノ」ノ下ニ「竝ニ製鉄所特別會計ノ固定財産」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(11) 国有財産法施行規則中改正

昭和九年三月三十一日
大蔵省令第一一号

第二条第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ帝國鐵道會計又ハ通信事業特別會計ニ属スルモノ及作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ属スルモノニ付テハ所管大臣大蔵大臣ト協議シ別ニ其ノ様式ヲ定ムルコトヲ得

附則

本令ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(12) 国有財産整理資金特別會計法

大正十一年三月二八日
法律第六号

四八五

第一条 国有財産整理資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト区分シ特別會計ヲ設置ス

第二条 国有財産整理資金ハ国有財産ノ整理処分ニ因ル収入及附属雑収入ヲ以テ之ニ充ツ但シ其ノ収入ニシテ他ノ特別會計ノ歳入ニ属スルモノ及国有林野又ハ北海道国有未開地ノ処分ニ因ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三条 国有財産整理資金ハ国有財産ノ整理ニ関シ必要ナル事務費、營繕費其ノ他ノ諸費ニ之ヲ使用ス

第四条 国有財産整理資金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ払出スヘシ

第五条 国有財産整理資金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第六条 一般ノ歳計上必要アル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ国有財産整理資金ヲ第三条ニ規定スル費途以外ノ營繕費ニ使用スルコトヲ得

第七条 政府ハ毎年国有財産整理資金ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ総豫算ト俱ニ帝国議會ニ提出スヘシ

第八条 国有財産整理資金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノ

ハ之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

第九条 国有財産整理資金ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

附則
本法ハ大正十一年度ヨリ之ヲ施行ス

(13) 国有財産整理資金特別會計法中改正

〔相続税法中改正〕

昭和一六年三月二九日
法律 第七九号

〔附則第二項〕

国有財産整理資金特別會計法第二条但書中「国有林野」ノ上ニ「相続税物納財産、」ヲ加フ

(14) 国有財産整理資金特別會計法ノ特例ニ

関スル法律

昭和二年三月三〇日
法律 第一五号

復興局庁舎新營費又ハ帝都復興事業費ヲ以テ建築又ハ購入シタル国有財産ニシテ不用ニ帰シタルモノノ売払代金ハ帝都復

興ニ要スル経費ニ充用スル為国有財産整理資金特別會計法第二条ノ規定ニ拘ラス之ヲ一般ノ歳入ニ組入ルルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ一般ノ歳入ニ組入ルルコトヲ得ル金額ハ千九百万円ヲ超ユルコトヲ得ス

昭和一九年二月一四日
法律 第一五号

左ノ法律ハ之ヲ廃止ス但シ昭和十八年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

国有財産整理資金特別會計法

昭和二年法律第十五号

(15) 国有財産整理資金特別會計法ノ特例ニ

関スル法律中改正

附則

昭和四年三月三〇日
法律 第三七号

第一条 本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス但シ第六条ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「建築又ハ購入シタル国有財産」ヲ「建築シ、購入シ又ハ埋立テタル国有財産」ニ改メ「千九百万円」ヲ「二千三十万円」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(16) 国有財産整理資金特別會計法外三法律

ノ廃止ニ関スル法律

ニ帰属セシム

〔第三条以下略〕

別會計廃止ノ際之ニ属スル現金及権利義務ハ之ヲ一般會計ニ帰属セシム

第二条 国有財産整理資金特別會計廃止ノ際之ニ属スル資金及権利、陸軍航空工廠資金特別會計廃止ノ際之ニ属スル資金(昭和十七年法律第二十三号附則第二項ノ規定ニ依リ臨時補足シタルモノヲ含ム)及権利義務竝ニ絲価安定施設特別會計廃止ノ際之ニ属スル現金及権利義務ハ之ヲ一般會計ニ帰属セシム

二 国有財産・營繕に関する主要法令

(17) 国有林野法

〔条文は明治四十一年改正後のもの〕

明治三十二年三月二三日
法律 第八五号

第一条 此ノ法律ニ於テ国有林野ト称スルハ国ノ所有ニ属スル森林原野ヲ謂フ

第二条 国有林野ニシテ国土保安又ハ国有林野ノ經營上国有トシテ保存ノ必要アルモノハ売却、譲与又ハ交換スルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ為必要アルトキ及第十五条ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三条 前条ノ国有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之カ組換ヲナスコトヲ得

組換ヲ為シタル土地ニシテ其ノ使用ヲ廢シタル場合ニ於テ林野ニ復スヘキ必要アルモノハ更ニ国有林野ニ編入ス社寺上地ニシテ其ノ境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

第四条 国有林野ノ境界査定ハ当該官庁ニ於テ豫メ期日ヲ定メ鄰接地所有者ニ通告シテ其ノ立会ヲ求メ施行スヘシ

鄰接地所有者豫定期日ニ於テ立会ハサルコトアルモ当該官庁ハ境界査定ヲ施行スルコトヲ得

第五条 国有林野ノ境界査定ヲ終ヘタルトキハ当該官庁ハ直ニ鄰接地所有者ニ通告スヘシ

第六条 国有林野ノ境界査定又ハ測量ノ為目標ヲ設置シ若ハ支障木竹ヲ伐採スルノ必要アルトキハ其ノ土地若ハ木竹ノ所有者ハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ相当ノ補償ヲ求ムルコトヲ得

第七条 鄰接地所有者境界査定ニ不服アルトキハ第五条ノ通告ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八条 国有林野ハ左ノ場合ニ限り随意契約ヲ以テ売却フトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ為必要アルトキ
- 二 市町村又ハ公立小学校ノ基本財産ニ充ツルトキ
- 三 社寺上地ノ森林ヲ其ノ社寺ニ売却フトキ
- 四 命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ縁故アル林野ヲ其ノ縁故アル者ニ売却フトキ

五 民有地、道路、河川等ニ介在スル十町歩以内ノ林野ヲ売却フトキ

六 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シアル林野ヲ其ノ借地人ニ売却フトキ

七 此ノ法律施行以前ニ開墾、牧畜又ハ植樹ノ為貸付シタル林野又ハ第九条ノ開墾地ヲ其ノ事業ヲ成功シタル者ニ売却フトキ

第九条 国有林野ハ開墾ノ成功ヲ条件トシ豫メ其ノ価格及成功期限ヲ定メ随意契約ヲ以テ売却ノ豫約ヲ為スコトヲ得

第十条 国有林野産物ノ随意契約ニ依ル売却ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 国有林野ハ左ノ場合ニ限り随意契約ヲ以テ貸付シ又ハ使用セシムルコトヲ得

- 一 公用又ハ公益事業ノ為必要アルトキ
 - 二 牧畜又ハ植樹ノ為必要アルトキ
 - 三 牛馬放牧ノ為使用セシムルトキ
 - 四 第九条ニ依ル開墾者ノ為ニスルトキ
 - 五 一箇年貸付料三百円ヲ超エサルトキ
- 二 国有財産・營繕に関する主要法令

第十二条 国有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ相当ノ貸付料又ハ牛馬放牧料ヲ徴収スヘシ但シ前条第一号及第四号ノ場合ニ於テハ貸付料ヲ免スルコトヲ得

第十三条 国有林野ヲ貸付シ又ハ使用セシムルトキハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 植樹ノ場合ニ於テハ八十年
- 二 家屋、倉庫其ノ他ノ建物ノ場合ニ於テハ三十年
- 三 其ノ他ノ場合ニ於テハ十五年

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第十四条 国土保安又ハ国有林野ノ經營上必要ナル場合ニ限り国有林野又ハ立木竹ト他ノ同価格以上ノ土地、森林、原野又ハ立木竹ト交換スルコトヲ得

第十五条 国有林野ハ左ノ場合ニ限り譲与スルコトヲ得

- 一 一段別一町歩以下ニシテ公立ノ学校又ハ病院ノ用地ニ供スルトキ
- 二 府県郡市町村及其ノ他ノ公共団体ニ於テ道路、河川、港湾、水道、堤塘、溝渠、溜池、火葬場、墓地、公園等公共ノ用ニ供スルトキ

第十六条 用途ヲ指定シテ譲与シタル国有林野ヲ指定ノ期間内ニ其ノ用途ニ使用セサルトキ又ハ一旦其ノ用途ニ使用シタル後当該官庁ニ於テ指定シタル期間其ノ使用ヲ継続セサルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ニ依リ林野ヲ返還セシメタル場合ニ於テハ其ノ林野ノ上ニ設定シタル第三者ノ権利ハ消滅ス

第十七条 社寺上地ノ森林ハ其ノ社寺ニ保管セシムルコトヲ得

社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副産物ヲ採取スルコトヲ得

第十八条 国有林野ニシテ保護上必要ナル場合ニ於テハ市町村又ハ市町村内ノ一部ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ受託者ニ林野産物ヲ譲与スルコトヲ得

委託ノ方法及受託者ニ譲与スヘキ林野産物ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 国ハ造林者ト其ノ收益ヲ分収スルノ契約ヲ以テ国有林野ニ部分林ヲ設クルコトヲ得

法令、慣行又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ国有林ニ就キ收益ノ分

収ヲ為スモノハ前項ノ部分林ト看做ス

第二十条 部分林ノ樹木ハ国ト造林者トノ共有トシ其ノ持分ハ收益分収ノ部分ニ均シキモノトス

部分林設定前ヨリ存在スル樹木ハ国ノ所有トス

第二十一条 部分林ノ存続期間ハ八十年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第二十二条 民法第二百五十六条ノ規定ハ部分林ノ樹木ニ適用セス

第二十三条 第十八条第二項及第三項ノ規定ハ部分林ノ造林者ニ之ヲ準用ス

第二十四条 主務大臣ハ十箇年毎ニ其ノ年三月三十一日ニ現在スル国有林野現在表ヲ其ノ年開会ノ帝國議會ニ報告スヘシ但シ第一回ノ報告ハ明治三十四年三月三十一日ノ現在ニ依ル

第二十五条 主務大臣ハ毎會計年度間ニ於ケル国有林野ノ増減異動ヲ翌年度開会ノ帝國議會ニ報告スヘシ

附則

第二十六条 此ノ法律ハ北海道ニ施行セス

沖繩県ノ国有林野ノ貸付、使用及売払並其ノ産物ノ処分ニ関シ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十七条 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

〔備考〕

本法中第二条、第四条乃至第七条、第九条、第十二条乃至第十四条、第十六条、第二十四条、第二十五条は、大正十年法律第四十三号国有財産法により失効。

(18) 北海道国有未開地処分法

明治四一年四月一五日
法律 第五七号

第一条 北海道国有未開地ノ処分ハ本法ニ依リ北海道庁長官之ヲ行フ

第二条 土地ノ売払ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ其ノ土地ニ関スル事業ヲ成功スヘキ者又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ対シ之ヲ行フ

二 国有財産・營繕に関する主要法令

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

分

第三条 自ら耕作ヲ為サムトスル者ノ為土地ノ区域ヲ限り特定地ヲ設置ス

特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付与ス

第四条 公用又ハ公共ノ利益ト為ルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付与シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五条 素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第六条 売払ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並売払及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 民有地トノ交換ハ価額稍相均シキモノニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第八条 売払ヲ為ス土地ニ関スル事業ノ成功期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第九条 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス
一 無償貸付 十年
二 有償貸付 十五年

第十条 前二条ノ期間ハ植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ限り特ニ

十年迄之ヲ延長スルコトヲ得

第十一条 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ豫定ノ期間内ニ事業ヲ成功スルコト能ハサル者ニ対シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

還付セス

第十五条 左ノ場合ニ於テハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルモノヲ除クノ外貸付又ハ付与ノ処分ヲ取消スヘシ但シ借地料ハ之ヲ還付セス

前項ノ延長期間ハ通シテ豫定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス
第十二条 土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス但シ行政庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 第四条又ハ第五条ニ依リ無償ニテ貸付シタル土地ニシテ一年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

前項ノ規定ニ違反シタル者ニ対シテハ其ノ貸付処分ヲ取消ス
スコトヲ得

二 第四条又ハ第五条ニ依リ付与又ハ有償ニテ貸付シタル土地ニシテ二年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十三条 売払又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ヲ取得シタル者ハ本法ニ依ル前者ノ権利義務ヲ承継ス

第十六条 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト為ルヘキ事業ニ供スル為必要アルモノハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第十四条 土地ノ売払又ハ第三条第二項ニ依ル貸付ヲ受ケタル者法令ノ規定又ハ豫定ノ事業方法ニ違反シタルトキハ未成功地ノ全部ニ付売払又ハ貸付ノ処分ヲ取消スヘシ此ノ場合ニ於テ拓殖上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部又ハ全部ニ付亦同シ
前項ノ場合ニ於テ売払ヒタル土地ニ付テハ売払代金ハ之ヲ

前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ因リ評定ノ上移転料ヲ弁償シ又ハ評定価額ヲ以テ之ヲ買取シ且土地ニ対シテ費シタル直接ノ費用ハ之ヲ弁償ス但シ第三条第二項ニ依リ貸付シタル土地ノ評定価額其ノ土地ニ対シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多キトキハ其ノ価額ニ依リテ弁償ス

前項ノ処分ニ要スル費用ハ返還地ノ使用ヲ為スヘキ者ニ於テ之ヲ負担スヘシ

前項ノ登記ノ申請ヲ為ス者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ処分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第十七条 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ売払、貸付若ハ付与ノ処分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ニ於テ行政庁ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ除去セラレサルモノハ国ノ所有ニ帰ス

第二十一条 拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既に開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本法ニ依リ処分スルコトヲ得

第十八条 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ルニ非スシテ貸付地ヲ返還シ又ハ第十四条第一項ノ処分若ハ付与ノ処分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相当代価ヲ弁償セシム

第二十二条 売払、貸付又ハ付与ノ処分ノ取消アリタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有権以外ノ権利ハ消滅ス

第十九条 民有ト為リタル土地ニ対スル地租ハ事業成功期間満了ノ翌年ヨリ起算シ十年ノ後ニ非サレハ之ヲ賦課セス但シ素地ノ儘使用スル土地又ハ交換若ハ第四条ニ依リ付与シタル土地ニ対シテハ民有ト為リタル翌年ヨリ起算ス

第二十三条 売払ヒ又ハ付与シタル土地ノ返還ヲ命シタルトキハ行政庁ハ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記官吏ハ通知ノ事項ヲ登記用紙中甲区事項欄ニ記載シ不動産ノ表示、表示番号及登記番号ヲ朱抹シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二十四条 第十四条第一項又ハ第十五条ノ処分ヲ受ケタル者其ノ処分ニ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十条 土地ノ売払又ハ付与ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ

附則

原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地台帳ニ登録スルトキハ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

其ノ登録税ヲ免除ス

第十五条ノ期間ハ旧法ニ依リ付与又ハ貸付シタル土地ニ付テ

ハ仍従前ノ例ニ依ル

旧法第三条第一項ニ依リ貸付シタル土地ニ対シテハ本法ノ特
定地ニ関スル規定ヲ適用ス

旧法ニ依リ売払ヒ、交換若ハ付与シタル土地ノ免租期間ハ仍
従前ノ例ニ依ル

〔備考〕

本法は、明治四十一年勅令第百四十九号により、同年七
月一日から施行。

(19) 北海道国有林野及産物処分令

明治四十一年一月二八日
勅令 第二八六号

第一条 国有林野ニシテ国土保安又ハ国有林野ノ経営上国有
トシテ保存ノ必要アルモノハ売払ヒ、譲与シ又ハ交換スル
コトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ為必要アルトキハ此ノ
限ニ在ラス

第二条 北海道庁長官ハ左ノ場合ニ限り随意契約ヲ以テ国有
林野ヲ売払ヒ、貸付シ、譲与シ又ハ交換スルコトヲ得

一 公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ為必要ナルトキ

得

一 公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ為必要ナルトキ

二 部分林ノ産物ヲ造林者ニ売払フトキ

三 北海道庁長官ノ定メタル資格ヲ有スル重要製産品ノ製
造業者ニ其ノ原料ヲ売払フトキ

四 前号ノ場合ニ於テ原料以外ノ産物ヲ併セ処分スルニ非
サレハ森林経営上支障アルニ因リ之ヲ同時ニ売払フトキ

五 施業案ニ基ク斫伐案ヲ施行スルニ際シ競争ニ付スルト
キハ森林ノ更新ヲ障害スル虞アル場合ニ於テ其ノ森林ノ
産物ヲ北海道庁長官ノ定ムル資格ヲ有スル木材業者ニ売
払フトキ

六 非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ建築、営
繕又ハ薪炭ノ材料ヲ売払フトキ

七 見積価格金六百元ヲ超エサル産物又ハ土石ヲ売払フト
キ

八 鉱業ニ必要ナル産物ヲ鉱業人ニ売払フトキ

九 河海、沼湖、濠池ノ埋立ニ要スル土石ヲ売払フトキ

十 国有林野ノ保護及更新上必要ト認ムル場合ニ於テ制限
二 国有財産・営繕に関する主要法令

二 区町村其ノ他公共団体ノ基本財産ニ充ツル為売払フトキ
三 命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ縁故アル林野ヲ其ノ縁故
者ニ売払フトキ

四 現ニ北海道ニ於テ鉱業又ハ北海道庁長官ノ定メタル資
格ヲ有スル重要製産品ノ製造業ヲ営ム者ニ対シ其ノ事業
ノ為必要ナル林野ヲ売払フトキ

五 民有地、道路、河川等ニ介在スル二十町歩以内ノ林野
ヲ売払フトキ

六 道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シタル林
野ヲ其ノ借地人ニ売払フトキ

七 宅地、耕地、牧場、放牧地、植樹地又ハ海産干場ニ供
スル為貸付スルトキ

八 北海道庁長官ノ定メタル重要製産品製造業ノ用ニ供ス
ル為貸付スルトキ

九 木材業附帯ノ用ニ供スル為貸付スルトキ

十 見積借地料一年金三百円ヲ超エサル林野ヲ貸付スルトキ
第三条 北海道庁長官ハ左ノ場合ニ限り随意契約ヲ以テ国有
林野ノ産物若ハ土石ヲ売払ヒ又ハ無料採取セシムルコトヲ

ヲ付シ地元人民ニ其ノ産物ヲ採取セシムルトキ

第四条 用途ヲ指定シテ譲与シタル国有林野ヲ指定ノ期間内
ニ其ノ用途ニ使用セス又ハ指定ノ期間内ニ其ノ使用ヲ廢シ
タルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第二百七号ハ之ヲ廢止ス

(20) 北海道国有林野及産物処分令中改正

昭和三年一〇月二〇日
勅令 第二三七号

第二条中「又ハ交換スルコトヲ得」ヲ「、交換シ又ハ使用セ
シムルコトヲ得」ニ改メ同条第十号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

十一 牛馬放牧ノ為使用セシムルトキ

第三条中「六百元」ヲ「千円」ニ改メ同条第十号ノ次ニ左ノ
一号ヲ加フ

十一 官庁ノ土木建築ニ必要ナル材料ヲ其ノ工事ノ請負人
ニ売払フトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(21) 北海道国有林野及産物処分令中改正

昭和十三年六月一四日
勅令第四一四号

第二条第二号中「区町村」ヲ「市町村」ニ、同条第八号中「北海道庁長官」ヲ「鉱業又ハ北海道庁長官」ニ改ム

第三条第八号中「鉱業人」ヲ「鉱業権者」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(22) 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件

昭和十一年八月一四日
勅令第二一六六号

第一条 国有財産法ハ第十三条及第二十四条ノ規定ヲ除クノ外之ヲ朝鮮ニ施行ス

第二条 朝鮮總督府ニ属スル国有財産ニ関スル事務ハ朝鮮總督之ヲ管理スベシ

第三条 各省大臣公用財産ノ用途ヲ廢止セントスルトキハ豫メ之ヲ朝鮮總督及大蔵大臣ニ通知シ特ニ朝鮮總督ト協定シ

タルモノヲ除クノ外用途廢止後遲滞ナク之ヲ朝鮮總督ニ引継グベシ但シ其ノ用途廢止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ失フモノ及大学資金ニ関スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮總督前項ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ大蔵大臣ニ通知スベシ

第四条 前条ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタル財産又ハ之ト交換シタル財産ハ国有財産整理資金ノ為朝鮮總督之ヲ管理スベシ但シ朝鮮總督大蔵大臣ト協定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 朝鮮總督各省大臣ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スベシ

各省大臣朝鮮總督ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ朝鮮總督及大蔵大臣ニ協議スベシ

第六条 朝鮮總督国有財産整理資金ノ為管理スル雜種財産ヲ公用財産若ハ營林財産ト為サントスルトキ又ハ公用財産ト為スノ目的ヲ以テ交換セントスルトキハ大蔵大臣ニ協議スベシ

第七条 雜種財産ハ營利ヲ目的トセザル公共ノ利益ト為ルベキ事業ニ供スル為必要アルトキハ国有財産法第五条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ当該事業者ニ譲与スルコトヲ得

第八条 市街地計画区域ニ於ケル雜種財産タル土地ハ国有財産法第五条ノ規定ニ拘ラズ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ市街地計画事業執行ノ費用ヲ負担スル公共団体ニ譲与スルコトヲ得

第九条 前二条ノ場合ニ於テ其ノ財産ガ国有財産整理資金ノ為管理セラルルモノナルトキハ朝鮮總督ハ大蔵大臣ニ協議スベシ

第十条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラザルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ朝鮮總督府稅務署ニ委嘱スベシ

前項ニ規定スル委嘱アリタルトキハ朝鮮總督府稅務署ハ其ノ境界査定ヲ施行スベシ

国有財産法施行令第十五条乃至第十八条中当該官庁トアルハ前項ノ規定ニ依リ境界査定ヲ施行スベキ朝鮮總督府稅務

二 国有財産・營繕に関する主要法令

署トス

第十一条 国有財産法第十二条ノ公告ハ朝鮮總督府官報ヲ以テ之ヲ為シ且關係アル府尹又ハ邑面長ヲシテ揭示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ為サシムベシ

第十二条 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ不服アル者ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

第十三条 朝鮮總督ト其ノ管理ニ属スル国有財産ニ付毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

朝鮮總督ハ其ノ管理ニ属スル国有財産ニ付毎五年三月三十一日現在ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ其ノ年八月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

第十四条 国有財産法施行令第三十八条ニ規定スル事項ハ朝鮮總督ノ管理ニ属スル国有財産ニ付テハ朝鮮總督大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第十五条 国有財産法第三条ノ規定ハ朝鮮總督ニ属スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

国有財産法施行令第二条、第四条、第五条、第十四条及第

四九七

十九条ノ規定ハ朝鮮ニ於ケル国有財産ニ付之ヲ適用セズ
国有財産法施行令第三条、第八条但書及第三十六条乃至第
三十八条ノ規定ハ朝鮮總督ノ管理ニ属スル国有財産ニ付之
ヲ適用セズ

第十六条 朝鮮總督ノ管理ニ属スル国有財産ニ付テハ国有財
産法施行令第一条中所管大臣又ハ第三十五条中各省大臣ト
アルハ朝鮮總督、同令第三十条中所管ノ各省又ハ各省トア
ルハ朝鮮總督府トス

附則

第十七条 本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八条 朝鮮官有財産管理規則及駅屯土特別処分令ハ之ヲ
廃止ス

第十九条 官有財産ノ増減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノ
ノ報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第二十条 駅屯土、国有ノ淤及従来駅屯土ニ準ジテ管理シタ
ル土地ニシテ本令施行ノ際現ニ駅屯土特別処分令ニ依リ貸
付又ハ売却ノ契約ノ效力ヲ有スルモノニ付テハ其ノ契約ノ
終了ニ至ル迄仍従前ノ例ニ依ル

第二十一条 国有未墾地利用法、森林令、朝鮮土地改良令及
朝鮮市街地計画令中ノ国有財産ノ譲与、貸付又ハ貸付ニ依
ラザル使用若ハ収益ニ関スル事項ニ付テハ国有財産法トノ
關係ニ於テハ当分ノ内当該法律又ハ制令ニ依ル

第二十二条 国有財産現在額報告書ノ第一回分ハ昭和十二年
三月三十一日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スベシ

第二十三条 国有財産法、国有財産法施行令及本令中国有財
産ノ台帳ニ関スル規定ハ当分ノ内国有ノ林野ニ付之ヲ適用
セズ

第二十四条 本令施行ノ際国有財産ノ台帳ニ登録スベキ土地
及立木竹ノ価格ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金
額ニ依ル

(23) 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件中改正

昭和十五年三月四日
勅令 第八三号

第八条ノ二 陸接国境ニ於ケル公道橋ノ附帯施設タル防護匡
舎竝ニ税関監視所用及警察官派出所用庁舎ハ滿洲国政府ニ
於テ公用ニ供スル為必要アルトキハ無償ニテ之ヲ使用セシ

ムルコトヲ得

前項ノ国有財産ニシテ雜種財産タルモノハ国有財産法第五
条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ滿洲国政府ニ譲与スルコトヲ得

第八条ノ三 雜種財産タル送電及変電設備(附属建物ヲ含ム)

竝ニ其ノ敷地ハ朝鮮總督ノ定ムル鉱業ノ用ニ供スル為必要
アルトキハ無償ニテ之ヲ電氣事業者ニ貸付スルコトヲ得

第九条中「前二条」ヲ「前四条」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(24) 国有財産法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件中改正

昭和十七年二月九日
勅令 第八二九号

第六条ノ二 朝鮮農地開發營団令第三十八条ノ農地開發事業
ヲ施行スル為国有ニ属スル道路、堤塘、溝渠、溜池等ノ全
部又ハ一部ヲ廢止シタルニ依リ不用ニ歸シタル土地ハ之ヲ
朝鮮農地開發營団ニ譲与ス但シ当該事業ノ施行ニ依リ開設
シタル道路、堤塘、溝渠、溜池等ニシテ廢止シタルモノニ
代ルベキモノヲ無償ニテ国有地ニ編入スル場合ニ限ル

二 国有財産・營繕に関する主要法令

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(25) 国有財産法ヲ台湾ニ施行スルノ件

昭和十二年三月二十六日
勅令 第三六号

第一条 国有財産法ハ第二十四条及行政訴訟ニ関スル規定ヲ
除クノ外之ヲ台湾ニ施行ス

第二条 台湾總督府ニ属スル国有財産ニ関スル事務ハ台湾總
督之ヲ管理スベシ

第三条 各省大臣公用財産ノ用途ヲ廢止セントスルトキハ豫
メ之ヲ台湾總督及大藏大臣ニ通知シ特ニ台湾總督ト協定シ
タルモノヲ除クノ外用途廢止後遲滞ナク之ヲ台湾總督ニ引
継グベシ但シ其ノ用途廢止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ
失フモノ及大学資金ニ属スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ズ

台湾總督前項ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク
之ヲ大藏大臣ニ通知スベシ

第四条 前条ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタル財産又ハ之ト交換

シタル財産ハ国有財産整理資金ノ為台湾総督之ヲ管理スベシ但シ台湾総督大蔵大臣ト協定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

リタルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ知事又ハ庁長ニ委嘱スベシ

第五条 台湾総督各省大臣ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換

前項ニ規定スル委嘱アリタルトキハ知事又ハ庁長ハ其ノ境界査定ヲ施行スベシ

ヲ受ケントスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スベシ
各省大臣台湾総督ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ台湾総督及大蔵大臣ニ協議スベシ

国有財産法施行令第十五条乃至第十八条中当該官庁トアルハ前項ノ規定ニ依リ境界査定ヲ施行スベキ知事又ハ庁長トス

第六条 台湾総督国有財産整理資金ノ為管理スル雑種財産ヲ公用財産若ハ営林財産ト為サントスルトキ又ハ公用財産ト為スノ目的ヲ以テ交換セントスルトキハ大蔵大臣ニ協議スベシ

第九条 国有財産法第十二条ノ公告ハ台湾総督府報ヲ以テ之ヲ為シ且關係アル市尹、街庄長又ハ大正九年勅令第三百六十一号第二条ノ区長ヲシテ揭示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ為サシムベシ

第七条 雑種財産ハ営利ヲ目的トセザル公共ノ利益ト為ルベキ事業ニ供スル為必要アルトキハ国有財産法第五条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ当該事業者ニ譲与スルコトヲ得

第十条 台湾総督ハ其ノ管理ニ属スル国有財産ニ付毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ財産ガ国有財産整理資金ノ為管理セラルルモノナルトキハ台湾総督ハ大蔵大臣ニ協議スベシ

台湾総督ハ其ノ管理ニ属スル国有財産ニ付毎五年三月三十一日現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年八月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

第八条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラザルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請ヲ

第十一条 国有財産法施行令第三十八条ニ規定スル事項ハ台

湾総督ノ管理ニ属スル国有財産ニ付テハ台湾総督大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

内仍其ノ効力ヲ有ス

第十二条 国有財産法第三条ノ規定ハ台湾総督府ニ属スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

第十六条 台湾官有森林原野及産物特別処分令、台湾塩田規則、台湾樟樹造林奨励規則、台湾森林令及台湾都市計画令

国有財産法施行令第二条、第四条、第五条、第十四条及第十九条ノ規定ハ台湾ニ於ケル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

中ノ国有財産ノ売却、譲与、貸付又ハ貸付ニ依ラザル使用若ハ収益ニ関スル事項ニ付テハ国有財産法トノ關係ニ於テハ当分ノ内当該勅令又ハ律令ニ依ル

国有財産法施行令第三条、第八条但書及第三十六条乃至第三十八条ノ規定ハ台湾総督ノ管理ニ属スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

第十七条 本令施行ノ際現ニ存スル官租地ノ貸付ニ付テハ当分ノ内仍従前ノ例ニ依ル

第十三条 台湾総督ノ管理ニ属スル国有財産ニ付テハ国有財産法施行令第一条中所管大臣又ハ第三十五条中各省大臣トアルハ台湾総督、同令第三十条中所管ノ各省又ハ各省トアルハ台湾総督府トス

第十八条 官有財産ノ増減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附則

第十四条 本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九条 国有財産現在額報告書ノ第一回分ハ昭和十二年三月三十一日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スベシ

第十五条 明治三十年勅令第七十四号、明治三十年勅令第三百八十九号及台湾官有財産管理規則ハ之ヲ廃止ス但シ台湾官有財産管理規則第六条第三号及第五号ノ規定ハ当分ノ

第二十條 国有財産法、国有財産法施行令及本令中国有財産ノ台帳、計算書及報告書ニ関スル規定ハ当分ノ内国有ノ林野及蕃地ニ付之ヲ適用セズ但シ国有財産ノ台帳記載事項ニ付調査ヲ為シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

及立木竹ノ価格ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金

二 国有財産・營繕に関する主要法令

額ニ依ル

(26) 関東州国有財産令

昭和十二年三月三十一日
勅令 第四八号

第一条 関東州ニ於ケル国有財産ニ関シテハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外国有財産法、国有財産法施行令及昭和二年法律第一号ニ依ル但シ国有財産法第十三条及第二十四条並ニ国有財産法施行令第二条、第四条乃至第六条、第十四条、第十九条、第二十八条及第二十九条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二条 関東局ニ属スル国有財産ニ関スル事務ハ滿洲国駐劄特命全權大使之ヲ管理スベシ

第三条 各省大臣公用財産ノ用途ヲ廃止セントスルトキハ豫メ之ヲ大使及大蔵大臣ニ通知シ特ニ大使ト協定シタルモノヲ除クノ外用途廃止後遲滞ナク之ヲ大使ニ引継グベシ但シ其ノ用途廃止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ失フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

大使前項ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ

大蔵大臣ニ通知スベシ

第四条 前条ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタル財産又ハ之ト交換シタル財産ハ国有財産整理資金ノ為大使之ヲ管理スベシ但シ大使大蔵大臣ト協定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 大使各省大臣ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スベシ

各省大臣大使ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ大使及大蔵大臣ニ協議スベシ

第六条 大使国有財産整理資金ノ為管理スル雜種財産ヲ公用財産若ハ營林財産ト為サントスルトキ又ハ讓与、交換若ハ無償ニテ貸付セントスルトキハ大蔵大臣ニ協議スベシ

第七条 雜種財産ハ營利ヲ目的トセザル公共ノ利益ト為ルベキ事業ニ供スル為必要アルトキハ国有財産法第五条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ当該事業者ニ讓与スルコトヲ得

第八条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラザルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ民政署長ニ委嘱スベシ

前項ニ規定スル委嘱アリタルトキハ民政署長ハ其ノ境界査定ヲ施行スベシ

国有財産法施行令第十五条乃至第十八条中当該官庁トアル

ハ前項ノ規定ニ依リ境界査定ヲ施行スベキ民政署長トス

第九条 国有財産法第十二条ノ公告ハ関東局報ヲ以テ之ヲ為シ且關係アル市長又ハ会長ヲシテ揭示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ為サシムベシ

第十条 隣接地所有者其ノ他境界査定ニ対シ不服アル者ハ大使ノ定ムル所ニ依リ其ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

第十一条 大使ハ其ノ管理ニ属スル国有財産ニ付毎会計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ所管大臣ニ送付スベシ

大使ハ其ノ管理ニ属スル国有財産ニ付毎五年三月三十一日現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年八月三十一日迄ニ之ヲ所管大臣ニ送付スベシ

第十二条 国有財産法施行令第三十八条ニ規定スル事項ハ大使ノ管理ニ属スル国有財産ニ付テハ大使大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

二 国有財産・營繕に関する主要法令

第十三条 国有財産法第三条ノ規定ハ関東局ニ属スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

国有財産法施行令第三条、第八条但書及第三十八条ノ規定ハ大使ノ管理ニ属スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

第十四条 大使ノ管理ニ属スル国有財産ニ付テハ国有財産法第六条中法律トアルハ勅令、国有財産法施行令第一条中所管大臣又ハ第三十五条中各省大臣トアルハ大使、同令第三十条中所管ノ各省又ハ各省トアルハ関東局トス

附則

第十五条 本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六条 本令施行ノ際ニ於ケル各省所管ノ雜種財産ハ第三条ノ規定ニ準ジ本令施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ大使ニ引継グベシ

第十七条 塩田、造林又ハ牧野經營ニ関シ大使ノ定メタル命令中国有財産ノ無償貸付又ハ無償使用ニ關スル規定ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ本令ニ拘ラズ当分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

第十八条 雜種財産ハ国有財産法第七条第一項ノ規定ニ依ル

場合ヲ除クノ外当分ノ内土地及土地ノ定著物ニ限り帝室用又ハ国、公共団体若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル為必要アルトキハ之ヲ他ノ土地及土地ノ定著物ト交換ヲ為スコトヲ得

〔関東州内臨時職員設置制其の他の勅令中改正〕
昭和二年一月三〇日
勅令第六八五号

国有財産法第七条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十四条 関東州国有財産令中左ノ通改正ス

第八条中「民政署長」ヲ「稅務署長又ハ民政署長」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九条 本令施行前国有財産ノ使用又ハ貸付ニ関シ為シタル処分又ハ契約ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ效力ヲ有スルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

(28) 国有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件

昭和二年三月三十一日
勅令第一〇〇号

第二十条 国有財産ノ増減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第二十一条 本令施行ノ際国有財産ノ台帳ニ登録スベキ土地及立木ノ価格ハ其ノ購入、交換又ハ収用ニ係ルモノト雖モ爾後二年ヲ経過シタルモノニ付テハ国有財産法施行令第三

第一条 国有財産法ハ第十三条及第二十四条ノ規定ヲ除クノ外之ヲ樺太ニ施行ス
第二条 樺太庁ニ属スル国有財産ニ関スル事務ハ樺太庁長官ヲシテ之ヲ管理セシム
第三条 各省大臣公用財産ノ用途ヲ廢止セントスルトキハ豫メ之ヲ樺太庁長官及大蔵大臣ニ通知シ特ニ樺太庁長官ト協定シタルモノヲ除クノ外用途廢止後遲滯ナク之ヲ樺太庁長

十二条第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ算定シタル金額ニ依ル

第二十二條 国有財産現在額報告書ノ第一回分ハ昭和十二年三月三十一日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スベシ

第七条 雜種財産ハ營利ヲ目的トセザル公共ノ利益ト為ルベキ事業ニ供スル為必要アルトキハ国有財産法第五条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ当該事業者ニ譲与スルコトヲ得

官ニ引継グベシ但シ其ノ用途廢止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ失フモノ及大学資金ニ属スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 国有財産法第二十一条乃至第二十三条及国有財産法施行令第二十三条乃至第二十七条ノ規定ハ公共用財産タル国有水面ノ埋立又ハ干拓ヲ為サントスル者アル場合ニ付之ヲ準用ス

樺太庁長官前項ノ規定ニ依リ引継ギラ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ大蔵大臣ニ通知スベシ

第四条 前条ノ規定ニ依リ引継ラ受ケタル財産又ハ之ト交換シタル財産ハ国有財産整理資金ノ為樺太庁長官ヲシテ之ヲ管理セシム但シ樺太庁長官大蔵大臣ト協定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 樺太庁長官各省大臣ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ラ受ケントスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スベシ

各省大臣樺太庁長官ノ管理スル国有財産ノ管理換ラ受ケントスルトキハ樺太庁長官及大蔵大臣ニ協議スベシ

第九条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラザルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ樺太庁支庁長ニ委嘱スルコトヲ得

第六条 樺太庁長官国有財産整理資金ノ為管理スル雜種財産ヲ公用財産若ハ營林財産ト為サントスルトキ又ハ譲与、交換若ハ無償ニテ貸付セントスルトキハ大蔵大臣ニ協議スベシ

第十条 樺太庁長官ハ其ノ管理スル国有財産ニ付毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

二 国有財産・營繕に関する主要法令

樺太庁長官ハ其ノ管理スル国有財産ニ付毎五年三月三十一日現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年八月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

第十一条 国有財産法施行令第三十八条ニ規定スル事項ハ樺太庁長官ノ管理スル国有財産ニ付テハ樺太庁長官大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第十二条 国有財産法施行令第二条、第四条及第五条ノ規定ハ樺太ニ於ケル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

国有財産法施行令第三条、第八条但書及第三十八条ノ規定ハ樺太庁長官ノ管理スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

第十三条 樺太庁長官ノ管理スル国有財産ニ付テハ国有財産法施行令第一条中所管大臣又ハ第三十五条中各省大臣トアルハ樺太庁長官、同令第十九条中官報トアルハ樺太庁公報、同令第三十条中所管ノ各省又ハ各省トアルハ樺太庁トス

附則

第十四条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十五条 樺太官有財産管理規則ハ之ヲ廃止ス

第十六条 樺太官有財産管理規則ニ依リテ為シタル処分又ハ契約ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ效力ヲ有スルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第十七条 樺太国有未開地特別処分令、樺太国有森林原野産物特別処分令及大正四年勅令第八十六号ハ国有財産法、国有財産法施行令又ハ本令ニ拘ラズ当分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

第十八条 官有財産ノ増減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第十九条 国有財産現在額報告書ノ第一回分ハ昭和十二年三月三十一日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スベシ

第二十条 国有財産法、国有財産法施行令及本令中国有財産ノ台帳、計算書及報告書ニ関スル規定ハ当分ノ内国有ノ未開地及林野ニ付之ヲ適用セズ但シ国有財産ノ台帳記載事項ニ付調査ヲ為シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一条 本令施行ノ際国有財産ノ台帳ニ登録スベキ土地及立木ノ価格ハ樺太庁長官ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額ニ依ル

(29) 国有財産法ヲ樺太ニ施行スルノ件中改正

〔樺太ニ於ケル気象、通信、海事、航空及陸運関係事務ノ文部省、通信省又ハ鉄道省ヘノ移管ニ伴フ軍用電気通信法施行令外十五勅令中改正〕

昭和一八年三月三〇日
勅令第三五一号

第十五条 昭和十二年勅令第百号中左ノ通改正ス

第三条第一項但書中「大学資金」ノ下ニ「、通信事業特別会計又ハ帝国鉄道会計」ヲ加フ

(30) 南洋群島国有財産令

昭和一二年三月三十一日
勅令第一〇一号

第一条 南洋群島ニ於ケル国有財産ニ関シテハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外国有財産法及国有財産法施行令ニ依ル但シ
国有財産法第十三条及第二十四条並ニ国有財産法施行令第十二条、第四条乃至第六条、第十四条、第十九条、第二十八条及第二十九条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

二 国有財産・營繕に関する主要法令

第二条 南洋庁ニ属スル国有財産ニ関スル事務ハ南洋庁長官ヲシテ之ヲ管理セシム

第三条 各省大臣公用財産ノ用途ヲ廃止セントスルトキハ豫メ之ヲ南洋庁長官及大蔵大臣ニ通知シ特ニ南洋庁長官ト協定シタルモノヲ除クノ外用途廃止後遅滞ナク之ヲ南洋庁長官ニ引継グベシ但シ其ノ用途廃止ト同時ニ国有財産タルノ性質ヲ失フモノハ此ノ限ニ在ラズ

南洋庁長官前項ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ大蔵大臣ニ通知スベシ

第四条 前条ノ規定ニ依リ引継ヲ受ケタル財産又ハ之ト交換シタル財産ハ国有財産整理資金ノ為南洋庁長官ヲシテ之ヲ管理セシム但シ南洋庁長官大蔵大臣ト協定シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五条 南洋庁長官各省大臣ノ管理ニ属スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ所管大臣及大蔵大臣ニ協議スベシ
各省大臣南洋庁長官ノ管理スル国有財産ノ管理換ヲ受ケントスルトキハ南洋庁長官及大蔵大臣ニ協議スベシ

第六条 南洋庁長官国有財産整理資金ノ為管理スル雜種財産ヲ公用財産若ハ營林財産ト為サントスルトキ又ハ譲与、交換若ハ無償ニテ貸付セントスルトキハ大蔵大臣ニ協議スベシ

第七条 雜種財産ハ營利ヲ目的トセザル公共ノ利益ト為ルベキ事業ニ供スル為必要アルトキハ国有財産法第五条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ当該事業者ニ譲与スルコトヲ得

第八条 国有財産法第二十一条乃至第二十三条及国有財産法施行令第二十三条乃至第二十七条ノ規定ハ公共用財産タル国有水面ノ埋立又ハ干拓ヲ為サントスル者アル場合ニ付之ヲ準用ス

第九条 国有財産ニ付境界ノ分明ナラザルモノアル場合ニ於テ当該官庁必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ当該官庁ハ其ノ境界査定ヲ南洋庁支庁長ニ委嘱スベシ

前項ニ規定スル委嘱アリタルトキハ南洋庁支庁長ハ其ノ境界査定ヲ施行スベシ

国有財産法施行令第十五条乃至第十八条中当該官庁トアルハ前項ノ規定ニ依リ境界査定ヲ施行スベキ南洋庁支庁長ト

同令第三十条中所管ノ各省又ハ各省トアルハ南洋庁トス

附則

第十五条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六条 国有財産ノ境界査定ニ関シテハ当分ノ内本令ニ拘ラス南洋群島土地調査令ニ依ル

第十七条 本令施行前国有財産ニ関シテ為シタル処分又ハ契約ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ效力ヲ有スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第十八条 南洋庁長官ノ指定スル区域ニ在ル雜種財産タル土地ハ拓殖上必要アル場合ニ限り当分ノ内本令ニ拘ラズ南洋庁長官ノ定ムル所ニ依リ之ヲ譲与シ又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

前項ノ区域ハ南洋庁長官之ヲ告示スベシ

第十九条 本令施行前南洋庁長官ノ許可ヲ受ケ水面ノ埋立又ハ干拓ヲ為シタル者ニ対シテハ其ノ埋立又ハ干拓ヲ為シタル国有財産タル土地ヲ譲与シ又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第二十条 国有財産ノ売払又ハ貸付ハ当分ノ内左ニ掲グル場

二 国有財産・營繕に関する主要法令

ス

第十条 国有財産法第十二条ノ公告ハ南洋庁公報ヲ以テ之ヲ為シ且揭示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

第十一条 南洋庁長官ハ其ノ管理スル国有財産ニ付毎會計年度間ニ於ケル国有財産増減報告書ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

南洋庁長官ハ其ノ管理スル国有財産ニ付毎五年三月三十一日現在ニ於ケル国有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年八月三十一日迄ニ之ヲ拓務大臣ニ送付スベシ

第十二条 国有財産法施行令第三十八条ニ規定スル事項ハ南洋庁長官ノ管理スル国有財産ニ付テハ南洋庁長官大蔵大臣ニ協議シテ定ム

第十三条 国有財産法施行令第三条、第八条但書及第三十八条ノ規定ハ南洋庁長官ノ管理スル国有財産ニ付之ヲ適用セズ

第十四条 南洋庁長官ノ管理スル国有財産ニ付テハ国有財産法第六条中法律トアルハ勅令、国有財産法施行令第一条中所管大臣又ハ第三十五条中各省大臣トアルハ南洋庁長官、

合ニ限り随意契約ニ依ルコトヲ得

一 農業、林業、畜産業、鉱業又ハ漁業ヲ営ム者ニ対シ其ノ事業ノ為必要ナル土地ヲ売払又ハ貸付スルトキ

二 南洋庁長官ノ定ムル重要産業ヲ営ム者ニ対シ其ノ事業ノ為必要ナル土地ヲ売払又ハ貸付スルトキ

三 市街地計画ノ確定シタル市街豫定地ヲ特別ノ条件ヲ附シ売払又ハ貸付スルトキ

第二十一条 国有財産現在額報告書ノ第一回分ハ昭和十二年三月三十一日現在ニ依リ之ヲ調整スベシ

第二十二条 本令中国有財産ノ台帳、計算書及報告書ニ関スル規定ハ実地調査ヲ了ラザル財産ニ付之ヲ適用セズ

第二十三条 本令施行ノ際国有財産ノ台帳ニ登録スベキ土地及立木竹ノ価格ハ南洋庁長官ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額ニ依ル

(31) 寺院等ニ無償ニテ貸付シタル国有財産ノ処分ニ関スル法律

昭和十四年四月七日
法律第七八号

第一条 本法施行ノ際現ニ国有財産法ニ依リ寺院又ハ仏堂ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ハ寺院ニ在リテハ本法施行後二年内ニ、仏堂ニ在リテハ宗教団体法第三十五条ノ規定ニ依リ其ノ仏堂ガ寺院ニ属シ又ハ寺院若ハ法人タル教会ト為リタル場合ニ本法施行後三年内ニ申請シタルトキハ寺院境内地処分審査会ニ諮問シ主務大臣之ヲ当該寺院又ハ教会ニ譲与ス

前項ノ規定ニ依リ譲与スベキ国有財産ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 前条ノ譲与ニ関スル処分ニ対シ不服アル者ハ訴願ヲ為スコトヲ得

前項ノ訴願ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ寺院境内地処分審査会ニ諮問スベシ

第三条 第一条ニ規定スル国有財産ニシテ同条ノ規定ニ依リ譲与ヲ為サザルモノハ勅令ヲ以テ特ニ国有トシテ存置スルノ必要アリト定ムルモノヲ除クノ外第一条ノ申請ヲ為シタルモノニ付テハ譲与ヲ為サザルコトノ決定通知ヲ為シタル

日ヨリ五年内ニ、其ノ他ノモノニ付テハ寺院ニ在リテハ本法施行後五年内ニ、仏堂ニ在リテハ宗教団体法第三十五条ノ規定ニ依リ其ノ仏堂ガ寺院ニ属シ又ハ寺院若ハ法人タル教会ト為リタル場合ニ本法施行後六年内ニ申請シタルトキハ時価ノ半額ヲ以テ随意契約ニ依リ之ヲ当該寺院又ハ教会ニ売却フコトヲ得

前条ノ規定ニ依リ訴願ヲ為シタル者ハ前項ノ期間満了後ト雖モ其ノ裁決書ヲ受領シタル日ヨリ尚二年間前項ノ売却ノ申請ヲ為スコトヲ得

第四条 前条ノ規定ニ依ル売却代金ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ十年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ得

第五条 第一条ニ規定スル国有財産ニシテ同条ノ規定ニ依リ譲与ヲ為サザルコトニ決定シタルモノニハ国有財産法第二十四条ノ規定ヲ適用セズ但シ第三条ノ規定ニ依リ売却ノ申請ヲ為シタル国有財産ニ付テハ売却契約成立ノ日又ハ売却ヲ為サザルコトノ決定通知ヲ為シタル日迄命令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ之ヲ当該寺院又ハ教会ニ貸付シタルモノト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔備考〕

本法は、昭和十四年十二月勅令第八百九十一号により、昭和十五年四月一日から施行。

(32) 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律施行ニ関スル件

昭和十四年一月二八日
勅令 第八九二号

第一条 昭和十四年法律第七十八号第一条ノ規定ニ依リ寺院又ハ教会ニ譲与スベキ国有財産ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス

- 一 本堂、庫裡、会堂其ノ他寺院又ハ教会ニ必要ナル建物又ハ工作物ノ敷地ニ供スル土地
- 二 宗教上ノ儀式又ハ行事ヲ行フ為必要ナル土地
- 三 参道トシテ必要ナル土地
- 四 庭園トシテ必要ナル土地
- 五 寺院又ハ教会ノ風致ヲ維持スル為必要ナル土地

二 国有財産・營繕に関する主要法令

- 六 寺院又ハ教会ノ災害ヲ防止スル為必要ナル土地
- 七 歴史又ハ古記等ニ依リ寺院又ハ教会ト密接ナル縁故アルモノト認メラル土地
- 八 当該寺院又ハ教会ニ於テ現ニ公益事業ノ為使用スル土地
- 九 前各号ノ土地ニ於ケル立木竹其ノ他ノ定著作物

当該寺院若ハ教会ノ所属宗派、当該寺院ノ住職若ハ当該教会ノ主管者又ハ当該寺院若ハ教会ノ主宰スル財団法人ノ経営スル公益事業ニシテ当該寺院又ハ教会ノ経営ニ準ズルモノト認メラルトキハ其ノ事業ノ為現ニ使用スル土地及其ノ定著作物ハ之ヲ寺院又ハ教会ニ譲与スルコトヲ得

第二条 寺院又ハ仏堂ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ニシテ国土保安其ノ他公益上又ハ森林経営上国ニ於テ特ニ必要アリト認ムルモノハ国有トシテ存置シ前条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ譲与セズ又之ガ売却ヲ為サズ

第三条 寺院又ハ教会ニ対シ昭和十四年法律第七十八号第四条ノ規定ニ依リ売却代金ノ年賦延納ヲ認ムル場合ニハ国債ヲ以テ売却代金ニ相当スル担保ヲ提供シタル場合ヲ除クノ

外民法第三百二十五条第三号ニ規定スル先取特権ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

附則

本令ハ昭和十四年法律第七十八号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔備考〕

本令は、昭和十五年四月一日から施行。

(33) 敵産管理法

昭和一六年一二月二二日
法律 第九九号

第一条 政府ハ必要アルキトハ敵産ニ関シ管理人ヲ選任シ之ヲ管理セシムルコトヲ得

本法ニ於テ敵産トハ敵国、敵国人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ属シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産（事業若ハ營業又ハ之ニ対スル出資ヲ含ム）ヲ謂フ

第二条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵産ニ関シ政府ノ指定スル者ニ対スル売却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
第三条 敵国、敵国人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ対シ債務ヲ負担スル者ハ政府ノ指定スル者ニ対シ前条ノ規定ニ基キ

テ発スル命令又ハ当該命令ニ依ル政府ノ命ニ依リ債権ノ目的物タル金銭又ハ物ノ支払又ハ引渡ヲ為シタルトキハ其ノ債務ヲ免ル

第四条 敵国、敵国人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ者ニ属シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産（事業若ハ營業又ハ之ニ対スル出資ヲ含ム）ガ第一条第一項ノ管理ニ付セラレタルトキハ其ノ財産（事業若ハ營業又ハ之ニ対スル出資ヲ含ム）ニ関シ処分其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外第一条第一項ノ管理及管理人ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 敵国、敵国人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外国ニ於テ為ス行為ニシテ左ニ掲グルモノノ取得又ハ処分ヲ目的トスルモノハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

- 一 本邦内ニ在ル動産又ハ不動産
- 二 本邦内ニ在ル事業若ハ營業又ハ之ニ対スル出資
- 三 本邦証券
- 四 本邦又ハ本邦内ニ在ル者ニ対スル債権

第六条 第一条第一項ノ規定ニ依リ管理セシムル敵産ニシテ登記又ハ登録ノ規定アルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理ニ関スル登記又ハ登録ヲ為スコトヲ要ス

第七条 第一条第一項ノ管理ニ要スル費用ハ本人ニ属スル敵産ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得

第八条 第一条第一項ノ管理ヲ免レ又ハ之ヲ妨グル目的ヲ以テ敵産ヲ取得、処分、隠匿、毀棄又ハ損壊シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス但シ当該敵産ノ価額ノ三倍ガ一万円ヲ超ユルトキハ罰金ハ当該価額ノ三倍以下トス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九条 第二条ノ規定ニ基キテ発スル命令又ハ当該命令ニ依ル政府ノ命ニ従ハザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第十条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シテ前二条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦前二条ノ罰金刑ヲ科ス

二 国有財産・營繕に関する主要法令

第十一条 本法ノ施行ニ関スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ応ズル為敵産管理委員会ヲ置ク

敵産管理委員会ノ組織及権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵国、敵国人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外国ニ於テ為シタル行為ニシテ第五条ニ掲グルモノノ取得又ハ処分ヲ目的トスルモノハ行為ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

(34) 特殊財産資金特別会計法

昭和一八年三月二七日
法律 第八六号

第一条 特殊財産資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス

第二条 本会計ニ於テハ別ニ法律ヲ以テ定ムル時期迄ノ毎期間ヲ以テ一會計年度トス

第三条 政府ハ勅令ノ定ムル金額ヲ限り漸次一般会計ヨリ本資金ニ繰入ルルモノトス

第四条 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ借入金ヲ為シ之ヲ補足スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル借入金ニ代ヘ国庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

第五条 没収シタル敵産ハ戦利品及捕獲審檢令第二十八条ノ規定ニ依リ国ノ所得ト為リタル物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ムルモノヲ除クノ外之ヲ本資金ニ組入ルベシ

第六条 本資金ハ之ヲ帝国ノ管理スル敵産(敵産管理法ニ依ル敵産管理人ノ管理スル敵産ヲ含ム以下同シ)又ハ勅令ノ定ムルモノニ運用スルコトヲ得

第七条 本資金ハ特ニ必要アル場合ニ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ使用スルコトヲ得但シ第三条ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ繰入レタル金額及第四条ノ規定ニ依リ借入金ヲ以テ補足シタル金額ノ合計額ニ相当スル分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般会計ノ歳入ニ繰入レ同会計ノ歳出トシテ払出スベシ

第八条 本会計ニ於テハ運用上ノ諸収入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ前条ノ規定ニ依ル一般会計ヘノ繰入金、管理費、一時借入金ノ利子、附属諸費及運用上ノ損失金ヲ以テ其ノ歳出トス

第九条 本資金ニ属スル財産ニシテ減失シ又ハ価格ノ減損ヲ生ジタルモノアルトキハ本会計ノ決算上生ジタル剩餘又ハ資金ヲ以テ之ヲ償却スベシ

第十条 本会計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ前条ノ償却ニ充テ残餘アルトキハ之ヲ資金ニ繰入ルベシ
本会計ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ資金ヨリ之ヲ補足スベシ

第十一条 本会計ニ於テ支払上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大蔵省預金部ニ預入ルベシ

第十二条 本会計ニ於テ支払上現金ニ不足アルトキハ本会計ノ負担ニ於テ一時借入金ヲ為シ又ハ国庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ一時借入金又ハ繰替金ハ当該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第十三条 本会計ノ収入支出ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 資金ノ運用トシテ帝国ノ管理スル敵産ヲ買入レタル場合ノ代金タル現金及帝国ノ管理スル敵産タル現金ハ政府ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得

前項ノ保管金ノ運用ニ関スル歳入歳出ハ本会計ニ所属セシム

保管金規則第一条ノ規定ハ第一項ノ保管金ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十五条 国有財産法ハ本資金ニ属スル財産ニ付テハ之ヲ適用セズ本資金ニ属スル財産ノ取扱ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十六条 本資金ニ属スル財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ譲与スルコトヲ得

第九条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ譲与ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 国有財産・營繕に関する主要法令

臨時特殊財産取扱令ニ依リ一般会計ノ所属ト為リタル財産ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本資金ニ組入ルベシ

(二) 營繕

(1) 特別会計ニ於ケル營繕費ニ関スル法律

昭和六年三月二十八日
法律第九号

特別会計所属ノ營繕ニ要スル経費ハ当該特別会計法ノ規定ニ拘ラズ之ヲ一般会計ノ所属ト為スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ一般会計ノ所属ト為シタル経費ニ充用スル為ニ要ナル金額ハ当該特別会計ヨリ之ヲ一般会計ニ繰入ルルモノトス

前項ノ規定ニ依リ各特別会計ノ一般会計ニ繰入ルベキ金額ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出残額ハ通次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

附則

本法ハ昭和六年度ヨリ之ヲ施行ス

(2) 營繕用品資金特別会計法

昭和十八年三月五日
法律 第一二二号

第一条 營繕事業ノ用品ヲ購入、貯蔵及加工シ大蔵省營繕管財局司掌ノ營繕事業ノ需要ニ応ズル為營繕用品資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ之ヲ一般会計ト区分シ特別会計ヲ設置ス
本会計ニ属スル營繕用品ハ必要ニ依リ他ノ官庁ノ需要ニ応ジ之ヲ使用スルコトヲ得

生ズルトキハ其ノ過剰金ハ之ヲ同年度一般ノ歳入ニ繰入ルベシ
第六条 政府ハ毎年本会計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ総豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ
第七条 本会計ノ収入支出ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附則
本法ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ施行ス

第二条 營繕用品資金ハ五百万円トシ漸次国有財産整理資金特別会計ヨリ繰入ルルモノトス

(3) 營繕用品資金特別会計法中改正

〔国有財産整理資金特別会計法外三法律廃止〕

昭和十九年二月一四日
法律 第一五号

第三条 本会計ニ属スル營繕用品ヲ使用スルトキハ大蔵省營繕管財局司掌ノ營繕事業所屬ノ經費ヲ以テ之ヲ購入スベシ但シ第一条第二項ニ規定スル場合ニ於テハ当該省所管ノ經費ヲ以テ之ヲ購入スベシ

〔附則〕
第三条 營繕用品資金特別会計法中左ノ通改正ス
第一条第一項中「大蔵省營繕管財局」ヲ「大蔵省」ニ改ム

第四条 本会計ニ於テハ用品ノ売払代金及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ用品ノ購入代金、貯蔵費、加工費及附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二条中「国有財産整理資金特別会計」ヲ「一般会計」ニ改ム

第五条 毎会計年度ニ於テ營繕用品資金ノ受払決算上過剰ヲ

第三条中「大蔵省營繕管財局」ヲ「大蔵省」ニ改ム

三 会計検査院の国有財産・營繕に関する指摘事項

本資料は、会計検査院長官房調査科編纂の「各年度検査報告」から抄録作成した。

(一) 国有財産の売払又は貸付に当り措置其の宜しきを得ざるもの (歳入関係)

大正一五年度
昭和元年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|----------|----------------------|----------------------|--|
| 関東庁 | 同 | 官有物 払下代 官有物 払下代 | 一六、五五 二、四四 年度計 | 土地の売払に当り高価なる整地費を見積りたるが為売払価格低廉に失したるもの |
| | 東京 営林局 | 官業及官有財産収入 森 林 収 入 | 九、九三 | 木材の売払に当り契約の条件たる担保の提供を為さざるのみならず無断搬出し損害賠償金の未収入金を生ぜしめたるもの |
| 樺太庁 | 樺太庁 大泊支庁 | 官業及官有財産収入 森 林 収 入 | 一四、四八 | 木材の売払に当り材積の計算及品質の区分著しく当を失せるもの |
| | 同 元泊支庁 | 同 | 一〇、三三 | 立木及種木の売払価格の改定に当り注意の周到を欠き異例の取扱を為したる為損失を生ぜしめたるもの |

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|-------------------------------|-------|------------------------------------|
| 国有財産 | 東京税務監督局 | 国有財産整理資金収入 | 六三、七〇 | 国有地に対する特別都市計画換地処分に依る清算金の認定低廉に失せるもの |
| 台湾総督府 | 新竹州 | 官業及官有財産収入 官有物貸下料 官有物貸下料 | 二四 | 原野の貸付に当り既墾地を未墾地とし開墾費を控除し料金を決定したるもの |
| 台湾総督府 | 東京税務監督局 | 官業及官有財産収入 官有物貸下料 | 二六、八七 | 借受人の承諾したる貸付料以下の低額を以て土地の統統貸付を為したるもの |
| 国有財産 | 月寒種羊場 | 国有財産整理資金収入 国有財産売却代 | 一四、〇〇 | 建物の売却に当り代価低廉に失したるもの |

昭和二年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|-----------------------|------------------------|--|
| 台湾総督府 | 台中州 | 官有物払下代 官有物払下代 | 六、三三 (大正一五、昭和元会計年度) | 土地の売渡に当り価格の評定低廉に失したるもの |
| 関東庁 | 大連民政署 | 官有物払下代 官有物払下代 | 三、八七 | 土地の売払に当り高価なる整地費を見積りたるが為売却価格低廉に失したるもの |
| 朝鮮総督府 | 朝鮮総督府 | 官業及官有財産収入 森林収入 | 一六、三三 | 過誤伐材積立之が賠償金の算定其の宜しきを得ざるもの |
| 朝鮮総督府 | 同 | 同 | 二七、七四 | 立木の払下に当り随意契約を以て過当の払下を為し且価格の決定其の宜しきを得ざるもの |
| 台湾総督府 | 台中州 | 官有物払下代 官有物払下代 | 三五、二〇 | 土地の売渡に当り価格の評定低廉に失したるもの |
| 国有財産 | 東京税務監督局 | 国有財産整理資金収入 国有財産売却代 | 三五、二〇 | 当初貸付の条件を履行せざるものに対し土地の継続貸付を為し更に低価を以て縁故特売を為したるもの |

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|--------------|--------------------|-------|----------------------------|
| 台湾総督府 | 咸鏡南道新興郡 | 同 | 九、四九 | 随意契約を以て過当の国有林野を払下げたるもの |
| 台湾総督府 | 台湾総督府 營林所 | 官業及官有財産収入 營林署収入 | 八六、二七 | 木材の払下上必要ありとし過当の価格割引を為したるもの |

昭和三年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|-----------------------|-------|------------------------------------|
| 台湾総督府 | 台中州 | 官有物払下代 官有物払下代 | 五、一七 | 土地の売渡に当り価格の評定低廉に失したるもの |
| 台湾総督府 | 台南州 | 同 | 三、四八 | 同上 |
| 国有財産 | 東京税務監督局 | 国有財産整理資金収入 国有財産売却代 | 八六、〇〇 | 土地の売払に当り価格の決定低廉に失したるもの |
| 国有財産 | 東京税務監督局 | 国有財産整理資金収入 雑収入 | 八七、五二 | 国有地に対する特別都市計画換地処分に依る清算金の認定低廉に失せるもの |

昭和四年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|---------|-------------------|-------|------------------------------------|
| 国有財産 | 東京税務監督局 | 国有財産整理資金収入 雑収入 | 六三、七〇 | 国有地に対する特別都市計画換地処分に依る清算金の認定低廉に失せるもの |

| 整理資金 | 朝鮮総督府 | 樺太庁 | 所管及部局 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|---------|-----------|---------|-------|------------|-----------|---|
| 大阪稅務監督局 | 江原道金化郡 | 同 泊居支庁 | 庁 名 | 国有財産整理資金収入 | 100,000 円 | 公園地の整理処分に当り売却価格低廉に失したるもの |
| 国有財産売払代 | 官業及官有財産収入 | 同 | | 国有財産売払代 | 六、二六六 | 立木の売却に当り材積の計算を誤り一旦契約を締結したるが為特に低廉なる新単価を設定し以て追徴金の軽減を企図したるもの |
| 森 林 収 入 | 同 | 樺太庁敷香支庁 | | 森 林 収 入 | 九三、二七五 | 名を開墾に藉り林木の払下を為したるもの |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 六三、〇一六 | 長期間に亙り漫然虚構の報告に依り林木の売却処分を為したるもの |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 六〇、七二二 | 林木の売却に当り島内に製材工場を有せざるに拘らず島内使用材として売却契約を為し其の後無断島外移出に用途変更の分に対し違約金及追徴金を徴収せざるもの |

昭和五年度

| 整理資金 | 朝鮮総督府 | 樺太庁 | 所管及部局 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|---------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|--------------------------------|
| 台湾総督府 | 台中州 | 樺太庁 | 庁 名 | 官業及官有財産収入 | 四、四八〇 円 | 官有原野の処分に当り売却価格及貸付料の決定低廉に失したるもの |
| 樺太庁 | 樺太庁 | 樺太庁 | | 官有物貸下料 | 三、二五八 | 土地の払下に当り価格の決定低廉に失したるもの |
| 北海道庁 | 河西支庁 | 官業及官有財産収入 | | 官有物払下代 | 五、〇〇〇 | 国有未開地の処分に当り地上立木の算定其の宜しきを得ざるもの |
| 森 林 収 入 | | 森 林 収 入 | | 森 林 収 入 | (昭和四會計年度) | |

| 整理資金 | 朝鮮総督府 | 樺太庁 | 所管及部局 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|------|-------|---------|-------|----|--------|---|
| 同 | 朝鮮総督府 | 樺太庁泊居支庁 | 同 | 同 | 一七、五七七 | 同上 |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 三三、〇三六 | 木材の売却に当り市場需要の状況を顧慮せず濫に輸送したるに因り低価に失したるもの |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 三三、二三四 | 林木の売却に当り契約前より伐採を認めたると当初調査粗漏の為豫定材積に対し出材積過大なるもの |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 五、八七九 | 木材の払下に当り契約締結前伐採せられ又島外移出を島内用に変更払下代金を減額したるのみならず損害賠償金の納入を終らざるものに対し売却処分を継続したるもの |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 五、八七九 | 土地の新規貸付に当り附近貸付地の既往貸付の等級に基き低廉に貸付料を決定したるもの |

昭和六年度

| 整理資金 | 朝鮮総督府 | 樺太庁 | 所管及部局 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|------|-------|-----|-------|----|-----------|---|
| 同 | 同 | 樺太庁 | 同 | 同 | 一八六、〇〇五 円 | 事実上開墾せられたる市街宅地等に対し北海道国有未開地処分法を適用し之を未開地として処分したるもの |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | (昭和五會計年度) | |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 一五六、九九四 | |
| 同 | 同 | 同 | | 同 | 一六、一七五 | 当初の目的に使用せざる者に対し土地の貸付を継続し且借受人に非ざる者に対し名義変更を名として貸付を許し之を縁故特売したるのみならず売却価格低廉に失したるもの |

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘 | 要 |
|-------|--------------|------------|---------------------|--|---|
| 台湾総督府 | 札幌税務監督局 | 国有財産整理資金収入 | 二八、〇〇〇 (昭和五會計年度) | 土地の売却に当り比準地の選定其の適正を得ず評定価格低廉に失したるもの | |
| 台湾総督府 | 花蓮港庁 | 官有物払下代 | | 名を未墾地に藉り低廉なる価格を以て土地を売却したるもの | |
| 朝鮮総督府 | 咸鏡北道明川郡 | 官業及官有財産収入 | 二、四三〇 | 立木の払下に関する代価査定の内容たる伐木造材人夫賃及牛車運賃の見積高価なりし為売却代価低廉に失したるもの | |
| 台湾総督府 | 台湾総督府 營林所 | 同 | 五八、六七三 | 木材の売却に当り延納金整理の目的を以て割引率を増加したるもの | |

昭和七年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘 | 要 |
|----------|---------|------------|---------------------|--|---|
| 国有財産整理資金 | 東京税務監督局 | 国有財産整理資金収入 | 一五、六四四 (昭和六會計年度) | 箱根土地会社に対し随意契約に依り売却したる神田区所在元東京商科大学敷地の代価なるも例を參酌すべきに他に基準を求め地位優良なる同地を低価に売却したるもの | |
| 国有財産整理資金 | 大阪税務監督局 | 同 | 七、七七五 (昭和六會計年度) | 堺市大浜南町所在国有地を随意契約に依り堺市に売却したる代金なるも買受資金の固定等を事由とし多額の割増を加へ売却価格を低廉に決定したるもの | |
| 国有財産整理資金 | 札幌税務監督局 | 同 | 一五、一五〇 (昭和六會計年度) | 室蘭住宅組合に対し随意契約を以て売却したる室蘭市所在国有地の代金なるも附近に於ける売買実例地に比し価格及利用価値に於て著しく優位なるに拘らず其の開差を僅に二割と為し低廉に評価したるもの | |

| 台湾総督府 | 新竹州 | 官業及官有財産収入 | 金額 | 摘 | 要 |
|--------------|------|-----------|-----------|--|---|
| 台湾総督府 營林所 | 森林収入 | 官業及官有財産収入 | 一、二九三、三五六 | 台湾丸太共同購買所及台湾木材共同販賣所の売代延納金整理の目的を以て特に割引率を低下し両社及三井物産株式会社の組織せる台湾材友会に対し丸太及製品を低価に払下げたるもの | |
| 樺太庁 | 樺太庁 | 官有物払下代 | 三、二四四 | 富士製紙会社に対し工場用地として払下げたる元泊郡知取町に於ける雑種地の代価なるも売却価格算定の基準たる土地貸付料を坪当一錢と定め之を還元して低価に払下げたるもの | |

昭和八年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘 | 要 |
|-------|--------|---------------|----|---|---|
| 内務省 | 官有物払下代 | 一五、一、〇〇〇 円 | | 東京市深川区白河町所在宅地を財団法人同潤会及合資会社新田ベニヤ製作所に対し売却したる代金にして相続税課税標準及不動産取得税課税標準価格等に対比し著しく低廉に失したるもの | |
| 内務省 | 官有物払下代 | 七、九〇〇 | | 彦島埋立地を山口県に売却したる代金の一部に於て殆ど竣功に近き埋立地なるに拘らず之を蔵置土砂の売却として低廉に処分せしむるも其結果国有財産整理資金特別会計の歳入とせず一般会計の歳入に帰属せしむるに至りたるもの | |

| 樺太庁 | | |
|------------------------|--------------------|----------------------------|
| 所管及部局 | 庁名 | 項款 |
| 樺太庁及同庁元泊林務署 | 同 | 同 |
| 樺太庁留多加林務署 | 同 | 同 |
| 樺太庁豊原林務署 | 同 | 同 |
| 金額 | 金額 | 金額 |
| 三、〇三三 (昭和六會計年度) | 四、三三八 (昭和六會計年度) | 一六、五三四 (昭和六會計年度) |
| 摘要 | 摘要 | 摘要 |
| 中村某一名に對し島外移住として売却したるもの | 荒谷某十三名に売却したるもの | 大泊町宮某に對し島内用及島外移住として売却したるもの |

| 昭和一〇年度 | | |
|---|----------|------------|
| 所管及部局 | 庁名 | 項款 |
| 国有財産整理資金 | 名古屋稅務監督局 | 国有財産整理資金収入 |
| 金額 | 金額 | 金額 |
| 三、四七〇 (昭和九會計年度) | | |
| 摘要 | 摘要 | 摘要 |
| 長野県北佐久郡輕井沢町大字輕井沢所在宅地畑及原野を隨意契約に依り売却したるもの | | |

| 昭和一一年度 | | |
|-------------------------------------|------------------------|---------------------|
| 所管及部局 | 庁名 | 項款 |
| 台湾總督府 | 台中州 | 官有物払下代 |
| 台中州 | 台中州 | 官有物払下代 |
| 台南州 | 台南州 | 同 |
| 金額 | 金額 | 金額 |
| 五、五〇〇 (昭和一〇會計年度) | 二〇、八六三 (昭和一一會計年度) | 六、四三二 (昭和一一會計年度) |
| 摘要 | 摘要 | 摘要 |
| 小樽市色内町所在の土地を一般競争に依り三井物産株式会社に売却したるもの | 台中州北斗郡溪庄下郡鄭某一名に売却したるもの | 大日本製糖株式会社に売却したるもの |

| 昭和一二年度 | | |
|---|---|---|
| 所管及部局 | 庁名 | 項款 |
| 旭川管林区署 | 旭川管林区署 | 官業及官有財産収入 |
| 朝鮮軍經理部 | 朝鮮軍經理部 | 国有財産整理資金収入 |
| 金額 | 金額 | 金額 |
| 二、六三三 円 | 三、五〇〇 (昭和一一會計年度) | |
| 摘要 | 摘要 | 摘要 |
| 在所勤務中自ら盗伐に關与せる外取締して盜伐を黙過し又は不正調査に依り過當なる林木売却したるもの | 在所勤務中自ら盗伐に關与せる外取締して盜伐を黙過し又は不正調査に依り過當なる林木売却したるもの | 在所勤務中自ら盗伐に關与せる外取締して盜伐を黙過し又は不正調査に依り過當なる林木売却したるもの |

(二) 国有財産の管理又は処分につき措置其の宜しきを得ざるもの(歳入歳出外)

大正一五年度
昭和元年度

| 庁名 | 要 |
|-------|---|
| 北海道庁 | 既往売却に係る不成功の土地に対し取消其の他適法の処分を為さず新に売却すべき土地に対し面積に制限なく処分を続行したるもの |
| 神奈川県 | 有料官舎を義務官舎と為し宿代を免除したるもの |
| 朝鮮総督府 | 契約更新以前の貸付面積を其の儘使用したると貸付以外の土地を使用したに因るもの |
| 台湾総督府 | 名を林野の開墾に藉り既墾地を無償貸付し且売渡の豫約を為したるもの |

昭和二年度

| | |
|-------|---|
| 朝鮮総督府 | 名を造林事業の成功に藉り国有林を無償譲渡したるもの(二件) 経済上価値大なる鉱区を無償譲渡したるもの |
| 台湾総督府 | 名を未成林地に藉り成林地を無償貸付し且低廉なる地代金を以て売渡を豫約したるもの 営利を目的とする事業に対し船渠及附属設備を無料貸付したるもの |

昭和三年度

| | |
|-------|---|
| 富山県 | 国有財産法施行後官有財産管理規則に依り処分を継続したるのみならず公用廃止の事実なきものに対し無償下附を為したるもの |
| 熊本営林局 | 確実ならざる事業に対し大地積の要存置林を貸付し且地上立木を特売したるもの |
| 鉄道省 | 名を国有財産の交換に藉り豫算外の工事を施行したるもの |
| 朝鮮総督府 | 多年に亘り所定の事業に著手せざるものに対し国有未墾地の貸付の許可を取消さざりしもの 事業の遂行確実と認めらるる限度を超え立木を売却したるもの |
| 樺太庁 | 交換地相互の評価権衡を失したるもの |

昭和四年度

| | |
|-----------------|---|
| 台湾軍經理部 | 土地建物を財源とし豫算外に営繕工事を実施したるもの |
| 呉海軍建築部 舞鶴出張所 | 準公用と認め難きに長期に亘り敷地の無償使用を許可したるもの |
| 朝鮮総督府 | 国有林野造林貸付地の期間満了後処分未済の儘之を放任し且多額の貸付料未納額を生ぜしめたるもの |
| 台湾総督府 | 交換地相互の評価権衡を失したるもの 不法伐採ありたると払下材積の査定杜撰なりしもの |
| 樺太庁 | 工事施行形跡なきに工事用材の名義を以て立木を無償譲与したるもの |

昭和五年度

| | |
|---------|----------------------------------|
| 台中、台南兩州 | 永年に互り新生浮復地を放任し適當の対策を講ぜざりしもの |
| 樺太庁 | 営利を目的とする事業に対し土地を譲与したるもの |
| 鐵道省 | 交換地相互の評価権衡を失したると多額の移転補償料を支払ひたるもの |
| 東京鐵道局 | 石炭置場を無料にて常時増加使用せしめたるもの |

昭和六年度

| | |
|-------|---|
| 朝鮮總督府 | 官有地の貸付に当り貸付料低廉と認めらるるのみならず貸付期間中全然其の利用に著手せざる者に期間満了後更に継続貸付を許容したるもの |
| 台湾總督府 | 名を未成林地の造林に藉り成林地を無償貸付し且低廉なる地代金を以て売渡を豫約したるもの |

昭和七年度

該当事項なし

昭和八年度

| | |
|---------|---|
| 東京稅務監督局 | 東京市深川区越中島町所在の雜種財産たる土地七千五百餘坪は大正十三年海苔製造業者に対し二箇年を限り貸付契約を為したるに期限経過後も撤退せざるを以て更に其後之等の者に対し縁故特売の契約を為せしに数年に互り代金の支払を為さざるを以て九年七月之が契約を解除するに至れるものなるも当初より海苔乾場以外に使用せるものあるのみならず貸付者以外の無断占拠者漸次増加せるに拘らず之を放任し居りたるもの |
| 樺太庁 | 久春内郡三浜村に対し海浜護岸築柵工事用として同村恵比須所在国有林の立木の無償譲与を為すに際し森林主事富島某が同村より其權利を譲受けたる堀口某の利益を図り關係書類に虚偽の記載を為し譲与材積に比し五倍餘に相当する多量の立木を引渡したるもの |

昭和九年度

| | |
|-----|---|
| 鐵道省 | 横浜市桜木町、日の出町間所在の土地一万九百餘平米は大正七、八年中桜木町、蒔田町間電車敷として買収したる土地の一部にして計画の変更に伴ひ一部を湘南電氣鐵道会社に売却したる残地なるも各部に互り多数の不法占拠者の使用に委し居れるもの |
|-----|---|

昭和一〇年度

| | |
|-------|--|
| 鐵道省 | 神戸市須磨区所在鷹取駅附近及同市林田区所在鐵道教習所附近国有地にして買収当時移転料の支払を為したるに拘らず十数年の長期に互り不法占拠者の無断使用に放置しありたるもの |
| 朝鮮總督府 | 朝鮮總督府に於て滿洲国奉天手塚某に対し江原道横城郡晴日面及甲川面所在国有林野を貸付け其の後該林野の内造林未成功地を以て造林不適地と為し分割の上同人に売却し残餘の成林地及稚樹發生地を以て造林事業成功地と為し同人に無償譲与したるもの |

昭和一一年度

| | |
|-----|---|
| 鐵道省 | 東海道本線品川駅に於ける京浜電氣鐵道株式会社線聯絡に伴ふ芝区高輪南町所在土地の交換に当り受地と渡地との評価適切ならず国庫に損失を及ぼしたるもの |
| 南洋庁 | 南洋興發株式会社に対し製糖事業經營の為開墾を条件として無償貸付せるテナン、ロタ兩島所在官有地中開墾成功せる地域に対し之が貸付料を徴収せざるもの |

昭和一二年度

| | |
|--------|--|
| 朝鮮總督府 | 元山稅務署庁舎及官舎敷地に供する為元山府春日町及京町所在官有地と同府上田某所有に係る同府大和町所在在と交換するに当り渡地及受地の評価適切ならず国庫に不利を及ぼしたるもの |
| 名古屋鐵道局 | 名古屋鐵道局に於て株式会社鈴与商店外七名に対し營業用炭置場として無償使用せしめたる清水港駅構内岸壁寄省用炭置場の隣接地は略一定せる荷主に対し一定の地域を画し常時専用せしむるものなるに拘らず殊更永年に互り無償使用と為したるもの |

昭和一三年度

| | |
|-----|---|
| 鉄道省 | 大阪市北区天神橋筋四丁目所在駅土地三百六十一平米餘は城東線天満駅附近鉄道用地の一部にして内七十九平米は元鉄道書記山本某に對し使用を承認せるも同人は借受後直に隣接鉄道用地の無断使用を開始し借受期間経過後に於ても更に之が範圍を拡張し面積二百八十二平米餘に達し其の全部を前田某に転貸し居れるの状況なるに数年に亙り漫然之を放任せるもの |
|-----|---|

昭和一四年度 該当事項なし

昭和一五年度

| | |
|-------|---|
| 台湾総督府 | 台中州北斗郡砂山庄漢宝園所在官有原野を明治製糖株式会社に豫約売渡を為すに當り其の大部分は無断開墾地にして台中州に於て国より有料貸渡を受け之を同会社に転貸し居りたる等の事情を考慮することなく貸付料を免除したるもの |
|-------|---|

昭和一六年度 該当事項なし

昭和一七年度

| | |
|-------|--|
| 台湾総督府 | 花蓮港庁玉里郡玉里街長良所在官有原野は台湾拓殖株式会社より貸渡許可出願に係るもの一部にして之が許可の決定に至らざるに同会社は無断にて附近住民をして煙草耕作に使用せしめ多額の小作料を取得せるに拘らず荏苒処理を遷延し何等の措置を講ぜざるもの |
|-------|--|

(三) 国有財産の取得(買収)又は營繕の施行に當り措置其の宜しきを得ざるもの(歳出関係)

(1) 土地建物の買収

大正一五年度
昭和元年度

| 所管及部局 | 庁名 | 項款 | 金額 | 摘要 |
|-------|--------------|-------------------|---------|----------------------------------|
| 帝国大学 | 東京帝国大学 | 東京帝国大学 精神病室新營費 | 二四、五六一円 | 土地買収に際し調査不充分なりし為其の目的を達成するに至らざるもの |
| 帝国鉄道 | 鐵道省 | 同建設費 | 三〇、九八八 | 土地減損價格の評定其の宜しきを得ず多額補償を為せるもの |
| | | 改良費 | 二、三〇〇 | 土地移転補償料の支払に際し注意の周到を缺き詐取せられたるもの |
| 樺太庁 | 樺太庁 鐵道事務所 | 特別事業費 鐵道建設費 | 七、一六六 | 原価買戻の条件を無視し著しく高価に土地を買収したるもの |
| 内務省 | 復興局 第二出張所 | 帝都復興事業費 | 二六、四七七 | 東京市の負担と為すべき移転補償金を本費の支弁と為したるもの |

昭和二年度

| | | | | |
|-----|-----|---------|----------|--|
| 内務省 | 復興局 | 帝都復興事業費 | 一四九、四六一円 | 土地買収契約に於て借地権の解除及地上物件移動債務履行の確保に關し周到の注意を缺きたるもの |
|-----|-----|---------|----------|--|

| | | | | |
|------|-------|--|----------------|---|
| 通信省 | 東京通信局 | 電話交換拡張費 事業費 | 九七、九〇〇円 | 土地買収に際し価格の評定其の宜しきを得ず高価に失するもの |
| 帝国鉄道 | 鉄道省 | 震災復旧及新営費 郵便局舎其他新営費 鉄道建設及改良費 改良費 | 二、〇〇〇 七、八五五 | 工場建設地域外に互り不要の土地を買収したるのみならず其の地上物件の移転補償をも為したるもの |

昭和三年度

| | | | | |
|-------|--------------|----------------------|---------|-------------------------|
| 朝鮮総督府 | 朝鮮総督府 専売局 | 営繕費 新営及設備費 | 一三、三二一円 | 建物の買収価格時価に比し著しく高価なるもの |
| 陸軍省 | 第五師団経理部 | 土地建造物整理費 土地建造物整理費 | 一五、七五〇 | 豫算の余裕あるに乘じ不急の土地を買収したるもの |

昭和四年度

| | | | | |
|-----|---------|----------------------|-------|--------------------------|
| 陸軍省 | 第五師団経理部 | 土地建造物整理費 土地建造物整理費 | 四、三三八 | 豫算の余裕あるに乘じ必要なき土地を買収したるもの |
|-----|---------|----------------------|-------|--------------------------|

昭和五年度

| | | | | |
|-------|------|----------------|--------|------------------------|
| 朝鮮総督府 | 全羅北道 | 土木事業費 治水事業費 | 一八、八三〇 | 不当調査報告に基き高価に土地を買収したるもの |
|-------|------|----------------|--------|------------------------|

昭和六年度

| | | | | |
|-------|--------|---------------|---------|---------------------|
| 朝鮮総督府 | 新義州営林署 | 営繕費 新営及設備費 | 四九、〇五四円 | 畜及雑種地の買収価格高価に失したるもの |
|-------|--------|---------------|---------|---------------------|

昭和七、八、九年度 該当事項なし
昭和一〇年度 該当事項なし

| | | | | |
|------|-----|---------------------------------------|-------|--|
| 帝国鉄道 | 鉄道省 | (資本勘定) 鉄道建設改良及自動 車線設備費 鉄道改良費 | 八、六五〇 | 飯田町駅構内拡張の為買収したる越町区飯田町所在土地に存する家屋其の他附属工作物の移転料等に於て地上建物の撤去に關し措置其の宜しきを得ず調査周到を缺きたるが為土地所有者に対し留保金を交付したる後更に建物所有者に対し留保料移転料等を支払ふに至りたるもの |
|------|-----|---------------------------------------|-------|--|

昭和一一年度

| | | | | |
|-----|----------------|----------------|--------|---|
| 陸軍省 | 第一師団経理部 留守部 | 兵備改善費 兵備改善費 | 二八、四七七 | 陸軍歩兵学校拡張敷地として笠原某外七名より買収したる千葉市穴川町及千葉県都賀村大字草作部所在畑及山林の代価に比し高価に失したるもの |
|-----|----------------|----------------|--------|---|

昭和一二、一三年度 該当事項なし
昭和一四年度 該当事項なし

| | | | | |
|------|-----|---------------------------------------|--------|--|
| 帝国鉄道 | 鉄道省 | (資本勘定) 鉄道建設改良及自動 車線設備費 鉄道改良費 | 三三、二七六 | 渋谷駅手小荷物扱設備改良其の工事に伴ふ増用地として宮崎某より買収したる渋谷区神宮通一丁目所在土地の代価にして附近売買実例等に比し著しく高価に失したるもの |
|------|-----|---------------------------------------|--------|--|

和和一五年度 該当事項なし
 昭和一六年度 該当事項なし

| | | | | |
|-----|--------|------------------------|-----------|---|
| 陸軍省 | 朝鮮軍經理部 | 航空部隊其他改編費 航空部隊其他改編費 | 100,114 円 | 甲工事の内乙宿舎新築工事費及之が敷地買収費並 地上物件移転補償料の内にして当初敷地の選定宜 しきを得ざりしを以て宿舎の利用者少く工事施行の 所を達せざるを以て之が敷地を乙府と交換し部 るに当地より丙地に移転するに及ばず且交換の観 の竣功を以て移転完了と看做し在新築に係る宿舎 府の所有に帰せしめ事実上建物交換の外ならず 国有財産法第七條に違背する結果を来したるもの |
|-----|--------|------------------------|-----------|---|

昭和一七年度 該当事項なし

(2) 營繕の施行

大正一五年度
 昭和元年度

| 所管及部局 | 庁名 | 款項 | 金額 | 摘要 |
|-------|-----------------|-------------------|----------|-------------------------|
| 内務省 | 復興局 | 帝都復興事業費 東京復興費 | 40,404 円 | 復興事業に対し過度の砂利集散設備を為したるもの |
| | 北海道庁 稚内築港事務所 | 災害復旧費 北海道災害復旧費 | 36,486 円 | 築港防波堤工事の施行順序を誤りたるもの |

| 大蔵省 | 通信省 | 司法省 | 内務省 | 文部省 |
|--------------------------------------|---|--|---|---|
| 營繕管財局及 内閣印刷局 | 逓信省 | 熊本刑務所 | 復興局 | 東京帝国大学 文部省及長崎 高等商業学校 |
| 震災復旧諸費 印刷局庁舎及工場其 他復旧費 | 震災復旧及新營費 電信電話施設費 | 營繕費 熊本刑務所佐賀支所 建築費 | 帝都復興事業費 東京復興費 | 震災復旧諸費 東京帝国大学復旧諸 費 |
| 156,386 円 (大正一四會計年度) | 27,864 円 (大正一四會計年度) | 33,200 円 | 57,804 円 | 26,737 円 |
| 注意の周到を缺き不要の工事を施行し又は不急の 機械を購入したるもの | 将来建物の後退取毀等を豫想し得られたるに拘ら ず修繕工事を施行したるもの | 諸般経費の按配を誤りたる為却て主要建物工事費 の不足を告ぐるに至りたるもの | 橋梁工事の一局部を指名入札に付し残餘大部分を 隨意契約に依りたるに請負代金高価に失したるもの | 震災復旧に非ざる設備を本費を以て為したるもの 本費豫算を以て建設したる建物を邦人官舎又は集 会所に充当せるもの |

昭和二年度

| | | | | |
|-----|-----|------------------|----------|---|
| 内務省 | 復興局 | 帝都復興事業費 東京復興費 | 57,804 円 | 橋梁工事の一局部を指名入札に付し残餘大部分を 隨意契約に依りたるに請負代金高価に失したるもの |
|-----|-----|------------------|----------|---|

| | | | | |
|-----|-----------------|---------------------------------------|---------|--|
| 司法省 | 司法省 | 新営繕費 | 一〇、四三三円 | 豫算上特定工事の施行を廃し豫定外の工事を行したるもの |
| | 宮城控訴院、広島外六地方裁判所 | 営繕費 陪審法廷及陪審員宿舎 其他新営費 | 一六、一七三 | 新営繕工事を機とし之に関係なき工事を施行したるもの |
| 通信省 | 札幌通信局 | 災害費 札幌及仙台通信局区内 電信電話線路風雪 害復旧費 | 五、七三二 | 災害復旧工事を機とし関係なき改良工事を施行したると竣工に際し必要な天幕等を購入したるもの |

昭和三年度

| | | | | |
|-----|-------|------------------|----------------------------|--|
| 大蔵省 | 営繕管財局 | 震災復旧及新営繕費 工事費 | 七六、四四四円 | 内閣印刷局抄紙部工場其他敷地選定及工事施行上水害に関する調査不十分なりしもの |
| | 司法省 | 旭川地方裁判所 | 営繕費 陪審法廷及陪審員宿舎 其他新営費 | 七、三六三 |

昭和四年度

| | | | | |
|-----|------|------------------|-------|--------------------------|
| 内務省 | 復興興局 | 帝都復興事業費 東京復興費 | 九、八三三 | 道路盛土工事に運河工事の発生残土を利用せざるもの |
|-----|------|------------------|-------|--------------------------|

| | | | | |
|--------|-------|---------------------------|----------------------|---|
| 農林省 | 獣疫調査所 | 新営繕費 | 二六、二 | 施工の時期及内容等当否判明を缺く工事費に對し過年度支出を為すに至りたるもの |
| | | 同修繕費 | 一、二九三 | |
| 簡易生命保険 | 通信省 | 営繕費 簡易保険局新営費 | 三三、五七 | 競争入札を許さざるを事由とし倉庫新築工事を随意契約に依りたると請負価格高価に失するもの |
| | | 通信省 | 震災復旧及新営繕費 電信電話施設費 | 三、七〇〇 |
| 大蔵省 | 横浜税関 | 災害費 横浜税関建造物其他 震災復旧費 | 三、三二 | 震災復旧と認め難き新規建物の建築を為したるもの |

昭和五年度 該当事項なし

昭和六年度

| | | | | |
|-------|--------|------------------------|--------|---|
| 海軍省 | 呉海軍經理部 | 営繕費 呉島小島揚炭設備費 | 九、八八一円 | 岸壁築造等の工事の施行に当り注意の周到を缺きたるもの |
| 台湾総督府 | 花蓮港庁 | 営繕費 警察官吏官舎其他 新営費 | 五、二八七 | 事実反する竣功検査調査、検収調査等を作成し契約履行前代金の支出を為し会計係長隅田某に於 |

| | | | |
|--|----------------------------|------------|-----------------|
| | 災害費 道路河川其他風水害 応急及復旧費 | 一、七三九 円 | て此等現金を出納保管したるもの |
|--|----------------------------|------------|-----------------|

| | | | |
|--------------|-----------------|--------------------------------------|--|
| 昭和七年度 | | | |
| 大蔵省 営繕管財局 | 営繕費 中央諸官衙建築費 | 一六九、三四四 <small>(昭和六會計年度計)</small> | 東洋コンプレックス社に請負はしめたる特許局の新所見杭工事費なるも杭として用ふる混泥土の損失を生ぜしめたるもの |
| | | 三、五 | |

| | | | |
|------------|-------------------------|--------|--|
| 昭和八年度 | | | |
| 逓信省 逓信省 | 震災復旧及新営費 物品購買其他設備復旧費 | 八三、三三三 | 電気試験所永田町分室の高電圧試験用碍子吊結構及同操作結構工事費の内にして既に竣工したるものとして証明したるものなるも未だに完成せざるの状態で在るのみならず豫算残額僅少にして残餘工事に於て完成すべき機器類等に認めらるるもの |

| | | | |
|-----------------|-----------------|--------|--|
| 昭和九年度 昭和一〇年度 | | 該当事項なし | |
| 大蔵省 営繕管財局 | 営繕費 中央諸官衙建築費 | 四、〇四四 | 指名競争に依り大倉土木株式会社に請負はしめたる大蔵省庁舎新営敷地鋤取搬出土砂は相当地の分にして自由処分の鋤取搬出土砂は相当地の分を考慮せず却て指定処分に比し高価に見積りたるもの |

| | | | |
|------------------|-------------------|--------------------------------------|--|
| 昭和一一年度 昭和一二年度 | | 該当事項なし | |
| 大蔵省 営繕管財局 | 営繕費 専売局淀橋工場移転費 | 三九、三六二 <small>(昭和一二會計年度計)</small> | 田中工業株式会社に請負はしめたる専売局品川工場新営舎其の他基礎杭打工事費にして豫定価格の算定に当り地質調査十分ならざるのみならず物件の地質同一なる十年工事の実績を参酌せず杭打工程の見込過少なりし為請負価格の高価となりたるもの |
| | 同 専売局所属工場新営費 | 九〇、二一九 <small>(昭和一二會計年度計)</small> | |

昭和一三、一七年度 該当事項なし

四 国有財産整理案

国有財産整理案は、国有財産整理委員会のもとで作成され、閣議決定の上、実施に移されたものであるが、第一案から第十三案に至る全文を資料として掲載することは困難であり、また本文中に内容を詳述したので、ここには、モデルとして第五案のみを掲載するにとどめた。

昭和四年二月七日

大蔵大臣 三 土 忠 造

内閣総理大臣 男爵田中義一殿

今般本会ニ於テ別冊国有財産整理案(第五)ヲ決議致候ニ付
此段上申候也

昭和四年一月十六日

国有財産調査会長

大蔵大臣 三 土 忠 造

大蔵大臣 三土忠造殿

今般国有財産調査会ニ於テ国有財産ノ整理ニ関シ別紙ノ通り決議ノ旨会長ヨリ上申相成審案スルニ其掲クル所何レモ相当ノ理由アリ適當ノ意見ト認メラルルニ付テハ可成其趣旨ヲ尊重シ左記ニ依リ之カ実行ヲ期シ度

記

一 各省所管ノ国有地ニ関シテハ已ムヲ得サル支障ナキ限り各所管省ニ於テ速ニ之カ整理ノ実行ニ関スル計画ヲ定メ大蔵省ニ協議スルコト

右閣議ヲ請フ

国有財産整理案(第五)
国有財産ノ整理ニ付テハ前回ノ調査ニ引続キ更ニ数名ノ委員ヲシテ東山道、奥羽方面ノ一部(福島県)及四国方面ニ於テ比較的主要ナリト認ムルモノノ実地視察ヲ為サシメ其報告ニ基キ当局ノ意見ヲモ参酌シテ調査ヲ遂クルニ左ニ掲クルモノニ付テハ速ニ相当ノ計画ヲ樹テ之カ整理ヲ為スヘキモノト認ム

内務省所管

一、岐阜県知事官舎

本官舎ハ岐阜市京町ニ在リ

敷地坪数

六八五坪

建物坪数

一一七坪

ニシテ本官舎敷地ノ内五六坪ニハ県有ノ建物(官房主事官舎)ヲ建設シアルヲ以テ該部分ハ之ヲ雜種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

二、長野県知事官舎

本官舎ハ長野市大字南長野ニ在リ

敷地坪数

九二九坪

建物坪数

一六三坪

ニシテ本官舎敷地ノ内職員官舎ト知事官舎トノ間ニ介在スル東南ノ空地一四三坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム但シ該空地ノ周囲ハ現ニ諸官舎敷地トシテ使用中ナルヲ以テ之カ処分ニ付テハ相当ノ方法ヲ講スヘキモノト認ム

三、長野県職員官舎(五)

本官舎ハ長野市大字西長野ニ在リ

敷地坪数

二五六坪

四 国有財産整理案

建物坪数

二六坪

ニシテ本官舎敷地ハ建物坪数ニ比シ大ニ失スルヲ以テ現ニ畑トシテ耕作セラレアル部分約二二〇坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

四、山梨県知事官舎

本官舎ハ甲府市百石町ニ在リ

敷地坪数

七〇〇坪

建物坪数

一三三坪

ニシテ本官舎敷地ハ広キニ失スルヲ以テ後方ノ閑地約一五七坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

五、山梨県警察部長官舎

本官舎ハ甲府市錦町ニ在リ

敷地坪数

四四一坪

建物坪数

七一坪

ニシテ本官舎ノ内一四四坪ニハ県有ノ建物ヲ建設シアリ該部分ハ之ヲ雜種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

六、山梨県職員官舎

本官舎ハ甲府市桜町及日向町ニ在リ

五四五

敷地坪数(桜町所在) 三〇五坪

本官舎ハ徳島市徳島町ニ在リテ知事官舎ノ東方ニ隣接ス

敷地坪数(日向町所在) 五八三坪

敷地坪数 八二〇坪

ニシテ本官舎敷地ニハ何レモ具有ノ建物建設シアルヲ以テ全部雑種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

建物坪数 七七坪

七、群馬県知事官舎

本官舎ハ前橋市北曲輪町ニ在リ

一〇、内務省大阪土木出張所吉野川改修工区事務所

敷地坪数 一、一五二坪

本事務所ハ徳島市徳島町ニ在リ

建物坪数 一一七坪

敷地坪数 三、三八一坪

ニシテ本官舎ハ敷地広キニ失スルカ故ニ適當ノ時期ニ於テ之ヲ約八〇〇坪程度ニ縮小シ残餘ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

建物坪数 二六七坪

八、徳島県知事官舎

本官舎ハ徳島市徳島町ニ在リ

事務所敷地坪数 二、五六九坪

敷地坪数 一、六七〇坪

材料置場敷地坪数 八一二坪

建物坪数 一五一坪

ニシテ本官舎ハ敷地広キニ過キ東方及南方ニハ多大ノ空地ヲ存スル現況ナルニ付之ヲ約八〇〇坪程度ニ縮小シ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

九、徳島県内務部長官舎

ニシテ吉野川改修事業ハ一段落ヲ告ケ本敷地及建物ハ不用ニ帰シタルモノト認メラルルニ付将来堤塘敷地ト為スヘキモノ及樋門並堤塘補修工事用材料置場トシテ徳島県ニ譲与スヘキモノヲ合セ約九〇〇坪ヲ除キ残餘ハ速ニ其用途ヲ廃止シ雑種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

一一、愛媛県知事官舎

本官舎ハ松山市大字出淵町ニ在リ

土地坪数 五九、四五〇坪

敷地坪数 一、八一四坪

建物坪数 一二三坪

ニシテ本官舎敷地ハ其ノ面積広キニ失シ西方並南方ニハ多大ノ空地ヲ存スル現況ナルニ付該敷地ハ之ヲ半面積以下ニ縮小シ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

ニシテ本地ハ公園ニ供スル為飯坂町ニ貸付セルモノナルカ未ダ公園トシテ必要ナル施設ヲ為シ居ラサル現況ナリ右ハ速ニ公園トシテノ施設ヲ為スヘキモノト認ム

敷地坪数 三、五一九坪

建物坪数 一、〇二三坪

大蔵省所管

一、甲府税務署

本税務署ハ甲府市桜町ニ在リ

敷地坪数 五六二坪

建物坪数 一七六坪

ニシテ本敷地ハ其利用極メテ不経済的ナルヲ以テ将来政策ノ際之カ利用ヲ充分ナラシメ少クトモ約一〇〇坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

陸軍省所管

一、岐阜憲兵分隊

二、鵬公園

本公園ハ福島県信夫郡飯坂町ニ在リ

本憲兵分隊ハ岐阜市柳ヶ瀬町ニ在リ

敷地坪数 二七三坪

四 国有財産整理案

建物坪数 六〇坪

松本作業場敷地坪数 四、六二〇坪

ニシテ本憲兵分隊ハ必スシモ如此繁華ナル場所ニ置クノ必要ナキヲ以テ将来適當ノ場所ニ移転整理スヘキモノト認ム

松本小銃射撃場敷地坪数 二五、八三五坪
建物坪数 四〇坪

二、歩兵第五十聯隊其他

松本陸軍埋葬地敷地坪数 一、五五八坪
建物坪数 一一坪

本聯隊ハ松本市桐ニ在リ其附近諸用地左ノ如シ

敷地坪数 一三七、六五五坪

ニシテ本聯隊ハ松本市街地ト浅間温泉トノ中間ニ在リ市ノ

建物坪数 五、六六八坪

發展ヲ阻害スルヲ以テ衛戍病院、聯隊区司令部、練兵場、作

内

業場、小銃射撃場ト共ニ適當ナル市外地域ニ移転スルノ計画ヲ樹テ之ヲ整理スヘキモノト認ム

歩兵第五十聯隊敷地坪数 四七、七〇一坪

三、甲府聯隊区司令部

建物坪数 四、六六四坪

本司令部ハ山梨県西山梨郡千塚村、相川村ニ在リ其ノ附近諸

松本衛戍病院敷地坪数 三、八三一坪

用地左ノ如シ

建物坪数 七四二坪

敷地坪数 一三八、六三〇坪

松本聯隊区司令部敷地坪数 七九五坪

建物坪数 五、四四四坪

建物坪数 九三坪

内

松本憲兵分隊敷地坪数 五二三坪

甲府聯隊区司令部敷地坪数 六三九坪

建物坪数 九八坪

建物坪数 一三〇坪

松本練兵場敷地坪数 五二、七九二坪

甲府衛戍病院敷地坪数 五、六七〇坪

建物坪数 二〇坪

濠ニ属スル部分約一七、〇〇〇坪ハ適當ニ之ヲ整理ヲ為スヘ

歩兵第四十九聯隊敷地坪数 三六、六八七坪
建物坪数 四、六八一坪

ク又将来建物改築ノ際ハ其ノ配置ヲ改善シ敷地面積ハ之ヲ約二分ノ一程度ニ縮小シ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

甲府練兵場及作業場敷地坪数 一五、八一七坪

五、第十四師団兵器部倉庫

建物坪数 六坪

本兵器部倉庫ハ栃木県河内郡姿川村ニ在リ

甲府小銃射撃場敷地坪数 四一、八〇七坪

敷地坪数 三六、六四三坪

建物坪数 三坪

建物坪数 四、九一〇坪

甲府軍用道路敷地坪数 七八四坪

ニシテ本兵器部倉庫ハ其ノ敷地面積大ニ失スト認メラルル

陸軍埋葬地敷地坪数 一、二二六坪

カ故ニ適當ノ時期ニ於テ建物ノ配置ヲ改善シ相当整理スヘキ

ニシテ右ノ内衛戍病院敷地ハ広キニ失スルヲ以テ将来改築ノ

モノト認ム

際ニ聯隊区司令部ヲ西南一角ノ閑地ニ之ヲ移築シ東南ニ位ス

六、第十四師団司令部及第二十七旅団司令部

ル敷地約二、一〇〇坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

本司令部ハ栃木県河内郡国本村ニ在リ

四、歩兵第十五聯隊

敷地坪数 一一、五三〇坪

本聯隊ハ高崎市高松町ニ在リ

建物坪数 二、一三六坪

敷地坪数 九九、四二九坪

ニシテ本司令部ハ敷地面積広キニ失スルモノト認ムルモ現状

建物坪数 五、四六一坪

ノ儘ニテハ直ニ整理シ難キヲ以テ将来改築ノ際相当整理ヲ為

ニシテ本聯隊ハ敷地面積広キニ過クルト建物ノ配置甚タ不適

スヘキモノト認ム

当ニシテ土地利用上障害ヲ及ホス点尠カラサルカ故ニ旧城外

七、宇都宮衛戍病院

本病院ハ栃木県河内郡国本村ニ在リ

敷地坪数 一一、一五四坪

建物坪数 二、二二〇坪

ニシテ本病院ハ敷地面積広キニ失スルカ故ニ将来改築ノ時期ニ於テ建物ノ配置ヲ改善シ依テ生シタル餘積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

八、仙台憲兵隊若松分隊

本分隊ハ若松市栄町ニ在リ

敷地坪数 五七四坪

建物坪数 五四坪

ニシテ本分隊ノ敷地中前方ニ広ク空地ヲ存スルニ依リ建物ノ為ニ利用セル部分ハ非常ニ窮屈ナル現況ナルカ故ニ将来建物改築ノ際ニハ事務所ヲ前方空地ニ移転シ同時ニ之ヲ二階建ト為ス等適當ナル方法ヲ講シ依テ生スヘキ大半ノ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

九、軍馬補充部白河支部

本支部ハ福島県西白河郡西郷村ニ在リ本支部所屬ノ諸用地及建物ハ左ノ如ク各地ニ散在ス

敷地坪数 二六、二〇四、七〇五坪
建物坪数 一一、七〇八坪

内

白河支部、同一ノ又分隊、同芝原分隊及同真船牧場（福島県西白河郡西郷村）

敷地坪数 一一、四四三、九三九坪

建物坪数 七、六八二坪

白河支部官舎（同所）

敷地坪数 九六七坪

建物坪数 一六五坪

白河分隊（同県同郡白坂村）

敷地坪数 一、三三九、四六六坪

建物坪数 一、二一三坪

白河分隊官舎（同所）

敷地坪数 一八七坪

建物坪数 三六坪

羽鳥牧場（同県岩瀬郡湯本村）

敷地坪数 五、九五九、二三九坪

建物坪数 八〇坪

那須派出所、同高津分隊及同放牧地（栃木県那須郡那須村）

敷地坪数 二、六七八、三七五坪

建物坪数 一、二三五三坪

那須派出所官舎（同所）

敷地坪数 四〇一坪

建物坪数 七五坪

夕狩草刈地（同所）

敷地坪数 五二四、八一五坪

泉出張所及同放牧地（栃木県塩谷郡玉生村、泉村）

敷地坪数 四、二五七、三一六坪

建物坪数 一〇四坪

ニシテ右諸用地中草刈地ニ使用シアル部分ニ付テハ相当ノ計画ヲ樹テ草生ヲ阻害スル雜木ノ除去草種ノ改良ヲ為ス等收穫増加ノ途ヲ講シ尚放牧地ニ付テモ其ノ使用方法等ヲ改善シテ成ルヘク土地ヲ集約的ニ利用シ依テ生シタル餘積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム尚近時陸軍戦術ノ変化ハ広大ナル演習地ヲ必要トスル状態ニシテ之ニ適應スル土地ノ要求ヲ達スルコト

困難ナルノ実状ナルヲ以テ本支部敷地ノ如キ演習ニ適當ナリト認メラルル場所ニ在リテハ軍馬ノ育成ト共ニ之ヲ野砲ノ演習場ニ兼用スルヲ有利ナリト認ム

一〇、歩兵第四十三聯隊

本聯隊ハ徳島県名東郡加茂名町ニ在リ

敷地坪数 三七、四二三坪

建物坪数 六、三七九坪

ニシテ本聯隊ノ兵舎ハ平家建ナルカ将来改築ノ際ニハ之ヲ二階建トナシ依テ土地ノ利用ヲ増進スヘキモノト認ム尚本聯隊ノ主トシテ使用スル板東演習場ハ本聯隊トハ吉野川ヲ距テテ約三里半ノ距離ヲ有シ其ノ使用上不便ナル状況ナルト本聯隊ノ練兵場及小銃射撃場ハ地位地形不適當ナリト認メラルルノ点少カラサルカ故ニ歩兵第四十三聯隊其ノ練兵場及小銃射撃場ハ将来之ヲ教育上適當ナル地点ニ移転シ跡地ハ之ヲ整理スルヲ有利ト認ム

一一、丸亀聯隊区司令部

本聯隊ハ丸亀市番町ニ在リ

敷地坪数 一九、九一〇坪

建物坪数 三七三坪

ニシテ本司令部敷地ハ其ノ面積広キニ失シ大部分ハ何等使用セラレサル現状ナリ本司令部ハ適當ナル土地ニ移転シ跡地ハ之ヲ整理スルヲ適當ナリト思料スルモ本地ハ現状ノ儘ニテモ約一九、〇〇〇坪ハ之ヲ整理スルカ又ハ他ニ適當ナル利用方法ヲ講スヘキモノト認ム

一、丸亀城内練兵場其他

本練兵場ハ丸亀市番町ニ在リ其ノ附近諸用地左ノ如シ

敷地坪数 一三六、八九三坪

内

丸亀城内練兵場

敷地坪数 一六、八六八坪

丸亀城濠(丸亀市番町)

敷地坪数 二〇、一〇九坪

丸亀作業場(丸亀市一番町)

敷地坪数 一九、五八〇坪

丸亀練兵場(丸亀市土居及綾歌郡土器村)

敷地坪数 八〇、三三六坪

ノト認ム

一五、山砲兵第十一聯隊

本聯隊ハ香川県仲多度郡普通寺町大字普通寺ニ在リ

敷地坪数 四六、九七四坪

建物坪数 六、二一八坪

ニシテ本聯隊敷地中西方構外ニ存スル耕地及北方構外ニ存スル貯水池以外ノ土地ハ之ヲ存置スルノ必要ナキカ故ニ速ニ整理スヘキモノト認ム

一六、工兵第十一大隊作業場

本作業場ハ香川県仲多度郡普通寺町大字普通寺ニ在リ

敷地坪数 三四、九〇一坪

建物坪数 二五六坪

ニシテ工兵隊ノ作業場トシテ本地ノ外ニ普通寺作業場(二八七、六一一坪)アルヲ以テ本作業場ハ一部ヲ存置スルニ止メ其他ハ速ニ整理スヘキモノト認ム尚本地ノ一部ヲ民間ニ貸付シ之ニ建物ヲ建設セシメテ借入シ干草精選格納用トシテ使用シツツアリ右ハ将来モ尚該建物ヲ継続使用スルノ必要アリトセハ速ニ之カ取得ノ方法ヲ講スヘク否ラストセハ該貸付地域

四 国有財産整理案

ニシテ歩兵第十二聯隊ノ作業場ハ之ヲ適當ナル地ニ新設シ丸亀作業場ハ之ヲ練兵場ニ用途ヲ変更シテ城内練兵場及練兵場ト称スル部分ト併セテ練兵ノ用ニ供シ西練兵場ト称スル部分ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

一三、普通寺衛戍病院丸亀分院

本分院ハ丸亀市一番町ニ在リ

敷地坪数 二、四九九坪

建物坪数 六七三坪

ニシテ歩兵第十二聯隊ト普通寺衛戍病院トハ其距離近ク且交通至便ニシテ特ニ本分隊ヲ存置スルノ必要ナキカ故ニ之ヲ廢止シ跡地ハ整理スヘキモノト認ム

一四、第十一師団司令部、歩兵第十旅団司令部及第十一師団乗馬委員

本司令部其他ハ香川県仲多度郡普通寺町大字生野ニ在リ

敷地坪数 一一、九五七坪

建物坪数 一、〇六二坪

ニシテ本司令部其他ハ其ノ敷地広キニ失ス歩兵第十旅団司令部ヲ他ニ移転スル場合アラハ其ノ際適當ニ之ヲ整理スヘキモノト認ム

ハ雜種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

一七、道音寺山演習場

本演習場ハ香川県三豊郡勝間村ニ在リ

敷地坪数 三三、〇六二坪

ニシテ本演習場ハ面積狭小且民家ニ接近シ各種戰鬪訓練ヲ行フニハ不適當ナル土地ニシテ從來本地ヲ使用スルコトモ亦少カリシモノナルニ付本演習場ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

司法省所管

一、大垣区裁判所

本裁判所ハ大垣市字郭ニ在リ

敷地坪数 一、二九一坪

建物坪数 二八九坪

ニシテ本裁判所ハ花柳ノ巷ニ接近シ其位置適當ナラサルヲ以テ将来他ニ適地ヲ求メ移転整理スヘキモノト認ムルモ差当リ東北ノ一角約二〇〇坪内外ノ閑地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

二、長野地方・区裁判所

本裁判所ハ長野市大字長野ニ在リ

敷地坪数 三、〇〇〇坪

建物坪数 一、〇一八坪

ニシテ本裁判所ハ建物ノ配列当ヲ得サル為土地ノ利用頗ル不経済ナルヲ以テ将来改築ノ際ハ敷地ノ利用ニ関シ充分考究ノ上相当面積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

三、長野地方裁判所長、検事正、豫審判事官舎

本官舎ハ長野市大字長野ニ在リ

敷地坪数 一、二九九坪

建物坪数 二四五坪

ニシテ本官舎敷地ハ建物坪数ニ比シ広キニ失スルモ建物配置ノ關係上現状維持ノ外ナカルヘキモ将来改築ノ際ハ其配置ヲ改善シ土地ヲ集約的ニ利用シ依テ生シタル餘積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

四、上田区裁判所

本裁判所ハ上田市大字上田ニ在リ

敷地坪数 一、二二四坪

建物坪数 四一四坪

ニシテ本裁判所ハ其ノ敷地内閑地頗ル多キモ現状ニ於テハ建物ノ配列当ヲ得サル為直ニ之カ整理ヲ為スコト能ハサルモ将来改築ノ際ニ於テ相当面積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

五、松本区裁判所

本裁判所ハ松本市大字北深志ニ在リ

敷地坪数 四、三三七坪

建物坪数 四一二坪

ニシテ本裁判所敷地ハ広キニ失スルヲ以テ南方ノ閑地約六〇〇坪内外ノ土地ハ之ヲ整理スヘク又周囲ノ濠二、一七八坪ハ何等公用ニ供セラレサルカ故ニ之ヲ整理スヘキモノト認ム

六、長野刑務所其他

本刑務所ハ長野市大字袖長野ニ在リ其ノ附近諸用地左ノ如シ

敷地坪数 一七、二三三坪

建物坪数 三、八六四坪

内

刑務所敷地坪数 一四、六五八坪

建物坪数 三、五四一坪

所長、保健技師、教誨師、看守長、看守官舎

敷地坪数 一、三七一坪

建物坪数 三二三坪

耕耘地坪数 六八一坪

墓地敷地坪数 五二三坪

ニシテ本刑務所ハ之ヲ市内ニ置クノ必要ナキカ故ニ郊外適當ノ場所ニ移転シ跡地ハ全部之ヲ整理スヘキモノト認ム

七、甲府地方裁判所長官舎

本官舎ハ甲府市紅梅町ニ在リ

敷地坪数 五七六坪

建物坪数 九七坪

ニシテ本官舎ハ敷地広キニ失スルヲ以テ北方道路ニ面スル閑地約二〇〇坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

八、甲府地方裁判所検事正官舎

本官舎ハ甲府市紅梅町ニ在リ

敷地坪数 六七四坪

建物坪数 八八坪

ニシテ本官舎敷地ハ建物坪数ニ比シ広大ニ失スルノミナラス其ノ敷地ノ利用亦不経済的ナルヲ以テ将来改築ノ際ハ建物ノ

配置ヲ改善シ相当程度ニ之ヲ縮小整理スヘキモノト認ムルモ差当リ北方道路ニ面スル閑地約八八坪及西南隅ニ存スル閑地約五五坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

九、前橋刑務所附属耕耘地

本地ハ前橋市宗甫分ニ在リ

敷地坪数 一一、一七八坪

ニシテ本地ハ其ノ面積広キニ失シ現ニ桑園トナシ其ノ所産桑葉ハ之ヲ民間ニ払下ケ耕耘地設置ノ目的ニ副ハスト認メラルル部分アリ故ニ本地中相当面積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

一〇、栃木区裁判所及同官舎

本裁判所及官舎ハ栃木県下都賀郡栃木町ニ在リ

敷地坪数 二、九二二坪

建物坪数 五一五坪

ニシテ本裁判所及官舎ハ其ノ敷地面積広キニ失スルカ故ニ将来改築ノ際ニハ建物ノ配置ヲ改善シ土地ヲ集約的ニ利用シ依テ生シタル餘積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム尚本敷地中約二一〇坪ハ之ヲ栃木町ニ無償貸付シ其ノ上ニ建設シタル町営住宅ヲ当区裁判所職員ニ於テ低廉ナル家賃ヲ以テ借入レ居レリ

右ハ速ニ雜種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

一一、宇都宮刑務所

本刑務所ハ宇都宮市西原町ニ在リ

敷地坪数 二二、七〇七坪

建物坪数 五〇七坪

ニシテ本刑務所敷地ハ民有地買収ノ結果境界極メテ不整ナル部分多ク從テ其ノ利用価値ヲ減殺スルコト尠カラサルカ故ニ交換其ノ他適當ナル方法ヲ講シテ地形ヲ整理シ成ルヘク本地ノ利用ヲ促進スヘキモノト認ム

一二、宇都宮地方裁判所及同区裁判所

本裁判所ハ宇都宮市新石町ニ在リ

敷地坪数 六、〇四六坪

建物坪数 九四九坪

ニシテ本裁判所ハ其ノ敷地面積広キニ失シ且建物ノ配置不適当ナルカ故ニ将来改築ノ際ハ其ノ配置ヲ改善シ土地ヲ集約的ニ利用シ依テ生シタル大半ノ餘積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム尚本敷地ノ一部ヲ民間ニ貸付シ其ノ地内ニ個人ノ建設シタル家屋ヲ低廉ナル借料ヲ以テ豫審判事及検事ノ住宅ト為シ居

レリ右貸付地ハ速ニ雜種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

一三、宇都宮地方裁判所長及同検事正官舎

本官舎ハ宇都宮市小幡町ニ在リ

敷地坪数 二、一五四坪

建物坪数 一七四坪

内

裁判所長官舎敷地坪数 一、〇二〇坪

建物坪数 九一坪

検事正官舎敷地坪数 一、一三四坪

建物坪数 八三坪

ニシテ本官舎ハ其ノ敷地面積何レモ広キニ失スルカ故ニ適宜之ヲ半面積以内ニ縮小シ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

一四、大田原区裁判所

本裁判所ハ栃木県那須郡太田原町ニ在リ

敷地坪数 一、七六六坪

建物坪数 一八九坪

ニシテ本裁判所敷地中後方ノ部分約二〇〇坪ノ閑地ハ速ニ之ヲ整理スヘキモノト認ム

一五、福島地方裁判所長、同検事正、同豫審判事、検事及書記官舎

本官舎ハ福島市大字福島ニ在リ

敷地坪数 一、二四七坪

建物坪数 四一九坪

ニシテ本官舎ハ経年ノ結果腐朽ニ近キカ故ニ速ニ敷地ノ一部ヲ整理シ之ニ依リ改築ヲ為スヲ適當ナリト認ム

一六、若松区裁判所

本裁判所ハ若松市栄町ニ在リ

敷地坪数 二、五八七坪

建物坪数 三六七坪

ニシテ本裁判所ハ其ノ敷地面積広キニ失スルカ故ニ将来建物改築ノ際ニハ之ヲ半面積程度ニ縮小シ餘積ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム尚本敷地中東北隅ノ部分約四〇〇坪ハ速ニ之カ整理ヲ為スヘキモノト認ム(右四〇〇坪の内約一五〇坪ハ現ニ民間ニ貸付シ借地人ハ之ニ建物ヲ建設シ検事ニ貸付シ居レリ)

一七、高知刑務所

本刑務所ハ高知市西弘小路及小高坂ニ在リ

四 国有財産整理案

敷地坪数 一三、六四七坪

建物坪数 三、六〇六坪

ニシテ本刑務所ハ高知市ノ中央部ニ在リテ公園ニ接続シ其ノ位置適當ナラスト認メラルルカ故ニ将来適當ノ時期ニ於テ他ニ移転シ跡地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

一八、高知刑務所墓地

本墓地ハ高知県土佐郡初月村ニ在リ

敷地坪数 一、〇〇〇坪

ニシテ本刑務所墓地ハ二箇所ニ在リテ初月村字長芝所在六〇〇坪ノ分ハ相当使用シアルモ初月村字梟谷所在四〇〇坪ノ分ハ殆ト使用セラレス存置スルノ必要ナキカ故ニ速ニ整理スヘキモノト認ム

一九、高知刑務所中村出張所

本出張所ハ高知県幡多郡中村町ニ在リ

敷地坪数 四、六四九坪

建物坪数 一四三坪

ニシテ本出張所敷地ハ面積広キニ失スルカ故ニ相当整理スヘキモノト認ム

二〇、高知地方裁判所検事正官舎

建物坪数

五三坪

本官舎ハ高知市舛形字西横寺ニ在リ

ニシテ本地ハ官舎敷地トシテ適當ナラサルカ故ニ他ニ移転シ

敷地坪数

四八九坪

跡地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

建物坪数

六一坪

二二、丸亀区裁判所

ニシテ本官舎敷地ハ広キニ過クルカ故ニ相当整理スヘキモノト認ム

本裁判所ハ丸亀市六番町ニ在リ

ト認ム

敷地坪数

一、九〇〇坪

二二、徳島刑務所官舎

建物坪数

三一四坪

本官舎ハ徳島市徳島町ニ在リ

ニシテ本裁判所敷地中東方ノ閑地約三〇〇坪ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

敷地坪数

一、五〇七坪

通信省所管

建物坪数

一九九坪

ニシテ本官舎敷地ハ面積広キニ失スルノミナラス刑務所ヨリ

一、長野貯金支局

相当遠距離ニ在リテ其ノ位置適當ナラスト認メラル本刑務所

本支局ハ長野市南長野ニ在リ

附属耕耘地四、八〇二坪ハ広キニ過クルカ故ニ官舎ハ総テ右

敷地坪数

九二四坪

耕耘地ノ一部ニ移転シ本官舎敷地ハ全部之ヲ整理スヘキモノト認ム

建物坪数

一八坪

ト認ム

二二、高松地方裁判所検事正官舎

ニシテ本支局敷地ハ大部分之ヲ民間ニ貸付シ之ニ局舎ヲ建設

本官舎ハ高松市内町ニ在リテ地方裁判所敷地ニ隣接ス

セシメ借入使用中ナルヲ以テ該敷地ハ之ヲ雑種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

敷地坪数

三五七坪

理スヘキモノト認ム

二、甲府郵便局

本局ハ甲府市八日町ニ在リ

敷地坪数

六九六坪

ニシテ本敷地ノ内三〇坪ハ民間ニ貸付シ之ニ倉庫ヲ建設セシメ借入使用中ナルヲ以テ該敷地ハ之ヲ雑種財産トシテ処理スヘキモノト認ム

三、高松郵便局倉庫建築豫定地

本豫定地ハ高松市浜町ニ在リ

敷地坪数

一、〇五九坪

ニシテ本地ハ市街住宅地内ニ在リテ倉庫又ハ物置ノ用ニ供スルハ適當ナラサルカ故ニ他ニ適當ナル土地ヲ選定シ該豫定地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

五 官庁建築工事請負契約書案

官庁建築工事請負契約書案（昭和三年七月）

- 一 工事名称 ……
- 一 工事施行場所 ……
- 一 請負金額 一金 円也 内訳ハ別紙ノ通り
- 一 保証金額
 - 一金 円也（現金のとき）
 - 但シ預金部預金振替済通知書第 号一通
 - 無記名国債額面金 円也（無記名国債のとき）
 - 但シ政府保管有価証券振込済通知書第 号一通
 - 甲種登録国債額面金 円也（甲種登録国債のとき）
 - 但シ登録国債質権設定登録済通知書第 号一通
 - 乙種登録国債額面金 円也（乙種登録国債のとき）
 - 但シ登録国債質権設定登録済通知書第 号一通
 - 及政府保管有価証券振込済通知書第 号一通

- ノ条項ニ依リ請負契約ヲ締結ス
- 第一条 請負人ハ昭和 年 月 日迄ニ起工シ別冊仕様書及図面ニ従ヒ工事工程表ノ順序ニ依リテ工事ヲ進行シ昭和 年 月 日迄ニ完成ス但シ仕様書及図面ニ明記セサル事項ト雖構造上必要缺クヘカラサルモノアルトキ又ハ仕様書図面ノ交互符合セサルモノアルトキハ主任監督官ノ指図ニ従ヒ総テ請負金額内ヲ以テ之ヲ施行ス
- 仕様書又ハ図面ニ付主任監督官ト請負人ト意見ヲ異ニスルモノアルトキハ総テ主任監督官ノ解釈ニ従フ
- 第二条 契約担任官ハ豫メ請負人ニ対シ主任監督官及現場係員ノ氏名ヲ通知ス其ノ変更アリタルトキ亦同シ
- 第三条 主任監督官ハ本工事ニ関シ一切ノ監督ヲ為スモノトス
- 主任監督官ハ工事ノ施行及現場取締ニ関シ諸般ノ指図ヲ為スコトヲ得
- 現場係員ハ主任監督官ヲ補助シ本工事ノ監督ヲ為スモノトス
- 現場係員カ本工事施行ニ関シ請負人ニ与ヘタル指図ハ之ヲ解除ヲ請求スルコトヲ得

主任監督官ノ指図ト看做ス

請負人主任監督官ニ対シ本契約ニ依リ届出ヲ為シ又ハ本工事ノ施行ニ関シ申出ヲ為サントスルトキハ現場係員ヲ經由スルコトヲ要ス

第四条 請負人ハ工事着手ノ日、休日竝始業、終業及休憩ノ時間ヲ定メ豫メ主任監督官ニ届出テ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス之ヲ変更セントスルトキ亦同シ

特別ノ事由ニ因リ前項届出ノ定ニ依リ難キ場合ニ於テハ請負人ハ直ニ其ノ旨ヲ主任監督官ニ届出テ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第五条 請負人ハ日日工事現場ニ出場シ工事実施ニ関スル一切ノ事項ヲ処理ス但シ主任監督官ノ承認ヲ得タル現場代人ヲ出場セシムルコトヲ得

契約担任官ニ於テ現場代人ヲ不適當ナリト認メタルトキハ請負人ニ対シ之カ改任ヲ請求スルコトヲ得

第六条 請負人ハ本工事ニ関シ二種以上ノ職分工事ヲ同一人ニ下請負セシムルコトヲ得ス

請負人本工事ニ関スル職分工事ヲ下請負ニ付シタルトキハ

直ニ其ノ旨ヲ契約担任官ニ届出ツルコトヲ要ス

契約担任官下請負人ヲ不適當ト認ムルトキハ下請負契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

第七条 主任監督官本工事ニ従事スル職工人夫等ヲ不適當ト認メ又ハ此等ノ者ニ付不良ノ行為アリト認メタルトキハ請負人ニ対シ之カ差替ヲ請求スルコトヲ得

第八条 現場代人、下請負人其ノ他本工事ニ従事スルスヘテノ職工人夫等ノ過失ニ因リ本工事施行ニ際シ官有物ヲ滅失毀損シタルトキ又ハ竣功期限ニ至ルモ工事ヲ完成セス若ハ工事ノ完成カ不能トナルニ至リタルトキハ請負人ハ直接之カ責ニ任スルコトヲ要ス

第八条ノ二 請負人契約担任官ヨリ仕様書ニ定メタル交付材料ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ都度受領証ヲ提出スルコトヲ要ス

交付材料ハ契約担任官ノ承諾ヲ得シテ之ヲ工事現場外ニ持出スコトヲ得ス其ノ不用ニ帰シタルモノアルトキハ遅滞ナク之ヲ契約担任官ニ返還スルコトヲ要ス

請負人ハ其ノ引渡ヲ受ケタル交付材料ノ保管及使用ニ付テ

ハ仕様書ノ定ニ従フノ外善良ナル管理者ノ注意ヲ用フルコトヲ要ス

第九条 工事ニ使用スル材料ハ交付ニ係ルモノヲ除クノ外其ノ使用ニ先チ主任監督官ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス検査ニ合格シタル材料ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス前項ノ検査ノ結果不合格ト認定セラレタル材料アルトキハ代品ニ付更ニ検査ヲ受クルコトヲ要ス

検査ニ合格シタル材料ハ主任監督官ノ承諾ヲ得スシテ之ヲ工事現場外ニ持出スコトヲ得ス

不合格ノ材料ハ代品カ検査ニ合格シタル後主任監督官ノ指定スル期間内ニ之ヲ工事現場ヨリ持去ルコトヲ要ス

第十条 工事材料中調査ヲ要スルモノアルトキハ請負人ハ主任監督官ノ立会ヲ受ケテ之ヲ為スコトヲ要ス立会ヲ受ケスシテ調査シタルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

水中又ハ地下ニ埋没スル工事其ノ他竣功後外面ヨリ明視スルコト能ハサル工事ハ主任監督官ノ立会ヲ受ケテ之ヲ施行スルコトヲ要ス

第十一条 請負人前二条ニ依ル検査又ハ立会ヲ求メタルトキ

ハ主任監督官ハ遅滞ナク自ラ検査又ハ立会ヲ為シ若ハ現場係員ヲシテ検査又ハ立会ヲ為サシムルモノトス現場係員検査又ハ立会ヲ為シタルトキハ主任監督官之ヲ為サシメタルモノト看做ス

主任監督官検査又ハ立会ヲ為サス又ハ現場係員ヲシテ検査又ハ立会ヲ為サシメタルトキハ請負人ハ直ニ契約担任官ニ其ノ旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

検査又ハ立会ノ遅延ニ因リ工事進行カ碍ケラレ竣功期限ノ延期ヲ要スルトキハ請負人ハ契約担任官ニ対シ竣功期限ノ延期ヲ請求スルコトヲ得但シ前項ノ届出ヲ為ササルトキハ之カ請求ヲ為スコトヲ得ス

請負人前項ノ請求ヲ為シタルトキハ契約担任官ハ事実ヲ審査シ請負人ノ請求ヲ正当ナリト認メタル場合ニ於テハ相当日数竣功期限ノ延期ヲ為スモノトス

第十二条 契約担任官ハ請負人第九条第一項又ハ第十条ノ規定ニ違反シタリト認メタルトキハ検査ノ為工事ノ一部ヲ解發セシムルコトヲ得但シ解發ノ結果瑕疵ナキコト判明セルトキハ契約担任官ハ其ノ認定ニ依リ相当竣功期限ノ延期ヲ

為スコトアルヘシ

第十三条 工事完成前ト雖契約担任官ニ於テ既済部分又ハ材料ニ対シ支払ヲ為シタルトキハ其ノ金額ニ相当スル物ノ所有権ハ支払ト同時ニ政府ニ移転スルモノトス

請負人ハ本工事ノ既済部分又ハ検査合格済材料ヲ売却シ又ハ担保ノ目的ニ供スルコトヲ得ス

第十四条 工用材料又ハ工事ノ構造等カ仕様書、図面又ハ主任監督官ノ指図ニ適合セスト認メタルモノアルトキハ主任監督官ハ何時ニテモ其ノ引換又ハ改造ヲ請求スルコトヲ得但シ之カ為本契約ニ定ムル竣功期限ヲ遅延スルコトヲ得ス

第十五条 契約担任官工事ノ全部若ハ一部ノ中止又ハ工事ノ変更ヲ請求シタルトキハ請負人ハ特別ノ事由ナキ限り之ヲ応諾スヘキモノトス但シ此ノ場合ニ於テ竣功期限ヲ伸縮スルノ必要アルトキハ両当事者協議ノ上之ヲ定ム

工事変更ノ場合ニ於テ請負金額減少スルトキハ工事内訳書ニ明記スル単価ヲ標準トシテ之ヲ更正シ請負金額増加スルトキハ時価ニ依リテ之ヲ更正ス但シ右ノ標準ニ依リ難キト

五 官庁建築工事請負契約書案

キ又ハ疑義アルトキハ双方協議ノ上之ヲ定ム

第十六条 契約担任官ハ工事完成前既済部分ニ対シ他ノ工事ヲ施行シ若ハ其ノ使用ヲ為スコトヲ得

第十七条 契約担任官ハ個々ニ分立シ得ヘキ工事ニ於テ其ノ全部ノ完成前各個ノ完済部分ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得前項ノ工事ニ於テ請負人契約担任官ニ対シ各個ノ完済部分ノ受領ヲ請求シタルトキハ契約担任官ニ於テ支障ナシト認ムルトキニ限り其ノ引渡ヲ受クルコトアルヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ請負人ハ工事ノ一部完済セル旨ヲ契約担任官ニ届出テ検査ノ請求ヲ為スモノトス検査ニ付テハ第二十一条第二項乃至第五項及第二十二条ノ規定ヲ準用ス

第十八条 天災其ノ他ノ不可抗力ニ因リ起工期限ニ至ルモ起工スルコト能ハス又ハ起工後工事ヲ進行スルコト能ハサル場合ニ於テ請負人カ遅滞ナク其ノ事実ヲ契約担任官ニ届出テ竣功期限ノ延期ヲ請求シタルトキハ契約担任官ハ其ノ相当ト認ムル日数ヲ延期スルモノトス

請負人前項ノ届出及請求ヲ為ササルトキハ工事ノ遅滞ニ付不可抗力ヲ以テ契約担任官ニ対抗スルコトヲ得ス

第十九条 請負人起工期限ニ至ルモ工事ニ着手セサルトキ又ハ請負人竣功期限ニ至ルモ工事ヲ完成セサルトキハ契約担任官ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合保証金ハ政府ノ所得トス

第二十一条 請負人工事全部ヲ完成シタルトキハ遅滞ナク契約担任官ニ其ノ旨ヲ届出テ検査ノ請求ヲ為スモノトス

請負人竣功期限ニ至ルモ工事ヲ完成セサル場合契約担任官ニ於テ解除ヲ為ササルトキハ請負人ハ延滞金トシテ遅延日数一日ニ付請負金額(但シ第十七条ニ依リ引渡済ノモノニ對スル金額ヲ除ク)千分ノニ相当スル金額ヲ契約担任官ノ指定スル期限迄ニ納付スルコトヲ要ス

ラシテ検査ニ着手セシムルコトヲ要ス検査官吏ノ氏名及検査ニ着手スル期日ハ之ヲ請負人ニ通知ス

遅延日数 日ニ及フモ尚工事ヲ完成セサルトキハ契約担任官ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ニ依リテ算定シタル解除当日迄ノ延滞金ノ外保証金ヲ政府ノ所得トス

検査不合格ナルトキハ請負人ハ契約担任官ノ指定スル期間内ニ修補又ハ改造ヲ為スモノトス此ノ場合ニ於テハ修補又ハ改造ノ完成シタル後更ニ前三項ノ規定ヲ適用ス

工事ノ進行カ工事工程表ニ照シ著シク遅延シ契約担任官ニ於テ到底竣功期限迄ニ完成スルコト能ハスト認メタルトキハ契約担任官ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合保証金ハ政府ノ所得トス

第二十二條 請負人ハ前條ノ検査ニ立会ヒ検査官吏ノ指図ニ從ヒテ検査上必要ナル行為ヲ為シ且其ノ費用ヲ負担スルトヲ要ス検査ニ因リテ生シタル損失ハ請負人ノ負担トス

第二十条〔略〕

請負人検査ニ立会ハサルコトアルモ検査官吏ハ検査ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ検査ニ要スル費用及検査ニ因リテ

生シタル損失ハ請負人ノ負担トシ且請負人ハ検査ノ結果ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス請負人立会ハサルトキニ

(一) 年月日ヨリ 一金 円以内)

於テ検査官吏請負人ノ立会ヲ必要ナリト認ムルトキハ其ノ立会アルマテ検査ヲ為ササルコトヲ得此ノ場合ニ於テ請負人ハ検査ノ遅延ニ付一切ノ責任ヲ負フモノトス

第二十四條〔略〕

第二十三條 契約担任官ハ工事全部ノ引渡ヲ受ケタル上検査終了後請負金ヲ支払フ但シ第十七条ニ依リ引渡ヲ受ケタル部分ニ對スル請負金ハ其ノ都度之ヲ支払フ

第二十五條 請負人本契約ニ依リ請負金ノ全部又ハ一部ノ支払ヲ請求セントスルトキハ工事ノ全部又ハ一部ノ引渡ヲ為シタル後(内渡ノ場合ニ在リテハ既済部分検査検査ニ合格シタル後) (内渡ノ場合ニ在リテハ既済部分検査終了後) 請求書ヲ契約担任官ニ提出スルコトヲ要ス

請負人ニ於テ請負金ノ内渡ヲ請求シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス(左記ノ制限内ニ於テ) 回ヲ限り検査ノ上既済部分ニ對スル相当金額ノ十分ノ九ヲ支払フ右金額ハ内訳書ニ明記スル単価ヲ標準トシテ之ヲ算定シ内訳書ニ拠リ難キモノアルトキハ双方協議ノ上之ヲ定ム

内渡金ノ算定ニ付テハ工事現場へ搬入シタル材料ニシテ検査合格ノモノハ之ヲ既済部分ト看做ス

(記)

(一) 年月日ヨリ 一金 円以内)

第二十六條 両当事者ハ契約締結後違算、見積違、物価変動等ヲ理由トシテ請負金額ノ変更ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十七條 工事目的物ノ検査終了日(數回ニ検査又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ最終ノ検査又ハ引渡アリタル日)ヨリ 年以内ニ於テ工事目的物ニ瑕疵アルコトヲ發見シタルトキハ契約担任官ハ相当ノ期限ヲ定メテ其ノ修補ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二十一条及第二十条ノ規定ヲ準用ス

第二十八條 請負人ニ於テ損害ノ賠償ヲ為ストキハ契約担任官ノ指定スル期間内ニ其ノ選択ニ從ヒ金錢賠償又ハ金錢賠

償以外ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二十九条 契約保証金ハ本契約ニ依リ政府ノ所得トスル場合ヲ除クノ外請負人本契約ニ依ル義務ヲ完了シタル後遅滞ナク之ヲ返還ス

保証金ヲ返還スヘキ場合ニ於テ請負人本契約ニ基キテ契約担任官ニ納付スヘキ金額ヲ納付セサルトキハ契約担任官ハ保証金ヲ之ニ充当スルコトヲ得

第三十条 請負人第四条乃至第七条、第八条ノ二、第九条、

第十条、第十二条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項及第二十条ニ定ムル義務ヲ遵守セサルトキハ契約担任官ハ工事ノ中止ヲ請求スルコトヲ得工事ノ中止ニ因リテ生シタル損失ハ請負人ノ負担トス

前項ノ場合ニ於テ契約担任官契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハスト認メタルトキハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合保証金ハ政府ノ所得トス

第三十一条 左ノ場合ノ一ニ該当スルトキハ契約担任官ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合保証金ハ政府ノ所得トス

一 請負人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ工事ノ完成力不能

トナリタルトキ

二 請負人其ノ都合ニ因リ本契約ノ解除ヲ申込みタルトキ

三 請負人死亡シ又ハ請負人タル法人解散シタルトキ

四 請負人破産宣告ヲ受ケタルトキ

五 其ノ他契約担任官ニ於テ請負人カ其ノ義務ヲ履行スル

コト能ハスト認ムヘキ事情ノ存スルトキ

第三十二条〔略〕

第三十三条〔略〕

第三十四条 本工事ノ全部又ハ一部ノ引渡前 当事者双方ノ責

ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ本工事ニ付テ生シタル損失ハ

一切請負人ノ負担ニ歸スルモノトス但シ稀有ノ天災事変ニ

因ル損失ニシテ契約担任官ノ重大ト認ムルモノニ付テハ其

ノ二分ノ一以内ヲ政府ニ於テ負担スルコトアルヘシ

前項ノ規定ハ損失カ交付品又ハ代金ノ内渡等ニ因リ政府ノ

所有ニ歸シタル物ニ付テ生シタル場合ニ於テモ之カ適用ヲ

妨ケラルルコトナシ

第三十五条ノ第三十七条〔略〕

資料Ⅱ

統計

統計表目次

| | | |
|------|---------------------------------------|------|
| 第一表 | 一般会計歳入総額に対する国有財産収入額比重 | 2-3 |
| 第二表 | 形態別国有財産数量ならびに価額 | 4-5 |
| 第三表 | 所管別国有財産価額ならびに割合 | 6-9 |
| 第四表 | 一般会計国有財産総額 | 10-3 |
| 第五表 | 特別会計国有財産総額 | 14-6 |
| 第六表 | 国有財産総額指数 | 17 |
| 第七表 | 国有財産整理資金特別会計歳入歳出額 | 18-9 |
| 第八表 | 国有財産整理資金を財源とする一般会計支出済額 | 20-1 |
| 第九表 | 所有別国有林野面積ならびに割合 | 22 |
| 第十表 | 国有林野（北海道を除く）収入額 | 23 |
| 第十一表 | 地方別国有・公有・私有林野面積ならびに割合 (昭和2年末・17年末) | 24-5 |
| 第十二表 | 政府出資法人別出資払込金調 | 26-9 |
| 第十三表 | 政府出資法人別配当金収入・回収金収入・清算分配金収入額 | 30-1 |
| 第十四表 | 所管別営繕費・災害費・震災復旧費 | 32-5 |
| 第十五表 | 大蔵省所管営繕費目的別支出済額 | 36-9 |
| 第十六表 | 震災復旧及新営繕費(昭和1～20年度) | 40-1 |

第一表 一般会計歳入総額に対

| 年 度 | 一般会計歳入総額(A) | | 歳 入 経 常 | | |
|------|-------------|-------|---------|--------|--------|
| | 金 額 | 割合% | 森林収入 | 官有物貸下料 | 配当金収入 |
| 昭和 1 | 2,056,361 | 100.0 | 38,470 | 859 | 9,855 |
| 2 | 2,062,755 | 100.0 | 41,513 | 1,091 | 9,557 |
| 3 | 2,005,691 | 100.0 | 42,874 | 763 | 9,603 |
| 4 | 1,826,444 | 100.0 | 39,728 | 812 | 11,704 |
| 5 | 1,596,972 | 100.0 | 38,810 | 724 | 11,751 |
| 6 | 1,531,082 | 100.0 | 35,143 | 680 | 9,610 |
| 7 | 2,045,275 | 100.0 | 31,157 | 645 | 4,612 |
| 8 | 2,331,759 | 100.0 | 33,315 | 724 | 9,597 |
| 9 | 2,246,981 | 100.0 | 37,956 | 740 | 22,107 |
| 10 | 2,259,321 | 100.0 | 42,434 | 744 | 26,895 |
| 11 | 2,372,098 | 100.0 | 46,676 | 750 | 29,536 |
| 12 | 2,914,470 | 100.0 | 54,842 | 774 | 29,867 |
| 13 | 3,594,978 | 100.0 | 60,941 | 916 | 29,685 |
| 14 | 4,969,857 | 100.0 | 77,943 | 953 | 30,191 |
| 15 | 6,444,987 | 100.0 | 109,794 | 953 | — |
| 16 | 8,601,695 | 100.0 | 135,599 | 1,074 | — |
| 17 | 9,191,608 | 100.0 | 149,343 | 1,095 | — |
| 18 | 14,009,734 | 100.0 | 203,538 | 1,652 | — |
| 19 | 21,040,389 | 100.0 | 317,732 | 3,552 | — |
| 20 | 23,487,487 | 100.0 | 441,952 | 2,167 | — |

備考：大蔵省大臣官房文書課『大蔵省年報』による。昭和16年度以降は大蔵省・単位以下切捨。

する国有財産収入額比重

(単位 千円)

| 部 | 歳 入 臨 時 部 | | | (B)+(C) | (B)+(C) (A) % |
|---------|-----------|------------------|--------------------------|---------|---------------------|
| | 小 計 (B) | 官 有 物 払 下 代 金 | 国有財産整理資 金特別会計より 繰入 | | |
| 49,184 | 4,497 | 2,566 | 7,063 | 56,247 | 2.74 |
| 52,161 | 3,680 | 15,228 | 18,908 | 71,069 | 3.44 |
| 53,240 | 5,299 | 15,913 | 21,212 | 74,452 | 3.71 |
| 52,244 | 4,208 | 9,102 | 13,310 | 65,554 | 3.59 |
| 51,285 | 4,400 | 6,237 | 10,637 | 61,922 | 3.88 |
| 45,433 | 3,645 | 5,963 | 9,608 | 55,041 | 3.59 |
| 36,414 | 4,446 | 5,823 | 10,269 | 46,683 | 2.28 |
| 43,636 | 6,142 | 6,198 | 12,340 | 55,976 | 2.40 |
| 60,803 | 8,849 | 6,786 | 15,635 | 76,438 | 3.40 |
| 70,073 | 11,839 | 3,470 | 15,309 | 85,382 | 3.78 |
| 76,962 | 20,053 | 5,269 | 25,322 | 102,284 | 4.31 |
| 85,483 | 6,916 | 4,528 | 11,444 | 96,927 | 3.33 |
| 91,542 | 7,640 | 2,314 | 9,954 | 101,496 | 2.82 |
| 109,087 | 7,674 | 5,826 | 13,500 | 122,587 | 2.46 |
| 110,747 | 7,212 | 2,462 | 9,674 | 120,421 | 1.87 |
| 136,673 | 9,598 | 1,404 | 11,002 | 147,675 | 1.72 |
| 150,438 | 7,332 | 529 | 7,861 | 158,299 | 1.72 |
| 205,190 | 11,989 | 629 | 12,618 | 217,808 | 1.55 |
| 321,284 | 9,795 | — | 9,795 | 331,079 | 1.57 |
| 444,119 | 11,325 | — | 11,325 | 455,444 | 1.94 |

日本銀行『財政経済統計年報』(昭和23年)による。

第二表 形態別国有財産

| 区分 年度末 | 総価額 | 土 地 | | 立 木 竹 | | 建 |
|-----------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| | | 数 量 (町) | 価 額 | 数 量 (千石) | 価 額 | 数 量 (延坪) |
| 昭和 1 | 7,257,248 (1,000) | 8,999,319 100.00 | 1,744,348 (240.4) | 3,188,490 100.00 | 1,525,836 (210.2) | 7,767,301 100.00 |
| 2 | 7,503,411 (1,000) | 8,993,791 99.94 | 1,762,943 (235.0) | 3,192,478 100.12 | 1,531,693 (204.1) | 7,935,492 102.16 |
| 3 | 7,836,989 (1,000) | 8,976,936 99.75 | 1,792,417 (228.7) | 3,155,311 98.95 | 1,519,454 (193.9) | 8,133,712 104.71 |
| 4 | 8,111,385 (1,000) | 8,943,728 99.38 | 1,803,791 (222.4) | 3,146,331 98.67 | 1,524,435 (187.9) | 8,359,582 107.62 |
| 5 | 8,311,540 (1,000) | 8,936,512 99.30 | 1,811,274 (217.9) | 3,117,628 97.77 | 1,508,159 (181.5) | 8,542,466 109.97 |
| 6 | 8,000,501 (1,000) | 8,927,473 99.20 | 1,606,709 (200.8) | 3,194,614 100.19 | 1,121,661 (140.2) | 8,700,389 112.01 |
| 7 | 8,192,729 (1,000) | 8,920,283 99.12 | 1,617,086 (197.4) | 3,181,074 99.76 | 1,109,333 (135.4) | 8,870,304 114.20 |
| 8 | 8,593,047 (1,000) | 8,929,078 99.21 | 1,600,495 (186.3) | 3,164,781 99.25 | 1,102,861 (128.3) | 8,814,911 113.48 |
| 9 | 8,979,322 (1,000) | 8,916,269 99.07 | 1,607,275 (179.0) | 3,146,687 98.68 | 1,096,467 (122.1) | 9,238,898 118.94 |
| 10 | 9,263,210 (1,000) | 8,910,674 99.01 | 1,613,256 (174.2) | 3,146,512 98.68 | 1,097,248 (118.4) | 9,667,246 124.46 |
| 11 | 11,428,395 (1,000) | 14,967,312 166.31 | 2,158,669 (188.9) | 3,203,758 100.47 | 1,530,723 (133.9) | 11,898,938 153.19 |
| 12 | 11,935,389 (1,000) | 14,888,295 165.43 | 2,182,951 (182.9) | 3,184,481 99.87 | 1,512,466 (126.7) | 12,425,869 159.97 |
| 13 | 12,627,231 (1,000) | 14,885,964 165.41 | 2,198,726 (174.1) | 3,192,899 100.13 | 1,521,707 (120.5) | 13,190,495 169.82 |
| 14 | 14,310,517 (1,000) | 17,378,106 193.10 | 2,277,390 (159.1) | 4,030,272 126.40 | 2,246,322 (157.0) | 14,459,377 186.15 |
| 15 | 15,607,947 (1,000) | 17,344,015 192.72 | 2,350,471 (150.6) | 4,029,308 126.37 | 2,246,691 (143.9) | 16,109,733 207.40 |
| 16 | 18,690,106 (1,000) | 17,345,669 192.74 | 3,129,409 (167.4) | 4,064,447 127.47 | 2,990,173 (159.9) | 18,460,264 237.66 |
| 17 | 20,800,290 (1,000) | 17,317,794 192.43 | 3,205,269 (154.1) | 4,075,149 127.80 | 3,000,264 (144.2) | 20,091,096 258.66 |
| 18 | 23,487,956 (1,000) | 17,268,890 191.89 | 3,304,457 (140.7) | 4,081,582 128.00 | 3,025,741 (128.8) | 20,462,953 263.44 |
| 19 20} | 20,662,021 (1,000) | 17,210,901 191.24 | 3,318,752 (160.6) | 4,082,487 128.03 | 3,028,362 (146.5) | 18,354,989 236.31 |

備考：大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』（昭和23年）による。単位以下切捨。

数量ならびに価額

(単位 千円)

| 物 | 工 作 物 及 器 具 機 械 | | 船 舶 | | 株 式 及 持 分 | | 鉱 業 権 及 漁 業 権 | |
|----------------------|--------------------|----------------------|------------------|----------------------|-------------------|----------------------|------------------|------------------|
| | 価 額 | 数 量 | 価 額 | 数 量 (隻) | 価 額 | 数 量 (千株) | 価 額 | 数 量 (町) |
| 718,624 (099.0) | — | 2,152,938 (296.7) | 8,268 100.00 | 868,751 (119.7) | 2,333 100.00 | 240,768 (033.2) | 8,160 100.00 | 5,980 (000.8) |
| 760,380 (101.3) | — | 2,324,822 (309.8) | 8,328 100.72 | 877,490 (116.9) | 2,333 100.00 | 240,263 (032.0) | 8,160 100.00 | 5,817 (000.8) |
| 806,730 (102.9) | — | 2,512,997 (320.7) | 8,232 99.56 | 959,328 (122.4) | 2,328 99.78 | 240,263 (030.7) | 8,268 101.32 | 5,798 (000.7) |
| 852,417 (105.1) | — | 2,677,597 (330.1) | 8,024 97.04 | 1,007,253 (124.2) | 4,528 194.08 | 240,263 (029.6) | 8,266 101.29 | 5,626 (000.7) |
| 887,615 (106.8) | — | 2,809,847 (338.1) | 7,659 92.63 | 1,048,894 (126.2) | 4,528 194.08 | 240,263 (028.9) | 8,288 101.56 | 5,485 (000.6) |
| 914,157 (114.3) | — | 2,894,825 (361.8) | 7,827 94.66 | 1,217,526 (152.2) | 4,528 194.08 | 240,263 (030.0) | 8,288 101.56 | 5,357 (000.7) |
| 936,275 (114.3) | — | 2,993,040 (365.3) | 7,838 94.79 | 1,291,487 (157.7) | 4,528 194.08 | 240,263 (029.3) | 8,323 101.99 | 5,243 (000.6) |
| 947,309 (110.2) | — | 3,070,255 (357.3) | 7,852 94.96 | 1,308,113 (152.2) | 13,812 592.02 | 563,510 (065.6) | 2,981 36.53 | 501 (000.1) |
| 1,005,641 (112.0) | — | 3,376,216 (376.0) | 7,818 94.55 | 1,329,574 (148.0) | 13,812 592.02 | 563,510 (062.8) | 2,981 36.53 | 636 (000.1) |
| 1,066,471 (115.1) | — | 3,532,781 (381.4) | 7,878 95.28 | 1,389,324 (150.0) | 13,812 592.02 | 563,510 (062.8) | 2,991 36.65 | 619 (000.1) |
| 1,315,097 (115.1) | — | 4,348,827 (380.5) | 9,237 111.71 | 1,452,959 (127.1) | 14,917 639.39 | 621,519 (054.4) | 2,991 36.65 | 599 (000.1) |
| 1,408,546 (118.0) | — | 4,611,069 (386.3) | 9,425 113.99 | 1,553,602 (130.2) | 16,522 708.18 | 665,469 (055.8) | 7,724 94.65 | 1,283 (000.1) |
| 1,528,459 (121.1) | — | 4,937,401 (391.0) | 9,966 120.53 | 1,661,463 (131.6) | 21,522 922.50 | 778,111 (061.6) | 8,372 102.59 | 1,361 (000.1) |
| 1,708,302 (119.4) | — | 5,402,308 (377.5) | 10,653 128.84 | 1,777,103 (124.2) | 22,867 980.15 | 897,749 (062.7) | 8,372 102.59 | 1,339 (000.1) |
| 1,977,736 (126.7) | — | 5,948,034 (381.1) | 11,324 136.96 | 1,942,916 (124.5) | 31,096 1332.87 | 1,139,826 (073.0) | 10,502 128.70 | 2,270 (000.2) |
| 2,410,167 (129.0) | — | 6,568,882 (351.5) | 6,968 84.27 | 2,177,554 (116.5) | 36,956 1584.05 | 1,412,173 (075.6) | 10,077 123.49 | 1,743 (000.1) |
| 2,864,553 (137.7) | — | 7,202,907 (346.3) | 6,536 79.05 | 2,565,735 (123.4) | 40,841 1750.57 | 1,959,834 (094.2) | 10,077 123.49 | 1,724 (000.1) |
| 3,490,114 (148.6) | — | 7,943,875 (338.2) | 6,589 79.69 | 3,206,061 (136.5) | 41,884 1795.28 | 2,515,998 (107.1) | 10,077 123.49 | 1,705 (000.1) |
| 3,008,045 (145.6) | — | 7,750,251 (375.1) | 12,399 149.96 | 334,287 (016.2) | 56,760 2432.91 | 3,220,947 (155.9) | 7,230 88.60 | 1,374 (000.1) |

カッコ内は総価額に対する千分比を示す。

第三表 所管別国有財産

| 所管 | 年度末 大正15 昭和1 | 昭和2 | 3 | 4 | |
|----|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 外務 | 価額合計 | 19,144 | 21,847 | 22,220 | 23,454 |
| | 総計に対する割合 | 0.26 | 0.29 | 0.28 | 0.29 |
| 内務 | 価額合計 | 778,624 | 781,836 | 766,379 | 753,554 |
| | 総計に対する割合 | 10.73 | 10.42 | 9.78 | 9.29 |
| 大蔵 | 価額合計 | 600,821 | 620,963 | 623,514 | 624,424 |
| | 総計に対する割合 | 8.28 | 8.28 | 7.96 | 7.70 |
| 陸軍 | 価額合計 | 846,122 | 844,312 | 873,180 | 885,931 |
| | 総計に対する割合 | 11.66 | 11.26 | 11.14 | 10.92 |
| 海軍 | 価額合計 | 1,180,506 | 1,195,229 | 1,294,317 | 1,357,409 |
| | 総計に対する割合 | 16.27 | 15.93 | 16.52 | 16.73 |
| 司法 | 価額合計 | 88,787 | 89,370 | 92,976 | 93,477 |
| | 総計に対する割合 | 1.22 | 1.19 | 1.19 | 1.15 |
| 文部 | 価額合計 | 299,851 | 313,606 | 326,434 | 340,306 |
| | 総計に対する割合 | 4.13 | 4.18 | 4.17 | 4.20 |
| 農林 | 価額合計 | 1,180,263 | 1,185,195 | 1,191,072 | 1,203,996 |
| | 総計に対する割合 | 16.26 | 15.80 | 15.20 | 14.84 |
| 商工 | 価額合計 | 154,943 | 153,946 | 159,070 | 173,160 |
| | 総計に対する割合 | 2.14 | 2.05 | 2.03 | 2.13 |
| 通信 | 価額合計 | 255,718 | 281,450 | 303,987 | 330 |
| | 総計に対する割合 | 3.52 | 3.75 | 3.88 | 4.08 |
| 拓務 | 価額合計 | — | — | — | 310 |
| | 総計に対する割合 | — | — | — | 0.00 |
| 鉄道 | 価額合計 | 1,852,463 | 2,015,653 | 2,183,836 | 2,324,461 |
| | 総計に対する割合 | 25.52 | 26.86 | 27.87 | 28.66 |
| 総計 | 7,257,248 | 7,503,411 | 7,836,989 | 8,111,385 | |
| | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | |

備考：大蔵省大臣官房文書課『大蔵省年報』（第53回～第67回）による。

価額ならびに割合

(単位 千円)

| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 23,583 | 22,666 | 24,054 | 25,058 | 25,251 | 25,356 |
| 0.28 | 0.28 | 0.29 | 0.29 | 0.28 | 0.27 |
| 742,018 | 618,950 | 611,487 | 608,267 | 602,757 | 604,389 |
| 8.93 | 7.74 | 7.46 | 7.08 | 6.71 | 6.52 |
| 631,140 | 578,576 | 583,618 | 908,653 | 918,594 | 918,196 |
| 7.59 | 7.24 | 7.12 | 10.57 | 10.23 | 9.91 |
| 882,633 | 808,442 | 821,918 | 845,213 | 875,411 | 917,396 |
| 10.62 | 10.11 | 10.03 | 9.84 | 9.75 | 9.90 |
| 1,407,215 | 1,585,178 | 1,671,272 | 1,712,741 | 1,766,281 | 1,861,133 |
| 16.93 | 19.81 | 20.40 | 19.93 | 19.67 | 20.09 |
| 95,258 | 87,920 | 88,309 | 89,428 | 92,237 | 92,792 |
| 1.15 | 1.10 | 1.08 | 1.04 | 1.03 | 1.00 |
| 354,799 | 340,353 | 344,930 | 351,775 | 360,732 | 370,239 |
| 4.27 | 4.25 | 4.21 | 4.09 | 4.02 | 3.99 |
| 1,207,737 | 918,859 | 922,397 | 927,924 | 931,570 | 936,547 |
| 14.53 | 11.49 | 11.26 | 10.80 | 10.37 | 10.11 |
| 178,628 | 176,110 | 172,594 | 15,302 | 16,908 | 17,127 |
| 2.15 | 2.20 | 2.11 | 0.18 | 0.19 | 0.18 |
| 350,044 | 352,104 | 374,563 | 462,011 | 627,713 | 657,091 |
| 4.21 | 4.40 | 4.57 | 5.38 | 6.99 | 7.09 |
| 310 | 315 | 323 | 1,191 | 1,193 | 1,193 |
| 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.01 | 0.01 | 0.01 |
| 2,438,169 | 2,511,023 | 2,577,260 | 2,645,476 | 2,760,669 | 2,861,747 |
| 29.34 | 31.39 | 31.46 | 30.79 | 30.74 | 30.89 |
| 8,311,540 | 8,000,501 | 8,192,729 | 8,593,047 | 8,979,322 | 9,263,211 |
| 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

第三表 所管別国有財産価額ならびに割合 (つづき) (単位 千円)

| 所管 | 年度末 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|----|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 外務 | 価額合計 | 25,955 | 25,852 | 26,455 | 27,333 | 26,300 |
| | 総計に対する割合 | 0.23 | 0.22 | 0.21 | 0.19 | 0.17 |
| 内務 | 価額合計 | 900,109 | 876,079 | 877,760 | 882,449 | 884,337 |
| | 総計に対する割合 | 7.88 | 7.34 | 6.95 | 6.17 | 5.67 |
| 大蔵 | 価額合計 | 1,126,828 | 1,194,952 | 1,306,715 | 1,429,219 | 1,635,287 |
| | 総計に対する割合 | 9.86 | 10.01 | 10.35 | 9.98 | 10.48 |
| 陸軍 | 価額合計 | 1,006,940 | 1,072,970 | 1,194,008 | 1,416,562 | 1,767,870 |
| | 総計に対する割合 | 8.81 | 8.99 | 9.46 | 9.89 | 11.33 |
| 海軍 | 価額合計 | 1,963,259 | 2,107,377 | 2,290,346 | 2,512,845 | 2,824,824 |
| | 総計に対する割合 | 17.18 | 17.66 | 18.14 | 17.56 | 18.10 |
| 司法 | 価額合計 | 90,958 | 92,636 | 94,138 | 95,190 | 95,447 |
| | 総計に対する割合 | 0.80 | 0.78 | 0.75 | 0.66 | 0.61 |
| 文部 | 価額合計 | 409,590 | 412,671 | 420,060 | 425,181 | 431,211 |
| | 総計に対する割合 | 3.58 | 3.45 | 3.33 | 2.97 | 2.76 |
| 農林 | 価額合計 | 1,085,295 | 1,091,259 | 1,096,659 | 1,103,862 | 1,116,645 |
| | 総計に対する割合 | 9.50 | 9.14 | 8.68 | 7.71 | 7.15 |
| 商工 | 価額合計 | 17,323 | 17,839 | 19,465 | 20,489 | 21,723 |
| | 総計に対する割合 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.14 | 0.14 |
| 逓信 | 価額合計 | 698,978 | 751,952 | 795,858 | 830,286 | 870,152 |
| | 総計に対する割合 | 6.12 | 6.30 | 6.30 | 5.80 | 5.58 |
| 拓務 | 価額合計 | 1,145,886 | 1,203,176 | 1,294,062 | 2,129,387 | 2,330,567 |
| | 総計に対する割合 | 10.03 | 10.08 | 10.25 | 14.87 | 14.93 |
| 鉄道 | 価額合計 | 2,957,268 | 3,073,804 | 3,191,486 | 3,404,677 | 3,562,629 |
| | 総計に対する割合 | 25.88 | 25.75 | 25.28 | 23.79 | 22.83 |
| 厚生 | 価額合計 | — | 14,815 | 20,213 | 33,033 | 40,950 |
| | 総計に対する割合 | — | 0.12 | 0.16 | 0.23 | 0.26 |
| 総計 | | 11,428,395 | 11,935,398 | 12,627,231 | 14,310,517 | 15,607,947 |
| | | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

第三表 所管別国有財産価額ならびに割合 (つづき) (単位 千円)

| 所管 | 年度末 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|----|----------|------------|------------|------------|------------|
| 外務 | 価額合計 | 28,546 | 11,803 | 11,954 | 12,141 |
| | 総計に対する割合 | 0.15 | 0.06 | 0.05 | 0.06 |
| 内務 | 価額合計 | 1,028,555 | 1,196,053 | 1,211,253 | 1,213,872 |
| | 総計に対する割合 | 5.50 | 5.75 | 5.16 | 5.87 |
| 大蔵 | 価額合計 | 1,969,124 | 2,218,158 | 2,601,866 | 7,558,089 |
| | 総計に対する割合 | 10.54 | 10.66 | 11.08 | 36.58 |
| 陸軍 | 価額合計 | 2,397,196 | 2,817,339 | 3,335,588 | — |
| | 総計に対する割合 | 12.83 | 13.54 | 14.20 | — |
| 海軍 | 価額合計 | 3,319,398 | 4,009,062 | 5,091,047 | — |
| | 総計に対する割合 | 17.76 | 19.27 | 21.67 | — |
| 司法 | 価額合計 | 102,997 | 104,082 | 103,978 | 98,565 |
| | 総計に対する割合 | 0.55 | 0.50 | 0.44 | 0.48 |
| 文部 | 価額合計 | 531,475 | 545,412 | 548,674 | 540,240 |
| | 総計に対する割合 | 2.84 | 2.62 | 2.34 | 2.61 |
| 農林 | 価額合計 | 1,338,555 | 1,350,003 | — | 1,365,133 |
| | 総計に対する割合 | 7.16 | 6.49 | — | 6.61 |
| 商工 | 価額合計 | 24,780 | 44,614 | — | 37,688 |
| | 総計に対する割合 | 0.13 | 0.21 | — | 0.18 |
| 逓信 | 価額合計 | 933,273 | 973,124 | 4,090 | 4,090 |
| | 総計に対する割合 | 4.99 | 4.68 | 0.02 | 0.02 |
| 鉄道 | 価額合計 | 3,768,667 | 4,000,227 | — | — |
| | 総計に対する割合 | 20.16 | 19.23 | — | — |
| 拓務 | 価額合計 | 3,197,114 | 3,197,114 | 3,195,573 | 3,195,573 |
| | 総計に対する割合 | 17.11 | 15.37 | 13.61 | 15.47 |
| 厚生 | 価額合計 | 50,420 | 44,431 | 49,134 | 46,600 |
| | 総計に対する割合 | 0.27 | 0.21 | 0.21 | 0.23 |
| 大東 | 価額合計 | — | 288,861 | 295,063 | 293,270 |
| | 総計に対する割合 | — | 1.39 | 1.26 | 1.42 |
| 農商 | 価額合計 | — | — | 1,363,917 | 19 |
| | 総計に対する割合 | — | — | 5.81 | 0.00 |
| 軍需 | 価額合計 | — | — | 37,054 | 704 |
| | 総計に対する割合 | — | — | 0.16 | 0.00 |
| 運輸 | 価額合計 | — | — | 5,638,760 | 5,638,760 |
| | 総計に対する割合 | — | — | 24.01 | 27.29 |
| 通信 | 価額合計 | — | — | — | 654,270 |
| | 総計に対する割合 | — | — | — | 3.17 |
| 総計 | | 18,690,106 | 20,800,290 | 23,487,956 | 20,662,021 |
| | | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

備考：昭和16年度末の数字は大蔵省『昭和十七年度国有財産現在高総計算書』により、昭和17年度末以降の数字は大蔵省、各年度『国有財産増減計算書』による年度中増減を昭和16年度末現在高に加減して得た数字である。昭和19年度増減計算書は作成されず、昭和19、20年度は2年度間の増減を一括した増減計算書が公表になった。単位以下切捨。

第四表 一般会計国

| 年度末 区分 | | 昭和 1 | | | |
|------------------|---------|---------------|--------------------|---------------|--------------------|
| | | 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 | 計 |
| 土地 | 面積 (町) | 301,786 | 7,763,455 | 683,879 | 8,749,122 |
| | 価額 | 883,448 | 305,198 | 121,398 | 1,310,045 |
| 立木竹 | 材積 (千石) | 14,067 | 2,950,855 | 23,152 | 2,988,075 |
| | 価額 | (43) 7,775 | (191) 1,465,411 | (40) 8,149 | (275) 1,481,336 |
| 建物 | 延坪 (坪) | 4,483,490 | 38,805 | 69,711 | 4,592,007 |
| | 価額 | 405,180 | 1,196 | 5,365 | 411,742 |
| 工作物 及器具 機械 | 数量 | — | — | — | — |
| | 価額 | 435,928 | 14,109 | 974 | 451,012 |
| 船舶 | 隻数 (隻) | 7,857 | 2 | 94 | 7,953 |
| | 価額 | 831,292 | 4 | 3,619 | 834,916 |
| 株式及 持分 | 株数 (千株) | — | — | 2,333 | 2,333 |
| | 価額 | — | — | 240,768 | 240,768 |
| 価額合計 | | 2,563,625 | 1,785,919 | 380,276 | 4,729,822 |

備考：大蔵省大臣官房文書課『大蔵省年報』による。昭和10年以前の分には朝
い。千円以下および表示単位未満の端数は切り捨てた。昭和20年度末の数
から昭和21年度中の増減を『昭和二十一年度国有財産増減計算書』によっ

有財産総額

(単位 千円)

| 昭和 5 | | | | 昭和 10 | |
|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 | 計 | 公用財産 | 営林財産 |
| 291,946 | 7,823,010 | 570,493 | 8,685,450 | 304,965 | 7,884,727 |
| 863,734 | 309,114 | 117,191 | 1,290,040 | 671,558 | 278,742 |
| 11,013 (31) 6,689 | 2,889,769 (175) 1,449,689 | 23,469 (46) 9,405 | 2,924,253 (253) 1,465,783 | 10,475 (27) 4,824 | 2,938,025 (209) 1,059,111 |
| 4,719,696 | 52,718 | 61,427 | 4,833,841 | 5,252,636 | 96,461 |
| 478,340 | 1,720 | 4,990 | 485,051 | 543,979 | 3,420 |
| — | — | — | — | — | — |
| 562,286 | 21,644 | 1,236 | 585,167 | 473,465 | 34,804 |
| 6,950 | 9 | 169 | 7,128 | 7,163 | 14 |
| 1,005,626 | 9 | 11,535 | 1,017,171 | 1,342,176 | 19 |
| — | — | 4,528 | 4,528 | — | — |
| — | — | 240,263 | 240,263 | — | — |
| 2,916,676 | 1,782,178 | 384,622 | 5,083,477 | 3,036,003 | 1,376,098 |

鮮・台湾・樺太・南洋および関東州各植民地特別会計所属の国有財産を含まな
字は大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』(昭和23年)の21年度末の現在高
て加減して得た数字である。

第四表 一般会計国

| 年度末 区 分 | | 昭 和 10 | | 昭 和 | |
|------------------|-------------|--------------|--------------------|---------------|--------------------|
| | | 雑種財産 | 計 | 公用財産 | 営林財産 |
| 土 地 | 面 積 (町) | 462,225 | 8,651,917 | 333,619 | 7,853,308 |
| | 価 額 | 109,968 | 1,060,269 | 809,632 | 319,916 |
| 立木竹 | 材 積 (千石) | 23,246 | 2,971,747 | 16,417 | 2,986,362 |
| | (千束) 価 額 | (9) 8,440 | (246) 1,072,376 | (18) 8,187 | (225) 1,454,497 |
| 建 物 | 延 坪 (坪) | 40,871 | 5,389,968 | 8,203,513 | 147,188 |
| | 価 額 | 3,852 | 551,252 | 1,012,377 | 5,733 |
| 工作物 及器具 機械 | 数 量 | — | — | — | — |
| | 価 額 | 1,370 | 509,640 | 850,731 | 48,098 |
| 船 舶 | 隻 数 (隻) | 292 | 7,469 | 発表中止 | 発表中止 |
| | 価 額 | 15,839 | 1,358,035 | 1,823,663 | 165 |
| 株式及 持 分 | 株 数 (千株) | 13,812 | 13,812 | — | — |
| | 価 額 | 563,510 | 563,510 | — | — |
| 価 額 合 計 | | 702,982 | 5,115,085 | 4,504,590 | 1,828,410 |

有 財 産 総 額 (つづき)

(単位 千円)

| 15 | | 昭 和 20 | | | |
|---------|-----------|-------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------|
| 雑種財産 | 計 | 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 | 計 |
| 373,858 | 8,560,785 | 202,805 ^(千坪) | 7,856,176 | 593,134 | 202,805 ^(千坪) 8,449,311 |
| 98,245 | 1,227,793 | 285,016 | 374,544 | 1,072,752 | 1,732,312 |
| 21,498 | 3,024,278 | 2,061 | 3,016,050 | 37,808 | 3,055,020 |
| (8) | (251) | (—) | (248) | (710) | (958) |
| 8,436 | 1,471,120 | 1,223 | 1,784,943 | 28,430 | 1,814,597 |
| 44,530 | 8,395,231 | 1,506,115 | 166,182 | 9,557,426 | 11,229,726 |
| 5,756 | 1,023,866 | 227,130 | 9,821 | 1,663,009 | 1,899,962 |
| — | — | — | — | — | — |
| 2,175 | 901,004 | 107,193 | 68,299 | 1,485,943 | 1,661,436 |
| 発表中止 | 発表中止 | 3,105 | 24 | 7,045 | 10,174 |
| 56,050 | 1,879,878 | 47,786 | 139 | 208,821 | 256,747 |
| — | — | — | — | — | — |
| 1,557 | 1,557 | — | — | — | — |
| 172,220 | 6,505,221 | 668,350 | 2,237,749 | 4,458,956 | 7,365,53 |

第五表 特別会計国

| 年度末 区分 | | 昭和 1 | | | | 昭和 5 | | |
|------------|------------|---------------|------|-------|---------------|---------------|------|------|
| | | 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 | 計 | 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 |
| 土地 | 面積 (町) | 250,057 | — | — | 250,197 | 250,961 | — | 100 |
| | 価額 | 434,200 | — | 102 | 434,303 | 520,584 | — | 649 |
| 立木竹 | (千石) 材積 | 200,414 | — | — | 200,414 | 193,375 | — | — |
| | (千束) 価額 | (3) 44,499 | — | — | (3) 44,499 | (3) 42,375 | — | — |
| 建物 | 延坪 (坪) | 3,175,294 | — | — | 3,175,294 | 3,708,602 | — | 23 |
| | 価額 | 306,882 | — | — | 306,882 | 402,562 | — | 2 |
| 工器具 及機械 | 数量 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 価額 | 1,701,861 | — | 64 | 1,701,925 | 2,224,673 | — | 6 |
| 船舶 | 隻数 (隻) | 310 | — | 5 | 315 | 528 | — | 3 |
| | 価額 | 28,820 | — | 5,014 | 33,834 | 31,690 | — | 32 |
| 株持 式及分 | (千株) 株数 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 価額 | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業 権及権 | 面積 (町) | 8,160 | — | — | 8,160 | 8,288 | — | — |
| | 価額 | 5,980 | — | — | 5,980 | 5,485 | — | — |
| 価額合計 | | 2,522,244 | — | 5,181 | 2,527,426 | 3,227,373 | — | 690 |

備考：第四表に同じ

有財産総額

(単位 千円)

| 計 | 昭和 10 | | | | 昭和 15 | |
|-----------|-----------|------|------|-----------|-------------------|-----------|
| | 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 | 計 | 公用財産 | 営林財産 |
| 251,062 | 258,670 | — | 86 | 258,756 | 340,630 | 6,801,833 |
| 521,233 | 552,628 | — | 357 | 552,986 | 755,579 | 181,266 |
| 193,375 | 174,765 | — | — | 174,765 | 173,057 | 831,971 |
| (3) | (10) | — | — | (10) | (16) | (—) |
| 42,375 | 24,871 | — | — | 24,871 | 55,454 | 720,115 |
| 3,708,625 | 4,277,278 | — | — | 4,277,278 | 7,653,231 | 4,065 |
| 402,564 | 515,218 | — | — | 515,218 | 947,865 | 214 |
| — | — | — | — | — | — | — |
| 2,224,679 | 3,023,140 | — | — | 3,023,140 | 5,008,248 | 8,827 |
| 531 | 408 | — | 1 | 409 | 発表中止 | — |
| 31,722 | 31,247 | — | 41 | 31,289 | 62,989 | — |
| — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — |
| 8,288 | 2,991 | — | — | 2,991 | 3,208 | — |
| 5,485 | 619 | — | — | 619 | (延長, 里)(1) 537 | — |
| 3,228,063 | 4,147,726 | — | 398 | 4,148,125 | 6,830,676 | 910,423 |

第五表 特別会計国有財産総額 (つづき) (単位 千円)

| 年度末 区分 | 昭和 15 | | 昭和 20 | | | | |
|----------------------|--------------------|-----------|--------------------|-------------------|-----------|--------------------------|----------------------|
| | 雑種財産 | 計 | 公用財産 | 営林財産 | 雑種財産 | 計 | |
| 土地 | 面積 (町) | 1,640,765 | 8,783,229 | (千坪) 1,059,656 | 6,702,181 | 1,638,588 | (千坪) 1,059,656 |
| | 価額 | 185,830 | 1,122,677 | 1,129,999 | 190,635 | 265,804 | 8,340,769 |
| 立木竹 | (千石) 材積 (千束) | — | 1,005,029 | 176,802 | 849,763 | — | 1,026,565 |
| | 価額 | (—) | (16) 775,570 | 115,965 | 1,097,799 | (—) | 1,213,764 |
| 建物 | 延坪 (坪) | 57,206 | 7,714,502 | 7,062,845 | 4,322 | 58,113 | 7,125,280 |
| | 価額 | 5,789 | 953,869 | 1,101,952 | 236 | 5,895 | 1,108,083 |
| 工器 作物 物及 機械 | 数量 | — | — | — | — | — | — |
| | 価額 | 29,953 | 5,047,029 | 6,033,857 | 3,595 | 51,361 | 6,088,813 |
| 船舶 | 隻数 (隻) | 発表中止 | 発表中止 | 2,210 | — | 15 | 2,225 |
| | 価額 | 48 | 63,038 | 77,378 | — | 161 | 77,539 |
| 株持 式及 分 | (千株) 株数 | 31,096 | 31,096 | — | — | 56,760 | 56,760 |
| | (千口) 価額 | 1,138,269 | 1,138,269 | — | — | (千口)(7,622) 3,220,947 | (7,622) 3,220,947 |
| 鉱砂 業権 及権 | 面積 (町) | 7,294 | 10,502 | (千坪) 1,792 | — | 6 | (千坪) {1,792 |
| | 価額 | 1,733 | (延長,里)(1) 2,270 | 379 | — | 995 | 6 1,374 |
| 価額合計 | | 1,361,625 | 9,102,725 | 8,459,531 | 1,292,266 | 3,545,165 | 13,296,965 |

第六表 国有財産総額指数

| 区分 年度末 | 総価額 | 土地 価額 | 立木竹 価額 | 建物 価額 | 工作物 及器具 機械価 額 | 船舶 価額 | 株式及 持分価 額 | 鉱業権 及漁業 権価額 |
|-----------|--------|----------|-----------|----------|------------------------|----------|-----------------|-------------------|
| 昭和 1 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 2 | 103.39 | 101.06 | 100.38 | 105.81 | 107.98 | 101.00 | 99.79 | 97.27 |
| 3 | 107.98 | 102.75 | 99.58 | 112.26 | 116.72 | 110.42 | 99.79 | 96.95 |
| 4 | 111.76 | 103.40 | 99.90 | 118.61 | 124.36 | 115.94 | 99.79 | 94.08 |
| 5 | 114.52 | 103.83 | 98.84 | 123.51 | 130.51 | 120.73 | 99.79 | 91.72 |
| 6 | 110.24 | 92.10 | 73.51 | 127.20 | 134.45 | 140.14 | 99.79 | 89.58 |
| 7 | 112.89 | 92.70 | 72.70 | 130.28 | 139.02 | 148.66 | 99.79 | 87.67 |
| 8 | 118.40 | 91.75 | 72.27 | 131.82 | 142.60 | 150.57 | 234.04 | 8.37 |
| 9 | 123.72 | 92.14 | 71.86 | 139.93 | 156.81 | 153.04 | 234.04 | 10.63 |
| 10 | 127.64 | 92.48 | 71.91 | 148.40 | 164.09 | 159.92 | 234.04 | 10.35 |
| 11 | 157.47 | 123.75 | 100.32 | 183.00 | 201.99 | 167.24 | 258.14 | 10.01 |
| 12 | 164.46 | 125.14 | 99.12 | 196.00 | 214.17 | 178.83 | 276.39 | 21.45 |
| 13 | 173.99 | 126.04 | 99.72 | 212.69 | 229.33 | 191.24 | 323.17 | 22.75 |
| 14 | 197.18 | 130.55 | 147.21 | 237.71 | 250.92 | 204.55 | 372.86 | 22.39 |
| 15 | 215.06 | 134.74 | 147.24 | 275.21 | 276.27 | 223.64 | 473.41 | 37.95 |
| 16 | 257.53 | 179.40 | 195.96 | 335.38 | 305.11 | 250.65 | 586.52 | 29.14 |
| 17 | 286.61 | 183.75 | 196.63 | 398.61 | 334.56 | 295.33 | 813.99 | 28.82 |
| 18 | 323.64 | 189.43 | 198.30 | 485.66 | 368.97 | 369.04 | 1,044.98 | 28.51 |
| 19~20 | 284.70 | 190.25 | 198.47 | 418.58 | 359.98 | 38.47 | 1,337.78 | 22.97 |

備考：指数算出上の基礎数字は第二表による。

第七表 国有財産整理資金

| 区 分 | 年 度 | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 国有財産整理資金収入 | 8,802 | 12,904 | 11,373 | 9,349 | 6,439 | 4,870 | 4,755 | 5,973 |
| 国有財産売却代 | 8,753 | 11,963 | 10,020 | 7,110 | 6,125 | 4,653 | 4,501 | 5,714 |
| 土地払下代 | 7,804 | 11,396 | 9,405 | 6,367 | 5,961 | 4,235 | 4,214 | 5,185 |
| 建物払下代 | 135 | 310 | 227 | 178 | 100 | 132 | 97 | 80 |
| 船舶払下代 | 417 | 196 | 355 | 467 | 35 | 145 | 97 | 282 |
| 立木竹払下代 | 395 | 48 | 31 | 97 | 27 | 91 | 91 | 166 |
| 鉱山払下代 | | | | | | | | |
| 工作物払下代 | | | | | | | | |
| 株式払下代 | | 10 | | | | | | |
| 雑収入 | 21 | 901 | 1,347 | 2,219 | 279 | 213 | 253 | 204 |
| 土地貸付料 | | | 109 | 74 | 84 | 75 | 70 | 84 |
| 建物貸付料 | | | 4 | 4 | 2 | 2 | 5 | 4 |
| 土地使用料 | | | | | | | 6 | 6 |
| 利子収入 | 9 | 481 | 547 | 148 | 48 | 90 | 146 | 68 |
| 移転補償金 | | 410 | 410 | 450 | 89 | | | 1 |
| 下草払下代 | | | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | |
| 弁償金 | | | 17 | 21 | 24 | 17 | 15 | 20 |
| 船舶貸付料 | | | | | | | | |
| 違約金 | 4 | 2 | 1 | 3 | 4 | 19 | 4 | 16 |
| 雑収入 | 7 | | | 3 | 10 | 2 | 1 | |
| 土地区画整理清算金 | | 7 | 255 | 1,511 | 11 | | | |
| 耕地整理精算金 | | | | | | | | |
| 国有財産交換差金 | 27 | 39 | 5 | 19 | 34 | 3 | | 55 |
| 前年度剰余金繰入 | 3,096 | 9,332 | 7,008 | 2,468 | 2,715 | 2,917 | 1,823 | 755 |
| 歳入計 | 11,899 | 22,236 | 18,382 | 11,818 | 9,155 | 7,787 | 6,579 | 6,729 |
| 国有財産整理資金支出 | 2,566 | 15,228 | 15,913 | 9,102 | 6,237 | 5,963 | 5,823 | 6,198 |
| 一般会計へ繰入 | 2,566 | 15,228 | 15,913 | 9,102 | 6,237 | 5,963 | 5,823 | 6,198 |
| 営繕用品資金特別会計繰入金 | | | | | | | | |
| 歳出計 | 2,566 | 15,228 | 15,913 | 9,102 | 6,237 | 5,963 | 5,823 | 6,198 |
| 翌年度繰越額 | 5,332 | 13,486 | 9,384 | 8,926 | 3,180 | 2,034 | 1,796 | 1,767 |

備考：各年度『歳入歳出総決算』特別会計の部、国有財産整理資金歳入歳出決算れ、超過金額は同法附則第2条によって翌年度一般会計の歳入に繰り入同法附則第2条によって一般会計に帰属せしめた。単位以下切捨。

特別会計歳入歳出額 (単位 千円)

| 特別会計歳入歳出額 | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 7,523 | 6,812 | 8,459 | 7,995 | 8,768 | 15,414 | 8,574 | 9,263 | 7,143 | 8,342 | |
| 6,868 | 6,569 | 8,072 | 7,757 | 8,271 | 14,358 | 7,422 | 7,688 | 5,324 | 6,138 | |
| 6,308 | 5,946 | 7,631 | 7,381 | 7,556 | 13,774 | 6,751 | 7,131 | 5,042 | 5,472 | |
| 188 | 223 | 110 | 67 | 437 | 402 | 304 | 162 | 61 | 171 | |
| 96 | 182 | 133 | 155 | 32 | 21 | 4 | 26 | 3 | 10 | |
| 276 | 211 | 178 | 128 | 149 | 87 | 304 | 354 | 210 | 476 | |
| | 2 | 7 | 5 | 8 | | | | | | |
| | 2 | 11 | 11 | 87 | 72 | 57 | 12 | 5 | 7 | |
| 638 | 240 | 386 | 236 | 494 | 1,048 | 1,151 | 1,547 | 1,819 | 2,186 | |
| 125 | 107 | 98 | 103 | 91 | 141 | 218 | 403 | 443 | 505 | |
| 3 | 9 | 29 | 17 | 17 | 26 | 24 | 24 | 72 | 90 | |
| 3 | 12 | 29 | 53 | 76 | 32 | 43 | 33 | 17 | | |
| 58 | 84 | 190 | 12 | 293 | 806 | 848 | 1,068 | 1,262 | 1,553 | |
| 425 | | 31 | 37 | 14 | | | | | | |
| 1 | | | | | | | 3 | | 2 | |
| 18 | 22 | | | | 40 | 13 | 9 | 18 | 17 | |
| | 3 | | | | | | 4 | 4 | | |
| 1 | | | 12 | | | | | | | 1 |
| | | 5 | | | | | | | | 13 |
| 15 | 2 | | 1 | 2 | 7 | | 28 | | | 18 |
| 530 | 1,267 | 4,608 | 7,798 | 11,266 | 17,719 | 27,307 | 33,419 | 41,278 | 47,892 | |
| 8,053 | 8,079 | 13,068 | 15,794 | 20,034 | 33,134 | 35,882 | 42,683 | 48,422 | 56,235 | |
| 6,786 | 3,470 | 5,269 | 4,528 | 2,314 | 5,826 | 2,462 | 1,404 | 529 | 3,629 | 52,606 |
| 6,786 | 3,470 | 5,269 | 4,528 | 2,314 | 5,826 | 2,462 | 1,404 | 529 | 629 | 52,606 |
| | | | | | | | | | | 3,000 |
| 6,786 | 3,470 | 5,269 | 4,528 | 2,314 | 5,826 | 2,462 | 1,404 | 529 | 3,629 | 52,606 |
| 1,154 | 3,289 | 5,438 | 3,227 | 2,547 | 2,341 | 1,518 | 85 | 48 | | |

計算書による。本会計は昭和19年法律第15号によって昭和18年度限り廃止され、本年度の決算を結了した。なお、本会計廃止の際、これに属する権利義務は

第八表 国有財産整理資金を財源と

| 所管 | 科目 | 大正11年度から昭和1年度まで計 | 同右 百分比 | 昭和2年度 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-----|-----------|------------------|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 大蔵省 | 営繕管財局 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 国有財産整理費 | 1,841 | 14.9 | 355 | 355 | 563 | 1,423 | 464 |
| | 議院建築費 | — | — | — | — | — | — | 1,040 |
| | 中央諸官衙準備費 | 85 | 0.7 | — | — | — | — | — |
| | 中央諸官衙建築費 | 827 | 6.7 | 6,175 | 8,121 | 1,435 | 3,253 | 3,134 |
| | 其他営繕費 | 132 | 1.1 | 776 | 652 | 414 | 144 | 217 |
| | 諸払戻及補填金 | 5 | 0.0 | * | * | 1 | 27 | 3 |
| | 諸支出金 | 1 | 0.0 | 1 | * | * | * | * |
| | 土地区画整理清算金 | — | — | — | — | 2 | — | — |
| | 内務省 | 営繕費 | 236 | 1.9 | — | — | — | — |
| 陸軍省 | 土地建造物整理費 | 6,390 | 51.7 | 6,539 | 5,252 | 4,032 | 444 | 1,008 |
| | 其他 | — | — | — | — | — | — | — |
| 海軍省 | 営繕費及水路整備費 | — | — | 346 | 720 | 2,048 | 773 | 52 |
| 司法省 | 営繕費 | 2,736 | 22.1 | 890 | 628 | 493 | 148 | 40 |
| 文部省 | 営繕費 | — | — | — | — | — | — | — |
| 農林省 | 営繕費 | 112 | 0.9 | 10 | 72 | — | — | — |
| 商工省 | 営繕費 | — | — | 133 | 109 | 9 | — | — |
| 逓信省 | 営繕費 | — | — | — | — | 101 | 21 | 1 |
| 計 | | 12,371 | 100.0 | 15,228 | 15,913 | 9,102 | 6,237 | 5,963 |

備考：営繕管財局『第七十三回帝国議会国有財産参考書』による。単位以下切捨。

する一般会計支出済額

(単位 千円)

| 昭和2年度から昭和6年度まで計 | 同右 百分比 | 昭和7年度 | 8 | 9 | 10 | 11 | 昭和7年度から昭和11年度まで計 | 同右 百分比 | 計 | 同右 百分比 |
|-----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|-----------|--------|-----------|
| — | — | 77 | 92 | 92 | 92 | 93 | 447 | 1.6 | 447 | 0.5 |
| 3,163 | 6.0 | 431 | 430 | 427 | 427 | 462 | 2,180 | 7.9 | 7,184 | 7.8 |
| 1,040 | 2.0 | 1,708 | 1,118 | 1,408 | 1,113 | 1,089 | 6,438 | 23.4 | 7,479 | 8.1 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 85 | 0.1 |
| 22,120 | 42.2 | 2,872 | 2,541 | 3,027 | 909 | 701 | 10,052 | 36.5 | 33,001 | 35.7 |
| 2,204 | 4.2 | 169 | 295 | 1,221 | 280 | 1,144 | 3,110 | 11.3 | 5,447 | 5.9 |
| 33 | 0.1 | 13 | 47 | 1 | 29 | 4 | 96 | 0.4 | 135 | 0.1 |
| 3 | 0.0 | 1 | 1 | * | * | 24 | 28 | 0.1 | 33 | 0.0 |
| 2 | 0.0 | — | — | — | — | — | — | — | 2 | 0.0 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | 236 | 0.3 |
| 17,277 | 32.9 | 533 | 1,646 | 317 | 618 | 1,743 | 4,859 | 17.6 | 28,527 | 30.9 |
| 3,941 | 7.5 | 17 | 19 | — | — | — | 37 | 0.1 | 3,978 | 4.3 |
| 2,200 | 4.2 | — | 6 | 16 | — | — | 22 | 0.1 | 4,960 | 5.4 |
| — | — | — | — | 273 | — | — | 273 | 1.0 | 273 | 0.3 |
| 83 | 0.2 | — | — | — | — | 5 | 5 | 0.0 | 201 | 0.2 |
| 251 | 0.5 | — | — | — | — | — | — | — | 251 | 0.3 |
| 124 | 0.2 | — | — | — | — | — | — | — | 124 | 0.1 |
| 52,446 | 100.0 | 5,824 | 6,198 | 6,786 | 3,471 | 5,270 | 27,552 | 100.0 | 92,370 | 100.0 |

* 印は単位未満。

第九表 所有別国有林野面積ならびに割合 (単位 千町)

| 所有別 | | 年 末 | 昭和 2 | 5 | 8 | 11 | 14 | 17 |
|------|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 御料林 | 面積 (町) | | 1,361 | 1,444 | 1,425 | 1,380 | 1,334 | 1,315 |
| | 計に対する割合 (%) | | 5.9 | 6.2 | 6.0 | 5.7 | 5.5 | 5.0 |
| 国有林 | 面積 | | 7,764 | 7,701 | 7,721 | 7,712 | 7,650 | 7,600 |
| | 割合 | | 33.9 | 33.2 | 32.4 | 31.9 | 31.8 | 29.0 |
| 公有林 | 面積 | | 4,281 | 4,221 | 4,323 | 4,444 | 4,431 | 5,168 |
| | 割合 | | 18.7 | 18.2 | 18.1 | 18.4 | 18.4 | 19.7 |
| 社寺有林 | 面積 | | 131 | 142 | 145 | 152 | 151 | 178 |
| | 割合 | | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 |
| 私有林 | 面積 | | 9,361 | 9,692 | 10,227 | 10,495 | 10,511 | 11,930 |
| | 割合 | | 40.9 | 41.8 | 42.9 | 43.4 | 43.7 | 45.5 |
| 計 | 面積 | | 22,898 | 23,202 | 23,842 | 24,186 | 24,079 | 26,193 |
| | 割合 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

備考： 1. 昭和2年末から昭和14年末までの数字は『時事年鑑』(昭和11, 17年版)により、昭和17年末の数字は農林省総務局『第二十一回農林省統計表』(昭和21年3月刊)による。
 2. 『第二十一回農林省統計表』による数字には開墾適地・道路・河川・固定防火線等をも含む。

第十表 国有林野(北海道を除く)収入額 (単位 千円)

| | A 収 入 | | | | | | B 経 費 | | | 純収入 A-B |
|-------|--------|--------|------------|------------------|------------|-----|--------|--------|-------|------------|
| | 総額 | 経 常 部 | | | | 臨時部 | 総額 | 経常部 | 臨時部 | |
| | | 総計 | 内木竹 私下代 | 内斫伐 製品私 下代 | 内林野 私下代 | | | | | |
| 大正 11 | 34,994 | 34,974 | 10,878 | 19,976 | 1,493 | 20 | 19,750 | 19,591 | 159 | 15,244 |
| 12 | 36,740 | 36,698 | 10,952 | 21,600 | 1,878 | 42 | 21,261 | 20,032 | 1,229 | 15,479 |
| 13 | 37,639 | 37,584 | 10,364 | 23,340 | 2,044 | 55 | 20,702 | 18,401 | 2,301 | 16,937 |
| 14 | 37,214 | 37,180 | 9,590 | 24,686 | 2,049 | 34 | 16,896 | 16,580 | 316 | 20,318 |
| 昭和 1 | 32,739 | 32,686 | 9,332 | 20,570 | 1,752 | 53 | 19,676 | 19,441 | 235 | 13,063 |
| 2 | 35,339 | 35,258 | 10,594 | 22,010 | 1,737 | 81 | 20,560 | 20,336 | 224 | 14,779 |
| 3 | 35,869 | 35,842 | 11,727 | 21,575 | 1,642 | 27 | 20,498 | 20,318 | 180 | 15,371 |
| 4 | 32,572 | 32,555 | 9,401 | 20,983 | 1,311 | 17 | 23,880 | 23,567 | 313 | 8,692 |
| 5 | 33,654 | 33,639 | 8,085 | 23,040 | 1,666 | 15 | 25,249 | 25,009 | 240 | 8,405 |
| 6 | 29,562 | 29,550 | 6,335 | 21,416 | 1,109 | 12 | 21,386 | 21,311 | 75 | 8,176 |
| 7 | 26,420 | 26,408 | 5,001 | 19,968 | 773 | 12 | 22,409 | 20,236 | 2,173 | 4,011 |
| 8 | 26,727 | 26,710 | 4,931 | 20,379 | 636 | 17 | 22,821 | 20,548 | 2,273 | 3,906 |
| 9 | 28,282 | 28,252 | 5,851 | 21,046 | 588 | 30 | 23,668 | 21,073 | 2,595 | 4,614 |
| 10 | 31,472 | 31,453 | 5,879 | 24,253 | 557 | 19 | 25,420 | 21,581 | 3,839 | 6,052 |
| 11 | 34,228 | 34,199 | 6,766 | 25,870 | 800 | 29 | 26,351 | 23,954 | 2,397 | 7,877 |
| 12 | 35,530 | 35,503 | 6,758 | 27,494 | 429 | 27 | 28,799 | 23,957 | 4,842 | 6,731 |
| 13 | 38,265 | 38,242 | 7,954 | 29,072 | 329 | 23 | 29,629 | 27,511 | 2,118 | 8,636 |
| 14 | 44,618 | 44,582 | 8,549 | 34,517 | 387 | 36 | 32,522 | 29,087 | 3,435 | 12,096 |
| 15 | 65,319 | 65,278 | 10,649 | 53,340 | 230 | 41 | 43,289 | 39,763 | 3,526 | 22,030 |
| 16 | 76,307 | 76,224 | 12,002 | 62,858 | 301 | 83 | 50,646 | 47,164 | 3,482 | 25,661 |

備考： 1. 農林省山林局『国有林野一斑』(昭和16年度)により作成。
 2. 昭和17~20年度分は農林省資料が得られないため省略する。

第十一表 地方別国有・公有・私有林

| 地 方 | 昭 和 2 年 末 | | | | | |
|---|------------|-----------|--------------|-----------|--------------|--------------|
| | 総面積 (A) | 内 国 有 林 野 | | 内 公 有 林 野 | | 内 私 面積(D) |
| | | 面積(B) | 割 合 (B/A) | 面積(C) | 割 合 (C/A) | |
| | (千町) | (千町) | (%) | (千町) | (%) | (千町) |
| 北 海 道 | 6,303 | 3,536 | 56.0 | 776 | 12.3 | 1,177 |
| 青 森 | 651 | 418 | 64.1 | 71 | 11.0 | 126 |
| 岩 手 | 1,071 | 437 | 40.8 | 112 | 10.4 | 469 |
| 宮 城 | 370 | 135 | 36.6 | 102 | 27.6 | 130 |
| 秋 田 | 900 | 405 | 45.0 | 266 | 29.6 | 226 |
| 山 形 | 622 | 371 | 59.6 | 95 | 15.4 | 152 |
| 福 島 | 1,126 | 469 | 41.6 | 186 | 16.5 | 436 |
| 茨 城 | 226 | 53 | 23.6 | 4 | 1.8 | 166 |
| 栃 木 | 374 | 126 | 33.8 | 12 | 3.2 | 211 |
| 群 馬 | 427 | 198 | 46.4 | 20 | 4.8 | 169 |
| 埼 千 | 111 | 16 | 14.7 | 6 | 5.4 | 85 |
| 東 神 奈 川 | 162 | 7 | 4.6 | 10 | 6.4 | 140 |
| 新 富 山 | 73 | * | 10.9 | 13 | 18.5 | 48 |
| 石 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 115 | 8 | 0.0 | 32 | 28.4 | 64 |
| 山 川 | 610 | 267 | 43.7 | 134 | 22.0 | 205 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 174 | 80 | 46.4 | 36 | 20.9 | 56 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 161 | 20 | 12.6 | 8 | 5.3 | 130 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 175 | 4 | 2.7 | 29 | 16.8 | 138 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 341 | * | 0.0 | 188 | 55.3 | 128 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 893 | 200 | 22.4 | 298 | 33.3 | 218 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 761 | 96 | 12.7 | 205 | 26.9 | 389 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 477 | — | — | 92 | 19.3 | 272 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 156 | — | — | 26 | 16.8 | 105 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 317 | 10 | 3.1 | 88 | 27.7 | 210 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 161 | 6 | 4.2 | 60 | 37.2 | 88 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 199 | 3 | 1.6 | 62 | 31.4 | 129 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 33 | * | 2.5 | 6 | 20.5 | 23 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 467 | 25 | 5.4 | 181 | 38.7 | 251 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 175 | 2 | 1.6 | 38 | 22.0 | 132 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 298 | 11 | 3.7 | 59 | 19.9 | 225 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 198 | 26 | 13.2 | 74 | 37.7 | 95 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 408 | 16 | 4.0 | 38 | 9.4 | 348 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 400 | 27 | 6.9 | 135 | 33.8 | 230 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 489 | 38 | 7.8 | 81 | 16.7 | 365 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 305 | 4 | 1.5 | 103 | 33.8 | 194 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 333 | 2 | 0.6 | 24 | 7.2 | 304 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 93 | 8 | 8.9 | 27 | 28.9 | 55 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 300 | 34 | 11.6 | 50 | 16.7 | 211 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 423 | 125 | 29.6 | 31 | 7.5 | 265 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 185 | 27 | 14.6 | 48 | 26.0 | 108 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 105 | 19 | 18.1 | 31 | 29.7 | 53 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 144 | 25 | 17.5 | 39 | 27.1 | 79 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 333 | 66 | 20.1 | 85 | 25.7 | 179 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 278 | 45 | 16.3 | 69 | 24.8 | 162 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 409 | 169 | 41.4 | 63 | 15.4 | 175 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 418 | 174 | 41.6 | 73 | 17.6 | 170 |
| 井 野 泉 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 | 125 | 34 | 27.3 | 69 | 55.5 | 21 |
| 計 | 22,896 | 7,764 | 33.9 | 4,279 | 18.6 | 9,361 |

備考：『第五次農林省統計表』(昭和4年11月), 『第二十一次農林省統計表』(昭

野面積ならびに割合(昭和2年末・17年末)

| 有林野 | 昭 和 17 年 末 | | | | | | | |
|------|--------------|------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| | 割 合 (D/A) | 総面積 (A) | 内 国 有 林 野 | | 内 公 有 林 野 | | 内 私 有 林 野 | |
| | | | 面積(B) | 割 合 (B/A) | 面積(C) | 割 合 (C/A) | 面積(D) | 割 合 (D/A) |
| (%) | (千町) | (千町) | (%) | (千町) | (%) | (千町) | (%) | |
| 18.7 | 6,528 | 3,431 | 52.5 | 848 | 13.0 | 1,363 | 20.8 | |
| 19.4 | 621 | 419 | 67.5 | 65 | 10.6 | 113 | 18.2 | |
| 43.7 | 922 | 408 | 44.3 | 95 | 10.3 | 373 | 40.4 | |
| 35.2 | 422 | 121 | 28.7 | 130 | 30.8 | 168 | 39.8 | |
| 25.2 | 729 | 410 | 56.3 | 158 | 21.7 | 158 | 21.7 | |
| 24.5 | 682 | 368 | 53.9 | 107 | 15.7 | 204 | 29.9 | |
| 41.1 | 1,038 | 460 | 44.3 | 186 | 18.0 | 384 | 37.0 | |
| 73.4 | 207 | 54 | 26.2 | 5 | 2.7 | 144 | 69.3 | |
| 56.4 | 352 | 125 | 35.4 | 15 | 4.4 | 189 | 53.7 | |
| 39.6 | 409 | 196 | 48.0 | 18 | 4.4 | 176 | 43.2 | |
| 77.1 | 103 | 16 | 15.8 | 7 | 7.1 | 77 | 74.8 | |
| 86.4 | 153 | 8 | 5.5 | 13 | 9.1 | 126 | 82.5 | |
| 65.8 | 77 | 7 | 9.8 | 22 | 28.8 | 44 | 57.0 | |
| 56.0 | 125 | — | — | 38 | 30.4 | 76 | 61.1 | |
| 33.6 | 688 | 266 | 38.6 | 163 | 23.7 | 254 | 36.9 | |
| 32.3 | 186 | 80 | 43.2 | 30 | 16.3 | 74 | 40.0 | |
| 81.0 | 178 | 27 | 15.4 | 16 | 9.4 | 132 | 74.0 | |
| 78.5 | 236 | 4 | 2.0 | 31 | 13.5 | 196 | 82.9 | |
| 37.7 | 333 | — | — | 198 | 59.5 | 124 | 37.4 | |
| 24.4 | 1,049 | 200 | 19.0 | 337 | 32.1 | 341 | 32.5 | |
| 51.1 | 742 | 87 | 11.8 | 164 | 22.2 | 424 | 57.1 | |
| 57.0 | 437 | — | — | 77 | 17.7 | 268 | 61.3 | |
| 67.3 | 246 | — | — | 35 | 14.2 | 190 | 77.2 | |
| 66.2 | 314 | 9 | 2.9 | 84 | 26.8 | 211 | 67.3 | |
| 54.7 | 161 | 6 | 4.2 | 46 | 28.9 | 101 | 62.8 | |
| 64.9 | 291 | 3 | 1.1 | 83 | 28.6 | 198 | 68.0 | |
| 69.7 | 32 | * | 2.6 | 6 | 18.6 | 24 | 73.9 | |
| 53.7 | 436 | 25 | 5.7 | 169 | 38.7 | 233 | 53.4 | |
| 75.3 | 178 | 2 | 1.5 | 36 | 20.7 | 135 | 76.3 | |
| 75.5 | 2,685 | 11 | 0.4 | 510 | 19.0 | 2,141 | 79.7 | |
| 48.3 | 196 | 26 | 13.4 | 72 | 36.8 | 96 | 49.0 | |
| 85.1 | 403 | 16 | 4.0 | 42 | 10.6 | 338 | 83.8 | |
| 57.6 | 411 | 27 | 6.7 | 134 | 32.7 | 242 | 58.9 | |
| 74.6 | 498 | 38 | 7.6 | 80 | 16.0 | 376 | 75.5 | |
| 63.5 | 331 | 4 | 1.3 | 109 | 33.0 | 213 | 64.4 | |
| 91.4 | 320 | 2 | 0.7 | 11 | 3.5 | 303 | 94.6 | |
| 59.2 | 93 | 9 | 9.9 | 26 | 28.0 | 55 | 59.2 | |
| 70.4 | 309 | 42 | 13.6 | 51 | 16.7 | 211 | 68.2 | |
| 62.6 | 444 | 124 | 27.9 | 44 | 9.9 | 275 | 61.9 | |
| 58.6 | 211 | 26 | 12.5 | 49 | 23.5 | 133 | 62.9 | |
| 51.2 | 102 | 18 | 17.9 | 31 | 31.1 | 51 | 50.0 | |
| 54.7 | 138 | 24 | 17.9 | 36 | 25.9 | 76 | 54.9 | |
| 53.8 | 545 | 65 | 12.0 | 82 | 15.1 | 396 | 72.7 | |
| 58.2 | 452 | 45 | 10.0 | 113 | 25.1 | 290 | 64.3 | |
| 42.8 | 547 | 165 | 30.3 | 55 | 10.1 | 324 | 59.2 | |
| 40.6 | 469 | 169 | 36.0 | 88 | 18.8 | 210 | 44.9 | |
| 17.6 | 141 | 36 | 25.4 | 66 | 46.6 | 39 | 27.9 | |
| 40.8 | 26,193 | 7,600 | 29.0 | 4,806 | 18.3 | 12,291 | 46.9 | |

和21年3月)による。単位以下切捨。*印は単位未満。

第十二表 政府出資法人別出

| 法人名 | 年度 | | | |
|-----------------------|-----------|-------|--------|--------------------|
| | 昭和8 | 11 | 12 | 13 |
| 会社 | | | | |
| 南満洲鉄道株式会社 | | | 20,000 | 20,000 |
| 日本製鉄株式会社 | [284,195] | | | |
| 満洲拓植公社 | | | 9,000 | 990 |
| 帝国燃料興業株式会社 | | | 5,000 | 5,000 |
| 北支那開発株式会社 | | | | [30,586] 24,983 |
| 中支那振興株式会社 | | | | [7,640] 11,242 |
| 帝国鉱業開発株式会社 | | | | |
| 大日本航空株式会社 | | | | |
| 日本石炭株式会社 | | | | |
| 日本肥料株式会社 | | | | |
| 日本輸出農産物株式会社 | | | | |
| 日本蚕糸統制株式会社 | | | | |
| 帝国石油株式会社 | | | | |
| 東北興業株式会社 | | | | |
| 日本通運株式会社 | | | 2,000 | |
| 国際電気通信株式会社 | | | | |
| 金庫 | | | | |
| 産業組合中央金庫 (旧農林中央金庫) | | | | 500 |
| 商工組合中央金庫 | | 2,000 | 700 | 700 |
| 恩給金庫 | | | | 1,000 |
| 庶民金庫 | | | | (9,690) |
| 国民更生金庫 | | | | |
| 南方開発金庫 | | | | |

備考：各年度『歳入歳出総決算』による（外地特別会計を除く）。単位以下切捨。
 交付公債による出資は、大蔵省理財局『第八十一回帝国議会国債参考書』
 ある。現物による出資は大蔵省理財局『支那に関する特別参考書（中支那
 係概要）』（昭和16年2月）および北支那開発株式会社『支北那開発株式会

資払込金調

(単位 千円)

| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 40,000 | 60,000 | 40,000 | 70,000 | 70,000 | 123,792 | 125,000 |
| | | 42,629 | 54,565 | 54,565 | 18,756 | |
| 5,010 | | | | 8,125 | 8,125 | 8,125 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 26,000 | 16,000 | 8,000 | |
| [36,710] | [82,431] | [79,538] | | | | |
| [5,820] | [7,845] | | | | | |
| [5,500] 3,750 | 2,250 | | 9,750 | 4,500 | 6,750 | |
| 6,997 | 4,394 | 6,597 | | 5,499 | | |
| | 6,250 | | 6,250 | 6,250 | 6,250 | |
| | 6,250 | | | | | |
| | 2,500 | | | | | |
| | | 20,000 | | | | |
| | | 10,000 | 10,000 | | 30,000 | 36,000 |
| | | | | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 2,000 | 2,000 | 7,000 | | 9,125 | 9,125 |
| | 670 | 536 | | | | |
| 500 | 500 | 500 | 500 | | | |
| 1,600 | | | | 4,000 | 2,000 | 4,000 |
| | | (19,000) | (29,070) | (48,450) | | |
| | | (10,000) | | (48,450) | | |

昭和1～7年度および同9,10年度は出資払込額はない。
 および『国債統計年報』(昭和24年度第2部)により発行価格を株数倍したもので
 振興会社関係』(昭和16年1月)『北支那開発株式会社並北支那開発株式会社関
 社並関係会社事業概況』(昭和18年8月)による。

第十二表 政府出資法人別出

| 法人名 | 年度 | | | |
|-----------------------|-----------|-------|--------|----------|
| | 昭和8 | 11 | 12 | 13 |
| 戦時金融金庫 | | | | |
| 外資金庫 | | | | |
| 営団その他 | | | | |
| 住宅営団 | | | | |
| 農地開発営団 | | | | |
| 産業設備営団 | | | | |
| 日本医療団 | | | | |
| 中央食糧営団 (旧日本米穀株式会社) | | | | |
| 交易営団 (旧重要物資管理営団) | | | | |
| 日本証券取引所 | | | | |
| 大日本育英会 | | | | |
| 帝都高速度交通営団 | | | | |
| 損害保険中央会 | | | | |
| 生命保険中央会 | | | | |
| 合計 現金出資 | | 2,000 | 36,700 | 64,415 |
| 交付公債 | | | | (9,690) |
| 現物出資 | [284,195] | | | [38,226] |

資払込金調 (つづき)

| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|----------|----------|----------|----------|--------------------|-------------------|---------|
| | | | 100,000 | | (99,807) 193 | |
| | | | | | (10,320) | |
| | | 15,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 10,000 |
| | | 3,750 | 3,750 | | | |
| | | (48,450) | 30,000 | | (77,520) | |
| | | | (19,380) | (14,535) 15,000 | (14,535) 5,000 | |
| 3,750 | 7,500 | | 18,750 | | | |
| | | (19,380) | | (169,575) | | |
| | | | | (36,337) 11,042 | | |
| | | 10,000 | | 3,000 | (969) | |
| | | | | | (14,499) | |
| | | | | | (49,999) | |
| 71,607 | 102,314 | 161,012 | 356,565 | 220,482 | 240,491 | 194,750 |
| [48,030] | [90,276] | [96,830] | (48,450) | (381,846) | (203,151) | |
| | | [79,538] | | | | |

第十三表 政府出資法人別配当金収入

| 年度 | 南満洲株配当金 | 鴨緑江公配当金 | 株式銀行配当金 | 会道銀行配当金 | 株式北拓配当金 | 会海殖配当金 | 東殖株配当金 | 拓式配当金 | 日線株配当金 | 本電式配当金 | 無信会配当金 | 日鉄会配当金 | 製式配当金 | 国際株配当金 | 電信会配当金 | 日本株配当金 | 肥料式配当金 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 昭和1年度 | 9,337 | 140 | 37 | 100 | 240 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 9,337 | 129 | | 90 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 9,337 | 175 | | 90 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 11,509 | 105 | | 90 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 11,509 | 69 | | 90 | | | | 82 | | | | | | | | | |
| 6 | 9,337 | 26 | | 80 | | | | 165 | | | | | | | | | |
| 7 | 4,343 | 20 | 7 | 75 | | | | 165 | | | | | | | | | |
| 8 | 9,337 | 16 | 7 | 70 | | | | 165 | | | | | | | | | |
| 9 | 10,765 | 75 | 7 | 70 | | | | 165 | 11,023 | | | | | | | | |
| 10 | 11,350 | 70 | 7 | 70 | | | | 165 | 15,232 | | | | | | | | |
| 11 | 11,350 | 112 | 7 | 70 | 120 | | | 165 | 17,711 | | | | | | | | |
| 12 | 11,350 | 84 | 8 | 70 | 150 | | | 717 | 17,487 | | | | | | | | |
| 13 | 11,903 | 126 | 12 | 70 | 180 | | | 0 | 17,227 | 165 | | | | | | | |
| 14 | 12,901 | 84 | 15 | 70 | 210 | | | | 16,746 | 165 | | | | | | | |
| 15 | 14,453 | 168 | 15 | 70 | 210 | | | | 17,283 | 82 | | | | | 10 | | |
| 16 | 16,889 | | 15 | 70 | 210 | | | | 15,728 | | | | | | | 375 | |
| 17 | 18,882 | | 17 | 70 | 210 | | | | 18,530 | | | | | | | 375 | |
| 18 | 21,651 | | 13 | 52 | 210 | | | | 23,350 | | | | | | | 187 | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考：各年度『歳入歳出総決算』一般会計の部による。昭和15年度以降は各年度信事業業務勘定歳入歳出決定計算書による。昭和19, 20年度政府出資特別単位以下切捨。

回収金収入・清算分配金収入額

(単位 千円)

| 日本系統株配当金 | 蚕制会配当金 | 日出物会配当金 | 本農株配当金 | 輸産式配当金 | 政府出資配当金収入 | 日本通運株式配当金(帝國鉄道) | 株配当金(通運) | 国際株配当金(通運) | 電信会社配当金(通運) | 鴨緑江公配当金 | 江司配当金 | 採政回配当金 | 日本株配当金 | 米式清算分配金収入 | 配当金収入計 | 回収金収入計 | 清算分配金収入計 |
|----------|--------|---------|--------|--------|-----------|-----------------|----------|------------|-------------|---------|-------|--------|--------|-----------|--------|--------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | | | 9,855 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 9,557 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 9,603 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 11,704 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 11,751 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 9,610 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 4,612 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 9,597 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 22,107 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 26,895 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 29,536 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 29,867 | | |
| | | | | | | 100 | | | | | | | | | 29,785 | | |
| | | | | | | 100 | | | | | | | | | 30,291 | | |
| | | | | | | 131 | 27 | | | | | | | | 32,451 | | |
| | | | | | | 228 | 257 | 5,800 | | | | | | | 33,774 | 5,800 | |
| 1,058 | | 75 | | | | 360 | 262 | 163 | | | | | 375 | 39,841 | 163 | 375 | |
| 1,200 | | 75 | | | | 650 | 266 | | | | | | | 47,657 | | | |
| | | | | | 54,509 | | 270 | | | | | | | 54,780 | | | |
| | | | | | 44,474 | | 135 | | | | | | | 44,610 | | | |

の政府出資歳入歳出決定計算書、帝國鉄道収益勘定歳入歳出決定計算書および通会計配当金収入は、項に法人別の金額がないので、合計額を収録した。

第十四表 所管別営繕費・災

| 所管 | 年度 | 款 | | | | | | | | |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 外務省 | 営繕費 | 107 | 232 | 260 | 1,413 | 86 | 66 | 69 | 349 | 190 |
| | 災害復旧諸費計 | — | 99 | 135 | — | — | — | 19 | — | — |
| | 計 | 107 | 331 | 396 | 1,413 | 86 | 66 | 89 | 349 | 190 |
| 内務省 | 営繕費 | 171 | 363 | 425 | 734 | 515 | 196 | 312 | 226 | 253 |
| | 災害復旧諸費計 | 5,240 | 5,138 | 5,190 | 6,532 | 6,189 | 6,267 | 6,341 | 6,302 | 12,987 |
| | 計 | 7,671 | 6,297 | 6,361 | 7,851 | 7,087 | 6,784 | 6,784 | 6,634 | 13,344 |
| 大蔵省 | 営繕費 | 5,293 | 12,487 | 14,337 | 7,258 | 7,463 | 7,570 | 7,624 | 11,903 | 13,049 |
| | 災害復旧諸費計 | 357 | 787 | 231 | 399 | 85 | 26 | 109 | 80 | 1,058 |
| | 計 | 5,766 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 陸軍省 | 営繕費 | 802 | 5,224 | 7,039 | 9,370 | 6,525 | 2,031 | 1,987 | 1,823 | 2,245 |
| | 災害復旧諸費計 | 12,220 | 18,499 | 21,607 | 17,028 | 14,074 | 9,628 | 9,720 | 13,807 | 16,352 |
| | 計 | 13,022 | 23,723 | 28,646 | 26,398 | 20,600 | 11,659 | 11,707 | 15,634 | 18,597 |
| 海軍省 | 営繕費 | 209 | 337 | 894 | 2,036 | 1,206 | 674 | 548 | 651 | 899 |
| | 災害復旧諸費計 | 236 | 196 | 418 | 363 | 393 | 54 | 1,054 | 224 | 562 |
| | 計 | 7,454 | 9,900 | 6,785 | 5,179 | 4,089 | 1,154 | 1,253 | 1,903 | 1,622 |
| 司法省 | 営繕費 | 1,493 | 3,333 | 2,208 | 990 | 319 | 149 | 321 | 339 | 570 |
| | 災害復旧諸費計 | 162 | 281 | 117 | 67 | 83 | 7 | 55 | 105 | 316 |
| | 計 | 961 | 1,103 | 1,077 | 760 | 359 | 186 | 162 | 234 | 203 |
| 文部省 | 営繕費 | 2,617 | 4,718 | 3,403 | 1,818 | 762 | 342 | 539 | 679 | 1,090 |
| | 災害復旧諸費計 | 1,474 | 1,765 | 1,071 | 3,474 | 1,739 | 477 | 601 | 614 | 711 |
| | 計 | 483 | 730 | 94 | 36 | 49 | — | 84 | 64 | 500 |
| 農林省 | 営繕費 | 2,036 | 5,594 | 5,715 | 8,000 | 4,301 | 3,144 | 2,830 | 2,965 | 2,934 |
| | 災害復旧諸費計 | 3,993 | 8,090 | 6,881 | 11,511 | 6,090 | 3,622 | 3,516 | 3,645 | 4,146 |
| | 計 | 571 | 701 | 1,730 | 1,841 | 700 | 545 | 1,138 | 717 | 444 |
| 商工省 | 営繕費 | 117 | 94 | 106 | 80 | 56 | — | 11 | 14 | 259 |
| | 災害復旧諸費計 | 157 | 120 | 59 | 94 | 64 | 53 | 68 | 15 | — |
| | 計 | 846 | 917 | 1,897 | 2,017 | 821 | 598 | 1,218 | 747 | 704 |
| 商工省 | 営繕費 | 1,051 | 524 | 532 | 396 | 87 | 55 | 45 | 201 | 435 |
| | 災害復旧諸費計 | — | — | — | — | — | — | — | — | 8 |
| | 計 | 460 | 481 | 157 | 255 | 239 | 130 | 30 | — | — |
| | 計 | 1,512 | 1,005 | 689 | 652 | 326 | 185 | 75 | 201 | 444 |

備考：各年度『歳入歳出総決算』による。昭和19、20年度決算書の科目構成は、
ると考えられるものを各目明細書により集計計上した。単位以下切捨。

害費・震災復旧費

(単位 千円)

| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 198 | 273 | 184 | 1,833 | 2,339 | 3,802 | 2,818 | 193 | — | — | 2,010 |
| — | — | — | 9 | 1,413 | — | 291 | 284 | — | — | — |
| 198 | 273 | 184 | 1,843 | 3,753 | 3,802 | 3,110 | 477 | — | — | 2,010 |
| 417 | 219 | 135 | 65 | 71 | 325 | 254 | 75 | 898 | 923 | 759 |
| 24,887 | 28,205 | 26,830 | 27,937 | 21,169 | 29,202 | 49,372 | 63,709 | 93,682 | 117,143 | 267,219 |
| 105 | 104 | 105 | 72 | 73 | 69 | 74 | — | — | — | — |
| 25,410 | 28,529 | 27,071 | 28,075 | 21,314 | 29,598 | 49,700 | 63,784 | 94,580 | 118,066 | 267,978 |
| 8,261 | 10,648 | 17,806 | 13,519 | 16,574 | 30,323 | 22,697 | 34,671 | 39,313 | 29,109 | 25,050 |
| 1,425 | 1,273 | 295 | 339 | 28 | 6,074 | 513 | 1,678 | 4,604 | 7,054 | 31,190 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,574 | 1,444 | 795 | 682 | 553 | 273 | 129 | — | — | — | — |
| 11,261 | 13,367 | 18,897 | 14,541 | 17,156 | 36,670 | 23,340 | 36,349 | 43,918 | 36,163 | 56,240 |
| 1,001 | 1,262 | 1,139 | 833 | 824 | 625 | 1,213 | 1,185 | — | — | — |
| 2,809 | 811 | 999 | 297 | 1,003 | 828 | 936 | 930 | — | — | — |
| 2,054 | 1,837 | 1,937 | 1,353 | 1,449 | 1,161 | 848 | — | — | — | — |
| 5,866 | 3,911 | 4,076 | 2,482 | 3,277 | 2,615 | 2,998 | 2,115 | — | — | — |
| 719 | 772 | 872 | 591 | 453 | 884 | 728 | 551 | — | — | — |
| 283 | 484 | 361 | 869 | 39 | 53 | 1,125 | — | — | — | — |
| 1,510 | 1,401 | 999 | 199 | 199 | 198 | 121 | — | — | — | — |
| 2,514 | 2,658 | 2,233 | 1,660 | 693 | 1,137 | 1,974 | 551 | — | — | — |
| 454 | 920 | 655 | 280 | 493 | 644 | 589 | 524 | 725 | 556 | 1,016 |
| 265 | 159 | 52 | 325 | 86 | 124 | 178 | 246 | 197 | 298 | — |
| 81 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 801 | 1,079 | 708 | 605 | 579 | 768 | 768 | 770 | 922 | 854 | 1,016 |
| 402 | 1,014 | 794 | 719 | 2,827 | 8,352 | 8,718 | 7,951 | 4,891 | 270 | 433 |
| 659 | 83 | — | 157 | 43 | 724 | 747 | 134 | 288 | — | — |
| 2,457 | 2,014 | 1,829 | 1,232 | 1,340 | 551 | 666 | — | — | — | — |
| 3,519 | 3,112 | 2,623 | 2,110 | 4,211 | 9,628 | 10,131 | 8,086 | 5,180 | 270 | 433 |
| 1,228 | 1,033 | 1,213 | 147 | 985 | 772 | 844 | 793 | — | — | 468 |
| 12,807 | — | 2,005 | 8,381 | 17,869 | 2,887 | 6,678 | 9,597 | — | — | 107,338 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 14,036 | 1,033 | 3,218 | 9,029 | 18,855 | 3,660 | 7,522 | 10,390 | — | — | 107,806 |
| 255 | 266 | 1,097 | 823 | 1,668 | 1,406 | 1,551 | 2,328 | — | — | 23 |
| — | — | — | — | — | 14 | — | 50 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 255 | 266 | 1,097 | 823 | 1,668 | 1,420 | 1,551 | 2,378 | — | — | 23 |

それ以前のものとは相違しているため、以前ならば営繕費または災害費に含まれ

第十四表 所管別營繕費・災害

| 所管 款 | 年度 | | | | | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| 通信省 | 營繕費 | 1,275 | 994 | 633 | 1,108 | 611 | 328 | 217 | 341 | 44 |
| | 災害復旧費 | 937 | 1,472 | 714 | 231 | 309 | 209 | 78 | 29 | 125 |
| | 新営費 | 26,329 | 7,370 | 4,532 | 4,002 | 1,769 | 1,199 | 309 | 516 | 18 |
| | 計 | 28,842 | 9,837 | 5,881 | 5,342 | 2,690 | 1,737 | 605 | 886 | 188 |
| 拓務省 | 營繕費 | — | — | — | 103 | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | 103 | — | — | 2 | — | — |
| 厚生省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 大東亜省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 軍需省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第一復員省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第二復員省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 農商省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| (20年)運輸省 | 營繕費 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 13,369 | 22,334 | 23,586 | 20,751 | 13,933 | 11,103 | 11,882 | 16,428 | 17,615 | |
| 対する百分率 | 00.84 | 01.26 | 01.29 | 01.19 | 00.89 | 00.75 | 00.60 | 00.72 | 00.81 | |
| 災害費 | 8,913 | 10,154 | 8,444 | 9,838 | 8,727 | 6,902 | 8,866 | 7,801 | 19,503 | |
| 震災復旧費 | 54,534 | 40,543 | 39,045 | 43,521 | 24,558 | 10,892 | 8,161 | 16,315 | 11,589 | |
| 合計 | 76,817 | 73,032 | 71,076 | 74,111 | 47,220 | 28,899 | 28,910 | 40,545 | 48,708 | |
| 対する百分率 | 04.86 | 04.13 | 03.91 | 04.26 | 03.03 | 01.95 | 01.48 | 01.79 | 02.25 | |
| 歳出総計 | 1,578,826 | 1,765,723 | 1,814,855 | 1,736,317 | 1,557,863 | 1,476,875 | 1,950,140 | 2,254,662 | 2,163,003 | |

費・震災復旧費(つづき)

(単位 千円)

| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 46 | 34 | 138 | 30 | 64 | 70 | 314 | 1,394 | — | — | — |
| 14 | 41 | — | 98 | 79 | 134 | — | 412 | — | — | — |
| 27 | 5 | 39 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 87 | 82 | 177 | 128 | 144 | 204 | 314 | 1,806 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | 9 | — | — | — | — | — |
| — | — | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | 1 | — | 9 | — | — | — | — | — |
| — | — | 210 | 531 | 610 | 617 | 1,173 | 1,948 | 1,890 | 18,104 | 7,522 |
| — | — | 143 | 207 | 86 | 707 | 108 | 607 | 825 | 187 | 455 |
| — | — | 353 | 739 | 696 | 1,325 | 1,281 | 2,556 | 2,716 | 18,292 | 7,977 |
| — | — | — | — | — | — | — | 2,875 | 2,313 | 13,052 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 125 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 3,000 | 2,313 | 13,052 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 1,951 | 2,063 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 1,951 | 2,063 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 4,126 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 4,126 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 14,188 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 14,188 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 511 | 2,536 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 42 | 25,927 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 554 | 28,464 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 5,823 | 39,510 | 36,297 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 937 | 1,846 | 2,146 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | 6,761 | 41,356 | 38,443 |
| 12,987 | 16,445 | 24,247 | 19,876 | 26,914 | 47,833 | 40,904 | 54,491 | 58,320 | 106,127 | 91,898 |
| 00.58 | 00.72 | 00.89 | 00.60 | 00.59 | 00.81 | 00.50 | 00.65 | 00.46 | 00.41 | 00.42 |
| 43,153 | 31,060 | 30,688 | 38,626 | 41,819 | 40,753 | 59,951 | 77,775 | 100,578 | 152,457 | 408,349 |
| 7,812 | 6,809 | 5,707 | 3,539 | 3,617 | 2,254 | 1,839 | — | — | — | — |
| 63,953 | 54,315 | 60,643 | 62,042 | 72,351 | 90,841 | 102,695 | 132,267 | 158,898 | 258,585 | 500,248 |
| 02.89 | 02.37 | 02.23 | 01.88 | 01.61 | 01.54 | 01.26 | 01.59 | 01.26 | 01.30 | 02.32 |
| 2,206,477 | 2,282,175 | 2,709,157 | 3,288,029 | 4,493,833 | 5,860,213 | 8,133,891 | 8,276,475 | 12,551,813 | 19,871,947 | 21,496,189 |

第十五表 大蔵省所管管繕

| 項目 | 年度 | | | | | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 議院建築費等 | 1,443 | 1,716 | 1,977 | 1,802 | 2,597 | 2,602 | 1,708 | 1,118 | 1,408 |
| 中央諸官衙等諸費 | 827 | 6,958 | 8,502 | 1,435 | 3,253 | 3,134 | 2,872 | 2,541 | 3,077 |
| 内中央諸官衙建築費 | 827 | 6,175 | 8,121 | 1,435 | 3,253 | 3,134 | 2,872 | 2,541 | 3,077 |
| 諸官衙仮庁舎その他整理費 | | 782 | 381 | | | | | | |
| 税務関係諸費 | 1,355 | 1,344 | 802 | 1,267 | 1,127 | 660 | 778 | 2,685 | 1,909 |
| 内税務署庁舎その他新営費等 | 121 | 175 | 230 | 145 | 106 | | 394 | 234 | 73 |
| 税関関係新営費等 | 1,233 | 1,169 | 572 | 1,121 | 1,021 | 660 | 384 | 2,451 | 1,836 |
| 内神戸税関関係諸費 | 743 | 192 | 275 | 927 | 571 | 549 | 255 | 484 | 696 |
| 横浜税関関係諸費 | 26 | 332 | | | | | 79 | 1,678 | 728 |
| 門司税関関係諸費 | 401 | 410 | 257 | 180 | 449 | 111 | 49 | 287 | 411 |
| 長崎税関関係諸費 | 62 | 233 | 39 | | | | | | |
| その他税関関係諸費 | | | | 13 | | | | | |
| 造幣・印刷・専売関係諸費 | 159 | 400 | 991 | 734 | | 203 | 790 | 1,660 | 2,516 |
| 内造幣局建物その他新営費 | 10 | 50 | 749 | 274 | | | | 76 | 1,029 |
| 印刷局工場建物新営補修費 | | 131 | | | | | | | |
| アルコール製造工場新営費 | | | | | | | | | |
| 専売局関係工場その他新営費等 | 148 | 217 | 241 | 460 | | 203 | 790 | 1,583 | 1,486 |
| 内務関係諸費 | | | | | | | | | 123 |
| 軍事関係諸費 | | 9 | 86 | 342 | 7 | 158 | 121 | 194 | 885 |
| 内陸軍関係諸費 | | | | 20 | | | 30 | 194 | 885 |
| 海軍関係諸費 | | 9 | 86 | 322 | 7 | 158 | 90 | | |
| 司法関係諸費 | 217 | 91 | 13 | 7 | | | | 311 | 128 |
| 文教関係諸費 | 246 | 6 | 161 | 121 | | 61 | 216 | 653 | 827 |

備考：各年度『歳入歳出総決算』による。カッコ内の数字は諸新営費および修繕の決算書の科目構成は、それ以前のものと同様であるが、以前ならば営新営費は独立の款となっているので別表に掲げた。単位以下切捨。*印は

費目的別支出済額

(単位 千円)

| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|----------------|----------------|
| 1,165 | 1,171 | 273 | 3 | * | * | | * | 182 | (61) | (67) |
| 1,009 | 854 | 2,471 | 1,307 | 423 | 3,568 | 1,133 | 711 | 482 | (65) 23 | (469) 1,871 |
| 1,009 | 854 | 2,471 | 1,307 | 423 | 3,568 | 714 | 71 | 36 | | (469) 1,871 |
| | | | 3 | | | 419 | 640 | 446 | (65) 23 | |
| 477 | 640 | 1,071 | 397 | 278 | 231 | 51 | 448 | 637 | (242) 1,351 | (1,068) 93 |
| | | 109 | 33 | | | | 380 | 619 | (177) | (1,068) 93 |
| 477 | 640 | 961 | 364 | 278 | 231 | 51 | 68 | 17 | (64) | |
| 452 | 581 | 600 | 329 | 90 | 130 | | | | (13) | |
| | 13 | 4 | | 188 | 100 | | | | | |
| | 45 | 308 | 34 | | | | | | | |
| 24 | | 47 | | | | | | | (51) | |
| 1,037 | 4,238 | 7,978 | 5,827 | 8,079 | 13,226 | 9,765 | 10,990 | 18,259 | (164) | (92) |
| 29 | 613 | 1,295 | 27 | (187) | 833 | 762 | 866 | 3,697 | | |
| 49 | 81 | 198 | 1,515 | 1,101 | 4,356 | 8,128 | 9,817 | 14,286 | | |
| | | 4,815 | 3,430 | 6,545 | 7,766 | 351 | 76 | 270 | | |
| 957 | 3,543 | 1,669 | 854 | 432 | 306 | 522 | 231 | 4 | (164) | (92) |
| 328 | | | | | | | | | | |
| 612 | 356 | 954 | 872 | 2,629 | 6,434 | 2,838 | 5,965 | 3,889 | 2,054 | 4,952 |
| 408 | 260 | 830 | 511 | 2,621 | 5,972 | 2,706 | 275 | 2 | | |
| 203 | 96 | 123 | 360 | 8 | 462 | 131 | 5,689 | 3,887 | 2,054 | 4,952 |
| | | 71 | 80 | 645 | 10 | 171 | 251 | * | (2) | (106) |
| 427 | 140 | 3 | 2 | 281 | 937 | 1,842 | 6,733 | 7,245 | (429) | (535) |

費の項に計上されているもので、目的別に計上したものである。昭和19、20年度繕費に含まれると考えられるものを集計計上した。昭和15年度以前の震災復旧及単位未満。

第十五表 大蔵省所管営繕

| 項目 | 年度 | | | | | | | | |
|--------------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 逓信関係諸費 | 141 | 1 | 86 | 382 | | 111 | 515 | 1,150 | 788 |
| 内郵便局貯金局新営費 | | 1 | 86 | 382 | | | | | 214 |
| 簡易保険局等新営費 | | | | | | 111 | 415 | 1,150 | 574 |
| 私設電話交換装置改造費 | 141 | | | | | | 99 | | |
| 航空試験所その他新営費 | | | | | | | | | |
| 技術試験所研究所関係諸費 | 29 | 413 | 324 | 33 | 6 | 280 | 194 | 170 | 163 |
| 内農林水産関係諸費 | 29 | 413 | 324 | 33 | 6 | 212 | 159 | 74 | 53 |
| 工業関係諸費 | | | | | | | | | |
| 運輸関係諸費 | | | | | | 68 | 35 | | |
| その他試験所新営費 | | | | | | | | 95 | 109 |
| 震災復旧及新営費 | | | | | | | | | |
| 官庁防空疎開関係諸費 | | | | | | | | | |
| 営繕継続事業費 | | | | | | | | | |
| 新 営 費 | 590 | 1,302 | 1,147 | 812 | 342 | 260 | 295 | 1,299 | 1,087 |
| 修 繕 費 | 282 | 243 | 244 | 318 | 128 | 96 | 129 | 116 | 133 |
| 営 繕 費 総 計 | 5,293 | 12,487 | 14,337 | 7,258 | 7,463 | 7,570 | 7,624 | 11,903 | 13,049 |

費目的別支出済額(つづき)

(単位 千円)

| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 1,765 | 928 | 991 | 491 | 1,035 | 1,531 | 728 | 1,296 | 937 | (26) | |
| 479 | 769 | 906 | 201 | 211 | 467 | 146 | 75 | * | | |
| 1,286 | 158 | 74 | 14 | 51 | 360 | 329 | 955 | 786 | (26) | |
| | | 10 | 274 | 773 | 703 | 252 | 264 | 150 | | |
| 213 | 121 | 489 | 1,097 | 761 | 1,000 | 1,425 | 1,470 | 1,126 | (2,561) | |
| 34 | 121 | 449 | 370 | 123 | 141 | 444 | 302 | 79 | (215) | (475) |
| | | 8 | 619 | 576 | 686 | 864 | 837 | 1,046 | (240) | (182) |
| | | 32 | 107 | 61 | 173 | 117 | 330 | | (2,105) | (35) |
| 179 | | | | | | | | | 6,062 | |
| | | | | | | | 149 | 22 | 46 | 15 |
| | | | | | | | | | (494) | (163) |
| | | | | | | 1,489 | 480 | 148 | 1,952 | 2,366 |
| | | | | | | | | | 13,153 | 12,290 |
| 1,029 | 1,952 | 3,166 | 3,190 | 2,148 | 2,405 | 2,454 | 5,456 | 6,002 | (25) | (111) |
| | | | | | | | | | (149) | (31) |
| 194 | 244 | 335 | 248 | 290 | 940 | 797 | 716 | 378 | 4,466 | 3,460 |
| | | | | | | | | | (241) | (121) |
| 8,261 | 10,648 | 17,806 | 13,519 | 16,574 | 30,323 | 22,697 | 34,671 | 39,313 | 29,109 | 25,050 |

第十六表 震 災 復

| 区 分 | 年 度 | | | | | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 昭和1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 事 務 費 | 363 | 409 | 433 | 343 | 287 | 260 | 68 | 81 |
| 絹業試験所庁舎新営費 | 33 | 48 | 231 | 353 | 33 | | | |
| 郵便局舎新営費 | 510 | 831 | 1,259 | 2,048 | 461 | 14 | 37 | 761 |
| 生糸検査所新営費 | 157 | | | | | | | |
| 横浜税関上屋其他復旧費 | 924 | 1,285 | 923 | 487 | 97 | 4 | | |
| 税務署庁舎其他復旧費 | 28 | 36 | 289 | 65 | | | 52 | 18 |
| 印刷局庁舎及工場其他復旧費 | 1,736 | 621 | 1,039 | 1,832 | 2,071 | 470 | 159 | 174 |
| 専売局所属工場其他復旧費 | 1,875 | 716 | 719 | 828 | 1,015 | 928 | 311 | 207 |
| 神奈川県爆弾発物貯庫其他復旧費 | 45 | 16 | 45 | 171 | 37 | | | |
| 陸軍各部隊建造物復旧費 | 518 | 27 | 440 | 282 | 113 | 78 | 14 | 91 |
| 千住製絨所建造物復旧費 | 64 | 317 | 172 | 365 | 20 | | | |
| 海軍学校其他建造物復旧費 | 1 | * | 62 | 414 | | 27 | 568 | 17 |
| 裁判所復旧費 | 69 | 102 | 420 | 343 | 133 | | | |
| 水産講習所其地復旧費 | 108 | 39 | 256 | 298 | 8 | * | 473 | 65 |
| 貯金局新営費 | * | 236 | 374 | 1,254 | 2,245 | 77 | | |
| 燈台局其他新営費 | 33 | 494 | 370 | 281 | | | | |
| 貴族院及衆議院庁舎其他復旧費 | 99 | 39 | | | | | | |
| 東京高等商船学校其他復旧及新営費 | | | | | | 168 | 302 | 406 |
| 東京外国語学校建造物復旧及新営費 | | | | | | | | |
| 工 事 費 | 6,206 | 4,814 | 6,606 | 9,026 | 6,238 | 1,770 | 1,919 | 1,742 |
| 計 | 6,569 | 5,224 | 7,039 | 9,370 | 6,525 | 2,031 | 1,987 | 1,823 |

備考：各年度『歳入歳出総決算』『大蔵省所管経費決算報告書』歳出臨時部によ
俸加給，休職俸給，賞与で，工事費は工事費，建築費，設備費，敷地買収
営費の両款による。昭和17年度から昭和19年度までは営繕費の一項に含ま

旧 及 新 営 費 (昭和1~20年度)

(単位 千円)

| | | | | | | | | | | | | 9 | | 10 | | 11 | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | | 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|------|----|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|
| | | | | | | | | | | | | 94 | 78 | 77 | 61 | 18 | 35 | 10 | 8 | (16) | (1) | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 720 | 30 | 418 | 274 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 29 | 57 | 70 | * | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 190 | 425 | 517 | 321 | 118 | 89 | 179 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 541 | 226 | 1 | 9 | 250 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 184 | 280 | 176 | 129 | 121 | 132 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | * | 130 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 483 | 344 | 182 | | 172 | 296 | 75 | 89 | (132) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 2,150 | 1,496 | 1,367 | 734 | 664 | 517 | 262 | 121 | (132) | (21) | (46) | 15 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 2,245 | 1,574 | 1,444 | 795 | 682 | 553 | 273 | 129 | (149) | (22) | (46) | 15 | | | | | | | | | | | | |

る。事務費は勅任俸給，奏任俸給，判任俸給，庁費，雑給及雑費，年功加俸及特別
費，作業費，復旧費，新営費である。昭和1年度は震災復旧諸費，震災復旧及新
れたので，()をもって示した。単位以下切捨。*印は単位未満。

昭和三十三年十一月一日 発行

昭和財政史 第八卷 国有財産・營繕
定価 一、三〇〇円

編者 大蔵省昭和財政史編集室

発行者兼印刷者 東京都中央区日本橋本石町三丁目二
綿野脩三

印刷所 東京都品川区上大崎長者九二八四
東洋経済新報社印刷工場

発行所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二
東洋経済新報社

電話日本橋代表四二一一
振替口座東京六五一八

☆検印省略☆

落丁・乱丁本はおとりかえ致します
©1953. Printed in Japan

監修者のことば

大内 兵衛
青木 得三

この『昭和財政史』は昭和初年から終戦の昭和二十年に至る期間の財政、すなわち明治、大正の時代において創設育成せられ一応原形をととのえていた財政が、太平洋戦争によって崩壊するに至るまでの財政の歴史である。くわしくいえば、これは、財政機関、会計制度、歳計、臨時軍事費、租税、国債、借入金、専売・国営企業、国有財産・営繕、通貨・物価、金融、預金部資金、国家投資、国際金融・貿易、地方財政および旧外地財政等財政の諸部門についてのおおのその沿革、発展の経過を述べ、かつまた、それを系統的に総合しようとしたものである。その記述は大蔵省所属の根本資料によっている。この点がこの財政史の最大の特色である。全部は十五巻より成る。成稿にしたがって順次刊行する予定である。

終戦後まもなく大蔵省部内に、昭和財政史編集の議がおこり、たまたま、われわれは、その事業の委嘱をうけた。考えて見れば、明治初年以降同三十五年までの財政事歴につ

いては、大蔵省事務関係者の手になる『明治財政史』（全十五巻）がある。また、それ以後大正末年までの財政事蹟については、大蔵省が編集のスタッフをもって編集した『明治大正財政史』（全二十巻）がある。それぞれ官庁歴史の尤であることは人の知るところである。われわれのこの『昭和財政史』は、右二つの伝統をつぐものである。

この意味で、この『昭和財政史』は、前の二つの『財政史』と合せて、維新以後八十年間の国運消長の過程を財政の面から語るであろう。これが大蔵省当局者のわれわれに対する希望であった。われわれもまた、もちろんこの意図を尊重した。しかし昭和以来の財政は、国の政治と国民経済の推移とに關して、それ以前の財政に比しては一層重要な關係をもち、またこの期間においては、日本の運命は、有史以来未曾有に悲劇的なものとして終った。そこで、この期間の財政史の編集、記述もまた前二史における方針とは同一ではありえず、当然に、とくに右の二つの特色を示すために多くの注意を払った。それは、従来のいわゆる官庁的事務記録の域を脱して、いわゆる「歴史の問題」のためにも役だつものとなつたと思う。いかえれば、これは官庁の資料に基づいて作つた財政史ではあるが、一般人にも親しまれる財政史であることを願つて編集をし、そういう野心をいだいて記述の筆をとつた。

昭和財政史 (全十八巻)

太字……既刊
※印……次回配本

| | | | |
|-------------------|-------------------|------------------------------------|-------------------|
| 第一巻 総説 | 法政 大学 総長 大内 兵衛 | 第十巻 金 融 (上) | 教育 大学 教授 大島 清 |
| 第二巻 財政 機關 | 大蔵省大臣官房調査課 山村 勝郎 | 第十一巻 金 融 (下) | 教育 大学 教授 大島 清 |
| 第三巻 歳 計 | 大蔵省大臣官房調査課 西村 紀三郎 | 第十二巻 預 金 部 資 金 | 法政 大学 教授 宇佐美誠次郎 |
| 第四巻 臨時 軍事 費 | 法政 大学 教授 宇佐美誠次郎 | 第十三巻 国 際 金 融 ・ 貿 易 | 立教 大学 教授 藤田 武夫 |
| 第五巻 租 税 | 立教 大学 教授 藤田 武夫 | 第十四巻 地 方 財 政 | 立教 大学 教授 藤田 武夫 |
| 第六巻 国 債 | 山梨 大学 助教授 藤崎 憲二 | 第十五巻 旧 外 地 財 政 (上) | 元台湾總督府 財務局長 嶺田 丘造 |
| 第七巻 専売 ・ 国 營 企 業 | 大蔵省大臣官房調査課 川上 秀正 | 第十六巻 旧 外 地 財 政 (下) | 元樺太庁長官 棟居 俊一 |
| 第八巻 国 有 財 産 ・ 營 繕 | 山梨 大学 助教授 藤崎 憲二 | 第十七巻 朝 鮮 元 朝 鮮 總 督 府 財 務 局 長 | 水田 直昌 |
| 第九巻 通 貨 | 大蔵省大臣官房調査課 西村 紀三郎 | 第十八巻 南 洋 元 南 洋 庁 長 官 | 北島 謙次郎 |
| | 大蔵省大臣官房調査課 西村 紀三郎 | 第十九巻 關 東 州 元 關 東 州 長 官 | 高瀬 武寧 |
| | | 第二十巻 大 藏 省 大 臣 官 房 調 査 課 大 藏 事 務 官 | 山 村 勝 郎 |